

291.34-Sh69



1200500732993

1.34

69

(6)



始



9V37

291.34
Sh 69
(6)
参考課



蘆田伊人編

大日本地誌大系

新編武藏國
風土記稿六



雄山閣版

654-29

大日本地誌系 **新編武藏風土記稿第六册例言**

- 一 本卷には新編武藏風土記稿二百六十五卷の中、卷之第百八より卷之第百二十六までを収載せり。
- 一 本卷の校訂並に印刷に關する諸般のことは總て前卷に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は架藏圖書の閱覽を許され、又友人伊木壽一、相田二郎の兩君は種々有益の援助を賜はれり、茲に謹みて謝意を表す。

昭和六年十一月二十五日

蘆田伊人識

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第六册略目次

卷之百八	多磨郡之二十小宮領	一
卷之百九	同	二
卷之百十上	二十二之上同	三
卷之百十下	二十二之下同	五
卷之百十一	二十三同	七
卷之百十二	二十四同	九
卷之百十三	二十五三田領	一〇
卷之百十四	二十六同	一九
卷之百十五	二十七同	二七
卷之百十六	二十八同	二六
卷之百十七	二十九同	二五

卷之百十八 同	三十同
卷之百十九 同	三十一拜島領
卷之百二十 同	三十二山口領
卷之百二十一 同	三十三同
卷之百二十二 同	三十四野方領
卷之百二十三 同	三十五同
卷之百二十四 同	三十六同
卷之百二十五 同	三十七同
卷之百二十六 同	三十八世田ヶ谷領
要目	三五五

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第六册略目次終

新編武藏風土記稿卷之百八

多磨郡之二十 小宮領

○上草花村 上草花村は、郡の中程にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋より行程十二里餘、村の四境、東は下草花村に隣り、南は原小宮村に及び、西は菅生村に接し、北は數村入會の秣場山を境とせり、東西五町許り、南北二町ほどなり、水田少く、陸田多し、土性は眞土にて民家は百五軒、村の北の方面にして山林つゞきの村なり、其内御林一町二段八畝、この餘地頭林もあり、みな雜木ならびたり、又村内民家のめぐりに柿樹多し、檢地は寛文八年雨宮勘兵衛、享保十八年寛播摩守が承りにてたゞしあり、その後寛延元年神尾若狭守・逸見出羽守二人奉行してたゞし、明和三年にも伊奈備前守檢せり、これ等はみな後に出來たる新墾の地をたゞせしなりといへり、當村正保の頃はみな御料の地にして、御代官岡上甚右衛門支配せしが、その後何の頃にか、村内をさきて竹

田藤右衛門・水野右見守二人が先祖に賜ひしより、今も石見守・藤右衛門知行し、御料の方は御代官小野田三郎右衛門支配せり、この村にかゝりたる街道一すぢあり、同郡檜原・五日市等の村々より都下へ往來するの道なり、高札場 下草花村の内にありて、これ上下草花村の高札なり、

小名 久保村の西の方村 西ヶ谷戸北の方なる 松山これの方にて山の 峽田村の中は 高瀬村の東下草花 村の東小宮明神 村の大門前を云、

山川 平井川村の西南の方村界を流る、下草花村に 江里澤村の東方下草花 村の境を流る、

神社 小宮明神社 小名門前にあり、社領七石の御朱印を附せ 拜殿二間に四間、南向なり、祭神伊弉諾尊にて、本地文殊の 木像を神體とす、長七寸ばかり、里人の話に當社は、小田原 北條の家人小宮上野介憲明と云もの勸請せり、この憲明は小 宮十八騎のその一なりといふ、按に鐘銘には上杉上野介憲明 とあり、この人は寛政の頃の人なり、されど上杉家譜を閲る に憲明と云人なし、もし家譜には脱せるか、その傳ふるに よしなし、是によれば小田原北條の家人といへるは傳へ誤り とみえしなり、此人上杉の一族にて小宮ともいひしと見えたり

り、例祭年々十二年廿五日、餅ねりの神事あり、その日より別當大行寺へ不淨に觸たるものは入ことを許さず、住僧はもとより潔齋す、同二十八日幣帛を奉り、則かの餅を供す、僧のものいみは正月に至る、この内淨不淨によりて奇瑞ありと云、又九月廿五日大般若經を轉讀せりと、前に石階三十一段あり、是を登りて鳥居二基をたつ、拜殿の額に思無邪の三字を扁す、大門の長さ百間ばかり、社地に圓徑一尺八寸許なる鐘をかく、その銘に、

武州多西郡小宮大明神御寶前、

銘曰

大器雖晚 早成刻銘 蒲罕忽吼 鳥戰彰形
警夕應律 鳴霜入聽 音含二德 四海安寧

寛正四年癸未林鐘日

清叟銘

大檀越上杉上野介憲明

願主 別當秀全

大工 小河郷重能

八幡社除地、一段四畝、村の北方なる山ぎは

寺院 大行寺村の中間にあり、新義眞言宗、同郡横澤村大悲

寺院 大行寺村の中間にあり、鎮守山と號す、開山隆慶寂年を傳へ

ず、本尊不動木の坐像にて長二尺ばかり、客殿七間に 鐘樓八間、南向なり、御朱印寺領十三石村内にて賜ふ、 鐘樓境内に入左の 塔中 圓能寺今は廢方

法泉寺年貢地、村の西よりあり、新義眞言宗にて當寺も大破損し、住僧もなければ寺務をば姑く大行寺より兼帯せりといへり、

陽向寺 小名峽田にあり、禪宗臨濟派、同郡小和田村廣徳寺の本尊釋迦木の坐像長二尺五寸、客殿五間に七間、南向、寺領として御朱印五石の地を村内にて賜へり、

長泉寺 藥師免除地、田一段一畝五歩、如四畝、小名久保にあ

號す、開山詳ならず、本尊釋迦、木の坐像、長一尺八寸、客殿は五間に七間にして、南向なり、 藥師堂

境内にあり、二間四方の堂なり、藥師は石に彫つたる像にて、長一尺二寸ばかり、石の大きさは長一尺七寸、幅八寸ほど

なり、土人云、この藥師は昔時弘法大師行脚のとき、この村の民家某がもとに宿りしに、主の女竹と云もの死けるを不便

に思ひて、石面に爪にて彫付し像なりと、されど是等のことはたゞ里民の口碑に傳へしのみにて、信ずべきことには非れ

ど、姑く傳るまゝを

○下草花村 下草花村は、上草花村と並びたる村にて、

江戸日本橋よりの行程は上草花に同じ、これも郷庄の唱

は傳へず、村の四境、東北は熊川・福生・川崎・羽村の四

村にて、多磨川の中央を界とし、北より西に至りては上

草花村につゞき、南は平井川に限りて川の向は平澤村な

り、東西四町あまり、南北二町ほど、家數百十五軒、檢

地及領主の遷替も上村に同じ、村内に往還二條あり、一つは江戸通行の道、一つは川越への往還なり、

高札場 小名本村

小名 本村の中間 森山 東南の方 折立この所に御林

り、あ、花ノ岡 東の方に 山神北より

山川 多磨川 村の東北の

平井川 村の南の方

神社 森山明神社 年貢地、小名森山にあり、則ちその所の鎮

して、上屋あり、二間に三間半、村民の持、

山神社 除地、一畝六歩、北の方山ぎ

寺院 慈勝寺 小名本村にあり、禪宗臨濟派、同郡戸倉村光嚴寺

伯母圓壽院 理體大尼鑿開之地也と記せり、或書云、秩父島山

次郎重忠之祖父島山庄司大夫重弘之嫡女嫁子千葉常胤是重忠

之伯母也と、今客殿に安する位牌の面に、當寺開基圓壽院殿

善通理體大姉とあり、もとより卒年はしるされど位牌の上

の方に千葉家の紋月星をつけたれば、常胤の室なるにや、何

れにも後世より法號を賜りし者ならん、開山貴山得和尚、大

永元年四月十九日寂す、大永は重忠の頃よりは遙の後なれば

時代あはず、恐くは傳の誤あるべし、本尊正觀音、木の坐像

長三尺、本堂七間に八間、南向也、 鐘樓 客殿の側にあり、

今御朱印寺領、十三石を賜ふ、 堂は三間四方、

たり、 觀音堂 門を入て左の方にあり、堂は三間四方、

花藏院 小名花ノ岡にあり、新義眞言宗、同郡大久野村西福寺

代を詳にせず、本尊不動木の坐像、長一尺六寸、智證大師の

作なり、客殿五間に六間、南向なり、御朱印五石は村内にて

領せ

福壽菴 除地、如一段二畝二十歩、田一段二畝八歩、小名森山

行基の作なりと云、菴は三間に四間、

南向なり、村内の慈勝寺の持なり、

○川崎村 川崎村は、郡の中間にあり、郷庄の唱へを失

ひたり、日本橋よりの行程十一里、東は福生村に隣り、

南は多磨川を踰て下草花村に墾し、西は羽村に接し、北

は箱根ヶ崎村に及ぶ、野林を以て際界を分つ、東西三百

歩、南北五百歩餘の廣さなり、土性野土陸田のみにて平

夷の地、家數百二十九軒、處々に散住す、檢地は寛文八

年雨宮勘兵衛某、寶曆十一年伊奈半左衛門某が糺せり、

村名の起り及び地理の沿革を傳へず、正保の頃は設樂權

兵衛御代官所の外油川源之丞・石植小左衛門私領入會の

村なりしが、後改替ありて今は小野田三郎右衛門支配所

武田國之丞某・前田八郎左衛門知行所なり、

高札場 村の西に於ける往還の端にあり、

山川 多磨川 西の方羽村より入、村内を流るゝこと

神社 神明社の社地見捨地、三間に五間許、小祠、一間に一間半

寺院 宗禪寺 境内年貢地、一段廿四歩、村の中程にあり、藥王

本堂八間半に五間、本尊釋迦、木の坐像、長一尺

許、開山玉軸、正保四年十月十五日寂といふ、

藥師堂 堂地、八間に六間ばかり、村の中程にあり、

○福生村 福生村は、郡の中程より東にあり、福生郷と

稱す、山口領或瀧山領拜島領とも云、されどその證とす

べきものなし、四境、東は中里・新田及殿ヶ谷戸村にさ

かひ、南は熊川村及び多磨川を隔て下草花村に接し、西

は多磨川を隔て下草花村なり、北は川崎・石畑の兩村に

隣り、東西凡三十町、南北二十二町ほど、村名の起りを

傳へず、正保の頃は設樂權兵衛能利・岡上甚右衛門景親

御代官所の外、中澤半六某・加藤長右衛門某・榎原庄右衛

門某・永井與次郎某等采地入會の村なりしが、後改替あ

りて全く御料所となり、今は小野田三郎右衛門信利御代

官所なり、檢地屢々にして寛文八年雨宮勘兵衛某、翌九年

神社 天神社 社地、村除、九尺四方の覆屋なり、

神明社 年貢地、十二歩、二間四方

兩體權現社 社地、村除、三間四方の覆屋せり、小名長澤に

關上明神社 年貢地、十歩、二間四方の覆屋せり、多磨川岸

いづれよりか深ひ來りしな、村民古堰の上にて得たりしに、

堰は堰と訓同じければとて、關上明神と崇めしといふ、其像

長五寸許、妙見の

陵明神社 小社、小名宿にあり、村民の持、昔年多磨川上水の

故にかく云、後その銅佛を失ふて今は石のみあり、

神明宮 社地、村除、九尺四方の覆

熊野山王稻荷三社合殿 社地、村除、九尺四方の

淺間社 小名牛濱

稻荷社 小名原ヶ谷戸にあり、共

寺院 清岩院 福生山と號す、清派の禪宗、當郡小和田村廣徳寺

本尊釋迦木の坐像、長一尺二寸、開山心源、應永十年十月

寂す、開基清岩院一恒宗見大居士世俗稱及び卒年を失ふ、

中川八郎左衛門某、又十二年同人、延寶二年岡上次郎兵

衛某、同五年設樂權兵衛某・今井九右衛門、元祿五年杉

山八郎兵衛某、元文元年大岡越前守忠相たゞせり、正保

の頃は皆畑の地なりしが、今は水田も少く開けり、民家

二百二十二軒、この邊の百姓等農隙には多磨川に出て材

木を筏に作りて流し、或は漁獵をなして生産の資とす、

此の邊日本橋よりの行程十二里にあまれり、

高札場 小名原に

小名 宿村の中程 新屋敷 中福生 長澤 以上皆中程

馬喰ヶ谷戸村の西 上屋敷村の西の 上内出なり、西

牛濱 熊川村の界 宣戸東の方

山川 多磨川 村民船一艘を置、常に土人の往來を

水利 多磨川上水 元文五年水路をかへられ新に穿し上水堀な

て東流す、又村北より東へかけ、この上水より南十間餘を隔

て、古堀の迹あり、熊川・拜嶋兩村までに通じて、凡五六町の

間なり、其廣さ六間許、この上水路より南へ距ること十間餘

を隔つ、是用水を道引し所なるにや、土人に尋ねるに、何故

の掘跡と云こ

長徳寺 境内除地、九畝、玉雲山と號す、清派の禪宗、小和田

の坐像、長一尺五寸、開

山肯外、寛正元年寂す、十王堂 境内に

寶藏院 除地、一段五畝、明玉山と號、新義眞言宗、當郡大久

にて、長二尺五寸、

開基は詳ならず、

觀音堂 二間に三間、十一面觀音

○菅生村 菅生村は、郡の北にあり、郷庄の唱を傳へず

江戸日本橋より行程十二里、村の四境、東は草花村に隣

り、南は平井川を隔て、平井・瀬戸岡の二村に堺ひ、西

も又平井村なり、北は友田・長淵・羽村の三村に接せり、

東西一里半、南北二十町餘、すべて山間の村にて、西へ

よりたる方はことに山谷多し、民家百十三戸、山ぎはに

そひて散住す、水田少く陸田最多し、土性は眞土なり、

御入國よりこのかた御料所にて、正保の頃は御代官岡上

甚右衛門支配せりと云、寛文年中雨宮勘兵衛をして租米

の數を定めしむ、今は御代官小野田三郎右衛門が支配所

なり、

高札場 村の中央より東

小名 尾崎の縁にあり、

平内ヶ谷戸村の中程

水穴耕

地村の中程より、井沼村の東に、若宮ヶ谷戸なり、同じ邊東寄にあり、四軒在家耕地にあり、観音耕地あり、北山谷の村にあり、北にあ、上村の西を、

山川 長手山

柳澤山

大澤山 以上の三山いづれも小山なり、その外無名の山最多しと云ふ、

平井川 村の南の方なる村境を流る、水源は本郡西の方大久野村に達して多磨川に合す、村内を流る、こと凡二十町ばかり、川幅二十四五間に及べり、

鯉小川 村内西の方より湧出し、村の中ほどを東の方へ流れ、里、

橋梁 橋四ヶ所の土橋にて、何れも自善請所なり、

水利 用水、村内平井川を堰入る、水田にそ、

まんじ峠 文字詳ならず、村の北の方あり、八王子より青梅道村内にかゝること二十町許、南の方瀬戸岡よりこの村に入り、北の方友田村にいたる、

神社 山神社 除地、五畝、社地三畝、無年貢地、小名上にあり、本地十一面観音を身置とす、例祭年々八月朔日、この邊の鎮守なり、この社は往古今の所より北の方にありしといふ、いづの頃この地にうつせし、末社 第六天社 稻荷社 辨

天社 以上三社みな小社なり、

稻荷社 除地、二十八歩、小名尾崎にあり、

若宮八幡社 除地、百八十五坪、小名若宮ヶ谷戸にあり、

山神社 本社に向て左

山神社 除地、四畝二十四歩、小名尾崎にあり、

日天社 除地、六畝二十歩、同所にあり、是を日ノ森と云、

寺院 藏守院 村の北の方大澤山の東にあり、禪宗曹洞派、菅生重、天正十二年七月十三日示寂、是は本寺天寧寺の六世なり、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

大日堂 二

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

開基知れず、本尊十一面観音、木の坐像、長六寸許、客殿五間に四間、南向なり、

福泉寺 除地、四段八畝、小名井沼にあり、禪宗臨濟派、同郡小和村、末、金谷山と號す、開山の僧教外支授、寂年を傳へず、本尊釋迦、木の坐像にして、長九寸、客殿七間に五間半、南向なり、

寶藏寺 尾崎にあり、禪宗曹洞派、同派平井村寶光寺末、光雲、是は本山寶光寺の五世なり、本尊藥師木の坐像、長七寸許、客殿八間半に五間半、南向なり、

境内に入り正面にあり、四間四方の堂なり、この堂往古は今の所より、一町ばかり西の方にありしが、先年この寺の内へ、うつせりと、されどその舊地は詳ならず、本尊如意輪観音、木の坐像、長一寸八分、秘佛なり、たかやさんの木もてつく、

りし厨子に納めをけり、寺傳に、この観音は右大將頼朝の三男薩摩守忠國の母丹後局の守本尊にて、弘法大師の作なりと、

云傳へたれど、詳ならず、されど古より此寺にありしことは御朱印にてしる、按に島津系圖に頼朝の三男豊後守忠久、いとけなき時、母丹後局と、もに忍びて上方より關東に下り、

建久七年八月一日忠久十八歳にて薩州に下向すと云、是れによれば、こゝに云、薩摩守忠國といへるは則忠久が事にや、

系圖には忠國といひしことは見え、かく母とも、もにしばし、がほど關東にありしといへば、寺傳にいふ所もさらに據なし、

神社 神明社 社地年貢地、一段歩、村の西南の隅にあり、小社守にて、村

高札場 村の東へよ、

山川 平井川 村の北草花村

の境を流る、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

大日堂 二

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

大日堂 二

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

大日堂 二

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

大日堂 二

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

像、長一尺五寸ばかり、

泉藏院 境内、四段、無年貢地、村の北にあり、新義真言宗、

御朱印 寺領八石を賜ふ、領地は村内にあり、

像、長一尺五寸ばかり、

寺院 珠龍院 寺地、五畝、村の西によりてあり、禪宗臨濟派、

挑英洞和尚、應永卅三年十月九日示寂す、本尊彌陀、木の坐像、長一尺五寸、客殿に安す、御朱印寺領十石を領せり、

○牛沼村 牛沼村は、郡の中程にあり、秋留郷に屬す、すべて平地にして秋川に臨めり、故に洪水の患あり、土性は眞土にて陸田多く、水田少く、東北は油平村に接し西は代織村に隣り、南は秋川を越て戸吹村に墾ひ、四方凡五六町の村なり、民家三十六軒、耕織の外他の營なし日本橋まで行程十二里、貞享五年設樂甚左衛門檢して貢税を定む、正保の頃は飯室金五郎の采邑、今は水野右見守采地なり、其賜はりし年代を傳へず、

小名 前窪村の東の方 大下南の方を 大上北の方を

山川 供養塚山

矢崎山

朽淵山

小田山

松林山 以上何れも秋川の南にあり、

秋川 潤さ十九間ばかり、夏より秋に至り徒渉す、冬は橋を架して往來せり、

土産 鮎 秋川より出づ、官の用ある時は、鮎每尾四十錢の直を與へらる、

神社 日吉山王社 社地除、一段五畝、村の南にあり、本社に村内の鎮守なり、祭神は大己貴命・少彦名命鎮座の年歴詳ならず、例祭二月初午及び四月初二兩度の申日をもて祭れり、神職中村大和 末社 八幡宮 牛頭天王 抱瘡神 稻荷 辨天何れも小 大鐘享保十六年の新編銘文あり、神樂堂二間に 三間に

日光大權現社 社地除、三段二畝十歩、秋川の向ふにあり、第六天社 社地除、二畝、村の北にあり、

寺院 德重院 境内除地、八畝、又別に三畝、村の南にあり、牛

庵窓芳西堂禪師、文正元年九月十二日寂す、本尊十一面觀音客殿に安す、前に不動の木像を置く、弘法大師の作と云、客殿五間半に六間、 寺寶 地藏尊一軀 惠心の作、藥師

堂門なり、右にあり、二間半に三 神明社 門を入て北の方

堂間なり、十二神の像を安す、 稻荷抱瘡神あり、何れも小社なり、

舊家 坂本氏 村内に坂本姓の農夫九戸あり、坂本和泉守の子孫

住人のよし見えたり、和泉守は油平村八幡の棟札に、此村の慶長の頃の人にや、

○油平村 油平村は、郡の中程にあり、秋留郷に屬す、東北二方は雨間村に隣り、巽の方より南の方は牛沼村に接し、西は代織村に界ひ、四方纔に三町餘の村なり、民家二十四軒、土地の開けし年歴を傳へず、又古き領主の姓名も失したれど、村に傳ふる寛永十八年の檢地帳に、油平村中島茂兵衛・上給油川六太夫・上給内藤與三兵衛・上給設樂長兵衛檢地すとあれば、此頃人の知行を收公せられて御料の地と成しなるべし、已に正保の頃は御代官設樂長兵衛が支配所の由ものに見えたり、其餘遷替詳ならず、後に北村善兵衛か采地となる、土地平衍にして高低なし、土性は野土、耕作の暇に、女は紡織のことをなして生産の助となせり、日本橋まで行程十二里、

小名 新田村の北

神社 八幡社 社地除、一段四歩、村の中ほどにあり、小社にして覆屋一間半に二間、南向、丘上にありて、凡

三代官百文免指置

氏子中村但馬守

大檀那 内藤與三兵衛

牛沼 同彌二左衛門

中島長三郎

坂本和泉守

秋留油平村 御下代 彌兵衛

次右衛門

以下姓名磨滅見えがたし

三十七級許の石坂あり、例祭年々八月十五日、社頭に古棟札あり、裏に年號を録して慶長十三年とあり、慶下の一字剝落して見え、恐く慶長ならんか、此棟札に據れば當村も秋留郷の唱ありしは古きこと知らる、 末社 稻荷

富士淺間社 村の西にあり、寛延の棟札に據るに、祭神木花開耶姫本地五智如來なり、鎮座の由来を傳へずて小社なり、

寺院 福泉寺 境内除地、一段一畝十三歩、村の中ほどにあり、

客殿五間に七間、東向、本尊十一面觀音、脇立不動毘沙門客殿に安す、開山徹堂薰西堂、文祿元年五月九日示寂す、

○上代織村 下代織村 繼代村は、郡の中程にあり、秋留郷なり、江戸日本橋より行程十二里、今上下二ヶ村に分れたれど、正保の比のものには合して一村とせり、今も村内すべて上下入會にして、詳に分ちがたければ姑く合せしるせり、村の四境、東は牛沼村に隣り、南は山頂を界として戸吹村に及び、西は淵上村に續き、北は平井村に接せり、東西四五町、南北二十町ばかり、村内多くは平地にして、南の方に少しく山あり、土性は眞土黒土交

れり、水田は少く陸田多し、民家九十八軒、所々に散住す、正保の頃は御料所にして御代官福村長右衛門支配すその後のことさだかならず、寶曆四年米津越中守政崇に賜り、今もその子孫米津伊勢守政懿が領地なり、檢地は寛文七年曾根五郎左衛門が承りにてたゞせりと云、村内に一條の道あり、八王子より伊奈五日市邊への道なり、村内にかゝること凡七町餘、

高札場 村の中ほど

小名 上村の西の方へ、下村の東の方へ

山川 秋川 村の南方を流る、村内を經過すること七町餘、西より秋川の南岸は嶮岨なる山にて、川の方は斷岸なり、水流急にしてたの魚はすくなく、たゞ鮎多くすめり、因て年々鮎をとりにて賣物とす、

渡津 秋川 夏より秋まで歩行渡なり、冬は橋を架して往來せり、この所にて幅二十四間あまりなり、

水利 秋川に堰二ヶ所ありて、用水 村内の水田に沃く、

神社 神明社 社地、六十坪、無年貢地、外に餘地一段四畝十七間半、南向、社地に圍み一丈ばかり、末社 八幡社 本社なる杉一本あり、村内東海寺の持、

不動堂 除地、二段六畝、堂地無年貢地、百二十坪、村の中程にあり、わづかなる堂にて、上屋二間四方、南向なり、

明社 境内に入て左、愛宕社 向て右の方にあり、

淵上村 淵上村は、郡の中程より少しく南にあり、秋留郷なり、江戸日本橋より行程十二里、村名の起りを尋るに、村内秋川の流の内古へ地蔵淵といひし所なり、その淵の上なる村故にかくよべりと云、今はその淵も瀬かはりて南の方なる山際を流るゝにより、淵のありし所は陸地となり、水田の廣さ三段八畝あり、村の四境、東は代繼村に隣り、南は山の絶頂を界として戸吹村に接し、西は引田村に続き、北は平井村に及び、東西十二町、南北二十町許、地形多くは平地なれど、南の方秋川の邊に至りては二十間許なるなだれなり、民家は三十四軒、秋川に傍うて散在す、北の方は秋留の原にて、民家もなく陸田なり、土性は眞土黒土交れり、昔は皆畑の村なりしが、近きころ地蔵淵の水田出来しかど猶陸田勝の地なり、檢地は寛文七年曾根五郎左衛門たゞせり、此村は御入國の後正保の頃は御料所にて、御代官福村長右衛門支配せし

の方にあり、稻荷社 此れも同じ邊にあり、小祠、

風神社 除地、三畝十二歩、村の西の方にあり、小祠、南向なり、村内東海寺の持、

山神社 除地、三畝、村の東にあり、小祠、南向、これも東海寺の持なり、

寺院 金松院 村の東の方にあり、禪宗臨濟派、同郡小和田村廣寺、開基は北條左京大夫氏政なりといへり、八月二十四日示寂す、開基は北條左京大夫氏政なりといへり、今按に開基の時代後れたれば、中興の開基なりや詳ならず、本尊聖觀音木の坐像、長一尺七寸、客殿七間に五間、南向なり、慶安二年御朱印八石四斗の寺領を村内にて御寄附ありと云、熊野稻荷三峯相社 右いづれも合社門を

眞城寺 村の西の方にあり、禪宗臨濟派、同郡戸倉村光嚴寺の末山なり、慶安年中寺領七石二斗の地を御朱印村内にて賜ふ、興國山と號す、開山復庵宗已大光、延文二年九月二十六日寂、開基は北條氏照なりと云、年歴も合ざれば氏照中興の開基なるか、今よりは考ふべからず、本尊地藏木の坐像、長八寸、本堂七間半に五間半、南向、藥師堂 門を入て正面にあり、一間半四方の堂なり、藥師は坐像、長一尺二寸許り、

東海寺 除地、一段一畝十七歩、境内無年貢地、村の西にあり、新義眞言宗、同郡横澤村大悲願寺の末、代繼山と號す、

彌陀堂 三間に五間、東向なり、客殿の傍にあり、彌陀は木の坐像、長一尺許り、

が、延享四年田安殿に賜ひしより今にかはらず、高札場 村の中程

小名 中丸 村の東の方へ、藥師上 村の北の方にあり、往古此名起れりと云、其後何の頃に、早道場 村の北平井村か村内觀音寺の境内に移せり、

山川 秋川 村の西の方引田村より當村に入り、二十町許りを流す、この川にて村民鮎をとりにて賣物となせること、前に云ごとし、

原野 秋留原 北の方にあり、

秣場 此れは引田村の地内にあり、則かの村と、入會の秣場なり、又深澤村内にも少しばかりあり、これも入會の持、

渡津 秋川 夏秋は歩行渡、十一月より三月までの間は、土橋を設け往來を便す、橋の長さ十五間、幅四尺村民の普請所なり、

水利 秋川の水を用水とす、秋川の水を旱魃の患なしと云、

神社 出雲明神社 除地、三段五畝十二歩、村の西にあり、小祠、上屋二間半に三間、南向なり、前に鳥居をたつ、村の鎮守なり、例祭、末社 太神宮 八幡社、春日社 熊野社 天王社 稻荷社 以上六社ともに小祠なり、疱瘡神社 小祠、右の方にあり、

寺院 觀音寺 境内二段許、無年貢地、村の東の方にあり、禪宗
開山江印徳西堂と號す、嘉吉二年五月二十四日示寂す、
本尊觀音木の坐像、長六寸許、客殿七間に五間、南向、藥
師堂 客殿の側にあり、二間四方の堂なり、本尊荒神の像にて
は村の北秋留ノ原にありしが、いつ
の頃よりかこゝにうつせりといふ、
地藏堂 凡百坪、堂地無年貢、村の中ほど地藏淵の邊にあり、
地蔵堂 二間四方の堂なり、石の地藏、長一尺許りなるを安置
す、弘法大師のさくといひ傳
ふ、村内觀音寺のもちなり、

○網代村 網代村は、郡の中程より少く西にあり、江戸
を隔ること十二里、東は秋川の對岸引田村に境ひ、南は
山を隔て川口村に隣り、西は高尾村に接し、北も秋川の
對岸山田村なり、村内小名なし、東西十八町餘、南北十
六町許、水田多く陸田少し、民戸二十四軒、東北の方は
秋川流る、西南の方はさせる高山には非れども、小山多
く連れり、この村所領の姓氏も古へのことは傳へず、御
入國の後正保より延寶五年までは、御代官福村長右衛門
支配所なり、其間寛文七年曾根五郎左衛門檢地せり、延
寶六年より天明三年まで百餘年の間、近山六左衛門・萬
年長十郎・池田新兵衛・平岡三郎右衛門・伊奈半左衛門・比
企長左衛門・會田伊右衛門・石川傳兵衛・河原清兵衛・江川

太郎左衛門・荻原源八郎・上坂安左衛門・大屋奎之助數人
の御代官所となり、天明三年の五月より大久保加賀守忠
顯が領分となり、今も同家の領分なり、
高札場 村の中程
にあり、

山川 城山 辨天の窟より西の方三町餘にあり、山の高きは登り
頂を下ること數十歩四方にから堀を構ふ、古へ戰爭
の頃遠見の場所にもなりしやと土人のつたへり
神社 湯場權現社 小祠、村の南山間にあり、五十年前までは
此地に温泉ありしよし、今は湯つばのみを
殘せ

辨財天社 社地、二町四方、村の西南の方山の嶺にあり、農志
縁起を聞に神體は惠心僧都の作にて、二天十六童子は運慶の
作なりと云、天正十九年十一月御朱印を賜はり、社領五石の
地を村内にて御寄附あり、 奥院 本社の南の方一町許を上
是を奥ノ院と云、毘沙門 鐘樓 本社の東にあり、八尺四方
大黒等の石像を置く、 鐘樓 鐘の徑り二尺、延寶七年の
鑄造なり 別當妙臺寺 引谷山と云、禪宗臨濟派、郡中小和
開山江印貞治三年の示寂にて、中興は龍雲と云僧なり、開基
は足利尊氏と云、されど尊氏は延文元年の逝去なれば、夫よ
り前の遺立なるべし、其頃はとも繁榮にて、寺領五百石寺
中三十六院ありと、今に礎石など殘れり、されば往古は寶物

も多く有しが、北條家争亂の時焼亡せし故今は傳はらずと云
本堂四間に七間、本尊十一面觀音、木の坐像、長七寸五分、
惠心作、又鏡庵妙臺大姉嘉吉三二イ三月十八日と書したる位
牌を本堂に置けり、由緒を傳ず、村内に貴志善兵衛と云舊家
あり、もしくはこの家ゆかりのものなりやと土人はいへども
據らなし、善兵衛も舊家と云傳ふのみにてさせる記録もなけ
れば、すなはち舊家
の條にばのせず、

禪昌寺 除地、一段五畝、村の東にあり、瑞林山と號す、前の
禪昌寺 妙臺寺と同宗同本山なり、開山天甫藏岩、享祿元戊子
年月日つまびらかならず示寂
す、本尊十一面觀音を安置す、

舊家 百姓五兵衛 小田原北條家當所を領せし頃より、村の里
正たるよし今もしかなり、北條家より賜は
りし文書を藏せり、
其文は左のごとし、

御領所方諸百姓御諭言申上ルニ付、御赦免之條々
一來秋御年貢半分、米成ニ被定畢、納法六升内七升
目之間ニ可定之、猶隨世見之賣買、來秋以御印判
可被仰出、殘半分以精錢可納之、如其年定、百文
之内貳拾五錢ハ可爲中錢、重テ料足之本可被下事、
一借錢借米同様下等并質物諸色、本利共ニ被入徳政
上、請札致持參、公文相談穩便ニ可取返之、但未
歲春夏之間、質物俵物共ニ限三島西町、流候しち
物之儀ハ、其藏ニ雖有之、不可取返事、

一田畑年期賣之事、
三ヶ年ニ至テ約諾ハ、二年百姓ニ返付、一年買
手可拘、五年期ハ三ヶ年、百姓方へ可返付、然
ハ申西兩年百姓ニ付、戌年以後ハ買手可拘、以
此積約諾之年記可定之、
以上三ヶ條

此外徳政入間敷條々、
一御年貢、反錢、棟別錢等地下中未進ニ付而、或ハ
代官或ハ諸奉行取越納候猶料足ハ、速百姓可致皆
濟事、

一御一家中藏錢被除之事、
一無色錢除之事、
以上三ヶ條

右條々御赦免之上ハ、諸納所夫錢以下、毛頭無未進
致皆濟、向後田島荒間敷捧御請狀、此書出シ可以載
然者出家奉公人・商人・諸職人以下田畑出作之者ニ、
努々徳政被下間敷、但是等之類も百姓役致之付而者
百姓同前ニ可被入徳政、所詮代官名主等、令分別可
申付、猶相紛儀有之ハ、可遂披露旨被仰出狀如件、
按に永祿三年賦
庚申十一月十六日

網代

百姓中

御書出

右網代之山作棟別七間分之所ニ、五間之御用捨有之
貳間依無御印判、代官衆及催促人馬引候、迷惑之段
依御詔言申、此度貳間分御赦免、御印判被下候、此
上御陣役并御印判を以、被仰付御用、聊無々沙汰可
走廻候、少も御公方御用致不足ニ付而者、可被懸過
失、爲先此印判しち物ニ引候、人頭並馬取返御公方
御用嚴密ニ可走廻旨、被仰出者也、仍而如件、
天正五年丁丑十一月七日

由木奉之

網代

山作

○山田村 山田村は、其地名の起りを尋るに、村内瑞雲
寺の開基瑞雲尼、はじめ勢州山田慶光院に住して、それ
より當所に移住ありしゆへ、かの勢州の地名をこゝにう
つして山田と號すと云、寺傳によるにこの尼は鎌倉公方
基氏の伯母なり、こゝに移住ありしは貞治・應安の頃なる
べし、されば土地の開けしもそれより前にありしならん
中古のことはすべて傳を失へり、御入國よりこのかた久

しく御料所なりしが、延享二年二月より田安殿の領地と
なりて、今もかはらず郡中に山田と號する所二ヶ所あり
その唱は田の字の訓清濁を以わかつとぞ、由井領のはす
みてやまたと唱へ、當村をば濁りて山だと云、當村は秋
留郷小宮領に屬して、郡の中心より少く西の方にあたれ
り、江戸日本橋より行程十二里、家數八十七軒、東は引
田村に接し、南は網代村にて、大抵秋川を界とす、西よ
り北へは伊奈村にて、北の正面は平井村に隣れり、東西
十町ばかり、南北は五町にあまりり、水田は秋川の南に
わづかありて、居村の方には陸田多し、山林もわづか交
はれり、

高札場 小名上山田
にあり、

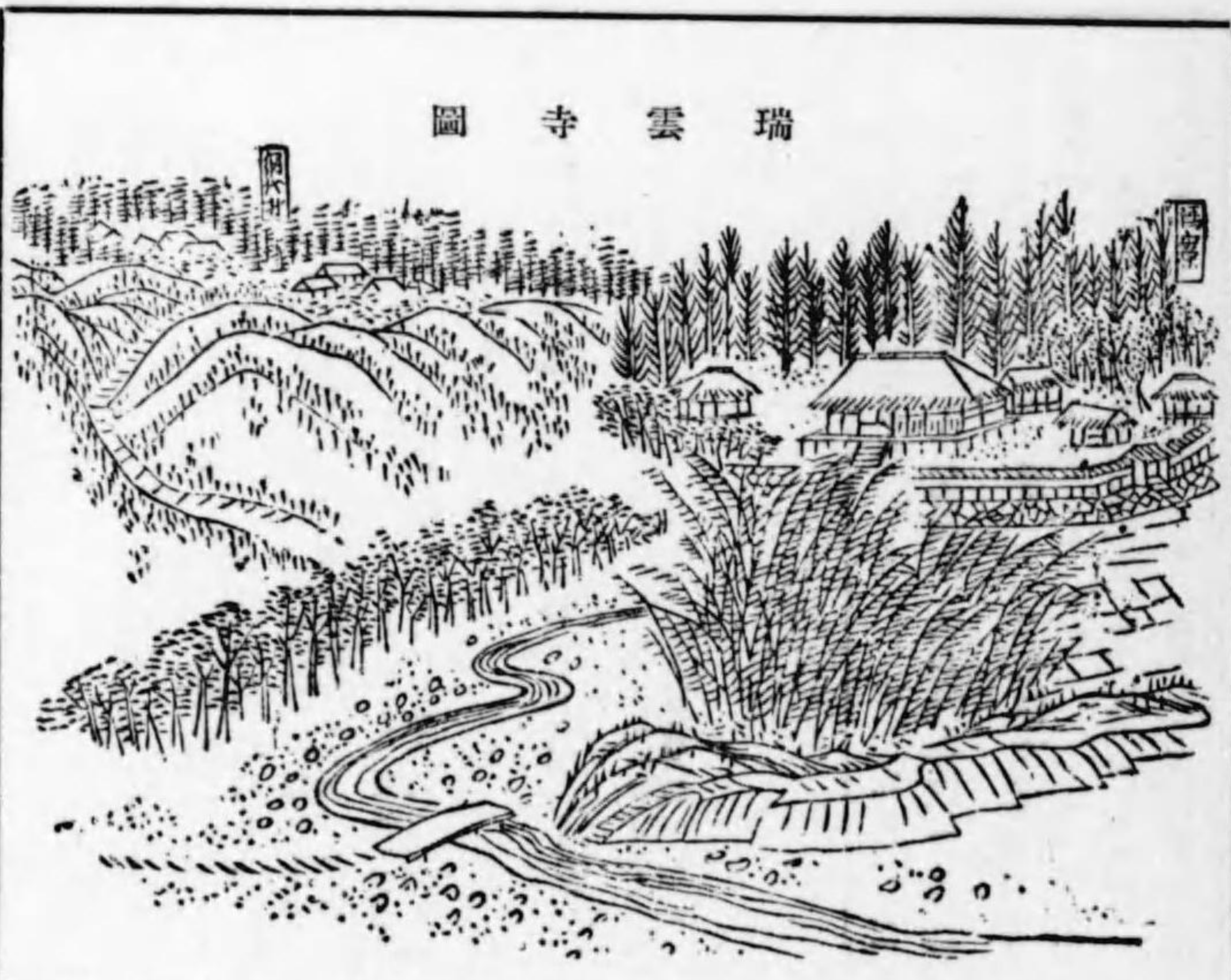
小名 上山田村の西の、下山田村の東の

山川 秋川村の南を流るゝこと四町許、
山田川幅大抵百間ばかりなり、

橋梁 橋 秋川に架す、
長二十間程、

神社 天満天神社 村の東寄にあり、瑞雲尼の建立なりと云、
然れば貞治・應安の頃の創建なるべし、小社
にして拜殿あり、二間に三間、社地に山林あ
り、村内能満寺の隱居所、常照寺の持なり、 鐘樓 八町四
大さ二尺五寸、寛保元年
新に造りしものなり、

瑞雲寺圖



寺院 瑞雲寺 境内寺領の内なり、村の西にあり、禪宗臨濟派、
倉公方基氏の伯母瑞雲寺殿喜深折大姉なり、或は云、此尼は
基氏の伯母に非ず、母儀なりと、いづれが是なりや、應安四
年七月寂せしよし記録あり、此尼當寺建立の時、常州水戸高
岡法雲寺の開山大光禪師復菴宗日和尚を請待して開山とせり
第二世明室證公和尚は公方基氏の二男なりと云へり、されど
此和尚應永二年四月十八日年七十二にして化すと云時は、正
中元年に生れし人なり、其氏は應永三年の出生なれば、基氏
より長ずること十七年なり、寺傳恐くは誤れりと見たり、此
後のことはすべて詳なることと傳へず、小田原北條家分國の
頃は、寺領百貫文を寄附せしと云、御入國の後天正十九年十
一月、村内八石の地御寄附の御朱 表門 七尺に六尺、東向
の門なりとぞ、今は扉も損壞してなし、柱棟共に虫ばみて古
色なり、屋根は葺葺にていと古質なり、門前に農家二軒あり
本堂 十二間半に六間、本尊彌陀古佛なり、作しれず、又足利
にて碑面に文字を彫る、長壽寺殿仁山妙善大居士、瑞雲寺殿
玉巖听公大禪定門、永安寺殿巖山全公大禪定門、堂に瑞雲寺の
三字を扁す、開山大光禪師の筆なりと云、寺の字は菴の字の
ありし上へほりかされたるものなり、相傳ふ昔は菴室なりし
が、其頃掲げし額を、一寺となりし後、菴の字を寺にあらた
めて、そのまゝ用ゐしとぞ、古質にしていと殊勝なる額なり
又佛前に古物の卓一基あり、長さ四尺許、幅一尺五寸、高さ
四尺五寸ほど、黒塗にして唐草を高彫にす、これも額と同時
のものなり、 寺寶藥師十二神畫像一幅 絹地に堅物な
といへり、 畫工の名を傳

へす、開山大光禪師入唐のとき携來る所なり 開山畫像一
とぞ、極彩色にて繪のさま至て古色なり、 鐘樓 本堂の
幅是も絹地にて極彩色なり、開山の自畫讚な 鐘樓前にあ
り、鐘は大き二尺二寸、元 觀音堂 本堂の西にあり、二間
文中造りしものなりと、 觀音堂 四面、東向なり、正觀
音の坐像は弘法大師の作にして、瑞雲尼所持の像なりと云、
獅子窟の三字を扁額す、これも開山の書なりと云、この堂は
天正以來の造立にて、古の堂は今存すれども、調度など藏め
置く所となれり、大き二間半四面はなほ古色なり、棟札の
文左に 棟札一枚 竪一尺五寸、
尊氏像 東帯の容なり、坐像にして長一尺五寸 八幡宮 小祠
尊氏像あまり、厨子にいられて中堂に安せり、 八幡宮 小祠
辨天祠 これも小祠、境内 端雲尼墓 本堂の西の方にあり、
り、 ばか 端雲尼墓 五輪の塔高さ四尺五寸

具一切功德慈眼視衆生 大工左衛門次郎
尊氏公 大禮那小宮上野介顯宗 石川藤右衛門尉宗次花押
奉再造立御堂一字之事 當住寺善養
祈願所 同左衛門頭綱明 代官 萩原國書助宗能花押
福聚海無量是故應頂禮 鍛冶七郎左衛門尉

それより世々當所に住す、後子孫小宮上野介顯家に仕へしと
ぞ、遙の後寛文中檢地ありしに、二人の由緒を訴へければ
居宅のかまへを免除せらる、今に大屋敷と唱へいとひろき
構へなり、中にも五郎左衛門か屋敷にて、七間半にあまれる
榎樹あり、先祖よりの住所なれば、かゝる喬木もあるならん
と云傳へたり、されど二人ともに古記録を傳へざれば、其詳
なること總
て知らず、

○引田村 引田村は、山田村の東隣にあり、秋留郷を唱
ふ、庄名は失へり、江戸日本橋より行程十二里、村の四
境、東は淵ノ上・戸吹の二村にとなり、南は網代・口川の
兩村に及び、西は又網代村・山田村なり、北は平井村の原
につゞけり、東西四町半許、南北十七町餘、村内すべて
山林にして、高低の地なり、水田少く陸田多く、土性は
眞土野土なり、民家百二十軒、所々に散住す、御入國以
前はの邊平山右衛門太夫と云もの、領地にして、當村
はその家臣志村肥前守が采地なりしと云傳ふれど、平山
及志村がこと總て詳ならず、正保の比は御料所にて、御
代官福村長右衛門支配せしが、寶永五年村内を割て前田
信濃守・川村外記二人が先祖に分ち賜りしより、今に至て
二人が采地なり、其餘は猶御料所にて、御代官小野田三
郎右衛門支配せり、今村内を三つに分かつ、上中下の唱
あり、御料の地を上分と云も、前田信濃守が知行を中分

番匠以上五百人 寺願大和木工連名
時天文五年丙申卯月八日
くきの主石川藤左衛門尉
▲▲▲▲▲▲▲▲
▲▲▲▲▲▲▲▲
▲▲▲▲▲▲▲▲

能滿寺 境内寺領の内なり、村の東にあり、これも臨濟派にて
廣徳寺の末寺なり、鏡意山と號す、寺領七石二斗の御
朱印を賜へり、開山心源和尚應永十年十月十三日寂せ
り、本堂八間に五間半、南向、本尊虚空蔵を安す、 藥師
堂 境内南の方にあり、西へ向へり、三間四面、相傳ふ、此堂
古は秋川を隔て向にありしが、元龜三年再建の時境内へ遷
座せ
常照寺 村の東の方能滿寺御朱印の内により、もと能滿寺の住
持華陰和尚の造立にて、天福庵と號し、能滿寺持の菴
なりしが、後に龜齡和尚のとき、一寺とし天神山常照寺と號
せり、故に龜齡和尚を以開山とす、和尚は天文四年二月十日
寂す、今に能滿寺隱居の住所とせり、本堂四
間に六間、南向なり、本尊は藥師を安置す、
舊家 百姓五郎左衛門を國書助宗能と云、先祖
百姓藤左衛門 先祖を石川藤左衛門宗次と云、相傳ふ、萩原
石川二人は昔瑞雲尼に供奉して當所へ來り、

と稱し、川村外記が采地を下分と呼べり、
高札場二ヶ所 一は小名馬乗坂にあり、
一は小名番場にあり、
小名 殿澤村の中程より少く、門坂前のつゞ、馬乗坂西に
あり、番場にあり、中平村の中程より少く、久保ヶ谷
戸村の東に、山王林前のつゞ、宮坂村の東界
山川 一ノ澤 秋川より南の方にあり、河原つゞきにて懸崖の地
茂し、風景もつ
ともよろし、
二ノ澤 前のつゞき、此所の澤に宇赤谷と號する所より
三ノ澤 前のつゞき、
秋川 村の西より東の方へ村の中程を流る、
橋梁 橋二ヶ所 一は一ノ澤、一は三ノ澤にあり、共に秋川に架
神社 大宮明神社 社地、一萬六千二百坪餘、村の東の方にあ
は弘法大師の作なりと云、大永年中再興の棟札あり、されば
古き社なる事は知らる、例祭年々二月初日村の鎮守なり、村
内眞照寺の持、末社 若宮八幡社、
棟札左の如し、

日吉山王社社地、七千二百坪餘、秋川の端にあり、小社東再興は天正十七年志村肥前守と云ふ、村内眞照寺の持、例祭二月初午、四月初申、同月二の申の日なり、この社へ彼肥前守の納しと云古き繪圖の如き繪馬あり、繪馬駈は八寸五分横は六寸ありて、畫様は狼の馬を曳たるを高く彫たるものなり

殊者之

奉天下泰平國

敬白

大禮那御武運長久
仍キニテ 棟札如件

氏子等快樂

大 日奉宗運



繪馬の裏書に

武州多西引田村、當領主日奉之朝臣平山右衛門大夫也、此家中某令知行當所内、有山王權現古跡中絶年久者也、忝信心某得心過去因現在未來業、今歲天正十七己丑奉再興新殿一字、次某自男號角藏者十七歳而刻之、奉寄進當社也、仍而如件、

甲州鶴郡鶴川組生

所願成就皆令満足、志村肥前守景元花押

引田山眞照寺

本地供養修法堂是を正音寺と云ふ、寺號を唱ふれども、別當前守の遺立にはあらず、堂は二間に三間、是も志村肥

愛宕社社地、千八百坪餘、小名山玉林にあり、小社、祭神は素戔嗚尊にて、本社は藥師佛なり、眞照寺の持なり、

末社 疱瘡神小社なり

山神社一ノ深にあり、小社、是も眞照寺の持、

山神社三ノ深にあり、

神明社村の南の方にあり、持前におなじ、小社なり

寺院 眞照寺村の東にあり、新義眞言宗、同郡横澤村大悲願寺の末山なり、御朱印寺領七石、引田山金蓮院と號

す、もと金華山と云しが、いつの頃か今の山號となる、寛平三年の起立にして、開山の僧は善寛と云へり、この僧は同き九年七月廿一日寂す、延文元年鎌倉公方左馬頭源某氏再建ありとて、今も起立再建二度の棟札を藏せり、その文末に出す、又正慶元年の鐘銘もあれば、延文の再建は疑なきもの也、本堂藥師行基菩薩の作なり、本堂九間に六間半、南向、前に門あり、大門前三町ばかりの直道にして、秋留川まで見わたすほどいとひろき境なり、境内秋川向に日照山と云處ありこの所に往古は本堂ありしとぞ、此寺に正慶元年に鑄たる鐘ありしが、今はうせて伊豆國伊豆權現の別當般若院と云へる寺にありといひ傳ふ、故に天明年中寺僧伊豆權現へ詣て、かしこの僧にこの事を尋ければ、件の鐘も現にあり、又口碑にも武藏の日照山と云所より、亂世の頃何ものか持來たる陣鐘なりといひ傳へり、されど銘文は刻したれど寺號もなく、國郡村名もみえざれば、定か 藥師堂 境内本堂の後にありなることはしるに由なし、

寛平三辛亥

奉建立 堂一字 天長寶祚國土安

二月吉祥日

本尊□基菩薩作

欠字せるは文字のきえたる所なり

眞照寺

延元元丙申年 □□山金蓮院
奉再興藥師堂一字天長寶祚武運長久處
八月吉祥日 大且那 足利氏基氏再興也

□寺

寺舊鐘樓聲弗大揚者、久之住山

天外志高禪師、謀於

檀門施財之外復謂籍衆緣益奇僧

俗見聞□助、乃命工倭範模一鑄、就

功謂銘於圓乘比丘清拙正澄、喜而

贊曰、昔梁武帝因

寶誌禪師之言、詔天下寺毀鐘當舒

徐、其聲俾地獄聞而息苦然則鐘之

功大矣、銘予宜爲銘曰、

眞惠長弘

惟慈已巨鋪、厥功在音、號令晨昏、禮口山林、
下徹空輪、上窮有頂、停酸息苦、警夢發省、
開齊捧鉢、出定舒容、得句狂扣、悟禪夜春、
音唯一體、機乃弗應、其聞則同、名證所證、
如來亦爾、一音演揚、

大歲壬申正慶元年解制前一日

大工 秀吉

この一行減して見えず

今の銘文は考證に益 阿彌陀堂境内にあり、 三島明神社
なければ略せり、

稻荷社 天満宮 以上三社はみな小社
境内にあり、

寶泉寺 境内除地、一段五畝歩、村の西にあり、龍淵山と號す
禪宗臨濟派、郡中小和田村廣徳寺の末山なり、開山知
れず、客殿五間に三間半、南向

舊蹟 日照山 眞照寺の舊地、前に出せ
ミラテヤマ一ノ澤の山上にあり、

舊家 鍛工菅次 此村下分の名主なり、先祖より鍛冶を業とし
て今の菅次まで九代連綿せりと云、菅次は延
壽吉國と名乗り、彼が先祖は詳ならざれども、祖父國嘉は武
藏太郎安國が弟子なり、國嘉は正徳享保の頃の人にて、安國

と共に江戸へも召れ、御庭にて下鍛をせり、此時その子武藏
丸吉英をもくしたりとぞ、吉英か子は則吉國なり、是も初は
武藏丸と稱せしが、後改て延壽と號す、吉國鍛錬のことに心
を用ゐる行光が鍛の法を考得たり、夫より安國が傳法二十五枚
甲伏作を改めて相州正
宗が傳を用ゆと云、

新編武藏風土記稿卷之百八終

新編武藏風土記稿卷之百九

多磨郡之二十一 小宮領

○平井村 平井村は、郡の中程にあり、郷庄の唱へを傳
へず、村名の起は古へ平井氏の人居住せしに因て唱へし
と云、江戸日本橋より十二里餘の行程なり、此村は公に
は平井村と一村にしるせど、土人は私に二區となし、西
の方を上平井と云、東の方を下平井といへり、斯二村に
分ち唱しは、いつの頃よりのことなるにや、詳ならず、
されど延享四年上平井村の内を田安殿に賜ひしと云とき
は、是より前すでに分ち唱しこと推してしるへし、姑く其
分ちしさまをもていはゞ、上平井の方、村の四境、東は
下平井に續き、西は大久野村に接し、南は長淵村にて二
伊奈・山田・引田・代繼の四村に隣り、北は長淵村にて二
ツ塚峠を境とす、東西二十町、南北三十町程なり、下平
井の方は、東は上草花・瀬戸岡の二村に界ひ、西は上平
井・伊奈・大野につゞき、南は雨間・代繼・引田・山田の數

村に及び、北は菅生村に隣りて山の頂を界とす、東西十
町餘、南北十二町許、すべて地形は北の方に山を、ひて
漸々に高く、東の方は打開けて秋留の原に續けり、土性
は眞土野土交り、陸田多くして水田少し、水旱ともに患
あれども、させる害はなしといふ、民戸都て三百七十四
軒、内百九十八軒は上平井にあり、其外所々に散住すれ
ど、三十戸許は小名宿に軒を連て住めり、此所に毎月六
の日の三次をもつて市をなし、近村の里民集りて産物或
は大織青梅縞の類を交易す、農民の餘業には織紡を事と
し、まかひ八丈青梅縞且養蠶繅繭の利を以て生産を資く
村内に一條の道あり、御嶽山への往還なり、東の方より
大久野村の境に通ず、村に係ること一里許、又古への鎌
倉街道なりと云あとあり、是は秩父よりの道にて、三田
領の内下村より梅ヶ谷峠大久野をへて、東南へ係りて當
村にいたり、野口坂十一名より南北への通路とす、此所は
その頃の古驛にして、こゝより二里を隔て山入村にて人
馬をつきしと云、今もかの村に馬次と云遺跡あり、又そ
の頃の長なりしものゝ子孫なりとて、野口氏の百姓今
に存せり、その家の傳に、この亭は秩父庄司重忠が旅館
にして、近き邊に假宿と云小名あるは、かの重忠が從者
を宿せし遺蹟なりといへり、これ等はみな附會の説なる

べけれど、古き街道なることは論なかるべし、御入國の後上村は渡邊某が采地なり、その家の譜に源五郎守關東御入國の時、武州に於て矢賀貫村・二宮村・平井村を賜ふ故に妻子を引て領地に居住すと見えたり、されど幾ほどなく收公せられしにや、正保年中のものには御代官福村長右衛門支配所、及び寶藏寺領入會の村なるよしを記せり、その後延享四年當所の内五百石の地を田安殿に賜へり、下村は御入國の後御料所にて、正保の頃は上村となじく福村長右衛門支配し、寶永五年四月川村某・前田某の二人に賜りて、今もその子孫川村外記・前田信濃守知行せり、檢地は寛文七年曾根五郎左衛門・福村長右衛門うけたまはりて糺せりと云、村内北の方に秣場あり、當村及び大久野村入會の地なり、

高札場二ヶ所一は上宿にあり、一は大坂山の下にあり、
小名 足毛田 上村の北の鹽澤あり、谷戸 おなじ邊方なり、
坊ヶ谷戸 同西の方なり、この下四ヶ所もおなじほとりにあり、羽子 鹽田 假宿
石原 中野 おなじく西、本宿 上にお、堀之内 南の方宿 表宿裏宿の唱あり、則前に、中里 下村の西よ、仙石 同いへる宿驛の立し地なり、

央にあり、下三ヶ所も同邊也、はげ山 大坂山 谷の入 同東の方に下三ヶ所も おなじ、天神崖 熊澤 大林 關魔堂 巽の方
山川 山 村の北の方にあり、登り二三町 ばかりにして無名の山なり、
平井川 大久野川の下流にて當村にかゝる所をかくよべり、西の方大久野村よりいり、村内を東流して瀬戸岡・草花村の方に達す、川幅廣きところにては十間許、平常は深さ五六寸なり、この川に徒渉五六ヶ所あり、冬より春までは假に土橋を設て往來の便とせり、
足毛田 澤 上村の北方足毛田澤より涌出して南流す、小名鹽澤に至りて平井川に入る、水路屈曲して凡十町、幅は五六尺許なり、
谷戸 澤 上村の北なる山丘の間より涌出して南流す、末流はこれも平井川に流入る、
中ノ澤 上村の西方溪谷の間より流れ出、東流して本宿下を通ず、水路屈曲して凡二十町餘なり、
寶光寺 澤 上村の北方寶光寺の邊より流出するにより、たゞ南流して是もはては平井川に合す、
女淵 平井川の内寶光寺の邊にあり、十間に三十間許の淵なり、由来は詳にせず、
鹽田 淵 村の西によりて同じ川の中にあり、

野口坂 上村の西の方假宿より本宿へ入邊にあり、上り一町許りあり、側に十王の堂あるによりて、村民はこの坂をば十王坂と呼べり、

臨泉 溫泉 小名鹽澤寶光寺境内裏門外にあり、溫泉の室九尺四寸、鹿湯の二字を扁す、仰鹿湯と稱する來由を尋るに、天文年中寶光寺の開山文濟禪師始て此山中に草庵をむすびし頃、同き六年の秋一の鹿草庵の前を往反す、禪師怪みてこれをみるに、足に疵所ありてたましきさまなり、次の日往復すること又前のごとし、よりてその至る處を見るに、今の庫裡より北なる山谷に、湯水湧出の處ありてそこに至り、かの足を灑せしが、目をふるほどにかの疵も愈たるにや、走去ていづくともたくなりゆきぬ、禪師いよいよこれを怪み、おもへらく、鹿のこの湯水に浴してその疵平愈せしものは、是我が衆生を濟度するの應にして、靈水現するならんと、試に金盞あるものを浴せしむるに、果して驗を得たり、つゞきてもろるの病者を浴せしむるに、ことごとく效驗ありしとなり、こゝに於て禪師鹿の湯と名付て、醫王佛陀を禮拜し、又擁護明神を勸請して、鹿湯權現と號したり、然るに山上の草湯を汲こるとたやすからざるまゝに、禪師丹誠の祈念を起して、今の湯壺に湧出することゝはなれり、天正十八年慈根寺城攻の時、北國加州勢の内長井平左衛門と云ものが、戦争の手疵をうけしとき、かのもこの湯をもて愈しなどもいへり、爾してより靈湯の名世にきこえて浴客多かりしに、寛文貞享年中よりますます靈湯の功廣くきこえしほどに、この湯を樽に入れておくること年に數百駄の多きに及べり、然るに中頃、寶光寺に衰廢せしを、享和年中當村の民森山芳隨と云もの、寶光寺

の住持天瑞と志を合せて再興し、猶も繁華の地となりしに、その後溫泉に託して惡徒入あへるをもて、自づから土俗を害するにより、文化十一年浴客來ることなく、たく禁止し、浴室をもこぼち去りしと、
橋梁 橋三ヶ所板橋一、土橋二、長五間、共に平井川に架す、
神社 八幡社 除地、三段四畝九歩、社地二十歩餘、小名和田四間に五間、棟札の文によれば、當社は平山景時明德元年創建する處にして、その後子孫平山出羽守等しばしば再興し、御入國の後も正保四年元祿九年打續きて再興ありしといへば、古き社なることしらる、神體は木にて作りし衣冠單騎の像なり、例祭年々八月十五日、神主和田隼人持、集人 是吉田家の門流五日市村有竹右京が配下なり、 末社 稻荷社 瘡瘡神牛頭天王相社
熊野社 社地、廿歩、小名足毛田にあり、小社にて上屋を立つ、十一面觀音の木像を安す、例祭年々九月二十九日なり、村民持、
熊野社 社地、八十坪、小名鹽田にあり、小社なり、村民の持、
熊野社 社地、十一坪、小名假宿にあり、小社にて上屋、村民の持、
大宮明神社 年貢地、百六十六坪、鹽田にあり、小社、祭神詳ならず、村民持、
愛宕社 年貢地、四百六十坪、これも鹽田にあり、小社なり、例祭六月廿四日、村民持、

稻荷愛宕相社 年貢地、四十坪、小名石原にあり、小社なり、
愛宕は大坂行役の時、當村より三人雜人に出
され、その中伊之助なるものたゞ一人恙なく歸國せしに
より、宿願ありて勸請せりと云、今も子孫伊之助の持、
八幡社年貢地、九十坪、小名
春日社地、三段餘、村除、小名仙石にあり、本社一間に九尺、
覆屋五間半に三間、祭神詳ならず、馬頭觀音の坐像長

長二尺二寸幅四寸七分

七寸許なるを安す、村の鎮守にして例祭六月十五日九月廿九
日なり、此社往古は千石明神と唱へしよし、棟札を以てしら
る、按ずるに社號によつて此所の小名を仙石と唱へしにや、
又は地名によりて社號とせしことにや、孰れが是なることを
知らず、神名には千石と書せしが、地名には仙石と書す、後
世あらためしものなるべし、其昔は常福院と云し修驗の持な
りしが、廢せし後その遺蹟左に出せる常福寺なる
もの、今に社務を司どれり、棟札の寫左にのす、

千石大明神御造之事
大檀那大向吉重
ねき徳三郎
針之旦那以書

延徳五つ年の年十一月十四日

大工迫味來孫次郎吉繼
大番匠手料五十四人

長二尺五分幅五寸一分

千石大明神御造營之事
大旦那土澤平吾日奉朝田顯乘、地頭大向次郎左
衛門乘重、惣意見上中務悉宗直爲始、御同名中十
餘人、
本願東光庵主昌惠首坐、番匠野口大炊介大工也、
爾時天文十五丙年霜月十日御遷宮也

右大旦那越等、現在之邑身堅固而無病無
災、未來之法身圓滿而有光、有更祈一天
風雨、調四海烟塵息五穀、
民樂二十災遠邁萬善感臻、孫枝枝葉千
歲萬福來符云云、

一一奉

千石大明神 平内同名永
一同十餘人所
造營所本願圓秀
右大旦那大向乘重

諸旦那之事
積善菴并森田乘吉、
野口四郎左衛門尉并 小工
野口五郎左衛門乘信、
同大炊介同與一、
同與七郎并大福田、

長一尺八寸幅五寸一分

意趣者郷内安一切諸旦那
時于元龜三年壬申正月廿四日
七難即滅七福即生祈
筆者住僧 權大僧都 敬白 資宗

この餘當村の里正七郎右衛門が許に、當社の古棟札の寫し
と云ものあり、疑はしきものなれど姑く左にのせるせり
應永廿四丁酉年二月十四日
正長二己酉年十二月四日

大檀那

大向入道日奉宗重
大向五郎左衛門尉光重
寛正二年辛巳年十一月十八日
大檀主
大向日奉吉重

大向彈正忠盛光

稻荷社除地、五畝二十六步、字稻荷山の頂にあり、日輪寺持、
淺間社年貢地、三十坪、字唐松の山にあり、これも同寺の持、

山祇社年貢地、三十坪、字鹽田にあり、宗劍寺の持、

天満宮除地、六畝、小名天神崖にあり、小例祭は正月廿五日、村民持、

山神社社地、無年貢地、三千坪餘、小名谷ノ入にあり、石の祠なり、祥雲寺の持なり、

寺院 寶光寺境内、凡四萬坪、小名鹽澤にあり、禪宗曹洞派、甲斐國八代郡中山廣嚴院の末なり、鹽澤山ト號す、

寺領十石の御朱印を附せらる、當寺はこの邊にての大刹にして、境内もことに廣く、その間に四十八祠ありなど土人いへり、文明年中以船文濟和尚の草創するところなり、文濟は天文八年の九月十日に寂せり、惣門境内にあり、支那道本が筆にて鹽澤山の三字を寫せり、この門に向て左の方に制札あり、其文左に、

定

一禁殺生事、

一境内無案内往來すへからさる事、

一山内立木并落葉下草等盜取候者ハ過料可依其品事、
寛永十九年九月

中門惣門を入て正面にあり、板字二重橋銅、山門中門の内瓦葺の門なり、兩柱の間一丈ばかり、
三間に四間の樓門なり、正面に寶光禪寺の四字を扁す、これも道本の筆なり、前面の左右に仁王を置く、裏面の左右に持國・廣目・多聞・增長の四尊を安置す、又樓上には彌陀の木像を本尊とし、その餘百觀音及不動傳大士の木像を安置す、

本堂 山門を入て正面にあり、十一間に七間、本尊正觀音の木像、長一尺一寸なるを安置す、脇士は毘沙門・不動の木像にて長各八寸、此餘大權現達磨及開山の木像をお、
鐘樓 山にあり、堂の左右をかこみて階廊建てつらねたり、
鐘樓 山に向て右の方にあり、九尺四方の樓にて、元祿五年鑄造の銘を鐫せり、その文左の如し、

日域東畔武藏州多磨郡平井郷鹽澤山寶光禪寺者、新豐正宗雲岫禪師末流、以船文濟和尚梵刹草創、吾門唱細密宗風、朝參暮請、規矩不忘、見說山高而冠衆峰、澤廣而漲溪水、加之大悲薩埵之方便、山上放光、權現垂跡之鹿湯、山下涌出、而士農工商病瘵見慈恩感垢、凡敲髮含齒之類、無不皈敬、殊 台恩飛來、賜產田梵地、實一方勝槩也、夫以先佛所慮、皆設法器鐘爲之先、拘留之石鐘、祇園之金鐘、是其龜鑑也、故吾祖鸞利老衲、寛永年間小堀氏正重・鹽野氏景長爲願主、雖鑄成浦牢登箇、物移星換、損其體失其聲、山野住院以來憶重創無力、普告眞、少財多寶求淨施以成其功、叨綴俚語以充其銘云爾、

免除地あれば、古き堂とは見えたり、

大智寺 境内除地、二段六畝十二歩、西光寺の並にあり、輪光寺の末山なり、開山の寂年創立の年歴を傳へず、中興は續譽と云僧にて、寛文五年二月朔日寂せり、本尊不動木の立身長一尺五寸客殿に安置す、

日輪寺 境内除地、一段八畝十二歩、小名谷戸にあり、當寺も西福寺の末なり、大悲山智音院と號す、客殿二間に四間、本尊十一面觀音を安置す、木の坐像にて長六寸五分、作しれず、

金藏寺 境内除地、九段十八歩、外免除水田九畝二十四歩、小寺の末山なり、開山及起立の年代は傳へざれど、墓所に明應八年の古碑もあれば、古き寺院なるべしといへり、客殿は五間に三間本尊地藏の立身を安置せり、

宗劍寺 境内除地、四段三畝六歩、外免除畑七段十五歩、小名光寺の末なり、開山僧英山文雄元和元年八月廿八日示寂す、開基は平井氏の人なる由云傳ふれど、其俗稱等を傳へず、法名は平井院忍雄宗劍と云、天正十八年八月廿三日卒せり、寺後の山上に墓ありて自然石の碑を立たり、本尊千手觀音木の坐像長二尺なるを安置す、
辨天祠 客殿に向て左客殿は五間に八間なり、
寶樹寺 境内除地、一段九畝六歩、小名鹽田にあり、當寺の宗末前におなじ、延命山と號す、開山は寶光寺の第八世

鹽澤山湯、寶光熾盛、備覺氏手、再鑄萃鯨、扣擊之則、動搖八紘、音響中律、說法無情、得耳功侶、開活眼睛、群生除忘、邪變成正、睡魔自退、諸夢忽驚、朝告市場、暮送旅行、我此蘭若、不空其名、所庶幾者、國土清平、佛日長照、祖月益明、檀越豐樂、寺門繁榮、時元祿五壬申歲黃梅十焉

現住大岩石道謹誌

同國横川住

治工加藤重兵衛古光

湯權現社境内、裏門の邊にあり、不動の木像を神體とす、前に鹿湯大權現の五字を扁せり、社前に石燈籠一基あり、銘に武州多磨郡平井郷鹽澤山湯權現寶前、從五位下溝口豐前守源信勝、貞享三丙寅年十一月如

西光寺 境内除地、一段五畝十二歩、本宿の西側にあり、佛石寺は古の創建なるよし云傳へたれど、天正年中回祿にか、りて、舊記を失ひたれば、其詳なることはすべし知べからず、住持世代の内に法印清譽天正十二年十二月八日寂すといへば、これより前の寺なることしらる、中興の開山は秀延といへば、此人は寶永四年十月廿八日示寂せり、本阿彌堂七間に五間、本尊不動の木像長一尺なるを安置す、
陀堂 境内に入て右の方にあり、二間四方の堂にして、本尊は木の立身なり、いかなる故にや此彌陀別に九畝十八歩の

僧涼殿傳清なり、この僧は元祿十二年三月十日寂せしといへば、さまで古き寺とはみえず、客殿五間に七間、本尊千手観音を安置、秋葉社境内後背の山上にあり、

常福寺 除地、二段二畝、小名仙石にあり、新義真言宗、同郡大久野村西福寺の末、月光山蓮華院と號す、開山圓秀

天正十二年七月朔日示寂す、開基は森田將監某なるもの、是も天正年間の人にて、今もその子孫森田を氏とせる百姓七郎右衛門村中に住せり、本尊不動木の坐像長一尺八寸なり、作しれず、客殿は五間に八間南向なり、寶物

不動一軀、弘法大師の作、弘法大師書一幅、文に歩大空位成身秘密、

地藏堂 九尺四方、門を入て左の方にあり、本尊地藏銅の立像長二尺八寸許、作れず、

東光寺 除地、五畝八畝八歩、小名中里にあり、禪宗曹洞派、上平井寶光寺の末山なり、開山登州泉齋寛文五年正月

十七日寂す、本尊釋迦木の坐像長五寸許、客殿七間に六間半南向なり、藥師堂あり、二間に三間東向、本尊藥師は近きころ賊に奪ひさられて今はなしといふ、この堂いかなるゆへに免田一段六畝あり、

桂岩寺 除地、二段三畝十歩、畑四畝十五歩、小名中里にあり、宗旨本山及び開山皆東光寺と同じ、雨宮山と號す、本尊彌陀木の坐像長一尺七寸許、

客殿五間に四間半南向なり、雨宮明神社、客殿の傍にあり、九尺に一丈二尺、南向、前に鳥居あり、祭神詳ならず、東光院す、是もと同宗にて同末なり、下の二院並に同じ、

阿彌陀堂 境内、八十間に七十間、小名谷ノ入にあり、二間に云寺なりしを、祥雲寺を創造ありしより廢寺となりしといへり、祥雲寺の持、

閻魔堂 除地、一段三畝廿四歩、田二畝六歩、小名下平井の南像いと古色に見ゆれど由來は詳ならず、臺座の裏に再興の由を書付り、左のごとし、鎌倉佛所弟子中將長勤法眼、

彩色再興永祿元年戊午十一月吉日、平井藏人佐重直法名道秋致之、

什物 地藏畫像一幅 十王畫像十幅共に彩色の像にて石地藏 除地、五畝四歩、字大山坂にあり、六地藏の像長三尺ばかり、村戸持、

念佛堂 堂地、十八間に二十間、字大山坂にあり、五間に三間なり、瀧山大善寺のもちたり、

不動石 字大山坂にあり、形ち三角にして高三尺五寸許なる石なり、此石土中に入ることいくばくなることをしらず、由來詳ならず、保泉寺持、

阿彌陀古碑 西光寺の南の畑にあり、石面に彌陀の像を彫りて年月等はしるさず、土人の傳に、この碑はかなるゆへにや、昔より此碑にふるゝものは必瘡病を患ふといひて、人甚おそれて近づかずとぞ、其由來は詳ならず、

開山詳ならず、本尊藥師木の坐像長九寸、此像に免田一段屬せりといへり、由來詳ならず、客殿八間半に四間半南向なり、

祥雲寺 除地、一段六畝、小名谷の入にあり、龍頭山と號す、古は大林山と唱へしと云、開山は寶光寺二世顯山明

鑑永祿十一年正月六日寂す、客殿七間に五間半にて南向なり、

保泉院 除地、五畝四歩、同元屋敷一段四畝、下平井の東よりあり、積善山と號す、開山は本山第三世南叟なり、

天正十二年正月十八日寂す、本尊釋迦木の坐像長五寸ばかり、客殿八間に五間半南向なり、古へは積善寺と號して、字元屋敷にありしが、いつの頃よりか一寺となりたり、

不動堂 除地、一段三畝十八歩、小名中野にあり、纒なる堂にて前に二間に三間の拜殿を建つ、本尊は子安白不動と號す、智證大師の作にて白木の立身なり、長九寸、棟札に永徳元年平山朝臣守吉新願所として造立し、文安二年平山左衛門尉綱景鳥居を建立せしことなどしるしたれば、昔は堂舎も壯麗なりしならん、今はみるべきものなし、例祭年々正月廿八日、西光寺の持にて護摩を供せり、

地藏堂 見捨地、十五坪、字假宿にあり、二間四方の堂なり、石の立像を安置せり、宗鏡寺持、

十王堂 見捨地、百五十坪、本宿の内坂の口にあり、二間四方、十王及地藏の木像を安置、元祿六年の造立にて、もと

は、地藏堂なりしが、同き九年西光寺の中興、開山秀延十王を建立せりと云、西光寺持、

阿彌陀堂 見捨地、七十二坪、小名石原にあり、二間半四方の堂なり、木の立身長六寸許を安置す、

古碑 里正太吉が屋敷内に樫の大樹一本あり、其下に文保元年二月十日と彫たる碑あり、いづれのもの、碑なるやつまびらかならず、

舊蹟 館跡 上村の西南宗鏡寺の境内及その邊をすべていへり、新の如なり、西北の方にあり、廻りに柵の跡あり、又東の山際に馬場のさま残れり、何人の居住の跡なるや詳にせざれど、宗鏡寺の開基は平井某にて、今もその墳墓山上に残りたれば、恐くは平井の住居なるべし、されど此人の事跡もつまびらかならず、

舊家 田中半兵衛先祖某より當村の里正を勤めしかど、元文なりて今も猶勤めり、北條家より出せし傳馬定の文書一通、又伊奈・平井兩郷傳馬の文書一通、及び鹽野勘右衛門が出せし文書一通を藏せり、勘右衛門なるものは御代官の由を云と、その年時をしらず、文書三通左にのす、

北條氏政文書 一通

傳馬定 一傳馬員數一日三匹被定畢、但上様御透之時者、一日拾匹可走廻事、

一馬一匹、一里一錢半定、然時者二里三錢、此積を以取代物、可立馬事、

一飛脚以下者には、可口一里一錢、印判文言可被顯

之間見届可申事、

右三ヶ條雖被相定、非分者有之而、或者爲無印判馬を申付、又は代物爲不出馬押立、加様非分に申懸は郷中出合擲取、則小田原可申上、其郷傳馬奉行爾與付置候、御印判文言日付等、委細見分立馬可申者也仍如件、

戌六月四日

平井郷傳馬奉行

北條氏照文書 一通

虎御印判を以如被仰出、伊那平井兩郷にて、傳馬隔番ニ可致之者也、仍如件、

戌六月廿一日

兩郷代官百姓中

鹽野勘右衛門文書 一通

一平井之上宿の市場、下宿のもの、わがまゝ致候とて、上宿のもの共訴訟ニ參候、まげし袖ノ座、未之座共ニ前々定りのことく、むらなきやうに可被申付候、扱又家屋敷、わかまゝにうりかい致ましく候、度々申付候へ共、猶又申候以上、

寅霜月朔日

勘右花押

平井之半兵衛との

同町 年寄中

○伊奈村 伊奈村は、郡の中程にありて秋留郷に屬す、村名の起所を尋るに、往古信濃國伊奈郡より石工多く移り住で専ら業を廣くせし故に、村名となせり、天正十八年御入國の後江戸御城石垣等の御用をつとむと云へり、されど今は其職を業とする者なし、江戸日本橋より行程凡十二里、家數二百軒、村の四境、東は山田・平井の二村に界ひ、西は横澤村にとなり、南は秋川を界として、網代・高尾の二村に及び、北は大久野・平井の二村に接せり東西凡十町、南北八町許、地形大凡平衍なれ共、西の方に山あつて、此邊に水田を開けり、南の方は秋川に臨めり、其邊は五丈ばかりなる岸にてやゝそばだてり、土性は眞土にして、田少なく畑多し、村内一條の往還あり山田村より入村の南の方宿の内を東西に貫き横澤村内に達し、五日市・檜原等の村々を経て甲州郡内邊へ通ぜり、當村古より領主を傳へず、正保の頃は岡上甚右衛門が御代官所の由ものに見えたり、其後伊奈半左衛門が家にて支配せし事もありと云、延享五年五月より田安殿の領知

となりて、今も然り、檢地は寛文七年竹村彌太郎・岡上次郎兵衛等がたゞせし所なり、

高札場 小名上宿

小名 上宿 人家左右路をはさんで軒 新宿東の方を云、上

村北の方 北伊奈前に同 松岩寺前これも前に

山川 竹山村の北の方 上ノ山前の嶺

秋留野 東の方なる畑を云へり、阿岐留はふるき地

秋川 村の南を流る、或は秋留川とも呼べり、河

水利 用水 字上の山より出る所の清水を水田

神社 岩走神社 除地、三段廿一步、小名上宿の西にあり、小

兩柱の間一丈、祭神は天思兼神天手赤雄神天棚機姫なり、往

古は岸上岸三とも書たる由を云傳へり、神主宮澤豊前村の領

守にて、例祭 末社 日吉山王社 鳥居秋川の端にあり、小

は七月七日、稲荷・金屋羅等小社、

秋葉社 字上の山にあり、小祠 神明社 前に同

新編武藏風土記稿卷之百九 多摩郡之二十一

神明社 見捨地、凡十間四方、字北伊奈

寺院 明光寺 字上村にあり、五石の御朱印を賜へり、禪宗臨濟

間に五間、南向なり、本尊藥師運慶作なりと云、靈驗あらた

なるゆへ秘してみだりに拜することを許さず、開山星丘集和

尚は康和二年三 鐘樓 二間四方、本堂西にあり、

月廿八日寂す、松岩寺 除地、四段六畝廿步、字北伊奈にあり、芙蓉山と號す

にて、長二尺許、良辨の作と云、開山柱礎禪師寂 八幡社

年を傳へず、慶安年中五石の御朱印を附せらる、

境内の山ぎはにあ 閻魔堂 本堂の南にあ

り、小祠なり、普門寺 除地、六畝十二步、小名上村にあり、寄福山と號す、

本尊彌陀銅の立像にて、長二尺、

開山萬宗芳純禪師寂年を知らず、成就院 除地、九畝十八步、小名上宿にあり、流澤山寶積寺と

成 號す、新義眞言宗、横澤大悲願寺末、本堂八間に六間

南向なり、本尊不動木の坐像に 閻魔堂 境内に入て左にあ

て、長五尺許、開山詳ならず、龍牲寺 除地、一段二十四步、小名上村の西にあり、摩尼山と

號す、本寺宗旨前に同じ、本堂五間に六間、本尊勢至

木の立像にて、長一尺 許、開山詳ならず、千日堂 年貢地、四畝餘、小名新宿にあり、本尊彌陀木

の坐像にて、長一尺許、横澤村大悲願寺の持

藥師堂 平實地、小名北伊奈にあり、堂は二間四方、松岩寺持、地藏堂、道傍にあり、小名新宿にあ

地藏堂、一間四方、村民持、地藏堂、小名上宿の路傍にあ、小堂なり、同持、

舊蹟 鍛冶屋平、小名上村にあり、江戸御城御天守御造營せられしとき、銅瓦を作りし所なりといへり、

舊家 百姓八郎兵衛、田嶋を氏とせり、この者が先祖は北條家とし、左のど

御書出

一於御領分之内見棚役之事、

一棟別錢

一六日普請

以上

三間分之事

人足之事

右御捨免被成被下置候、扇之地骨、何時も無如在可走廻旨、被仰出者也、仍如件、

天正八庚辰五月廿七日

奉 長秋

田島治郎左衛門どの

○高尾村 高尾村は、郡の西南によりてあり、高倉庄秋留郷と稱す、村名の起は詳かならず、村の四境、東は山

續きにして網代村に接し、西は留原村に隣り、南も又峰つゞきにして上川口村に及ぶ、北は秋川に限り川を隔て館谷・三内・横澤の三村に邊す、留原・小和田の兩村と同じく山北水南の陰地にありて、是を日陰三箇村と云、此邊は日かけうとければ、居民所によりて午晝に及で僅に白日を見るものあり、地形隆窳多しと雖も大抵東南は山ありて高く、北は秋川に枕て漸くに低し、村落の廣袤東西五町、南北二十町、其内上下の唱をなして、鎮守も二社に分つ、もし山嶺に通じ、隣村の際界までを計れば、大凡三十町四方にも及べり、村内山林九分にして陸田これに次ぐ、水田は纔かに溪谷の間に散置す、されど水旱とも思なし、土性は眞土多しといへども野土も亦錯れり、又秣場は留原・伊奈・高尾三村入會の秣場なり、溪谷の間に散在す、民家二十八軒、耕織の外他の營なし、猪鹿此邊最多し、往昔より御料所にして寛文七年竹村彌太郎檢地して租税を定む、今小野田三郎右衛門御代官所なり、江戸日本橋までの行程は十二里なり、

高札場 小名崩屋上

小名 柳伐 村の南 坂上村の西にマ、ツエ坂上のつゞき 橋

下 坂上より北 坂入 橋下の東なら 上ヶ谷 村の北に 橋

本上ヶ谷の 番場 橋本のなら 瀬戸 番場のなら

山川 大平山 村の東南にあり、村内山丘多しといへども、此山麓より嶺に至るまで凡十八町許、頂上延眺甚よし、遠近の巒嶽目前に列す、土人此山を城山と云、其來由は天正の頃北條家の臣青木内記といふもの、二千石を領して此地にありしと、是非未考、

秋川 村の西留原村より流れいり、東の方網代村に達す、其間凡十五町、川幅廿間許、水源は檜原村麩谷より出づ、高月村にて玉川に合す、通船はなし、筏を流して便宜とす、

沼澤川 村内山間の谷々より湧出て一條の溪川となり、村の西南を流るゝこと凡十町許にして北の方秋川に入る、ひろさ八九尺ばかりなり、

谷川 村内字坊入へんの溪澗よりそゞぎ出て、村の長の方を流れ、六町許にして秋川に合す、ひろさ六尺ばかりなり、

寺院 大光寺 御朱印地九石一斗、村の北字坊入にあり、寶生山の末山、客殿五間半に八間、南向、本尊十一面觀音を安す、伴侶一世一度拜するの外開扉を許さず、長四寸餘の古像なり

と云、當院は文龜二年の起立なりと云へども、兩度の回祿を経て皆舊記を失ひたれば、古昔のこと詳ならず、開山秀等法印永正二年八月十一日遷化す、境外の溪流に障子岩とて、高丈餘、幅四尺餘の岩石ありしが、四年以前に落ちて谷に落入

り、今はその名の 鐘樓 本堂の西南にあり、九尺四方鐘の徑みのこれなるなり、事實上は、鐘樓二尺二寸、明和八年の新鑄にて銘文ければはぶく、

法光院 境内除地、三段二畝、村の東北にあり、臨水山と稱す、新義眞言宗、是も大悲願寺の門徒なり、客殿四間に六寸許り、坐像なり、開山開基を詳にせず、 軍茶利明王

祠 小社にして覆屋あり、八尺四方、客殿の東北隅にあり、下村の鎮守なり、正六九の月二十八日ことに法樂神酒の供ありとい、 彌陀堂 九尺四方、東向、本堂の南にあり、木像三尊一尺ばかりなり、 中尊長二尺許、左右共に長さ

不動堂 除地、一段二畝、鐘かの堂にて覆屋あり、二間四方、大光寺の境内つゞきにあり、不動は長一尺五寸許の木像なり、昔は開扉を許したれど、故ありて近來秘佛となす、上村の鎮守なり、是も正六九の月廿八日法樂神酒の供あり、

大光寺 持

○留原村 留原村は、郡の西よりにあり、高倉庄に屬す古は止原としるし、或は戸津原とも云へりと、隣村小和田村廣徳寺に藏せる寺領書立といへる天文廿年の文書に戸津原と見えたるは此地なるべし、江戸日本橋より十二里の行程なり、民家五十軒、村の廣さ東西五町ばかり、

南北六町餘、地形東南より西にいたるまですべて山つゞきにして、北の方わづかに平地なり、東は高尾村にとなり、西は小和田村に接し、南は川口村に及び、北は秋川にさかふ、川をへだて、向は館谷村なり、この秋川の兩涯すべて織物もて産業とす、それが中に當所は染色ことによしといへり、村の西の方に一條の道あり、南の方川口村小峰峠より、北の方秋川を互り五日市村に達す、檢地は寛文七年竹村彌太郎命を奉し、又明和四年伊奈備前守が承る所なり、當所は古より御料所にして、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

高札場 小名西村

小名 上平 東の方 下平 同く東の方にて、少 小林 北の方

西村 文字の如く西

山川 秋川 村の西の方和田村より來り、屈曲して村の北境を流、冬より春にいたるまでは橋を渡し、其餘はかち渡なり、水源は同郡檜原町よりいで夫より東流し、同郡高月村にて玉川に入る、

水利 清水二ヶ所 一は村の西の方、小名西村の谷間より流れ出る、わづかの清水なり、かけ樋を設けて

大なる桶に貯へなき、所々の水田にそぐ、いかなる久早にもたえたることなしと云、一は東の方小名上平の谷間より出是をも亦用水に充つとなり

神社 天王社 除地、七段二十五歩、村の東の方高尾村の界にあ

前に鳥居をたつ、神體白幣を設け、本地十一面觀音の像を安す、祭禮毎年六月十五日、村内地藏院持

第六天社 小名西村にあり、社は二間四方、前に木

稻荷社あり、右の三所の社は共に村の鎮守なり、

寺院 地藏院 除地、六畝十三歩、村の東の方にあり、新義眞言

と稱す、本堂は西向にて五間に六間、本尊藥師長一尺許りなるを安す、開山傳秀、天正十七年七月二十日示寂

藥師堂 除地、四畝六歩、地藏院の傍にあり、堂は二

地藏堂 村の中央より少しく北の方にあり、二間四方の

地蔵院の持た

觀音像ばかり、厚さ七八寸餘、中央に如意觀輪音の像をえれ

幅二尺五寸四方許なり、

○館屋村 館屋村は、郡の西南へよりてあり、秋留郷高

倉庄に屬す、古くは立谷ともかけり、江戸日本橋より十二里の行程なり、村名の起りは詳ならざれど、館屋といへるは故ある唱へに似たり、土地のさまを以て考るに、よしある人の居住せし所なるべく見ゆ、城壘の跡及び馬を調せし所など今尙所々にのこり、村の四境、西は五日市村に接し、南は秋川をさかひとし、川を隔て、高尾村なり、東北は三内村となる、東西九町、南北三町許、地形平地にして、南の方すこしくひくし、畑許りにて水田なし、民家十六軒、當村は御入國の後より御料所にして、寛文七年竹村彌太郎檢地す、今は小野田三郎右衛門が御代官所なり、

高札場 村の西に

小名 追原 村の中程にて、少しく西へよれり、相傳ふ古此所

べきを略してかくかけりと、うけかひかたき説なり、或はいふ此原にて敵の兵を追討、味方の者とも高名せしことあるを以て、吉瑞なればと、並木これも中ほ、三道ヶ谷南の方によ、窪畑北の方、天神崖北西の境、境根ヶ峰同つゞき、觀ノ見丈西の方五日市村、前畑東南の方なり、

山川 秋川 村の南境を流る、西の方五日市村より流れ、東の方三内村に達す、川幅十二間許

深澤川 村の北方三内村の境を流る、これ

橋梁 板橋 秋川に架す、長七間

神社 八幡社 除地、五畝六歩、村の中央にあり、二間四方の上

白幣をおけり、社前に古杉

稻荷社 除地、六畝十二歩、是も村の中央林叢の中

寺院 正光寺 除地、十六石五斗、村の東の方にあり、時宗にて

五間東に向ふ、本尊三尊の彌陀を安す、木の立像にて長二尺

三寸ばかり、脇土觀音勢至共に木の立像にて、長は中尊より

少しくひくし、開 熊野社 本堂の左にあ、白山社 石の祠

舊家 百姓源右衛門 先祖を來住野十郎兵衛と稱す、北條家の

其詳なることはしりがたし、家に北條家の系圖及感狀二通、

古銀一腰を藏し、且今に來住野を以て氏とし、分家四人もあ

れば其子孫なることはうたがひあ

去廿二、佐竹衆一手小山表々敵陣へ相移候砌、敵一人討捕候、高名之至感悅候、彌可走廻者也、仍如件、

來住野十郎兵衛殿

御書出

右今度槍原衆鶴郡護原へ相働之處、抽粉骨走廻、敵一人討取之、神妙之至候、仍被成御感狀旨、被仰出者也、仍如件、

辛巳五月三日按天正九年なるべし

松田四郎右衛門

來住野十郎兵衛殿

古劍 長さ二尺二寸七分無銘なり、縁は赤銅なり、

鏢は一輪の梅花をほれり、拵は總て剥落せり、

舊蹟 調馬場跡村の中央にあり、幅五六間長二十間許り、是はるよし、去と其詳なることを傳へず、

○深澤村 深澤村は、郡の西北にあり、高倉庄秋留郷にて、江戸日本橋より行程十二里、村の形ちは四面に山を帯び、中央に一條の流あり、是を深澤川と云、村名の起りもこの澤あるによれるなるべし、その四境、東は三内村、南は戸倉村・入野村にて、西は養澤村、北は大久野村に隣り、東西三十七町、南北十三町餘、畑多くして田は少し、土性は赤土眞土砂交り、山林には杉・檜・松・榎・

柚等多し、前にも云へる如く、山間幽邃の地なるにより行路尤難く、又奇石怪巖多し、檢地は寛文七年竹村彌太郎なり、正保の田園簿には御代官福村長右衛門とあり、その後天明三年までは御料所たりしが、同き年より大久保安藝守が領分となれり、

高札場 村の中ほど

小名 南澤 南より、獵佐須 大矢野窪 東の方

り、道法 方な西の、番場郷 邊なり、井戸ノ入

り、薯蕷窪 北の方、眞藤 良の方、細窪 北よりを云へり

り、赤松 一本木、佐須峰 元山 西より、前山 中央

り、下の二、石北 荻澤 瀧ノ澤 西より

山川 白石山 村の南北二ヶ所にあり、巖石盤環せる山にて盡くにて、かくの如く、名づけしなるか、

赤岩 村の北の方眞藤峯にあり、高さ二丈餘幅六七間、是を遠

ひうち岩 村の西の方にあり、高さ一丈五尺許、幅三間ほど、

第六天社二ヶ所あり、是も山の間にあり、小祠なり

寺院 眞光院 除地、二段、村の中央にあり、禪宗臨濟派、同部小和田村廣徳寺末、東照山と號す、開山梅峯座元禪師寂年詳ならず、本尊釋迦坐像にして長一尺餘、客殿七間に四間半、境内に大なる榎一株あり、一丈五尺ほどの圍なり、

地藏堂 村の東の方にあり、纒なる堂にて石の地藏を安す、

舊蹟 白井堂 跡村の中央より少しく南の方にあり、高しが、山崩にあひて隣村入野村に流れ入り、そのまゝかの村に建をきしとて今に存せりと、

○三内村、三内村は、往昔阿伎留本郷と唱へしが、當所を擧關せし三宮四郎綱遠が孫中務大輔國政の時、己が氏を以三宮村と改め稱せしに、それより四代の孫源左衛門昌國に至りて氏を三内と改號したるにより、村名もこの時三内とは唱へ改めしといへり、疑はしき説なれどもしばらく傳へのまゝにしるせり、綱遠がことは舊家の條に出たれば合せ見るべし、その地は郡の西よりの方にて秋留郷に屬す、江戸日本橋より行程十四里、村の四境、東は横澤村に隣り、南は深澤川・秋川を堺とし、西は深澤村にそひ、北は大久野村に及び、東西十二町、南北二町許り、すべて土地に高低ありて、土性は眞土又石交はれり、水田少く陸田多し、民家は六十二軒所々に散住す、

なるにより、土人かく名づくるか、されど取用ゆることなし、

深澤川 川幅凡二間許、水源は隣村大久野の境なる谷間より湧出し、村の中程を北より東へ流れ、館谷村にいたりて秋川に合す、平水の深さ一尺許り、この川に架する小橋三十餘ヶ所あり、

木井坊淵 是は深澤川の中に入り、水底過まきて深く水色碧さま疏鑿して通ずる川に似たり、その名付る故を詳にせず、

地藏堂淵 木井坊淵の東にあり、淵の上に地藏堂あるゆえか、く名づくるといへり、この淵水底激流して沫立て二段に流れて瀑水の勢ひをなす、

瀧村の南にあり、高さ三丈餘の斷岸より懸流す、瀧口の幅水旱によつて多少あれども、大抵一尺餘、この下流は則深澤川なり、

神社 稻荷社 除地、四畝二十歩、村の坤の方にあり、小社なり、村内眞光院持、

熊野社 除地、三畝六歩、村の中央にあり、百姓持、

白髮社 除地、四畝、村の西の方にあり、神體は丸き白石にて長さ七八寸、これも百姓持、以上三社を村内の鎮守となして、毎年かはるがはる祭れり、

山神社 村内山々の間に五ヶ所あり、いづれも小社なり、

古の檢地は大久保石見守なる由いへど、其年代は傳へず、其後寛文七年竹村彌太郎が承りにて再び糺せり、當村古は山内中納言經房卿の領知なりし由、村内鎮守三宮明神の縁起にみえたり、猶下に辨せり、中世のことは傳へず、御入國より後は御料の地にして、正保の頃は福村長右衛門が御代官所なりし由ものに見えたり、その後延享四年田安殿の領知となりしより今もかはらず、高札場村の東北寄

小名 峰ノ谷 沖 前畑 天神屋 初後 原下 中井
以上の小名は何れも村の東の方にあり、大久保西の方

山川 秋留山 村の東北の隅にあり、麓より頂に至るまで凡五町許、松杉檜等繁茂せり、山上に三宮三内明神を鎮座すること、神社の條に記す、

清泉 一ヶ所あり、秋留山の下神職三内對馬が宅の後にあり、纒の泉なれどいかなる旱魃にも水の涸ることなしといへり、是を御手洗水と云ふ、水田を播殖せりと云、

原野 秣場宇道越と云所にあり、隣村入會の地なり、

神社 三宮三内明神社 除地、三段二畝十三歩、田畑屋敷其外あり、よりて秋留山三宮ともいへり、小社にて拜殿あり、四間半に三間半、本社より三町ばかりを隔て鳥居あり、すべて南向なり

り、祭禮は大己貴命・少彦名命・武甕槌命・表筒男命・中筒男命・底筒男命・大物主命・大國主命・事代主命・猿田彦命の十座なり、神職三内對馬が家に傳ふる鎮座記を閲るに、當社は人皇四十代天武天皇御宇、白鳳三年甲戌秋山内中納言源經房卿茲に留り、三宮神靈を勸請し鎮主とせり、此時初めて山を阿伎留山と名付しといへり、されどこのこと他に所見なき説にして、事にたしかなる據あらざればうけかひがたし、例祭年々六月十五日なり、三内對馬は吉田家の門流有竹長門が觸下なり、則ち山の麓に 末社 金毘羅社 山腰にあり、石の祠にて上屋一住せり、満宮・榛名権現・抱齋神・若宮辨財天・山神等の祠あれど、何れも小祠なればもせり、文殊堂鳥居のり、九尺四方南向、文殊、稻荷社 山腹にあり、小社、は木の立像長一尺許、稻荷社 上屋一間四方なり、愛宕社 社地、一段三畝餘、村の東の隅秋留山の山麓にあり、小祠東南なり、三内對馬持、諏訪社 見捨地、三段、外に芝地百七十坪、村の西にあり、小社、稲荷社 社地、二畝餘、見捨地村の中央にあり、神明社 社地、二畝餘、見捨地村の中央にあり、稲荷社 社地、八坪、村の東の方にあり、小社一間に稲荷社 社地、三坪、村の東南の隅にあり、

八幡社 除地、畑四畝、社地百二十坪、村の西にあり、小社、

熊野社 除地、畑一畝十歩、社地百二十坪、村の西の方に在り、何も小社なり、

寺院 福壽院 除地、一段四畝二十三歩、境内千四百坪、村の西の方にあり、禪宗臨濟派、小和田村廣徳寺の末山なり、徳圓山と號す、開山明天察和尚寂年を傳へず、本尊正觀音木の立像長一尺餘、客殿七間半に五間南向、八幡社 除地、二畝、境内にこもりてあり、

多福院 除地、一段二畝、村の西の方にあり、宗末前に同じ、開山詳ならず、いつの頃よりか破寺となり、今寺跡許りなるを福壽院兼帶す、

藥師堂 見捨地、九坪、村の西の方にあり、二間四方、向藥師は長一尺二寸許の像なり、村民の持、阿彌陀堂 境内年貢地、一畝餘、村の東にあり、堂は二間に四間、彌陀は石像長二尺餘、村民持、

舊家 百姓隼人 隼人、此村草創の百姓にして、代々名主役を勤め、三内を氏とせり、家譜を閲するに、先祖は伊豫守頼信より出て、其後五代の孫四郎綱遠に至り、始めて三宮を氏とす、萬里小路大納言某卿に仕へ、鎌倉の北條泰時と數度合戦のことありて、武藏國阿伎留山に居城すといへり、その子四郎政行父に繼て阿伎留山に住して、孫中務大輔國政の時、正五位上に任じ、阿伎留宮の社務職を勅許ありしと、阿伎留宮と云は三内明神のことなるべし、夫より四代の孫源左衛門昌國に至り、故ありて氏を三内と改めしとなり、此家譜に云處は他の書にいまだ見ざることに、いと疑はし

きものなれど、今も三内明神現存して、かの神主三内對馬もこの末流なるよしをいへば、舊家なることはしらる、恐らくは家譜は後人の手に成しものなるべし、家に元龜三年房兼と云人より、西又十郎に與へし感状を持傳へり、この又十郎は中務大輔國政が二男なる由、家譜には載たれどこれも全く後に書加へしものと見ゆ、感状の文左の如し、

西又十郎殿 房兼
今度於蘇原表働、頭一被討捕候、殊敵鑑一本分捕、一段神妙、御感悅不斜候、仍先爲御扶持、於御代官所千疋被遺候、尙明所於在之者、可遺知行由所候也、恐恐謹言、
元龜三八月廿日 房兼花押

○横澤村 横澤村は、郡の西寄の方にありて秋留郷に屬せり、江戸日本橋への行程十二里に餘れり、村の四境、東は伊奈村にならび、西は三内村に隣り、北は大久野村にて山頭を堺とせり、南は秋川にそへり、川の向は高尾村なり、東西の徑り二町餘、南北六町許、土性は眞土にて水田多く陸田少し、當村は古より御料の地にして、寛文十年竹村彌太郎檢地して租米の數を定めしに、安永三年六月大久保加賀守が先祖に賜はりしより、今もかはらず、民家は二十三軒あり、高札場村の中央にあり、

小名 大島村の西の 上平中程を 崖ノ上東の方に 横澤
入北を
云、

山川 秋川 南の方高尾村の境を流れ、西の方三内村より来り、
村にそひて流る、こと凡二町餘にして伊奈村に達
す、川幅五
六間なり、

清水村の北小名横澤入より湧出し、村内所々の水
田にそ、ぎ、餘水は秋川におち入るなり、

神社 愛宕社除地、四畝、村の東南よりにあ
り、東福院の持なり、

寺院 大悲願寺村の東南の方にあり、金色山吉祥院と號す、新
義眞言宗、京都醍醐三寶院の末なり、開山澄秀
僧正建久二年當寺を創し、貞應元年十二月八日寂せり、開基
は右大将頼朝なりといへど、たしかなる證述はなし、されど
貞治の頃平氏重が書寫してをさめし大般若あるをもて、ふる
き寺なることしるべし、又天正十八年の禁制の文に、吉祥院
とあり、又明和十九年寺領二十石の御朱印を賜ふ、その文に
も寄進す吉祥院武藏國多西郡秋留郷横澤之内二十石云云とあ
り、是によれば昔は院號を以行はれしこと、見えたり、今は
寺號を通稱となせり、天正十八年太閤秀吉より出す制札を藏
す、左の
如し、

制
一 軍勢甲乙人等亂妨狼藉事、
一 放火事、
一 對地下人百姓、非分之義申懸事、

右條々若於違犯之輩者、忽可被處罪料者也、

天正十八年正月日

印

又同きの六月、上杉宰相加賀筑前守木村常陸介大将として、
八王子を襲ひし時、禁制の書を出せしとて藏せり、其文に、

禁制

武州多西郡小宮谷

吉祥院

一 當手軍勢濫妨狼藉事、

一 陣取事、

一 對寺家門前輩、非分之義申懸事、

右條々任御朱印之旨、堅令停止訖、若於違犯之族者、
□可被處嚴料之由、仍仰執達如件、

天正十八年六月日

木村なり

常陸介花押

前田利家なり

筑前守花押

上杉景勝なり

越後宰相中將花押

寺寶 御團扇 一 東照宮より賜ひし由いひ傳へり、大き八寸
中に金粉を以徑り五寸許 袈裟 一 これも東照宮より賜はり
なる葵御紋を印せり 旗 二 流大猷院殿御寄附ありし由いへり、白地の
錦にて上の金具に葵の御紋を鏤せり、
大盤若經 一部 卷末に惣奉行三百、内大陣那部少輔正五位
下平朝臣氏重、貞治五年丙午二月日書寫と記
せ、一切經 一部 茶椀 一 賴朝所持のものを寄進すといふ、
黒塗の椀にて縁に金を張てあり、

圖 總 村 澤 横



新編武藏風土記稿卷之百九終

伊達正宗書翰一通 表門長屋門なり、 樓門五間に二間、
字を扁す、下に仁王の木像長八尺許なるを左右に置く、上に
一切經を藏め、傳大士普成普建の木像を置き、後背に弘法大
師の木像 中門 本堂の前にあり、兩柱の間二間、吉祥院の三
字を扁せり、共に當寺の住僧如環が筆なり、
本堂 十三間半に七間半、大僧正了怒が筆にて大悲願寺の四
字を扁す、本堂大日本木の坐像長五尺を安す、作知す、
鐘樓九尺に一丈二尺、鐘の長四尺、圓
徑二尺五寸、銘文あり、左の如し、
金色峰鐘銘
夫梵鐘也者、紺園之要器、止觀之靈社也、依之朝告
齋粥之期、暮開禪定之席矣、于茲住持信盛再使冶工
鑄鎔華鯨、請余書銘、不能辭應需述云爾、銘曰、這
箇精舍、梵鐘其丕、禪定報暮、齋粥得時、諸天含笑、
善神盛喜、聲響法界、大慈大悲、
寛文十有二壬子南呂六冀前豊山小池坊信海誌
觀音堂 本堂の西にあり、六間四方、千手觀音の立像長五尺許
なるを安置す、行基菩薩の作といへり、是餘同じ、觀
音の畫像一幅、聖徳太子
の畫にしてかけをけり、

新編武藏風土記稿卷之百十上

多磨郡之二十二之上 小宮領

○大久野村 大久野村は、郡の西によりてあり、江戸日本橋より十四里の行程なり、郷庄の唱へは傳へされど、【古水帳】には山の根筋小宮領とあり、山の根と云は郡中西北の方山々に近き所をすべていへり、この已に郡の總説に辨せし所なり、又村内神明社、元龜三年の棟札に武州多西郡大久野郷越地村とあり、この越地村と云は今村内に越地坂と云あり、すなはちこの邊をすべて云しなるべし、村名の起りはいにしへ大久野と云し山伏こゝに住せしによりてかくとなへりと土人はいへど信じがたし、この村も隣村平井村におなじく、土人等私にわかちて三村となし、南によりたる方二區を上下大久野といひ、のこる一區を北大久野と云、されどその境界は犬牙して辨しがたし、村の四境、東の方平井村にそひ、西は養澤村及び御嶽山を限とし、南は深澤・三内・伊奈等の數村につ

ゞき、北は三田領にてすべて山丘を境とす、東西の長さ三里南北のわたり、一里に餘れり、地形は北の方高くして南は漸々にひくく、中央を大久野川東西につらぬき流れて南北二區に分れたり、もとより山丘の地なるを以て土性兇惡にして五穀の生殖によろしからず、水田は十分の三にて陸田多く、水旱の患ありと云、民家三百九十軒その内百二十六軒を上村とし、八十一軒を下村とし、百八十三軒を北村とす、當村古きことは考ふべきものなし御入國の後は御料地にて、正保の頃は福村長右衛門が御代官所と、天正寺西福寺の領入會の村なるよしものに見たり、寛文七年雨宮勤兵衛檢地し、その後もなを御料地なりしに、延享四年田安殿に賜ひしより今もかはらず、高札場三ヶ所 一は上大久野の内字新井にあり、一は下大久野の内字落合にて、一は北大久野の内字にあり、小名 新井 村の中ほどより少しく東によれり、この所の畑中内に安せり、土人の説にもとほいと古き石像にてありしが明和年間盜にうばひさられしかば、又新に像を造りてをけりといふ、近里の人これをよ 幸神久野川の南にあり、岩井 幸神の西の 肝要村の中ほどにて道灌澤の邊を云、古の養澤殿ありしとて、松尾 肝要のなら、三ツ澤 これも今もその遺跡あり

並にて西によれり、以上六ヶ所は 羽生村の東南の 萱上大久野にそくしたる地なり、

窪 羽生の邊にて大久野川の北にあり、古へこの邊に能仁寺と云寺ありしが後廢せり、又柳泉庵といへる庵室もありしが、安永年中洪水のとき境内除地と 落合 東によ、細

尾村の中央を云、以上の四所 水ノ口 東北の方 坂本の

口の東南にあり、こゝに阿彌陀堂ありしが、何頃か廢せりと云、その像は鐘物にて今村の百姓文左衛門これを持てり

玉ノ内谷 坂本の南の方川の 坪平 坂本のなら 落合 坪平

な、北ツ原川の向にあり、 長井 北ツ原の西北にあり、

内な

山川 南大久野川 村の西の方三澤入なる葦山の窮谷よりながとなり、東の方上平井村に達す、當村にかゝること屈曲して凡二里餘、川幅はひろき所にて三間もあるべし、この川いかなるゆへにや新井と云邊に至りて、水地下をくゞり余伏流となり、又水地中を行くこと常の川に異ならず、されば伏流の間平常は川のかたちのみにして、水は涸たる如く見ゆれど、夏雨秋霜等にて水かさましたるときは、かの伏流する所もおしなべて一連のながれとなれり、

北大久野川 村の北の方梅ヶ谷の山隈よりなかれ出し、東流して南大久野川に入る、水路凡二里半、川幅ひ

みき所にては二間あまりもあり、

幸神澤川 村の東勝雄山の南より湧出し、北流して大久野川に合す、この以下の川はみなわづかなる細流にして、末は大久野川に

不動澤川 西の方なる山間より出

細尾澤川 西の方細尾と云所の山間より湧出して、東流の川也、

谷光澤川 細尾邊なる谷光澤と云よ

將門澤川 これも同じ邊將門坂谷よ

肝要入澤川 西の方字横はか山よ

道灌澤川 前のつゞき藥師堂入と云所

松尾澤川 字 葦野山中のさすと云所より

樽窪澤川 前のならび字阿曾尾と云所より

三ツ澤川 字 三ツ澤より湧出

瀧本川 葦野山より出づ、南流とな

燒岩川 これも同邊よりながれ出、東して三ツ澤川に入る、以

おこるといへり、

大谷澤川 字大谷より湧出するをもてたゞちに名とすといへり、

小ノ澤川 長の方淺間山の下より涌出し、南にながれて白倉澤川に合す、

白倉谷川 北の方白倉谷の邊より出、これ南へながる、

坂本澤川 斑ヶ峰と云所より涌出し、これ南の方へながる、

山中澤川 字玉ノ内谷の邊馬引澤と云所よりながれ出、東南の方へながれて玉ノ内川に入る、

谷後山澤川 村の北二ツ塚峠の邊なる柳澤と云所より出、南にながれ、これもすへは玉ノ内川に合せり、

玉ノ内川 この川は山中澤、谷後山澤二流合してより下流の呼名なれども、自づから一つの川の名となせり、されど玉ノ内と云は、山中澤川の涌出る地の小名にして、その名をおひたれば昔は山中澤を通じて、玉ノ内川と唱たらんを後に二名にわかち、

白岩ノ瀧 西の方權久保入の邊にあり、水源は阿曾尾と云所より涌出し東にながれて瀧口に至る、瀧長六丈ばかりありて、三段に分れて落つ、その兩岸はそびへ立たる巖石にして、左の方五六十丈、右の方十丈にまゐる、この岩冬に至れば飛水水て白色を帯るをもて、白岩ノ瀧と呼び習はせりと云、

討手として羽生の土橋の口より馳向ひ、菅口六郎なる者幸神の菅口と云所より向ひしと、その證迹はたしかならず、たゞ山の中腹に池の跡あり、今は水かれてなし、それより五町ほど上りて平坦の地あり、又西へ少し下りて馬場跡と云ものあり、今これを早道場と云、又同じ邊に風穴と唱ふる岩洞あり、入口の高さ六尺、幅三尺ばかり、奥の方へ三間ほどは土人入しことあれど、それよりさきは狹窄にして、くぼくの深さにやしるべからずといふ、

斑峰 坂本の邊にあり、孝靈天皇の御宇夏この山に雪降て、斑峰になりしによりて唱へしと云、尤信じがたき説なり、

稲ぶら石 宇肝要の内三ツ澤川の北岸にあり、高さ凡六丈、廻り十丈ばかり、

鈴ヶ石 勝雄山の中腹なる池の邊にあり、土人鈴御前の鈴石と云、徑一尺ばかり、其形の鈴に似たるをもて名とす、

玉石鑊子石 村の地方玉のうち川の北岸にあり、玉名はわたり、鑊子石は長六尺、圓徑四尺許、又川の南岸にも形の圓なる石あり、土人夫を玉石と云、

白山社 除地、六段二畝二十五歩、新井にあり、本社はの坐像にて、長三寸あまり、伊弉諾命・大己貴命二座を配祀す、本地十一面觀音の像を鑄出したる銅鏡一枚を置、近歲圓祿にかゝりて銘文はつまびらかに讀得ざれど、名の末に建武五己卯年日奉守吉敬白と云文字のみかすかにみゆれど、建武は三年にてつき、建武五年は曆應元年なるべけれど、こは文干も合ざれば、曆應二年の乙卯なるべき也、今より考べからず、さ

れどこの頃のものとあれば古社なることしらる、當社は新井・菅窪・岩井三ヶ所の鎮神にて、例祭九月十九日、神主山崎但馬

焼ヶ岩ノ瀧 小名三ツ澤にあり、水源は菅野山の邊より涌出し、東に流れて瀧口にいたる、瀧口は峙たる巖石多くして、飛瀑の長五丈許りなり、

瀧二ヶ所 一は村の西長井と云所にあり、水源は瀧の澤の山上の北水ノ口より涌出し、長三丈ばかりの瀧となれり、一は村の山上水の窟より涌出して、一丈三尺許りの瀧となれり、

梅ヶ谷峠 村の西方にあり、上り四町許の、下村へ通ふの道なり、

二ツ塚峠 村の東北小名玉ノ内より駒木野村に達す、青梅道の筋にあり、上り十町餘、

白倉峠 村の西北にあり、上り五六町許り、これも青梅村への往來なり、

越地坂 村の東坂本より玉ノ内へ通ふ坂なり、上り二町許り、

將門坂 村の中ほどにあり、往昔平將門常にこの道を越て秩父へ往來せしとてかく名とせりと、上下凡五六町あるべきなり、

大名坂 村の東によりてあり、上り二十間許りなり、

勝雄山 村の西方小各岩井にあり、或は勝峯山とも云、高さ五丈ばかり、もつとも險峻にして、北の方障子岩なそ

唱ふる岩石あり、その形切たたる如くにして、高さ六七丈東北へのはり二十丈もあるべし、西方も又巖岨たる岩つら

井びそばたつ、東南に羊腸たる古道の跡あり、相傳ふ天慶年中平將門この山上にかりに城壘を構へたりしを、俵藤太秀郷

中臣の杖 寶物 大般若經この經は昔村内小名茅窪に有しを修、

なりしを廢寺となりし頃三百卷を下平井村燭魔堂に納め、三百卷を當社に納たりしと云、いつの比散失せしか今は二百卷ばかり残りたれど、それも後人書寫して補ひしもの許多まじり、古き印本は延文より應永までのものなれば、古物なる

ことは論をまたず、卷末に施主の法號年月をしるせし中に、惣奉行入別三百内大權那兵部大輔正五位下平朝臣氏重、貞治

五丙午年四月日などしる、神主山崎但馬 社の傍に居れり、せしもの、これあり、

郡中五日市村の神職、有竹右京が觸下なり、

幸神明神社 除地、三段四畝二歩、當社あるをもてこの邊を四間半、祭神は猿田命なれど、幸神と稱號する由來は詳ならず、例祭三月廿六日、神主宮田伊織、

勝峰權現社 除地、五段八畝四歩、字岩井の勝雄山にあり、三月八日にて、祭神は子聖なり、例祭三月八日にて、

山祇社 除地、二畝十六歩、細尾の内字馬泉にあり、小社、祭神は大山祇命にて、本地十一面觀音の銅像を安置す、

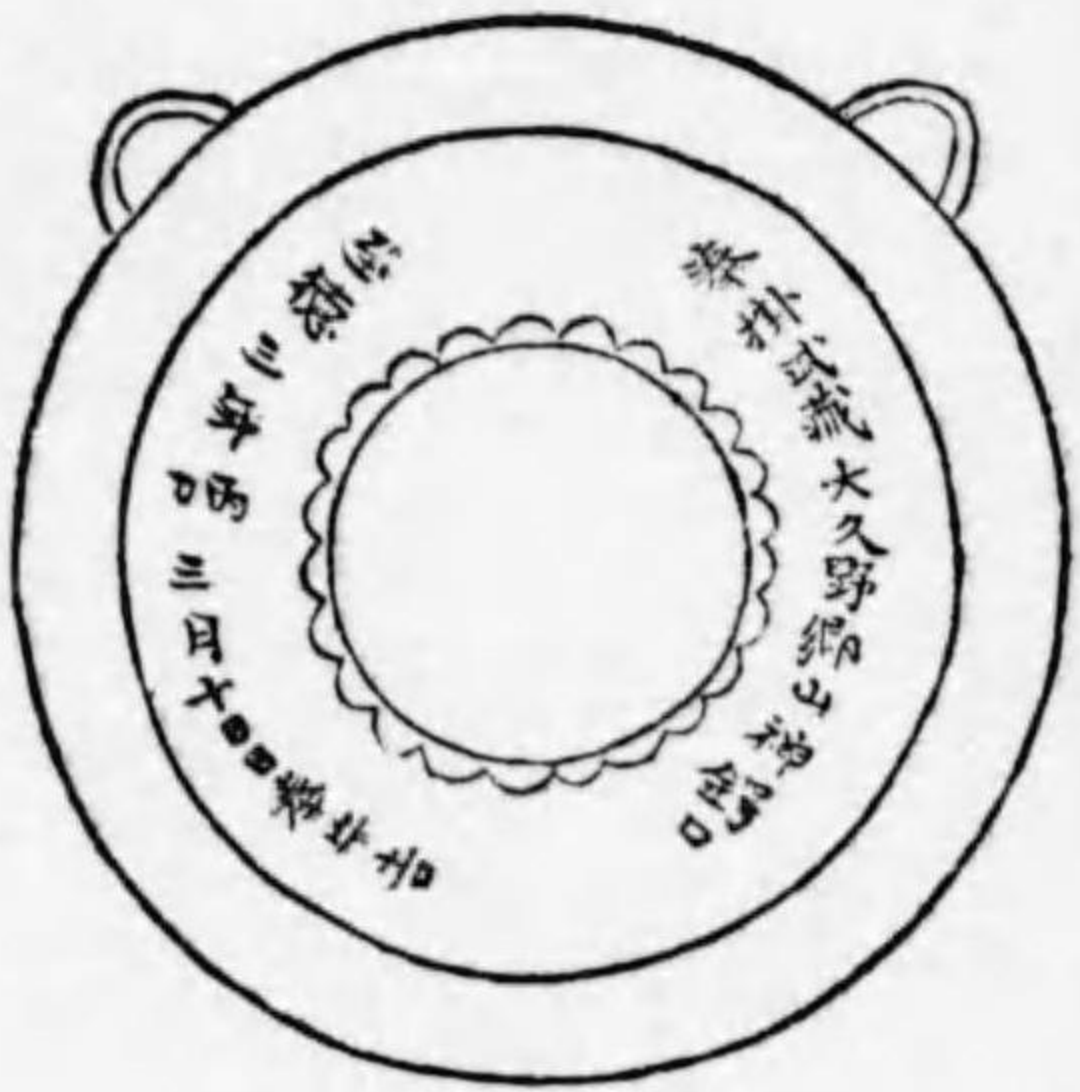
勸請の年代は詳にせざれど、寶永六年光明院阿闍梨覺意と云僧の記せしものに、至徳年中平山武者所季重の末流、日奉守

吉當郡の司たりし時建立する所にて、其後久しく廢せしを、大猷院殿の御時再興あり、社領の陸田そこばく除地となれり

今社に掛る鯛口の銘にも、日奉守吉が納めたるよしを刻せり左の如し、この銘文によりても、覺意が記せしところ實事な

新編武藏風土記稿卷之百十上 多磨郡之二十二之上

四四



るべし、例祭毎年五月十七日なり、百姓常右衛門が家にて司る、

山祇社 除地、七段四畝二十二歩、落合にあり、

山王社 除地、一段九畝、新井にあり、

山神熊野相社 除地、九畝二十六歩、細尾にあり、則その所鎮神なり、熊の祭日は五月十四日、山神は九月十四日なり、百姓持、

日月天社 除地、一段七畝二十四歩、肝要にあり、

壹牛王權現社 除地、六畝九歩、これも同所にあり、小社に貴命なるよし云傳ふれど、鎮座の年歴等詳ならず、例祭六月十五日千人組同心嶋崎仲右衛門が家にて進退す、

松尾權現社 除地、一段十二歩、松尾山にあり、よりて松尾詳ならざれど、本地は釋迦にて坐身の銅像を安置す、これもその地の産神なり、例祭九月十九日にて、百姓持、

熊野社 年貢地、三ツ澤にあり、その邊の鎮守とす、熊野社 小社にて上屋あり、例祭六月十五日、百姓持、

天神社 除地、三畝十九歩、羽生にあり、二間四方の社にて、安永年中丙丁にかゝりて鳥有となりしより、木の坐像、身長一尺八寸なるを置く、又古は村の南の方字穴澤と云所に社を建しが、馬ののりて其邊を通る人しばしば落馬したるをもて、後年今の地へ遷宮せしといへり、よりて舊地を今も天神林と呼べりと、按に穴澤天神と云は、武藏國多磨郡中の古社にて【延喜式】神名帳に載る處なり、昔より郡内矢野口村の鎮守の天神これなるべしと云、然るに當社の舊地を穴澤と唱ふればもしくばそのかみかの式社の遷拜の爲に、當所に勧請せしゆへ其地をも穴澤と呼たりしを、後人天神と稱するより誤傳へて天満宮なりとし、終には附會して昔の神體は菅家自畫なりしと云説もおこりしならん、猶矢野口村の天神社の條合せ考ふべし、例祭は毎年正月廿五日なり、清涼寺司る、

神明社 除地、二段六畝二十四歩、坂本斑峯にあり、麓より八たのぼりて社前に至れり、社は三尺ばかりにして二間餘の覆屋を設く、神體は秘して拜することをゆるさず、土人の説に

いにしへ大久野と云し修驗者、伊勢國宮川の神明の社の境内の土を取きたりて、こゝに勧請せしと云、さもありしにや、社内に永祿二年同六年平山左衛門尉綱景が造立の棟札あり、其圖は後にのす、是によれば永祿二年十二月新造ありて、其後四年をへて六年十一月造營し、明る七年十二月遷宮ありしことは分明なり、又元龜三年神主宮岡民部大夫造立せしと云

棟札もあり、夫より後慶長九年台徳院殿の命によりて、大久保石見守御代官として御再興あり、又寛文五年にも嚴有院殿御再興ありて、このときは福村長右衛門御代官なり、度々の棟札を社内に藏む、祠官は宮岡右京と云吉田家の配下なり、

大檀那日奉朝臣平山綱景

奉新造天照皇大神拜殿御守

永祿二己未十二月十八日

神主宮岡民部大夫守久
大工 落合七郎左衛門

澀水西福寺御遷宮御神樂致者也

染屋代物壹貫

大檀那平山平左衛門尉綱景

花押

永祿六癸亥十一月廿二日御造營、同七甲子十二月三日遷宮寅刻岩瀨、

大工 野口次郎四郎

馬壹疋福宜宮岡民部大夫盛久

馬壹疋鍛冶 落合平藏三郎

廿八才

神明社 除地、四段廿九歩、水ノ口の内林山の頂にあり、小社なり、二間に三間半の上屋あり、神體は秘して拜することなし、例祭九月十五日、祠官川上山城つかさどれり、

山祇社 除地、二段八畝九歩、水ノ口の山上にあり、このへん及び長井の鎮守なり、これも小社にて、拜殿四間に二間餘、神體は木の立像にて、長九寸餘、當社に棟札のごとき木に勧請等のことを記せしものあり、その文中に弘仁十四年

川上集太盛重宮所を建立して、長井百家の鎮守とせり、其後天慶二年に起立して、長元年中に建立ありしと云、されど年代等を考るに、全信用すべきにはあらざれど、いかにも古き鎮座なることは疑ふべからず、又相殿に白山權現を祀れり、これは天正七年十月村内長井寺の住僧夢中に告ありて、越前國永平寺の鎮守白山權現をこゝに祀れりと云、故に祭禮の時上左内はこの山の中腹に住す、神主川

月星石 社内にあり、圓かなる白石にして、青色の細點あり、
る木札に、夜々月星光り星降りてこの上に落
と記せり、これによりて設けしものなるべし、

淺間社 除地、二段四畝四歩、坂本にあり、小祠、三間に二間
の年歴詳ならず、されど當社棟札に明應九年申興し、又元龜
二年北條氏照再興せしよし載れば、古き鎮座なることは論
なし、毎年六月十五日例祭
あり、宮岡右京が持なり、

松尾權現社 除地、一段十二歩、松尾にあり、鎮座の年代を
覆屋あり、神體白幣、本地佛は釋迦の坐像長二寸
ばかり、例祭年々九月十九日にて、百姓持なり、

諏訪明神社 除地、二段六畝廿二歩、坊平にあり、勸請の年
談く、神體は一尺二寸許の鏡にて、面に蛇の象を鑄
たるものなり、例祭七月廿五日、同寺の持なり、

三島明神社 除地、三段六畝五歩、落合にありし、これも小
石階十級あり、祭神は大山祇命、神體は故ありて寶永四年九
月封て拜することなし、但圓鏡なりと云傳ふ、相殿に彦火々
出尊を祀れり、この神體は金幣なり、年々九
月廿九日祭禮あり、祠官を宮岡大和と云、

榛名權現社 水ノ口にあり、小祠覆屋あり、例
祭八月八日、川上山城が持なり、
熊野權現社 除地、二段廿五歩、これも小祠にして上屋あり
神體鏡面に鑄出たるものなり、鎮座の年歴詳な

らず、千人組の同心、小
山佐五右衛門が持なり、

愛宕社 北ノ原にあり、小社二間に一間半の覆屋あり、本地佛
寺の持
なり、

山王權現社 坂本にあり、これも小祠にて上屋をたつ、徑
不動社 除地、一段一畝廿一步、三澤にあり、小祠、上屋二間
八月例祭あり、
百姓の持なり、

寺院 天王寺 境内七千五百坪許、新井にあり、曹洞宗、根ヶ布
師長和尚、天正元年六月六日寂すと云、禪師は諱を云長と
いひ姓氏及びいづれの國の産なることを詳にせず、或は上野
國群馬郡の産にて、岸氏の子なりと云、迦葉精舎にて落髮受
戒し、其後本郡根ヶ布村天寧寺の説翁禪師に嗣法し、ついに
その寺に住持せり、夫より晩年に至り當寺を開きて退居し、
永祿六年三月廿四日示寂せりと云、これ謄語集等にのする所
なり、寺傳と寂年たがへり、本堂十一間半に七間、本尊正觀
音は木の坐像にて、長一尺二寸、佛師運慶が作なり、左右に
達磨・大元の二像を置く、ともに長一尺許、御朱印を附せ
られ寺領六石三斗の地を賜ふ、境内もその内なりと云、鐘
樓の銘左の如し、

大日本國關東武州多西郡大久野郷耕雲山天正禪寺之

公川鐘序爰爲勸法、令新催鑄鐘一器、願望久刻得優
曇華之瑞者也、則十方檀越以施力、鷄鐘令成就畢、
伏冀 聖壽萬歲山門繁昌、

歸法道北、宜起禪場、建立鑄始、聲通十方、
常樂我淨、消侘鏝湯、覺無明睡、坐解脫床、
破三毒夢、得十吉祥、諸願已滿、又足衆望、
國家無事、檀越榮昌、至祝齡算、地久天長、
于時寬永十二乙卯年九月二日
勅特賜前總持當山五世眞叟謹寫

大工横川加藤甚左衛門
芳久花押
鐘造立
佐久間小兵衛丞
爲菩提

第六天祠 寺後の山上 辨天祠 本堂の乾
妙樂寺 除地、八畝、新井の内字東ヶ谷戸にあり、曹洞宗、村
内天正寺末、桃園山と號す、當寺は北條氏照の一族な
る妙樂尼と云し人の住居せし巻を、後年一寺に創立ありしな
れば、その名を追て妙樂寺と稱せりと云、されどかの尼の
ことは他に考る處なければ、實に氏照の支屬なるや詳なら
ず、客殿三間に五間、本尊十一面觀音の坐像を安置す、
寶鏡寺 除地、一段七畝十歩、幸神にあり、大圓山と號す、こ
れも天正寺の末寺なり、開山宗山禪戒和尚寛永六年七

月十八日化す、本尊聖觀音木の坐像
運慶が作と云、客殿五間に六間、

岩井院 除地、七畝、岩井にあり、因て院號となせり、當寺も
天正寺の末山にて山を勝峯と稱す、開山は本寺の第二
世九山整重和尚なり、この人天正十四年七月十三日化すとい
へば、させる古利には非ず、本尊阿彌陀銅像なり、客殿七間に
半、

慶福寺 除地、三段四畝二十九歩、肝要にあり、日陽山と號す、
當寺も天正寺の末にて、開山は本寺の四世職雲村龍和
向なり、慶長十四年十月十五日示寂す、昔は今の地より二町
あまり南にありしが、しばしば水災を被りしゆへ、此所へ移
轉せしと云、本尊は十一面觀音にて黄金佛なり、長一寸八分、
又別に木像一尺三寸なるを造りてその胎内に藏す、もつとも
靈威ある像なりと云、脇土
藥師の像長五寸作しれす、

松澤寺 除地、三段三畝三歩、松尾にあり、龍光山と號す、開
山眞叟重達和尚寛永十四年三月五日寂す、本尊十一面
觀音、脇土不動・毘沙門の二軀を
安す、客殿は七間に三間半あり、
慶徳寺 除地、九畝二十四歩、萱窪にありよりて山を萱窪と號
す、開山職雲村龍和和尚慶長十四年十月十五日寂す、本
尊正觀音客殿
に安置す、
保壽院 除地、四段七畝二十二歩、玉ノ内にあり、玉石山と號
す、開山廣庵禪師天正元年六月六日化す、本尊將軍地
藏木の坐像にして長六寸五分、佛師定朝が作と云傳
ふ、客殿は九間に六間なり、以上三ヶ寺も天正寺末、

西徳寺 除地、三段七畝三步、水ノ口にあり、無量山といへり、開山涌山林東和尚慶長八年四月十二日化す、本尊馬頭觀音の立像、三尺五寸なるを安す、行基 鏡石 客殿に向て左に菩薩の作と云、客殿七間半に五間半、鏡石あり、昔は石面なめらかにして飛鳥走獸の影までうつりしゆへ、鏡石の名は起りしと云、しかるに萬治三年丙丁の災にかゝりて、石面崩れしかば、今は鏡石と云べきさまに非ず、されどその石質は葡萄酒など唱ふる類にして、最光澤あり、長四尺餘り、幅二尺許も有、獅子岩 同地にあり、高四尺餘り、幅三尺許にして、其形獅子の蹲踞せるがごとし、此石は天然の奇石なるにより、永祿十二年正月瀧山の城主たりし北條氏照所望にして、其臣野村源兵衛に命じ數多の工夫を掛てひかんとせしに、寺内の表橋までは易く出しかど、それより外へはいさゝかも動かざりしゆへ、其由氏照へ言遣ければ、法語にいへる獅子一叫すれば、百歌燭烈の理あれば、しひて引取に及ばじとて、其まゝさしをきたりしと、又大久保石見守八王子に住せし時も、この石を所望せしかど、遂に引移すことかなげずしてやみたり、これひとへに觀音の靈石たるによれるならん、腰掛石 寺後の山上にあり、高六尺徑り五尺ばかり、尊の石にとび移りしより、腰掛の名、一 双竹 長七尺許周はおこりしと云、尤浮たる説なり、二 双竹 長七尺許周竹なり、地より一尺五寸ばかり上りて兩竿となる、この竹寺内異事あれば必ず先だちて、その兆をなして一竿を折せりといひ傳へり、されど今一竿のみにて古き株も見ざれば、いと受がたきことどもなり、赤城明神祠跡 寺後の山上にあり、社は近年廢壞して、いまだ再建におよばず、

長井寺 除地、三段八畝六歩、長井にあり、瑞龍山と號す、是門なるよし、六右衛門が法諱を長井寺殿深廣無涯居士と云ひ妻女の法名瑞龍院殿顯妙珠大姉と唱ふ、よりて彼夫婦の法號を用ゐて寺の山號となせり、開山廣庵禪師天正元年六月六日示寂す、本尊釋迦木の坐像、長八寸五分、客殿に安置せり、清涼寺 除地、一段二畝二十四歩、羽生にあり、金澤山と號す、天正四年三月廿八日の起立なり、本尊彌陀木の坐像、客殿に安、天神祠 客殿に向て左の、長泉庵 除地、一段二畝八歩、水ノ口にあり、此下の三庵も天正寺の末なり、石經山と號す、開山涌山林東和尚慶長八年四月十二日化す、地藏の坐像を本尊とす、客殿五間二尺に三間、寺寶二十玉の畫像十幅あり、水帳には十王免と書たれば、昔はこれも本尊とせしにや、光珠庵 除地、一段五畝九歩、同所にあり、これも林東和尚の起立にて、龍岩山と號す、本尊將軍地蔵客殿に安置す、玄珠庵 除地、一段七畝九歩、玉ノ内にあり、圓通山と稱す、十一面觀音立身にして、長一尺三寸、行基菩薩の作と云、客殿に安置す、以上は天正寺末、西福寺 境内凡千坪許、北原にあり、新義眞言宗、山城國宇治郡醍醐山報恩寺末、登覺山來迎院と號す、開山及び起立の年歴は傳へざれど、中興の開山眞觀上人弘安元年三月五日示寂すと云は、古刹なることは論なし、□年寺領五石三斗の御朱印を賜ふ、境内も、本堂 十間に七間、不動の坐像、長寺領の内なりと云り、

す、庫裡 三間に、什物 不動畫像一幅 智證大師の筆、波切不動畫像一幅 弘法大師の、四所明神畫像一幅 慶秀僧の筆、天滿宮畫像一幅 觀音畫像一幅 この二幅は古畫なれと云、五大尊不動畫像一幅 慶秀僧の、長刀一振 穂の長一尺五の二字を刻す、柄は長六尺にて、鍔下の金具に一ツ巴の縁に花びらの如くなるものある紋を彫せり、この長刀は天正十八年北條氏照、八王子の城におひて怨敵退散の爲め、青梅高幡兩金剛寺及び當寺の兩上人を、請待して祈禱せしめしとき、俄に寄手攻來り、ほとんど落城に及んとするころ、僧侶等歸路防戰の具として與へたりしものと云、五大尊の不動も其時本尊となしたる像、響一口 明珍眞家が作る所なり、其經なりと云傳ふ、響 一口 傳來のことは詳ならず、其藏 本堂の西、樓門 同並にあり、二間に一間半、正徳二年鑄なきを以、彌陀堂 本堂の左にあり、三間四方この堂は長徳て略す、安置す、惠心僧都の作なりと、光明院 除地、三段、細尾にあり、頓學山と號す、村内西福寺一尺六寸なるを安す、開山眞觀上人弘、寶物 不動畫像一幅 智證大師の、十三佛畫像一幅 惠心僧都の、鏡ノ御影一幅 智證大師の、

幅 弘教大師の、藥師堂 本堂に向て右の方にあり、三間四方の餘、各惠心僧都の作なり、傍に六地藏長六寸許りなるを置、又釋迦の像一軀あり、相傳ふこの堂は一の大木をもて造立せしと云、其年代は傳へざれどいと古く造立せしものと見ゆ、この堂の傍に古神二基あり、何れも文正元丙戌年と彫たり、多開院 除地、一段六畝二十歩、北ッ原にあり、菅井山と號す、内西福寺のもちとなれるなり、多福院 除地、一段二畝、幸神の内菅口にあり、禪宗臨濟派、透和尙寛永十四年三月五日寂す、開基詳ならず、本堂は東向五間に三間本尊は釋迦の坐像長八寸許り當寺も今は無住なり、玄珠庵 除地、一段七畝七歩、玉ノ内にあり、圓通山と號す、一尺ばかり、行基菩薩の作と云ふ、村内天正寺の持なり、地藏堂 黄塗にあり、地藏は石藏にて長八寸ばかり、左右に十持前におなじきなりと云、廣徳庵 三ッ澤にあり、二間四方の庵なり、本尊釋迦の坐像長七寸、脇土藥師の坐像にて、長五寸許りなるを安せり、本尊の臺座に應安二年起立せしよしを記せり、その後文明元年十月再興せしと云傳ふ、村内に居する千人組の同心岡部三郎兵衛持なり、

薬師堂 除地、七畝二十一歩、新井の内東谷戸にあり、相傳ふの頃か廢寺となりし時、其山門にありし薬師をこゝにうつして安置せしと云、今もその山を山寺とよべり、寛文中の水帳にすでに寺山の名をのせれば、彼寺の廢せしは寛文より前なることは知らる、薬師は長一尺七寸、脇士各長一尺六寸ばかり、春日の作と云、其臺座に奥州之住人樋口某と記せり、また三尊の彌陀長三尺ばかりなるを置けり、堂は二間四方にて、南に向へり、こゝに古き位牌二基あり、面に道西禪門妙徳禪尼とありて、背に康永三年八月廿三日建武二年九月十六日と記す、又一は前住西堂謙仲益和尚明徳三年正月八日とせるり、その來由を詳にせず、又堂地の内古碑三四基あり、文字皆減して讀べからず、村民の持なり、

薬師堂 除地、二段四畝、寺山の上にあり、二間に一間半の堂各五寸許り、これも村民の持、

多門堂 年貢地、北ッ原にあり、多門天木像にて長一尺許なるを安置せり、二間四方の堂にて南向なり、

大日堂 年貢地、梅ヶ谷にあり、二間四方の堂にして、大日は石の坐像なり、長八寸ばかり、

地藏堂 年貢地、坂本にあり、石像にて二間四方の堂に安す、

地藏堂 年貢地、坂本にあり、これも石像にてわづかなる堂なり、

薬師堂 坂本の内庭ヶ峯にあり、こゝは村内神明社除地の内なる、堂は二間半に四間、薬師は木像にして、長三寸許り、

りなるを安置す、村内神明社の神主宮岡左京が持なり、

北不動堂 年貢地、勝雄山の麓にあり、一間半四方の堂にて、北不動の巖石あり、其上に氷をひきて、高一間ほどの瀧となせり、其流末東に走て大久野川に入れり、村内岩井院持、

舊蹟 館蹟 字長井にあり、地形すこしく高くして、一段許の所なり、今は皆畑となれり、相傳ふこの所は北條氏照の家士長井六右衛門の居跡なりと、又是に八幡の小祠あり、古への鎮守なりと云、今は

屋敷蹟 幸神にあり、一町四方の地をいへり、その來由詳ならず、

新井屋敷蹟 新井にあり、小田原北條の家士新井伊賀・同十郎兵衛など云し人居せし所なりと云、今は村の名主御左衛門が居宅と成り、

舊家 佐久間宗兵衛にてこの地の舊家なりしが、近きころ故ありて佐久間の家をつぎしといふ、先祖は新井伊豫守輝高といふ、文明二年十二月卒せり、其子孫小田原北條家に仕て當所に居住せりと云、舊跡の條に新井十郎兵衛と云るは、則この孫にて輝盛といひし人なり、この人は天正六年に卒せりとよりてをもふに前にいふ伊賀は十郎兵衛が父にあらざや、其後のことは詳ならざれど、子孫相續てこの宗兵衛に至れり、今も武器及び古文書を藏す、其文左にのする、

小和田 五日市 中野 戸倉 乙津 養澤 入野 三内 大久野

一書指越啓達狀、非別儀内々ニ付、來月廿八日ニ相究趣、小田原より申□□、依之今月十四日ニ、諸家中寄合評定相極□□□、早々□□可有之□□□□、天正二歲戊二月初日

赤松源太左衛門

新井市郎兵衛殿

覺

野邊 雨間 牛沼 代繼 淵上 引田 山田 網代 伊奈 横澤 立谷 高尾 留原

右之村々、當番之面々、來ル廿六日朝七ツ半時御詰メ可被成候、以上、

天正二年戊八月十一日

讚岐用人

追而申候 横澤大幡中務殿

網代貴志兵八殿

立谷貴志十郎左衛門殿

戸倉篠原與惣次殿

加判之義ニ付、申渡候儀御座候間、此書付廻付次第

讚岐役所江御越可被成候、油斷被成間敷候、

百姓彌兵衛 野口氏なり、往古大久野七騎と唱へてこの地に土着せし士七人あり、和田・小山・羽生・田中・溝

水・濱中・野口氏なりとぞ、この内野口氏はすなはち細兵衛が祖先なり、世々匠人にて今も其業をなせり、家に北條氏照よりの文書二通を蔵す、其文は末に出せり、又元和三年江戸西丸御普請の御用をはじめとして、同七年川越御殿寛永十三年同所、同十七年府中御殿等の御普請の時も御用をつとめしと云、その度々の書物數通を蔵せり、此餘六人の子孫も土民となりて、村内に居住すれど、させる證とすべきものも傳へざれば、こゝに略せり、

書出

一此度大途御弓矢□者、御領分之番匠之儀悉相集、於八王子一曲輪請取可走廻之事、
一番匠衆之妻子、何も八王子へ可入事、
一此度他へ罷移於番匠者、何方ニ有之共、被召返可被行死罪事、

右大工綾野一左右次弟、馳參可走廻、御大途前無際限御用可有之間、於當春者、就中番匠衆可走廻御掟之所、相背於番匠者、可被處嚴科旨、被仰出者也、仍如件、

子正月八日

大竹丹後奉之

大久野之番匠
落合四郎左衛門

御書出

貫敷
壹□貳百文

大久野之内

五百文

落合
大久野

以上壹□七百文

右爲御給恩被下候、令知行如御下知可走廻旨、被仰出者也、仍如件、

永祿十二己巳十一月七日

一庵奉之

番匠
落合四郎左衛門殿

百姓五郎右衛門村の名主をつとむ、家の舊記を閲るに、其國鎌倉より此地に來りて居住して醫を業とす、此人より四代の後、庄司信次はじめて小田原北條家に仕へ、其子庄司信久も北條家につかへて、天正十八年小田原没落のとき自殺して子なかりしが、佐久間氏の入由緒ありて此家をつぎしとぞ、是より七代にして今の五郎右衛門に及ぶ、

○入野村 入野村は、郡の西にあり、秋留郷に屬して庄名は傳へず、江戸日本橋より行程十四里許、村の四境、東は館屋村に界ひ、南は五日市村となり、西は深澤村に及び、北は深澤川を限として三内村に至る、東西七町

半許、南北二町半に及び、地形西南北の三方に山丘ありて高低なる地なり、民家は山により溪にそひて散住す土性は眞土にて水田少く陸田多し、當村は昔より御料の地にて、正保の頃は御代官福村長右衛門支配せしが、遙の後延享四年より田安殿の御領知となれり、檢地は寛文七年竹村彌太郎改めしと云へり、

高札場 村の巽の方

小名 山下 村の良の方 小倉 村の南に 樽 西の方 若宮 北の方にあり、

赤崖 東の方に 堂ノ谷 村の北の方

山川 水源は村内小名樽澤と云所より流出て、村の南の方尺許り、里人の話に往古この谷間に括岩と云岩あり、これより滴る水ことに甘うして、恰も酒の如し、樵夫山に入りこれを飲めば、必酪酎す、よりて所の名も樽とは名付たりといふ、これは尤うけがたき説なり、たゞ樽川の名より起りしこと、見ゆ

神社 八幡社 除地、四畝二十歩、小名樽にあり、小社にて、東向、則其地の鎮守なり、村民の持なり、

荒神社 除地、二畝四歩、東の方にあり、

子聖權現社 小社なり、

山神社 除地、七畝十歩、小名樽にあり、小社なり、

第六天社 小名堂ヶ谷にあり、小社、以上

寺院 德藏寺 除地、一段五畝、小名小倉にあり、禪宗臨濟派、樹和尚天文十三年十月廿四日寂す、本尊地藏木の立像、長二尺六寸、本堂六間に五間、南向なり、不動堂境内に 稻荷社 不動堂の側にあり、小祠、

深澤庵 除地、六畝、小名若宮にあり、禪宗臨濟派にて、こゝ、ず、土人云この菴昔深澤村なる白井山にありしが、何の比にや洪水におし流されてこゝに漂着せしを、そのまゝ建をきたりといへり、事は深澤村舊跡の條にもせたり、本尊地藏木の立像、長一尺一寸五分、菴は大さ三間に五間東向なり、

藥師堂 除地三畝十四歩、小名樽にあり、三間に四間の堂なり、藥師は石の立像、長五寸ばかり、村内深澤庵の持なり、

大日堂 除地七畝六歩、これも樽にあり、本尊木の立像、長一尺四寸、百姓の持、此以下の堂は皆像許なる小堂なり、

地藏堂 除地、三畝十八歩、小名山下にあり、石の立像なり、百姓持、

阿彌陀堂 堂地四坪、これも山下にあり、彌陀は木像の坐像、長八寸五分、これも村民の持、

○五日市村 五日市村は、郡の西によりてあり、秋留郷高倉庄に屬す、古は小庄村と唱へし由いへど、すでに正保年中ものには五日市とするせば、その改りしも古きこととみえたり、五日市の名の依て起る處は、當村毎月

五十の日市立しに由れりとぞ、其地は江戸日本橋より行程十四里餘、民戸百九十五軒、村の四境、東は館谷村に隣り、西は中野村に接し、南は秋川に限り、留原・小和田の二村に對し、北は入野村にて峰を境とせり、東西凡九町、南北二十一町、土地大抵平地なれど南の方は少くひく、西北に山あり、土性は眞土にて水田少く陸田多し村内一條の往還あり、東の方館谷村より西の方小中野村へ達す、道幅は廣き所にて七間許、長九町餘なり、此村古の領主を詳にせず、正保の頃のものには福村長右衛門が御代官所及八幡領十石と記せり、其後も世々御料所にして、今は小野田三郎右衛門が御代官所なり、檢地は寛文七年竹村彌太郎たゞし、その後享保十八年寛播摩守改めしと云、

高札場 村の東より、中
小名 番場村の西の
小納村の南に 松原同じ邊 小庄
上と同 入野北の方 北寒寺西北の端 權太東へよ
新町 村の西にて往 上市場 新町の東につゞけり、中下市
へよれ 中市場 下市場
山川 秋川 村の南境をながる、川幅は十四間餘あり、平常の水かさ二三尺ばかり、村の西の方小中野村よりながれ

來り、東のかた館谷村に向ひて流る、當村にかゝること十町餘なり、
溪川 村内北寒寺川に合す、川幅四五尺、水路五町許なり、
稻躰石 金毘羅山の後の山にあり、高さ三丈ばかり、巖の形と村老は云へり、同所に四五ヶ所も石ならび立てる所あり、

神社 阿伎瑠神社 村の南方秋川の北岸にあり、五尺に六尺の神社の五字を扁す、すなはち「延喜式」神名帳に載る所の多磨郡八座の一社なりといへり、祭神は甘鋤(或は味鋤)高彦根命にて圓鏡を神體とす、天正十九年社領十石の御朱印を賜ふ其文に寄進大明神領武藏多西郡阿伎瑠郷松原之内拾石云云とあり、神主有竹長門が語に當社古之神體は八幡太郎義家着領の胸懸なり、銘に武藏國阿伎瑠神社小鹽松原大明神、建武五年二月朔日社務本願敬白と鐫てあれど、この神體今深く秘して他見を許さざれば見ることあたはず、又いかなる故にて建武の年號あるにや、いづれ附會の説なるもしるべからず、此社は式内にあらはれたれば、祭神は始に云ごとくなるべし、この餘中古のことはすべて傳へず、寛永年中ゆへありて春日明神と稱し始めしとて、社内に春日大明神の五字を扁額せり社地すべて移檜翁として一叢の林をなし、寂寥たる古社とみえたり、祭禮毎歲六月晦日夏越の秋、及九月廿九日清秋の神事とて、前日より市場の中に旅舎を營み、神輿を移し祀れり、神主有竹長門は吉田家の配下なり、本社のかたはらに住居せ 寶物 胸懸一へにいへる八幡太郎義家の著領にて、昔

神體とせし 馬印 金の五本骨 鉢 一身の長二尺、柄六尺ものなり、
く神秘して他見を許さざれば、眞偽を詳にせず、
末社 住吉社 本社の下にあり、稲荷社 天満社 寶藏間中、神輿寶物等を藏せり、
熊野社 除地、一段一畝、村の東北の方入野にあり、
荒神社 除地、五畝十歩、これも
稻荷社 除地、三畝六歩、
荒神社 除地、一段六畝、小名番場にあり、
山王社 除地、七畝、これも同じ邊にあり、
金毘羅社 村の西北の間入野山にあり、麓より絶巖に至るまでをまうく、神體は木像にて、長六寸許り、楞嚴寺持なりと云、
籠堂 社の左にあり、二間に四間、この
寺院 開光院 小名入野にあり、寺領十六石の御朱印を賜ふ、臨濟宗、同郡小和田村廣徳寺末、幽遠山と號す、本堂八間半に六間、東向なり、本尊文珠木の坐像、長四寸五分許り、開山光嶽和尙、文明十二年二月十八日示寂す、開基は詳ならず、當寺に太田道灌の位牌あり、正面に大慈寺殿心圓道灌大居士、文明十八丙午七月廿六日とあり、按るに諸記録に

のする太田持資の法號は、春苑道灌とありて、心圓と記せしは所見なし、裏面に前住一參が文をのせて云、傳説に昔道灌全盛のとき、江戸城より甲州へ發向せしに、當院を寄留宿とせしが、開運の後に至りて寺領を贈るその手狀をよせしとなり、御當代に至りて大猷院殿の御時、かの道灌沙彌が手狀の旨を言上せしかば、やがて寺領十六石の御朱印をたまひしよ手狀け傳へず、
經堂 本堂の南にあり、二間四方、十一尺許、
鐘樓 本堂の東南の方にあり、九尺に二間、鐘の地蔵堂 境内東の方にあり、二間四面、地蔵の長二尺五寸許り、木の坐像なり、行基菩薩の作と云、
玉林寺 小名小納にあり、御朱印十五石五斗の寺領を賜ふ、臨濟宗、同郡戸倉村光嚴寺末、鳳凰山と號す、本堂八間半に六間半、南向なり、表門九尺に二間、本尊釋迦坐像、長一尺三寸許り、脇土迦葉、阿難木の立像、各長一尺一寸許り、開山明叟哲和尙、貞和三年七月二日寂す、開基は實際院心解了脱大居士と云、これすなはち天正の頃小田原北條家の旗下當國繪原の城主平山新 鐘樓 本堂の北にあり、二間に二間左衛門氏重なりと云、
稻荷社 相社の右にあり、感氏重を祝ひ祀りたる者なり、
大日堂 本堂の坤の方にあり、二間に二間半、佛師の坐像、長二尺餘なり、これも同作なり、

阿彌陀堂 除地、五畝二十六步、上市場にあり、三間半に五間
持なり、彌陀は木の坐像にて、長一尺二寸なり

楞嚴寺 除地、六畝十六步、小名北寒寺にあり、臨濟宗、小和
向なり、本尊釋迦木の坐像にて長五寸許、本堂五間に四間半、南
開山龍王虎公和尚天正元年二月三日寂す、藥師堂あり、

木の立像、長一尺五寸、行基菩薩の作なりと云、毎年三月十
二日大般若經を轉讀せり、この藥師はことにゆえあること、
見えて、別に藥師免とて一段
二畝二十四歩の除地あり、

玉泉寺 除地、一段六畝二歩、小名小庄にあり、臨濟宗、同郡
南向なり、本尊十一面觀音木の坐像、長一尺五寸許、この觀
音に免除の水田四畝あり、開山德曼和尚慶長十九年正月十八
日示寂、山王社 境内にあ
せり、

不動院 除地、五畝十五歩、小名入野にあり、新義真言宗、横
澤村吉祥院末、琵琶山と號す、本堂四間に五間、南向
なり、本尊不動木の
立像、長四尺許り、阿彌陀堂 境内西の方にあり、九尺四
一尺二寸
許り、

覺法院 除地、七畝十四歩、これも入野にあり、當山修驗八王
子嶋ノ坊宿圓法院屬下なり、堂は六間に三間にして南
向なり、本尊彌陀木の立像、長二
寸ばかり、開山開基詳かならず、

太子堂 小名横田にあり、四間半四方、本尊は木の立像、長二
尺九寸、この餘彌陀の坐像長一尺二寸、馬頭觀音の立
像長一尺二寸餘、抹香煉觀音立像長三寸許なるを安せり、此
堂は寶永年中馬場某開基せしにて、元は觀音堂なりしが、後
再造の時より、太子を本尊として、堂一字り、三間四方、
太子堂とは呼びならはせりと云、
秩父坂東西國の百觀
音及び地藏を安す、

舊家 百姓勘平 先祖は甲州武田家の臣上屋右衛門直村の三
七年當村へ來りて農民となれりと云、家に古き鎗一筋、薙刀
一振、及家系を所持せり、やはり直鎗にて穂長き五寸八分、
柄九尺許、薙刀は身の長さ一尺三寸五分、ものに會ひしとみ
えて刃三四ヶ所缺てあり、柄は五尺六寸、いづれも赤銅のか
なもの、鎗は鉄なり、皆無銘の
ものにて、最古色にみえたり、

新編武藏風土記稿卷之百十上終

新編武藏風土記稿卷之百十下

多磨郡之廿二之下 小宮領

○小和田村 小和田村は、郡の西にあり、秋留郷高倉庄
に屬す、江戸日本橋より行程十二里、村の四境、東は留
原村に堺、西は戸倉村に接し、南は川口村、北の方秋川
を隔て、五日市・小中野兩村に隣れり、凡東西五町、南北
四町餘、家數四十軒、當村南より西へ係りてはすべて小
山をうけて秋川岸のなだれに添てあり、もとより御代官
所にして、今は小野田三郎右衛門支配せり、檢地は寛文
七年竹村彌太郎承りて糺せり、
高札場 村の程
あり、

小名 庄ノ澤 南ヶ谷戸 根岸 瀧口 栢原いづれも東
てあ、西ヶ谷 上ノ臺 石神村の西よりを 正應村の西
り、
山川 小庄山東の方に あり、

夜乗山 同く東の
方なり、

上ノ谷山

舟ノ谷山

男ノ入山

鬼神山

平藏ヶ窪山

秋川 石川にてことに大石多き故水勢強し、村内を東流せり、
川幅三十間あまり、冬より春へかけては村民土橋を架し
て通路をなし、其餘は歩行わたりなり、この
邊にて餘業とすることわづかに鮎の獲あり、

橋梁 土橋二ヶ所

神社 御嶽社 社地、村の東の方丘上にあり、覆屋六尺に七尺、石
月八日なり、村
のもちなりと、
權現社 除地、一畝二歩、村の西南にあ
り、
村民の持、

寺院 廣徳寺 境内、一萬二千坪餘、村の中央にあり、龍海山と
號す、臨濟宗、相州鎌倉建長寺末、開基は正應長
者と云しもの、妻法名を龍智智雲尼と云者にて、明徳年中建
長寺前住心源希徹和尚を請て開山となせり、心源禪師は應永
十年十月十三日寂せり、其後數たび西丁の災にかゝりて衰廢
せしを、北條氏康更に堂舎を建立せしにより、今是を中興の
開基となせり、御入國の後寺領四十石の御朱印を賜はりしと
いへば、これにても昔よりしかるべき寺院なりしことしらる
天文年中北條氏より與へられし制札、
及古文書等を藏すれば左にのせたり、

寺領之書立

戸津原 深澤
中野 同所
窪 押楯
次賀尾 平井之内
小和田 以上九ヶ所

右書立之分、不可有相違、年貢之員數者、注本帳者也、仍如件、

天文廿年辛亥九月六日

眞月齋道俊花押

由井之廣德寺領深澤之山查之事、寺家爲修理立置候於深澤かや刈取者有之者、可處罪科候、堅可有成敗者也、仍如件、

北條家虎印あり
弘治三丁巳七月四日

狩野又四郎奉之

廣德寺

寺中門前共ニ棟別之事、指置畢、但家數之小日記有

之、向後他郷之者、至于門前へ集者、可爲曲事候、仍如件、

弘治三年丁巳十一月廿七日

狩野大膳亮

奉之

庄式部少輔

廣德寺

制札

右廣德寺寺山、向後立山ニ被仰付候、嚴密ニ可相立旨、被仰出者也、仍如件、

按に天正十四年
丙戌六月廿八日

中島大藏丞奉之

廣德寺

寺山

本堂 七間に十間半、東向、本尊聖觀音木の坐像にして長三尺共長三尺六寸ばかり、山門 二間半に四間、樓上に釋迦・文珠・迦葉・五代の石、經藏 本堂の左にあり、鐘樓 本堂の左にあり、鐘の大き圓徑五尺、寶曆九年の銘文を鐫れり、龍角權現祠 本堂の西にあり、祭神

像、長八寸許り、當寺の鎮守なり、地藏堂 山門の南にあり、一間四方の堂

の作といへり、藥師堂 門前にあり、二間、地藏堂ほどにあり、御靈權現祠 これも同所にあり、鎌倉權五郎景政を祭れ

るを安す、運慶の作といへり、雙虎巖 境内巖の方丘上にあり、一はめぐり四丈あり、因てニツ岩と云、聲悟院 門前にあり、この餘正應院・乾照院

の跡のみ残り、

○小中野村

小中野村は、郡の西の方なり、秋留郷高倉庄に屬す、江戸日本橋より行程十四里半、村の四境、東は五日市村に隣り、西は倉戸村に接し、北も戸倉五日市の山頂につゞきて、南の方は秋川にかぎれり、川の向は小和田村なり、東西八町、南北二町餘、村内なべて山丘の地にて、杉・松・榎・桑・楮の類最多し、去は陸田がちにして水田はわづかに谿谷の間にひらけり、土性は眞土なり、其中砂石の交りたる所もあり、民家四十八軒、大抵往還の左右にならびて住す、是村古のことは傳を失ふ、御入國の後は御料所にて、寛文七年竹村彌太郎檢地して租米の數を定めしと云、御代官はすたいの遷替ありしかど、その委しきことは詳にせず、今は小野田三郎右衛門

が支配に屬せり、

高札場 中央より西に

小名 雪平 西の方戸倉村

子安前 坤の方をすべ

下中野

南の方 近田 東のはし

栗原 近田つゞきにて少

中谷戸

村の中央 竹鼻 中谷戸より少しく東の方なり、或は竹の

起る所を失せり、

山川 秋川 村の南境を西より東へながる砂利川にして、平常の

ゆへに通船の便あしくして、常に

神社 子安明神社 村の西の方にあり、三間に二間の社にて、

歴および祭神を詳かにせず、例祭は毎

年三月十五日なり、安養寺の持なり、

十二天社 除地、四畝十歩、村の東にあり、是も勸請の年月を

これによれば、古は不動を安置せし地と

見えたれど、其廢せし顛末を詳にせず、

愛宕社 安養寺の後背山上二町許りにあり、小祠な

牛頭天王社 村の北小名弘澤山の上一町許りにあり、この社

寺院 安養寺 境内、一段八畝十歩、外に水田四畝、村の中央に
と號す、開山開基及び起立の年代を傳へず、客殿七間半に五
間半、本尊如意輪觀音の立像、長一尺三寸五分なるを安置す
眞念庵 村の中央にて安養寺の向にあり、淨土宗、瀧山大善寺
陀の立像を安置す、外に聖徳太子木像一軀あり、立身にて長二尺五寸許、共に作知す、

○乙津村 乙津村は、郡の西北にあたり、立田庄秋留
郷に屬す、江戸日本橋より行程十五里、是村古は戸倉村
の地にぞくせしが、寛文九年分ちて一村となれり、村の
四境、東南は戸倉村に隣り、西は檜原村、北は養澤村に
及べり、東西二十町、南北一里半許り、南北は山丘多く
して總て陸田なり、土性は野土眞土砂土等にて五穀の生
殖によろしからず、民家は百十九軒、秋川の兩岸にそひ
て散住す、土産に大畑紙と云紙を漉出して生産の助とな
す、村内西へよりて檜原道と云往來あり、道幅六尺餘り
秋川に傍たるみちなり、村の中央に養澤村の飛地あり、
民家も十二軒あり、故に廣狭のみをもて村の大きさをいひ
がたし、檢地は寛文七年成瀬八左衛門にて、もとより御
料所なりしが、寶曆二年米津越前守に賜り、今も子孫伊
勢守がしる所なり、秣場五ヶ所、一は村の北、一は村の
東、一は南、一は良にて、一は北にあり、其内良の内な

るは近村入會の地なり、
高札場 本村に

小名 落合 村の東の方 軍道北の方に 迎下良を 本村
中央な 青木平 西の方に

山川 光明山 村の北の方にあり、麓より絶頂に至るまで凡三十
神社の部に用せり、この邊山多しといへども御嶽大嶽及び當
山、これを三つの高山と云、されど御嶽大嶽よりは少しく早
し、山の西は養澤村、北は秋
川にて、東南は當村なり、

秋川 村の南の方を流る石川にて水あらじ、兩岸巨巖壁立して
川幅廣狭あれども凡十間ばかりなり、平水の深さ二三尺
許にして戸倉村に達す、

養澤村 養澤村の方より流れ來り、村内にて秋川に落入れり、
此の餘大澤川と云細流あり、これは村内の山間より出
て共に秋川
に入れり、

山 山澤村の西檜原村
山澤村の境にあり

入野澤村の西北

足瀬澤村の東戸倉村のさかひにあり、以上
足瀬澤村の三流も末流は秋川におちいれり、
松葉澤村の良の方

根生澤 此れも良の方にて小名軍道にあり、二流とも末は養澤
澤川に落ち、又この澤の並びに、石原澤と云流れあり
これ末は養
澤川に入る、

温泉跡 村の西小名青木平にあり、今も四
瀧二ヶ所の南にあり、長き十丈許り、つねには水少し、

瀧二ヶ所 一は村の北の方にあり、長き三丈ばかり、一は村
の南にあり、長き十丈許り、つねには水少し、

清水二ヶ所 一は村の南にあり、清冷なること言べからず、故
これも汲みて飲
水となせり、

崎村の東の方にあり、養澤川、秋川の二流落合ふ所の田崎に
崎て、こゝより西の方へ嶺つゞきて、甲州・信州に及ぶ、土人
はこれを長嶽
と呼べり、

天狗岩 村の良の方養澤川の南岸にあり、高さ十丈許り、盤踞
つまびらかに
せずといふ、

橋梁 土橋五ヶ所 其内四は秋川に架し、一は澤川に架

神社 熊野社 除地、一段八畝二歩、村の北の方光明山にあり、夫
より松檜陰森としてうちつゞき、石礎五十餘段をへて社一宇
をたつ、大き二間に三間、これ參籠のもの、通夜する所なり
又石礎二十一級を上りて五十餘歩の平地あり、すなはちそこ
に本社をたつ、一間一尺に二間、柱梢檜ともみな朱塗なり

祭神は伊弉册尊・速玉命・泉津事解男命の三座にて、本地佛は
彌陀藥師觀音なり、大永六年六月の勸請と云傳ふ、例祭年々
二月九日、村内小名軍 鳥居 山の中程にあり、土人こ
場と云所の鎮守なり、

社若宮權現社 本社の後にあり、一ノ王子社稻荷社相殿
絶頂より三町許り下 高岩 鳥居場の下にあり、高
りて路の傍にあり、 地勢七八間、馬蹄石鞍

石 此二石はともに鳥居場より四五町許上りて路の傍にあり、
石傳て云、熊野權現馬に乗てすぎ玉ひし時の蹄迹なりと云ふ
こゝより又三町許を上りて老 神主鈴木伊豫所に住せり、
杉一株あり、大き十圍許なり、

神明社 除地、二段一畝九歩、小名本村にあり、小社にて上屋
の鎮守にて、三内村神主三内對馬が持なり、
若宮八幡社 除地、三畝二十七歩、小名本村にあり、小祠、天
五日神主浦野丹
後が持なり、

鷲明神社 除地、一畝二歩、村の東の方にあり、社は一間一尺
二月の鎮座なりと、例祭は二月十五日、
小名落合の鎮守、神主栗原對馬持、

春日八幡相社 除地、一段二畝、村の東の方にあり、春日は
例祭は二月十五日、これも小名落合の
鎮守なり、神主は鈴木掃部と云へり、

熊野社 除地、九畝二十三歩、小名青木平にあり、天文二十二
年正月の鎮座にて、例祭二月十五日なり、側に不動の
小堂あり、大永三年正月草創にて、例祭正月二十八日といへ
ば、いづれも近きものには非ざれど、今はおとろへてわづか
に形をのこせるのみ、
神主、市川大和

寺院 龍珠院 小名本村にあり、禪宗臨濟派、戸倉村光嚴寺末、
天照山と號す、貞治二年十一月開山日峯朝和尚草
創する所なり、日峯は應安四年二月十五日寂す、本尊釋迦木
の坐像、長四寸五分、運慶の作と云、本堂六間に八間南向、
慶安二年寺領九石八
斗の御朱印を賜

德雲庵 除地、二畝二十一歩、村の東の方にあり、禪宗臨濟派
これ光嚴寺末、龍化山と號す、開山雲英台禪師弘治
三年十二月十四日寂す、本尊藥師木の坐
像、長三寸八分、客殿六間に四間なり

陽谷菴 除地、二畝一畝二歩、小名青木平にあり、これも光嚴
寺の末なり、福祐山と號す、開山天叟宗祐天正十五年
寂す、本尊は彌陀の立像、長一尺三
寸、客殿四間に六間、南向なり

明光菴 除地、二畝二十一歩、小名軍道にあり、當寺も光嚴寺
末なり、慶王山と號す、開山月堂座元天正十五年創立
し、その翌年寂せり、本尊觀音木の立像、彌陀堂二間四方
長一尺五寸、本堂四間に六間半東向なり、
三尊の彌陀
を安す

寶泉寺 除地、二畝一畝十九歩、村の長の方にあり、是も同寺
の末なり、岩龍山と號す、開山惠海座元天正元年二月

寂す、本尊藥師木
の立像、長八寸

藥師堂 年貢地、村の長の方にあり、一間半四方、本尊
石の坐像、長一尺三寸なり、百姓の持なり

地藏堂 年貢地、村の西の方にあり、一間半四方、石の地
藏坐像にして、長一尺三寸ばかり、村民の持

古蹟 菴跡 除地、九畝二十八歩、村の西の方青木平にあり、
いかなる故にやこれを當藏司廢蹟と云ふ

舊家 百姓市之丞 乙津を氏とす、相傳ふ先祖は大和國乙訓郡
九代の孫伊賀守政忠に至り、始めてこの村に移住し、百石の地
を領す、元和元年大坂陣の時流矢を被りしが、後ついにその
瘡のために命を預せり、その子勘解由義嗣より世々この村の
農民となれりと、家に北條氏照より出せし軍勢催促の古文書
を所持す、その
文左の如し、

書出

一 此度就御弓矢、當郷ニ有之爲男程之者、先年之任
吉例、槍原谷爲御加勢被仰付候、平山右衛門大夫
一 左右次第、速爲男程之者、彼谷へ相集、可走廻
候、他所へ出張越者へ、從類共可被處死罪事、
一 於槍原相渡普請之儀、是又無之心得可走廻事、
右大途就御弓矢、如此被定置候、此旋於相背者、可
被處死罪旨被仰出者也、仍如件、
戊子正月九日 按天正十六年

西戸藏

○戸倉村 戸倉村は、郡の西によりたる地にて、高倉庄
に屬せり、江戸日本橋より十三里の行程なり、村の地を
土地にては五つにわかつて戸倉郷五ヶ村と號せり、其五
ヶ村と云は、戸倉元村・西戸倉・坂下・星竹・盆堀谷等なり
古はよほどの大村にして、今の養澤・乙津の二ヶ村もこの
村の内なりしとぞ、かゝる廣き所なれば昔は村の水帳も
すべて十二冊に分ちしが、寛文七年三月成瀬八左衛門が
檢地せしとき、西戸倉の内をさきて乙津村をたて、星竹
の内をさきて養澤村をたてしと云、こゝに於て今は水帳
も當村にかゝる所は六冊のみなり、村の地大抵西を首と
し東を尾とす、もとより高抵ありて秋川に嵯峨す、西南
の方盆堀ノ谷は東南の方へ漸く下る地勢なり、民家百三
十七軒、所々に散住す、其四境は、東はすべて三村にて、
其内小和田・入野二村は峰を境とし、小中野村の境は秋川
を限とせり、西は乙津村にて澤を界とす、南は山入・川口
の二村にして峰を界とす、北は養澤村及び小曾根と澤と
の所々にさかへり、四方ともに凡二里ほどなり、水田は
字星竹の内わづかの間にありて、陸田に比すれば十分の
一なり、土性は星竹のみ眞土にして、其餘は皆細土なり
水旱ともにさせる患なしと云、産業は男は耕作の餘事に

材木をきりて筏とし、これを江戸に致す、女は紡織を事
とす、其織様は八丈縮にならひて、これを紛八丈と呼ぶ
且蠶養を専とす、盆堀谷にては炭を焼ものもまた多し、
當村御打入よりこのかた御料所にて、慶安より寛文の頃
までは福村長右衛門支配し、延寶・天和の間は近山六左衛
門・萬年長十郎、天和・元祿の間は池田新兵衛、元祿・寶永
の間平岡三郎右衛門、正徳・享保の頃比企長左衛門・會田
伊右衛門・石川傳兵衛・河原清兵衛・江川太郎左衛門・萩原
源八郎・上坂安左衛門・齋藤喜六郎、元文中大屋全之助
寛保年間には伊奈半左衛門が御代官所たりしが、延享四
年より田安殿の領地となりしより今もかはらず、
高札場 元村の宿中南
側にあり

小名 元村 中央にあり、此所の字上宿・下宿・上田・上原の四
家居連り、往來は東西へ通ぜり、東方小中野村より西は乙
津村への行路なり、此本村より村境までの行程は、東の方
小和田峯の界まで凡五町、小中野村秋川の界へ一町半、入
野村の界へは八町なり、西の方は槍原の大境まで一里半
乙津村大境までは十二町あり、南の方は山入村峯界へは一
里半、川口村峯界へ十二町、北の方は養澤村の大境へは十
二町に及べ
西戸倉 西の方なり、東西の二組にわかづ、
ることなるべしと云、
坂下 村の北に
星竹 これも北の

の内に蘆澤と 盆堀谷村の西南の間にあり、こゝに中居いふ字あり、 盆堀谷日影、奥盆堀等三ヶ所の字あり、

山川 日向峰峠 川口村の境にあり、登り三町許り、

秋川 乙津村の界より来りて村の東北のかたを南へ流る、村にかゝること凡二十町、幅は十四五間、水かさ二尺許、小

中野村の界に至りて土橋あり、このへんより東へを流るながれゆく、

盆堀谷川 水源は村の西南宇松株と云所より涌出、南へながれ、坂澤川に合す、水路凡一里餘、川幅五尺許、この

下流宇窪河原と云所に水碓一ヶ所あり、光嚴寺持なり、

かりうせ川 水源は村の南宇南澤入より出、東にながれ、水

町許にして、坂澤川へ合す、

坂澤川 水源は村の南宇南澤より出、北にながれて盆堀川

加茂淵村の西北秋川の上流にあり、川に向ひは乙津村加茂ヶ

の崖には岩石相つらなること一町半ばかり、幅は二三間より

四五間許、高低出沒奇狀をなす、水流は岩間三間許の所にて

底に三尺許の飛流あり、其下に三間許の淵あり、水の落る所

に高さ三間許の岩あり、これを烏帽子岩と稱す、この飛流を

加茂淵とも稱すれども、瀑布と云ほどの事に非ず、

澤川 十二流あり、下流はみな秋川に流る、舟子澤 小

中野澤 はけしろ澤 間久保澤 地藏ノ入澤 寺ノ澤

瀧ノ澤 蘆瀬澤 季澤 山ノ神澤 釜之澤 寺澤

不動澤 水源は富藏山谷より出、東にながれ、水路三町程、

くたち澤 水源くたち山谷より出づる三つの澤水を

瀧二ヶ所 村の南かりうせ川にあり、水源よりは十八町許にし

水幅一尺二三寸許、又五間ばかりのほどを流れて岩下へおつ

ること一丈七八尺、水幅八寸許、これを下の瀧と號す、瀧の

左右回岩峙ち、瀧下は淵となれ

水利 清水井村の西宇宮本の土手下より涌出す、徑三尺、深さ

この井の水へ不動澤より涌出る細流、一町許東流しておちあ

ひ、餘流二町餘をへて元戸倉上下の宿内をながる、この邊の

家々にて汲て

神社 不動社 除地、陸田山併一段一畝、村の西宇宮本の山上登

不動及び郡中高橋村金剛寺の不動と、三軀は同木同作の像な

りと云、縁起云富山の不動は、人皇四十九代光仁天皇寶龜元

年、南都東大寺良辨僧正此地に修行して、日已に西嶺に預き

けるにより、一樹の下によりて慈救神呪を勤修することや、

久し、窟窟の間不測の告げを蒙りて、不動を此地に安置すべ

しとなり、僧正歡喜の餘明るを待て一軀の不動を彫刻し、莊

武州南一揆中

甲州之武士大矢藏之輔事、同國小宮之内住居仕出、當家出勤可仕旨申之條、有其聞者也、早速糺實否可申達也、

應永廿五年五月十日

左兵衛督持氏花押

武州南一揆中

政所方公事等除日供事、就今度忠節、自今年五ヶ年所免除也、可存知其旨之狀、如件、

應永廿四年十二月廿六日

同上在判

南一揆中

新田并岩松餘類、可出張山所有其聞也、令出□□者不日馳向於討進者、可有抽賞之狀、如件、

應永廿五年四月廿八日

同上在判

武州南一揆中

殿こと舉りければ、これより靈驗日に新なりといへり、祭日は年々正月廿八日・八月廿八日なり、當所元村の内農家五十軒の産神なり、社は東向にて、三間四面葺葺にて、向拜は銅瓦を用ひ總て丹塗なり、鶴日大小四口を掛く、其中央なるもの古物なり、刻して云武州戸倉郷富藏山明王御寶殿常住之打金也、時永和元乙卯十二月八日、願主末長敬白とあり、社地は六七十坪の平地にて、前に石階五六級あり、こゝにも又平地八十歩許、又一町ほど下りて木の鳥居をたつ、三嶋明神の神職宮本備後持

三嶋明神社 社地除地、村の鎮守なり、社傳に當社は天徳二年戊午二月廿八日、豆州三嶋社をこゝに勧誘すと、祭神もかの神社と同じく大山祇命にて、今本像長二尺八寸なるを神體とす、本社東向にて七尺に五尺ほど、覆屋二間に二間半、相殿に熊野權現を祀る、神體は徑八寸の鏡にて、其中央に神容を鑄出したるものなり、外に徑七寸の神鏡あり、この熊野權現はもと當社より少し西にあたりてたてり、と云、今も猶その舊蹟存せり、祭祀年々二月廿八日、祠官宮本備後 本姓は中浦氏にて、坂東八平氏の遠裔なりと云、下文書にのする中浦上總助平顯宗は是が祖先なるべし、天正年中より宮本と改めしとなり、家に古文書十四通を藏す、其文左のごとし、

甲州凶徒井地下□□□武□□□□一備中次郎
□□□□□平山三河入道馳向之由注進之上者、
不日令進發合力□平山可致忠節之狀、如件、
應永廿二年□□十日

爲新田并岩松餘類對治、差遣治部少輔持定也、不日馳參屬彼手、可致忠節之狀如件、
應永廿五年四月廿九日

武州南一揆中
同上在判

恩田美作守肥前守等事、隱謀露顯之間、御教書被成下、爲退治、持定被指向、依之令同心候之間、急府中關戸迄可令出陣者也、
應永廿六年八月九日

中浦上總助平顯宗花押
小宮之内
岩崎神十郎
綱野彌五郎

恩田美作守事、同肥前守兵庫助憲國、并禪秀同意之段、露顯之間、欲致糾明之處、沒落之由所令注進也令現形者、令同心、守護代可抽戰功之狀、如件、
應永廿六年八月十五日

南一揆中
同上在判

恩田美作守同肥前守等事、隱謀露顯之間、追放之處相語惡黨等、出張彼在所之田、所有其間也、早被同心守護代、不日馳向、可加對治之狀、如件、
應永廿六年八月十七日

武州南一揆中
同上在判

陰謀之族、可打出之由、有共聞也、靜謐之程、於府内以巡番可致警固之狀、如件、
應永廿六年八月廿四日

武州南一揆中
同上在判

敵館籠之□□爲御退治、以諸勢而所被指向也、仍爲國中警固、早々重而令出陣、有凶徒出張之義者、最前馳向、可被抽戰功之旨、被仰出候、恐々謹言、
九月十日

上杉憲實
長棟花押

武州南一揆御中

中村彌五郎
岩田神十郎
石川
宮本

以上
右衆、御用可被仰付之間、廿六未明瀧山御城へ可參候、縦いかやうの煩候共、のりものにも、明日早天ニ可參候也、依如件、
申七月廿五日

御走衆中

小宮之内宮本禰宜職、如前々可走廻者也、仍如件、
己未霜月十日

布施
横地
禰宜六郎太郎

□ハ甲州事、其方□□仰出候、惣一揆□以御談合、御返事可有御申由□給候、可存其旨候、委細之趣、期後信候間令□略候、恐々謹言、
六月三日

前肥前守藤次花押
謹上 勝治殿御返報

□□向之由□□到來候、急□□急速御一揆□□
□□御立候、殊致□□目出候、然者就□□承候、其段可□□早々御左□候、恐々謹言、
□□□□

□□廻殿

沙彌道守花押

又古き薙刀一振、鎗一筋を藏す、何人より賜はりしなど云ことは詳ならず、薙刀の穂は長一尺八寸二分、柄六尺八寸あり銘に下坂の二字を鐫す、鎗は三角穂にて長六寸五分、中心は八寸なり、奥州會津住良忠と銘あり、柄のながき九尺、稻荷社ノ尾にあり、正一位稻荷と號す、勸請の年代詳ならず本社は南向にて二重椽、板葺、高欄脇障子等を設く、神體は木像にして、その形は衣冠をつけ軍配を持しさまなり、長一尺二寸五分、又古鏡のごときものあり、徑五寸圖のごとくにして、文字は梵漢ともにすかしぼりなり、拜殿は本社へつく

二本寺

りかけにして、兼て覆屋とせり、まへに鳥居をたつ、其前に石階をこぼくあり、當社は盆堀谷農家の持にて産神とする所なり、例祭年々二月初午の日にて村内西蓮寺うけたまはれり、

神明社 社地三十歩餘、年貢地、西戸西戸倉の持にて、其所の産神とす、鎮座の年代を知らず、本社は東向にて覆屋あり、金幣を神體とす、又圓徑三寸ほどの古鏡二面あり、社前に木の鳥居をたつ、前に石階あり、末社例祭は年々二月廿一日、祠官宮本備後預る、

一座 本社覆屋の内に入り、白幣を神體とす、小社なり、祭神を詳かにせず、相傳ふ、彌勒を祀れりと、思ふに別に祭神有て、彌勒は本地なるべし、神樂堂 石階の下これも木の鳥居をたてり、

白山社 社地三十五歩、年貢地なり、坂下一森の中にあり、坂下農民等が持にて産神とせり、鎮座の年代を詳にせず、神體は白幣なり、社は東向にて覆屋あり、例祭年々十一月十五日、その式は前の神明に同じ、社地に大きいかまへの榎あり、いと古木に見えたり、

神明社 社地百歩、年貢地、字星竹にあり、鎮座の年代詳ならず、星竹の百姓等が持にして、則産神なり、本社は南向にて覆屋あり、白幣を神體とす、社前に鳥居をたつ、例祭は年々二月廿一日、春日祠官鈴木掃部祭事を司る、

寺院 光嚴寺 境内、一萬三千五百坪餘、村の西方城山の麓にあり、警峯山と號す、古は壽峰と書して今の文字に

代はしるべからず、これも寛文の水帳には神光寺と記す、

長福庵 村の西方光嚴寺御朱印地の内にあり、四間四方の庵にり、十一面觀音を本尊とす、開祖は愚溪得哲和尚なりと云、この人は連長・圓覺の兩寺に住して、應永十二年二月十二日寂せしと云へば、起立の年歴も推して考ふべし、妙慶院 除地、畑九畝二歩、字上田にあり、六間に四間の庵なり、本尊聖觀音を安す、開山陽林旭公前板、天正二年十月朔日寂す、

西蓮寺 境内除地、一段九畝五歩、盆堀谷にあり、眞鏡山と號す、新義眞言宗、横澤村大悲願寺末、開山及び起立の年歴を知らず、客殿六間に五間半、本尊三尊の彌陀を安す、木の立身なり、寺寶に惠心僧都の畫きし三尊彌陀の像一幅あり、紺紙へ金泥にて畫し者也、

普光寺 境内除地、一段四畝二十二歩、字星竹にあり、臨濟宗寺の第七世大樹存松和尚なり、是人延徳三年十一月廿三日寂す、客殿六間半に四間半、正觀音を本尊とす、木の坐像にして、長五寸、

觀音堂 西戸倉にあり、二間四方、正觀音の木像、長六寸なるを安置す、村持、

十王堂 除地、畑三畝、盆堀谷にあり、九尺に二間、これも百村内に寛正四年・正長元年・同四年・寶徳二年・應永廿一年等の古碑所々に散在すれど、何人の墳墓なることは總て詳ならず

改めしは其年代をしらず、天正年中(按十九年か)寺領廿石の御朱印を賜ふ、境内もその内なりといへり、開山は正宗廣智禪師なり、寺傳に云禪師は薩州の産にて、姓は藤原氏、名を印元と云り、初業を圓覺桃溪禪師に受け、其後入唐して法を夫日中峰國師に嗣ぎ、嘉曆の比歸朝の後建長、圓覺等に轉住し其後當寺を創立し、應安七年正月廿四日示寂せり、開基は鎌倉公方基氏なりとて木牌あり、寺傳かくの如くなれども、鐘銘によれば建武年中基氏の父尊氏の建立にして、其後後光嚴院より院號を賜ひしと云、二説齟齬する所あり、されど廣智禪師行狀を閲するに、當寺をひらきしこともみえざれば、とかく其徒などの開きし寺院などにやあらん、本尊は釋迦の木像、長一尺三寸、作しれず、脇土阿難・迦葉の二軀も木の立像にて、長一尺五寸餘、本堂は十一間に六間なり、堂中に古き位牌一基あり、前面に前上州大守重阿禪定門と書し、裏面に小宮上野介當所城主とあり、これ下に出せし城山に住せし人なるべけれど、その卒年をしるさざれば、恐くは後人の手に成しものなるべし、この餘遺徳高僧の古像と云も、鐘樓の二軀あれど、その名をも傳へざれば考るに由なし、

本堂に向て左にあり、七尺に八尺、寶永五年講造の鐘にて、圓徑二尺六寸五分、銘に當山者建武年中聊呼華凡地、爲古道場者薩州之人而垂産於藤氏之家矣、正是西天日山中峯國師、法嗣入唐の傳之妙裔正宗廣智禪師、古先印元大和尚也、奥人皇九十九代之帝遙慕師之遺風、降勅以賜寺號、爾來稱光嚴者也、殊源尊氏公覃歸崇崇既創建精舍、并鑄洪鐘以寄置焉云云、等の文を彫

神明八幡合社 表門に向て左に刻せり、

神光庵 除地二畝、村の西方城山の麓にあり、五間に四間半、開山は古岩元陣と云僧なる由、寂年を傳へざれば其年

舊蹟

城蹟 西方城山と云所なり、小宮上野介某が居住の跡なり、東南は岨々たる巖石を限り、西は小峯につゞき、北も嶮岨によりて最要害の地なり、されど山上平野の地は六七十歩にて絶頂に至りては纒に七八歩の地なれば、居城の跡ともおもはれず、或は云此山の東西なる光嚴寺の境内、小宮が居城の地にてこの山は櫓などをおきたる地ならんと、されど其詳なることは知べからず、

慶雲庵蹟 字上野原にあり、近きころ廢して今は一段二十四歩國圓覺寺の住僧芳隱省菴和尚の創立する處なり、この人文正元年六月十四日寂したれば、大抵其年歴もおしてしるべし、昔は寺領百石ありしと土人はいへど、その詳なることはすべてしるべからず、寛文年中の水帳には、慶雲寺としるせり、

舊家 來住野徳兵衛 徳兵衛は八王子の千人組の同心なり、家藏せり、これによれば天文以來戦争の間、來住野大炊介、てしばしば走廻の働ありし人の子孫なること知るべし、文書にて

去春上州陣より、至ふうさま御歸、御難義所を色々はしりめぐり、御とも中、忠節無是非候間、日影落合出之候、いよく忠信あるへく候、謹言、

康明花押

來住野大炊助殿

天文十三年十二月八日

來住野大炊助方同名大藏丞方上下之儀承候、尤自前々大炊助方そりやう筋之由候間、可爲其分候、委細承届候、將又きさいち右馬助片夫之儀、急度御作買候て、彼方ニ御渡尤ニ候、指加之義も、此間之半分可被爲候、何事も重而可申宣候、恐々謹言、
正月十八日

横地監物丞吉信花押

下高瓦高岩齋

上高瓦修理進殿

御報

御書出

右今度檢原衆、鶴郡讓原へ相動處、抽粉骨走廻、敵一人討捕候、神妙之至候、仍被成御感狀旨、被仰出者也、仍如件、
辛巳五月三日

松田四郎右衛門奉

來住野善二郎殿

陣觸

一惣國之御人數、小田原へ被集候、正月十四日在所

を立、十五日着府可申候、此日限無相違、八王子ニ在宿致、十四日ニ者未明ニ御供可申事、
一天下御弓矢の義ニ候間、諸侍之嗜此時候、鑓小旗を始、諸道具新敷きらひやかに可致事、
一着到之内、一人成共不足ニ付而者、可爲曲事、就鑓小旗弓鐵炮着到之内之道具、一挺も無不足可持之事、
一手前之普請可有之、くわつるのはし可致覺悟、まさかりの儀ハ、必一騎ニ一丁つゝ可持之、御尋之時、不持合旨申ニ付而者、可爲越度事、
一御長陣不被知候、小荷駄の付はこひの支度肝要候事、
一正月取沙汰禮のとりかはし、一切被停候事、
一妻子之仕度致之、何時も八王子へ入候様ニ可申付事、
以上

右天下之御弓矢ニ付而如此候、各其分別致萬端を指置、出陣一三昧之支度可申者也、仍如件、
丁亥十二月廿四日 御陣觸

來住野大炊助殿

同 甚七郎殿

荻原五兵衛殿

急度申越候、然者平山伊賀守知行、於小山之狼藉取物之書立被指出候、驚入候、先日者彼平田一人當地へ可差越一理申付候科ニ、荷着之上こそ下地を以家財點啓も可致之候、至今日紀明も無之處ニ、家財點檢剩本人も無之、百姓之家財迄取之事、無是非仕合ニ候、公事之子細者如何共有之、加様之方外者、前代未聞候、大切之境目在城之平山ニ恐怖候者、被爲持候事無是非候、其時之手代、同名大炊助罷越之由申候、彼者令成敗平山立腹可相上候、取物之書立遣之候、明日悉取調、本主ニ可相返、若一物成共不足ニ付而者、可爲越度候、先日罷越候者共相集、定ちり〱ニ可取之條、人別ニ懸可取返候、近比若輩之申付様無届候、平山被指出候取物之書立遣之候、恐恐謹言、
十二月六日

北條陸奥守なり

氏照花押

中山勘解由左衛門殿

十壹貫五百四十四文

知行之辻

貳人

上下

鑓

壹本長柄

以上改而被仰付條々

- 一 竹鑓御法度之事、付はくおさゝる鑓御法度之事、
- 一 二重して策掃可致之、長さ可爲六寸七寸事、
- 一 鑓持歩者にかり笠きすへき事、
- 一 道具廿より内之者へ爲持間敷事、
- 一 無立物甲雖軍法ニ候、由井衆不立者も有之、見合ニ打而可被捨、於來秋可致大立物事、
- 一 右着到知行役候處、毎陣令不足候、無是非候、來秋不足之儀ニ有之者、知行を可被召上、御斷度々重上、於來秋被指置間敷者也、仍如件、

寅六月廿一日

來住野大炊助殿

百姓八十八 來住野を氏とす、先祖は北條氏に仕へし士とのみ云傳へて詳なることを知らず、おもふにこれも來住野徳兵衛が一族にて、小田原北條に仕へしものなるべし、家に先祖が帶せしものなりとて太刀一振、差添一振を持傳へり、太刀は身の長二尺八寸五分、中心七寸一分、細本にて幅一寸三分、銘に長光の二字を鑄す、鑓深くして焼刃のさ

ましるべからず、差添は無銘にて長一尺八寸二分、革柄にして鐵具はすべて赤銅斜子なり、鐔に廣道の二字を銘す、太刀の拵はみな失へり、

百姓利左衛門 浦野氏なり、家系を問するに、先祖は倭藤太は伊勢國二見浦に住して、浦殿と號せし人なりと云、正和年中守邦親王の召に應じて、始て關東に下向し、鎌倉に移住せしが、その子浦野中務少輔只當の時、建武年中相模次郎時行と心を合せて謀反するの由聞えあつて、信濃國に整居せり、其子太郎爲仁孫次郎只仁、曾孫兵衛大夫季宣といへり、季宣が時文安年中武田陸奥守信春が家人となり、それより七代の孫四郎左衛門當時まで世々武田に仕へたりしに、天正年中武田家没落の後、武州小宮領の深山洞谷に引籠云云等のことを記せり、されど其後の事蹟をしるさざれば、果して利左衛門が家系なるをも詳にせず、

新編武藏風土記稿卷之百十下終

新編武藏風土記稿卷之百十一

多磨郡之二十三 小宮領

○檜原村 上 起本村至南谷組 檜原村は、郡の西にあり、秋留郷の内なり、庄名は椿ノ庄或は柏ノ庄とも唱へしと云傳ふれどもさたかならず、江戸日本橋より行程十六里なり、土地高低あれども漸く西へ上る地勢なり、南北は皆高山にて、西の方へ環廻し中央に山あり、この山本村の西より起て、五里餘ほど猶西に抵て南北の山と相接す、これを中くくと稱す、又昔より御林山巡檢の道の顛にあり、この道を界として南北兩谷に分つ、又村内の往還は山腰をひらきて小逕をなす、道幅六七尺より八九尺まで、左は高峰そばだちて右は深谷なり、秋川その谷底をながる、兩岸はすべて巖石つらなりたつ、其高さ六七丈或は二三丈なるもあり、土性は眞土細土、或は砂利交れる所もあり、村の大き東西七里餘、南北四里許村の東に口留の番所あり、こゝより西の方に本村上下の

組入會てあり、北谷十組、南谷十組、都て二十三組なり、所々は

- 本村上組
- 同下組 この二組は入會の地なり
- 泉澤組
- 南谷十組
- 柏木野
- 出野
- 下川乘
- 上川乘
- 和田
- コトツラ 事實
- 上平
- ウツブキ 笛吹
- 猿屋敷
- 數馬
- 北谷十組
- 中里
- 白倉
- 大澤

小神 神戶

同 宮ヶ谷戸

夏地

小岩

笹久保

澤又

倉掛

この南北兩谷の地高低ありて秋川に嵯峨す、北谷は皆巖山にして土地に岩石多し、小岩・笹久保の邊より西には岩山なくして皆土山なり、南谷はすべて土山なり、谷間には狭き所にて冬に至りては日光の及ばざる所多し、村の開けし年歴は詳ならざれど、【小田原北條家人役帳】に平山長壽が當所を領せし由のせられたれば、古き村なることしらる、檢地は慶長三年を始として、寛文七年成瀬八左衛門つひて糺せりと云、昔より御料所にして寛永年中は福村長右衛門支配し、延寶・天和の比は萬年長十郎・近山六左衛門、天和・元祿中は池田新兵衛、寶永より正徳まで比企長左衛門、享保年中會田伊右衛門・石川傳兵衛・河原清兵衛・江川太郎左衛門・荻原源八郎・上坂安左衛門、元文の比大屋李之助、寛保より寛政三年まで伊奈半十郎が家にて支配し、同四年より伊奈友之助かはり、文化十年より小

檜原村番之所之圖



野田三郎右衛門が御代官所となれり、
高札場 本村下組の内口留
山川 大嶽山
白杵山

三頭山 この山にならばたる字峰さすと云所あり、廣き十間四の石に金氣ある故なりとぞ、

熊倉山

白岩向山

月夜山

毛手山 以上の五山は御林なり、

高黒山

つゝわ山

三國峠

栗坂峠

時坂峠

秋川

○本村上組 同 下組 本村二組は、檜原の東の方なりこの上下の二組南北の兩組へいるのはじめなり、この上下入あひたる所なればその境界は辨しがたし、村の大概

西を首とし東を尾とす、土地に高低あり、西には中く、の峠あり、南と北には山々波濤のごとくつらなれり、其内下組はよほど土地なだらかにして平坦の陸田あり、東西も南北も大凡一里許、四境は、東の方乙津村なり、西は中く、時坂峠を限として、北谷の夏地組となり、南は峰を界として向ひは南谷の柏木野組なり、北は則北谷の中里組の峰を界として菅倉組となれり、民家も此上下の組は往々軒をならべて居住す、民家は上組二十五軒、下組三十九軒、この邊にてはすこしくにぎはへる所なり
小名 上組分

時坂村の西 雑司村の北 宿村の中央なり、上下 日影 東の方 宿村の民家いりあり、

下組分

笹平向 西南の方 笹野 同邊なり、 馬道 此れも 馬場 西の方なり、 宿 中央なり、 日影 東の方へ、 日向 東北の方なり、 大野 西南の方なり

山川 時坂峠村の西北によりてあり、登り道凡十七八丁九折の地に地蔵堂あり、これ中く、通りの山へ入所也、
中く、峠村の西に

秋川 其流二條あり、一は南の方柏木野組の界より北流して、橋の下より東に流れ泉澤組の境に入、水路凡十三丁ばかり、一は北の方中里組境より東流して、橋の下にて南北の川落合ふ、水路こゝに至て凡十丁餘、川幅は八九間より二十間ほど、其水幅は三間程より十二三間ほど、平水深さ二尺よりおよそ三四尺許り、
カケツ 村の西時坂の下なり、水源は村より二里ほど西の方平藤澤の瀧となり、それより下の方水路六七丁、北流して秋川に合はる、水幅四五尺、深さ四五寸許り、
ホツ 水源よりこゝに至りて凡二里ばかりにして、それより下流を瀬戸深川と云、こゝにては水幅九尺ばかり、本村にながれ來りてはわづかにして瀧となる、この所は城山の西にあたる谷あひにて、峨峨たる山巖數十丈、高き二丈許り、瀧坪四間ほどなり、その次の瀧も水幅は上と同じくして高三丈許り、下に三四間の瀧あり、それよりまた七丈餘みなぎり落つ、其下は七八間四方の瀧にて、深きこと測りしるべからずと云、水網濛々として見得ることあたはざるばかりなり、一二の瀧は石岬險危殆の所なれば、樵夫も親く見ることあたはず、この瀧の下流は水路二丁許り、北にながれて時坂下に至る、西川橋の上流秋川に入、
鐘淵 城山の麓時坂の谷にあり、四五間四方程の瀧にして、小底西の方に穴ありて、その深き瀧かたしと云、昔戦争の世陣鐘を騒し故是名あり、
牛ヶ淵 同所の上流にあり、三四間四方の瀧なり、牛ヶ淵と號するゆへは詳にせず、

いづか澤村の東の境にあり、水源は泉澤と本村との界なる谷ありより出、四丁許り北流して秋川に入る

井戸入澤村の東南寄りあり、水源辨天澤より出、北に流れて秋川に入る

保土ノ澤村の良日向にあり、水源はさい入山より出、二丁許りに流れ、すえは秋川にながれ入る

日向入澤村の東北へよりあり、水上は鳥帽子岩澤より出、八丁北南へ流れて秋川に入る

雑司澤村の北によりあり、水源は雑司の岩下より出、二丁ばかり南に流れて秋川に入る

時坂澤村の西にあり、水源は時坂より出、東に流れて秋川に入る

關梁 番所 下組の内閑地にたてり、口留番所と唱ふ、其西北の屏をかくること共に三間半、中に往間九尺の木戸あり、東向き板葺きにて、番屋は右の方にあり、南向なり、大さ二間に三間、茅葺なり、この番所は御普請所にして、日用の入費には上畑一町を賜はりてその料に充つ、關の説は近郷の樵夫、草苧・耕作に出るもの、外は一切に來往することを禁ぜらるゝの旨、寛永八年御下知の書あり、この餘御代官にて預る所の條目をしるせし状も、また名主のもとにあり、當所東の方乙津村よりこゝに到るには、道に高低ありて漸々に西へ上るの地勢なり、この道左には連峯足下より起て時ち、右は深谷ありてその底を秋川流、滔々としてその險最勝れたり、こゝに中山橋と云小橋あり、これを渡りて西の方は泉澤組の地にして南に山を負ひ、北に民家ならべり、土地も此邊に至りて少くひらけり、こゝより下組界まで凡十丁許、それより口留までは五丁をへたつ、番所をすきてすぐにゆけば秋川の橋あり

り、これを橋橋と名づく、其故を傳へず、こゝをわたりて行は、左右兩岐の路あり、南北の谷村及び中く、通りの道なり又橋原谷より甲斐・相模二國への通路は、上川乗より栗坂峠をこえて原野に出づ、こゝより甲斐國都留郡へ出る道、及び相模國津久井縣へ出る道と兩岐あり、事實と云所より山越して都留郡日原へ通ず、笛吹よりは山を踰て郡内西原へいづ、柏木野より三國峠を越て相模國佐野川村の境へ出るといへり

橋橋 口留番所の前にて秋川に架せり、長さ十二間幅は八尺餘、橋左右に欄あり、橋の制作杭を用ゐずして、兩岸より桁を疊ねて作れり、そのゆへは橋下より水上まで十間餘あり、故に杭を用ゆるによしなし、兩岸は一圓に岩石にて絶壁六七丈許なり、橋のたもとにも手すりありて往來に便す、口留木戸の西には二間に四間の櫛形有、それより橋を距ること十間許北の傍に地蔵を安す、銅の坐像にて覆屋あり、岩船地蔵と號す

榎橋 榎橋はこゝにかぎらず橋の名にはあらず、方言に圪橋を來のためにかきよべり、長十二間許、是橋は日向日影への往來のため

西川橋 これも秋川に架す、板橋なり、北谷へかけつた澤橋り水流までその間三丈ばかりもあるべし、橋よ

神社 春日社 社地五十歩、除地二畝六歩、本村の中にあリ、鎮祭は木の坐像にて、長一尺三寸、衣冠の状なり、本社は高欄をかまへて二重垂木銅瓦にて葺り、廻りには端飾あり、拜殿九

尺に二間、左右に石燈籠と石のこまいあり、鳥居の額の内字は下部良連とあり、字事貫といへる所に住る彌宜中村河内吉祥寺法樂をさしげ、本村の中へ神輿をわたす、氏子のもの六十人其ことに預ると云り、此ことも久きことと見えて、元龜三年二月二日祭禮の次第記に、三十六人の姓名を記す、又天正年中の記に、平山氏重同氏久の名あり、其後も年々人数に増減ありて、今は六十人に至れり、祭畢て神酒を賜はる、そのならはしは椀の蓋及び汁椀にて二獻づ、飯の椀にて五獻づを盡す、又一椀に七合五勺づの飯を盛り、これを百椀そなへて食することあり、又氏子の中より二人づ、番をわからちて、祭事にあづかる、其次第にしたがひ、番にあたるもの酒を酌て次の人へすむ、その酒香には紙に草解を包みてこれをすむ、これ變約なきの證なりとぞ、古質の餘風をみるべし

月天社 社地三十歩許、除地二畝歩、字笹野にあり、鎮座の年泉澤の社家土屋伊豆我を修す、下組百姓にて勸兵衛の持

日天社 社地一歩、除地一段八畝五歩、字日向の中陸田の間にあり、鎮座の年代をしらず、神體は圓鏡なり、社は南向にて、例祭年々三月十日なり

日天社 社地一歩許、除地五畝、字日向の島中にあり、これも日天社大日靈貴命祀れり、神體は白幣なり、例祭は月天社に同じ、下組の百姓清兵衛の持

熊野社 社地二百五十歩許、除地二畝九畝三歩、同所の山の麓は木の立像、長六寸、相州の人鈴木精秀と云者の作なりと云、例祭年々二月廿八日、下組百姓徳兵衛の持

稻荷社 社地五十歩許、年貢地、橋橋の東南にあり、祭神は保軍次持、百姓

山王社 社地五十歩許、字山王にあり、神體は木の立像にして、山王御神屋白地主表田山城守山王大權現祈禱、秀吉子關白太政大臣正一位康光、金に而官根立村中とあり、されど承久の頃在位の人に康光といへるは所見なし、且文中解しがたきこと多し疑べし、又五大力の古蹟有、永祿二年九月と有

末社 痘瘡神社 本村に向て左にあり、神體は白幣を神體とす、右の方にあり、白幣を神體とす、例祭三月十日、下組農家清兵衛の持

市川社 社地十五歩、年貢地、字日影にあり、北向の社にて白幣を神體とす、祭神詳ならず、例祭年々三月十八日なり、是も下組の百姓九八郎持

辨天社 社地六十歩、年貢地、字井戸入澤にあり、この所に小辨天社あり、その中に社をたつ、神體は白幣なり、例祭は

年々三月五日、これも下組の百姓の持なり、

寺院 吉祥寺 境内、凡千坪、春日明神の向にあり、御朱印寺領寺なり、開基は姓名を傳へず、法名を廣風左全と云、没日は三日なり、其年月は詳ならず、開山は勅諭廣智禪師、諱は古先印元と號す、應安七年正月廿四日の示寂なり、中古傳燈に入らざる僧の住せしことあり、故に開山より今に至るまで廿一世に及ぶと云、中興開基は吉野對馬守盛光と云、これ當所名主が先祖なりとぞ、本堂は茅葺にて十間半に六間、本尊釋迦木の坐像、長六寸、左右に文珠、鐘樓本堂の右庫裡の普賢など安す、長各四寸作しれず、四方、鐘の徑二尺五寸、銘文之末に寶曆三年とえる、然るにこれは後世鑄改し鐘ならん、古より鐘樓はありしと見えて、足立郡芝村長徳寺の住僧寒松和尚の集に、舊鐘の銘文をのす、その文に

武藏州大光山吉祥禪寺鐘銘

搏桑關左武州屋嶺多西嶮路檜原橋邊平山華胃未重廟前、大光峰下吉祥鉅禪、五岳第一建長法筵、廣德苗裔創業古先、雖作佛事、音聲不傳、爰有檀越、甚深哀憐、損篋相集、橋氏枝連、維時考妣三十三年、準擬蘋藻、志在陶埴、近隣遠觀、普勸化緣、羨鳴豐嶺將覓于闐、頑鋼煅煉素齋功全、既舉篋炭、鯨鐘開天警塵勞夢、息忘想願、因茲善利、施主福圓、風調雨順、秋穀滿田、民家康樂、佛日高懸、將種文武以信

以權恒河沙劫、皇祚綿延、

寬永六年己巳、

檀越吉野九郎右衛門尉橋盛久、爲先考貴州道富居士、先妣陽林妙壽大姉遠忌追善、同莊左衛門尉橋重直助成并勸緣同成大器、

當山十三世建長第一座宗印、

前建長傳法沙門禪珠謹銘、

十王堂 本堂に向て左にあり、二間半四方東向なり、十王は木面觀音の木像、長三尺ばかりなり、古墳墓 寺後の山麓にあり、五輪の石塔三基たてり、文字減して讀べからず、寺僧云この地平山氏の城跡なれば、かの人の墓ならんと前に出せし舊鐘の銘に平山末重の廟とあるはこれなるべし福壽院除地、九畝十歩、本村下組にあり、吉祥寺の末寺なり、明珠院の舊地なりしが、互の便利を以其地をかへしとなり、開山を觀室音和尚と云、本尊は八臂十一面觀音の立像長一尺六寸、又當時の遺迹小澤組の北には太子堂たてり、堂地の外は皆陸田となれり、地藏堂 時坂上の右傍にあり、二間四方南向なり、吉祥寺の持にて茅葺なり、石地蔵及び十王の石像を安す、長各一尺より八九寸までなり、此堂地の前庭は夏地組及び木村より上る峠の辻にて、西の方へ峯通りの一路なり、是を中く、通と呼べり、

舊蹟

城蹟村の中央吉祥寺後の山なり、東の方登り四丁許にあり、曾根づたひに上る路六丁許山の先に掘切たる所あり、細頂に方五十間許の平坦あり、嶺より北の方へ少し下りて井あり、今は埋みて僅に其跡を存す、古くは石垣などもありしなるべけれど、その迹も見えず、只草樹のみ生茂れり、この所より古き茶碗皿などの缺損したるを掘出せることまゝありと土人いへり、相傳ふこの城山は小田原北條家の幕下平山氏の城迹にして、天正のころは平山伊賀守氏重、その子新左衛門居住せしが、北條家没落のとき此城も敵の爲に陥り、かの父子はこの村の内千足と云所にて、天正十八年七月十二日自殺せりと、按するに郡中戸倉村三嶋明神の祠官宮本備前が藏する、武藏國南一揆へ下せし應永二十年の文書に、平山三河入道と云もの見えたり、この文書處々虫ばみて全く讀べからず、されどその殘闕の文によりておもふに、甲斐國の敵徒襲來りし時、三河入道とありあへず馳むかひしことみゆ、さあらば此頃すでに當國の境を守りて、こゝに在城せしなるべし、又同村に住する千人組の同心、來住野徳兵衛が藏する北條氏照の文書にも、大切の境目在城の平山伊賀守とあり、乙津村の農民市之丞が所藏の天正十六年北條家の文書にも、平山右衛門大夫一左右次第速に檜原谷に集べき由をのす、又五日市村の玉林寺の傳に、この寺の開基は實際院心解了脱居士、是すなはち武州檜原城主平山新左衛門氏重なりと云、たゞし伊賀守も初新左衛門と云しにや、これらによるに平山氏古くよせしこと知べし、

舊家

百姓軍次 氏は吉野なり先祖は北條氏の麾下にて、吉野對馬守橋盛光といへり、天正元年四月二十九

日没す、法名を凌雲院貴州道富と號す、其子九郎右衛門もまた對馬守と稱せり、これより以來世々相續して今十三代に及ぶと家紋丸ノ内に酸漿草替紋丸ノ内に橋なり、家系武器なども中古まで傳へたりしが、今は散逸せしと云、たゞ文書二通を藏するのみ、その文左にのす、

風間來七月迄、六ヶ村被爲置候間、宿以下之事、無相違可申付候、萬一對知行分、聊も狼藉致ニ付而者風間ニ一端相斷、不致承引者、則書付者小田原へ可捧候、明鏡ニ可被仰付候、馬之草薪取儀をば、無相違可爲致之者也、仍如件、

北條家虎印あり 按に壬申は元龜 壬申五月七日 三年なるべし、

笠原藤左衛門奉

岩井彌右衛門殿

中村宮内承殿

足立又三郎殿

濱野將監殿

立川藤左衛門殿

文中に風間といへるは、小田原北條氏にかへおける亂波なり、亂波とは忍びの者のことにて、あるひは透波とも云、風間は首領にて、諸國を廻り軍事をたすけしものなり、

來春尾州名護屋城普請被 仰付、遣右兵衛督候、雖
爲太儀可被申付候也、
十二月十六日 印

黒田筑前守とのへ

○泉澤組 泉澤組は、檜原本村の東にして十八丁をへだ
てたり、村の方位大概東北を首とし南を尾とす、東は戸
倉村にて澤川を境とす、西もまた澤川を限りて本村に隣
れり、南は白杵山の峰をかぎり、北は乙津村にてこれも
界には峰あり、東西凡十五丁許、南北は半里餘、土地山
多くして土性は眞土細土まじれり、家數三十八軒あり、
往還はたゞ一條あり、西の方本村下組の境いづか澤より
入て、乙津村の境中山へ達す、村にかゝること凡八丁許
又この往還の内に和田村の方へをれて、資倉組へ達する
岐路あり、其長さ七丁餘り、

小名 泉澤本村なり、和田西南な 和田向南方 鬼
切西方 陰つた山同方 下日向方 西北の方 中平
北の方 上泉澤これなり

山川 秋川 字いつかより入て中山に達す、村へかゝること八丁
餘、兩岸岩石多き故、川中所以より廣狭あり、三四

間より十二三間まで、
水幅は三四間に過ぎ、

澤川

上泉澤 字大嶋より湧出して東に流れ、又南
にをれて半里餘にして秋川に入、

いづか澤 字辨天澤より湧出して、水路
一丁許北に流て秋川に入る、

尻足辨天澤 字高澤集より湧出して、水路三
丁許北に流て秋川に入る、

蘆澤 字高澤集より出づ、水路四
丁許北に流て秋川に入る、

中山 水源は白杵山の麓より湧出して、水路二十丁許、東北
に流れて中山橋の下にて秋川に入る、この澤乙津村檜
原村との
境也、

鮎跳瀧 或は中山瀧ともよぶ、村の東乙津村の境より二丁ほど
鮎跳瀧秋川の上流にあり、兩岸岩石さし出たり、川幅は大抵
二間許、磐石の上より六七尺飛流して、其下に淵あり、年々三
月中旬より土用あけ迄は、鮎を漁す、鮎の上流に溯るは半夏
中なり、此時魚の大き五六寸なり、瀧口にのぼりて又下り、
ひたすらかくの如くするほどに、魚の形ち瘦て跳躍自在にし
て上流に沂ることを得ると云、漁者その瀧口に上る比、さで
網をもて受捕ること最奇觀なり、總て此瀧に登るものは、鮎・
鱒・鱈・鯉・鰍(や
まの)鮎の類也、

中山瀧 鮎跳瀧より下流に二ヶ所あり、いづれも幅八九尺、飛
流四五尺許、すべて中山の瀧といふ、その直下にはみ

なふちとな
れるなり、

淵 字鬼切の下秋川曲流の所にあり、字淵合といふ、北岸は高
淵五間に十間許、屏風立たる如くの絶巖、山にそひて峙て
り、その深淵は三間
に十間許りもあり

橋梁 和田橋 和田にある故に橋の名とせり、長十五間圪橋なり、
土人これを棧(さで)橋といふことは前に辨せり、

神社 伊龍權現社 社地三十五六歩、除地八畝二十一歩、時坂
口の邊蔭つた山にあり、小社なり、祭神は
阿彌陀佛命なりと云、木の立像にて、長一尺四寸、
例祭毎年三月十五日、神主を土屋伊豆と云、

山王社 社地三十五六歩、除地四畝、泉澤の山腹にあり、
小社なり、百姓持、例祭は毎年二月廿三日なり、

寺院 法性寺 境内除地一段二畝六歩、下泉澤にあり、泉澤山
寺と號す、曹洞宗にて本村吉祥寺末、開山南江泉和
尚永祿七年十一月廿二日示寂す、客殿七
間に四間、本尊觀音木の坐像、長六寸、

不動堂 境内二十坪許、除地四畝、中平山の麓にあり、前に木
の間に長一丈餘の瀑布かゝれり、この水
源は上泉澤入大島よりながれ來ると云、

○南谷十組 柏木野組 柏木野組は、本村橋橋より西南
一里半許にあり、坤の方は出野組にそひ、其は本村にて
巽は相模國津久井縣岩村に接して山の嶺を境とす、乾の
方は本村組の内申く、通りに及べり、地形中くぼかにし

て前後嶮岨の山あり、中ほどを坤の方より其へわたりて
南秋川流れり、此川にそひて一條の往還あり、これを南
谷通とよぶ、村内にかゝること凡二十二丁、されば山丘
多くして平坦の處は少く、田畑もやうやく山の麓につき
て、ここかしこにひらきたり、されば五穀の生殖よろし
からずして、山中の利をもて専ら事となせり、土性は眞
土或は石交はれり、もとより水利不便にして堀井もなく
谷間の水を汲て日用の便とす、民家二十一戸所々に散住
せり、

小名 笹平 東北の方 跡坂 村の中程にて少し 機立 中央な
下平 これも中程にて少し 高畑 南の方に 西向 西南な 柏

木野 西に、又戸 これも同
れり、

山川 白杵山 村の長にあり、登り五十丁許なる嶮岨高山なり、
山麓に白杵權現を鎮す事は神社の條にしるせるなり、

南秋川 村の中ほど南谷通を流るゝを以かくよべりとぞ、坤の
方出野組より流れ來り、其の方本村組に達す、村にか
ゝること川路凡二十二丁、川幅六間より十間に至る、
村内の溪間より出る細流は皆此川におちあへり、

橋梁 高畑橋 村の西へより南秋川に架せり、其邊の小名
を以て高畑と唱ふるにより呼名とせり、長六間、

小さかし橋 これも南秋川に架したる土橋な
り、小名笹平にあり、長七間、

又戸橋 小名又戸と云處の細流に架

神社 白杵權現社の絶頂にあり、小社、祭神は倉稻魂命なり

と云、木の立身、長八寸許、例祭毎年二月初午日を用ゆ、山の麓に木の鳥居あり、又小名機立と云所にも木の鳥居一基を立つ、此は往昔社ありし跡なりとぞ、村民四郎右衛門が家の記に當社は應永四年鎮座なり、始は機立に有て機立の社といへり、その後永祿三年四郎右衛門が先祖某、靈夢の告を蒙りて今の地に移しまつれりとぞ、其故由は詳ならず、百姓持、春日社、社地、凡二畝、除地一段四畝二歩、小名西向にあり、應永四年六月十五日鎮座なり、例祭毎年八月十五日、神主中村河内持、柏木野組の鎮守なり、社地へ入處に鳥居を一基立てり

寺院 圓通寺 除地、九畝二十六歩、柏木野にあり、瀧峯山と號

は村民四郎右衛門が先祖なりと云、法名勸翁宗圓上座と號す嘉吉元年三月十五日卒せり、開山喜叟悅和尚寂年は傳へざれど、開基繁宗が子なるよしへば、大抵その年代も推してしるる、客殿五間に四間半、本尊釋迦木の坐像、長七寸許、舊家 百姓四郎右衛門宗といへり、はじめは江州彦根の人なりしが、應永三年當所に来り住すと云、其子孫四郎右衛門某が時より平山伊豆守氏重(或云伊賀守)に仕へ、感狀二通までをあたへられしとて、いまも家に藏せり、その文は左のごとし

此度於小郷内油虫道敵一人合打致候、無比類次第ニ

候、於此上も、廻付而者、引立可召仕候、爲後日一勤出候、仍如件、卯月十九日

氏直花押

坂本四郎右衛門どの

四郎右衛門が家記に、この感狀は天正八年平山伊豆守氏重(或は伊賀守ともあり)に屬し、小河内まで發向して、才藤六をうちとりしときあたへられしものとあり、

五月十五日、於才原敵討捕候、神妙ニ被思召候、仍依子被下候、向後彌輕身命於走廻者、御恩責任望可被與旨、被仰出者也、仍如件、庚辰六月八日

坂本四郎左衛門

これも家記には天正八年五月、甲州都留郡西原の地頭武田下總守を追討のとき、四郎右衛門の子四郎左衛門繁國、敵兵一人を擲取し功を賞して、氏重より與へしものなりとあり、しかればこの時父子兩手に別れて出立しとみえたり、平山氏重は、本村の平山城に在て、天正十八年七月十二日落城し、同所中里組の内千足と云地に於て、子息新左衛門と、もに自殺すと云へば、四郎右衛門が家の農民となり

○出野組 出野組は柏木野組の坤につゞけり、本村橋橋よりは二里四町の行程なり、西の方は下川乗組にそひ、

巽は相模國津久井縣岩村、及び甲斐國都留郡井戸村にて山嶺を堺とす、この嶺武相甲三國の接地なれば、三國嶺と稱せり、乾は中くゞ通に及びり、當所も柏木野組と同じく澗溪の前後に嶮岨の山を帯びて、中ほどを南秋川疏通し、其岸にそひて一條の往來あり、土性の善悪平生産業等の事すべて柏木野組にひとし、民家は十九軒なり、

小名 赤坂村の良の、出畑北の方に、小向村の中央、大ば

み、これも中ほどにて、高たす大ばみの又、野出西により、

大向 西南の方、大久保東南によ

山川 三國嶺の嶺はこれりといふ、最嶮岨なる嶺なりと云、

熊野御林山 南にあ

南秋川 村の中ほどを流る、西の方下川乗組より流れ來り、長川幅は六間より十間に至る、溪間の小流はみなこの川におち入れり、

橋梁 御林山橋 小名小向の西にて南秋川に架せり、長八間幅へ通ふ道なれば名とす、

大向橋 小名大向にあり、よみて橋の名とせり、長六間幅五尺五寸の板橋にて、これも南秋川に架す、

神社 山神社 社地二間四方、除地一段五畝二十一歩、小名大久

日、長七寸許、古物とみゆ、例祭年々正月十七

三島社 除地、一段二畝二十八歩、出野にあり、これも小社な

にて長一尺二寸許、右の方なるは弓を執れる立身、左なるも

立身にてともに長八寸許なり、例祭二月朔日、神職大學持、

末社 稻荷明神瘡瘡神社 本社に向て右、金毘羅社 西の方

あり、これも、小祠なり、

寺院 西光寺 除地、六畝十六歩、小名出畑にあり、東永山と號

和尙寂年を傳へず、本堂六間半に五間半、本尊釋迦木の坐像にて、長八寸なるを安置す、山王社 本堂

て右にあり、小祠、

○下川乗組 下川乗組は、出野組の西につゞきて、これも南谷通りであり、本村橋橋をさること二里二十二丁の行程なり、東はもとより出野組にて、西は上川乗組に隣り、北は本村の内中くゞ通りに及び、南は甲斐國都留郡井戸村にて、山頂を境とす、當所も出野組等と同じく、南北に嶮岨の山ありて中間に南秋川の流あり、又川にそひて南谷道と云往來貫けり、東の方出野組より西の方上川

乗組に達す、民家十八軒、土性水利等のことは此邊すべ
て前に同じ、

小名 京竹村の東の方出、三郎村の中央、下川乗西の方に

山川 南秋川村の中ほどを西より東へ流る、この組に

橋梁 堂川橋、小名京竹と三郎との中間にて南秋川に架せる土

橋、堂川橋より長七間幅三尺、則南谷通の往還なり、

ミカコ橋、これも南秋川に架せる橋にて、上下川乗の境にあり

この唱は起りしならんと云、

神社 山神社、除地、四畝十六歩、京竹にあり、小社なり、例祭

山神社、除地、二畝十歩、下川乗にあり、小社、神體は木の立

河内兼帯の

愛宕社、除地、一段一畝十歩、みかこの東にあり、小社なり、

左衛門

寺院 日連寺、境内除地、一段三畝二歩、下川乗にあり、臨濟宗

年を詳にせず、客殿六間に四間半、本尊 観音堂、客殿に向

り、二間四方、観音は

日月社、當社の除地は事貫組の内であれば、昔は其所にありし

形を彫たるを神體とせり、小社にて、前に鳥居をたつ、下川

乗組の鎮守なり、例祭十二月十日、

事貫組神主中村河内が持なり、

○上川乗組 上川乗組も、南谷の往還に付て、下川乗組

の西につゞけり、本村橋橋を距こと行程三里六丁許、西

の方は和田組に接し、北は中くゞに通、及び南は山境に

て甲斐國都留郡井戸村に界ふ、地形土性水利等は出野・下

川乗におなじ、民家は十九軒あり、

小名 瀧ノ入、東の方に、川戸の中程、西川西の方

山川 南秋川、西の方和田組の方より流れ來り、東流して下川乗

川幅六間より

橋梁 なみ石橋、村の東にて南秋川に架せり、

うながし橋、小名川戸にあり、淨聖寺の谷より涌出する細流

西川橋、小名西川にあり、長七間幅四尺、

神社 熊野社、除地、一段七畝二十六歩、村の西にあり、小社な

組中の鎮守、例祭は年々二月十五日なり、

則南谷通とよぶ道なり、

小名 人里三組の地はすべて狭隘の所なれば、人里と云を他

より、その内の小名と云

ものは別に無といへり、

山川 南秋川、西の方事貫組より流れ來り、

神社 山神社、除地、一段五畝廿歩、村の北方なる山

寺院 玉傳寺、境内除地、九畝、村の北なる山によりてあり、臨

六間、本尊十一面 十王堂、客殿に向て左にあり、二間四方

觀世音を安置す、

○事貫組 事貫組も、南谷通にあり、本村橋橋より四里

十四丁の行程なり、民家十六軒あり、人里三組その一に

して、四境をいはゞ、東は和田組となり、東は和田組

にとなり、西は上平組にならび、南は甲州の山境に

て山嶺を境とす、北はこゝも中くゞ通りにそへり、土性

水利等は前にことならず、

山川 南秋川、上平組の方より流れ來り、東流して事

橋梁 西川橋、村の西境にて山溪に架せり、

神社 八幡社、除地、一畝五歩、村の中央布金寺の下にあり、小

社なり、祭神は太玉命なりといふ、例祭二月十五

日

百姓市郎右衛門、末社、稻荷社、本社に向て、

門の持たり、

○道祖神社、本社に向て、

山神社、除地、六畝、瀧の入にあり、小社

寺院 淨聖寺、除地、八畝十二歩、小名川戸にあり、白華山と號

二年十月二日示寂す、客殿六間、

○和田組 和田組は本村橋橋より西四里十一町を隔て南

谷通にあり、當所及事貫組・上平組を合して、南谷人里三

組と稱す、其唱への起りは詳にせざれど、人里をへんぼ

りと訓すること疑ふべし、恐くは人字はへの誤りにて、

へんぼつりと云の中略ならんと村老はいへり、是も繋せ

し説ときこゆ、東は上川乗組につゞき、西は事貫組に接

り、北は中くゞ通にそひ、南は甲州都留郡出原村にて

山丘を限りとす、當所も南北に山ありて、民家十九軒山

の麓に住せり、この人里三組の邊は、川乗・出野等の地よ

りは、やうちひらけて民家もうちつゞけり、その餘土

性水利等のことは前の組にことならず、東の方上川乗よ

り西方事貫組に達する一條の往來あり、長凡三町許、是

日、百
姓持、

稻荷社 除地、一畝五歩、これも中央にて山の麓にあり、
小祠にて、百姓持、例祭は二月十五日なり、

寺院 布金寺 除地、二畝二十六歩、村の中央にて北の山際にあ
り、臨濟宗、本村吉祥寺末なり、慈雲山と號す、

開山華翁榮西堂和尚天正元年十二月朔日寂す、本尊釋
迦長一尺二寸、客殿に安す、客殿は六間に五間なり、
觀音堂 客殿に向て左にあり、二間四方、十一
音堂 面觀音木の坐像、長一尺なるを安す、

○上平組 上平組も、人里三組の一なり、本村橋橋を距
こと四里十六丁、南谷通にあり、民家十六軒、地形土性
水利等のことは前におなじ、四境は、東の方事貫組に接
し、西の方笛吹組にそひ、北は中く、通りに出て、南は
甲州都留郡出原村なり、甲州への境界は、山嶺なれば定
かならずといへり、

山川 南秋川 笛吹組より流れ来りて、東の方事貫組に達す、
この組を歴こと凡二十丁、川幅は前に同じ、
橋梁 はちうど橋 文字及その唱へのことは傳へず、
南秋川に架せり、長六間幅四尺、

神社 五大尊社 除地、四畝二畝四歩、村の西にあり、九尺に六
尺の間に五間の上屋をたつ、社前
に拜殿あり、五間に二間、人里三組の鎮神なり、祭神は大日
靈賣命と云傳へたれど定かならず、神體六軀あり、一は大日
如來とみへ、木の坐像にて長三尺許、一は牛に乗し木像、長
二尺五寸、一は三面の像にて長二尺五寸、残る三は木の立身に

して、長五尺許あれど朽損したれば何なる神なるや詳ならず
例祭二月五日、本村の鎮守、春日明神の神職中村河内が持な
り、社地すべて松杉著鬱として古社なるさまとおしてしら
る、近き年まで寶徳年中の飢口、及び古き長刀を社寶として
藏せしが、後賊にらば 鐘樓 本社に向て右にあり、九尺四
寸、去れしといへり、 鐘樓 延享年中の鐘をかく、
末社 稻荷社 本社の左 疱瘡神社 本社の右にあり、
みさき社 除地、八畝廿歩、村の西
にあり、小祠、百姓持、

寺院 傳光寺 除地、八畝二十歩、村の北の方なる山際にあり、
臨濟宗にて、本村吉祥寺の末山な
り、客殿五間に六間、本尊正觀音を安置す、
開山の僧及び起立の年歴は詳にせず、

○笛吹組 笛吹組は、本村橋橋より西五里四丁を隔て、
南谷通の溪間にあり、東は上平組に隣り、西は猿屋鋪組
に及び、北は中く、通りにそひ、南はこも山嶺を境と
して甲斐國出原村にまじはり、餘のことはすべて前に
出せる組々にことならず、

山川 南秋川 西の方猿屋鋪組より流れ来り、東して上平組に
いたる、當組をふること凡二十丁ばかりなり、
神社 八幡社 社地、凡三百坪、無年貢除地、一段二畝、村の西北
にあり、村民持の社なり、小祠にして、拜殿

末社 疱瘡神社 本社の右
にあり、

稻荷社 除地、二畝二十一歩、これ
も西北の方にあり、小社、

天神社 社地、六畝十歩、年貢地、除地
村の中ほどなり、小祠、

寺院 涌泉寺 境内年貢地、三畝十五歩、村の南にあり、臨濟宗
本村吉祥寺末、清涼山と號す、開山の僧を永月と
云、寂年等は傳へず、客殿五間半に四間半、
本尊不動を安す、立像にて長二寸五分、
十王堂 客殿
て左の方にあり、二間四方、十王の
像は長各六寸許にて木の坐身也、

○猿屋鋪組 猿屋鋪組は、南谷通りにあり、本村橋橋を
去こと六里四町、東は笛吹組に隣り、西は數馬組になら
び、北は中く、通りにかぎり、南は甲斐國出原村にまじ
はれり、此組及び數馬組は最嶮なる山間の地にて、人
馬の往來も難所多しといへり、土性水利等は前の組にか
はらざれど、地形の凸凹がちなるにより、五穀の生殖に
よろしからず、民家十八軒、山の中腹に散住せり、

小名 馬藤平 村の東へよ 内臺 これも東
村の中央
にあり、 櫛立 村の中央
にあり、 猿屋鋪 同じほとり
にあり、

山川 南秋川 西の方數馬組より流れ来り、東流して笛吹組に達
す、當所にかゝること川長凡十八町、川幅五間よ

り八間に
いたる、

神社 山神社 村の東の方
にあり、

山王社 中央にあり、二
社共に小社、

○數馬組 數馬組も南谷通りにありて、繪原村内の西の
極りなり、こゝは昔延元の頃中村數馬・小野氏經と云も
の來りて、新築せし地なるにより名とせりとぞ、今九頭龍
權現の神職中村山城は氏經が子孫なるよしいへど、其詳
なることは傳へず、四境は、東の方猿屋鋪組にまじはり
西は小河内村に及び、北は中く、通りにそひ、南は嶮山
にて甲州都留郡西原村なり、地形土性等のことはすべて
猿屋鋪組にひとし、家數十八軒あり、

小名 數馬 東の方なり、今當名の惣名となれど、開墾の比よ
東の方なり、今當名の惣名となれど、開墾の比よ
大平 村の中程 南の方を云ふ、南

山川 南秋川 村内西の方三頭御林の邊より涌出し、東流して猿
屋鋪組に達す、川幅三間より五間に至る、川路屈
曲して一里餘
もあるべし、

温泉 小名數馬の内に入り、南秋川の邊にあり、九尺四方の湯
室を作れり、巖石の間より涌出せり、其側は四間に二間の
湯室を作れり、小河内村の温泉にことならざれど、こ
ゝは人家を遠く隔たれば來るものと少しといへり、

神社 九頭龍權現社 除地、一段三畝九歩、小名數馬にあり、
は健南方命なりと云、木の立像、長一尺二寸許、其形辨天に
似たり、當組猿屋舖組の鎮守なり、例祭年々二月初日、神主
中村山城持、古き棟札
あり、その文左に、

本地十一面觀音

九頭龍大權現

立鳥尊

本尊大日如來

不動明王

能美盡尊

山神 本地混會阿天

于時

天文十四年丙申二月初日

時當所建立者也

神主當所住

中村伊賀守藤原信吉

按十五年丙午か疑ふべし、

これらにても古社 末社 山神社 本社に向て 瘡瘡神社
なることしらる、天王社 これも同 不動堂 向て右にあり、
同じならび なたてり、

山神社 除地、五畝、村の南に
あり、小社、百姓持、

寺院 寶積寺 除地、一段二畝四歩、小名數馬にあり、臨濟宗、
本村吉祥寺の末山なり、松嶺山と號す、客殿六間
半に五間半、本尊釋迦木の坐像、 十王堂 客殿に向て左の方
長二尺許なるを安置せり、 石の坐像長一尺許なるを安置す、十王
の外石地藏一軀あり、長方一尺許り、

新編武藏風土記稿卷之百十一 終

新編武藏風土記稿卷之百十二

多磨郡之二十四 小宮領

檜原村 下

○北谷十組 中里組 中里組は、本村の西北半里程にあ
り、是より西北の方はやうやく高きに登るの地勢なり、
北の方は山丘うちつゞきて乙津村の峰にかぎり、南は秋
川を境として本村に對し、東は泉澤組西は白倉組なり、
東西凡二十町、南北も山にわたりて二十町餘なり、民戸
四十二軒、土性水利等は本村にことならず、

小名 茅倉村の東の 千足 中央 中里 西によりた
方なり 千足を云 中里 西によりた

山川 高黒山 中里いりの北の山なり、巖巖たる山にて登り十
八町許、山色黒きによりた、うちに名とせりと云、
つゞく山 茅倉にあり、高二十五丈、屹立として削り成たる
がごとし、兩山東と西に對峙す、その名の起るゆへ
は傳へ

新ノ戸岩村の東南にて秋川の東崖に臨みて立り、聳峙するこ
ろ、凡十丈許、幅五間許もあるべし、西と南の中腹に

岩洞あり、その處より石脂を出す、色白く
して石灰に似たり、灰汁石ならんと云り、

源五郎岩 秋川の南の山上小名大向にあり、高さ凡七八間、幅
五郎なる者たまたま炭を焼て居たりしが、追來る敵兵にその
由を告しらしめにより、氏重今は叶はじとや思けん、自ら劍
に伏して死てけり、卒りに臨みて氏重忿怒の色をあらはし、
源五郎をならみければ、源五郎もたちどころに斃れたり、よ
りて源五郎岩の名はおこれりといふ、この日三月三日なり、
故にその目ことに岩の正面に源五郎が形彷彿と
見ゆるなどいへど、これは尤しひ言なるべし、

かくれ岩 小名千足の内にて秋川の北岸にあり、二箇ならびて
尺、幅二間四方、これも氏重が敗績の時
落人の隠れやどりしよりの名といへり、

千足石 千足郷御靈原の畑中にあり、大き
一尺、幅二間四方、これも氏重が敗績の時

馬蹄石 千足の溪間及び路傍と二箇所にあり、石面馬蹄の痕
跡あり、一足づゝあり、これも氏重が乗馬の跡なりと云と、覺
東な

烏帽子岩 茅倉の山上にあり、高さ三丈許、幅一丈五六尺、
其形立烏帽子に似たれば、呼名となせるなり、

秋川 南の境を流る、白倉組の方より來りて本村に達す、當組
六間に至る、この川に浮流あり、岩石のある所々
は管流と唱へて、一二本づゝ分ち流せりと云り、

天狗瀧 中里いりにあり、峨々たる岩山より流る、こと凡長三
許、平水の幅尺餘あり、瀧口
の岩上に松蔭など生茂れり、

綾瀧 千足入にあり、屹立たる巖より飛流する
こと五丈許、平水の幅は二尺餘なり、

柳澤川 中里にあり、水原は猪子倉より流れ出し、南に流る
に至、川幅一間より三間
に至

中里澤 これも同所にあり、水原は高黒山の麓より湧出し、南
へ流れて末は秋川へ流れり、水路半里許、尤峻流也、

萱倉澤 本村の接界にあり、水原は茅倉山の麓より湧出
し、四丁許の間を流れてこれも秋川に落ちり、

釜ヶ淵 村の東南によりて秋川の内に入り、大巖水涯に峙て、
其岩間より流出る事丈餘、其下に潭をなせり、廣さ二
間に四間、深さは測り
知り難しと云へり、

橋梁 西川橋 一名を新橋と云、中里の内にて秋川に架す、長
十間、幅一間、北谷十組への往來の道路なり、

柳澤橋 千足にあり、柳澤川に架せる橋なればた
ち名とせるなり、長八間に幅五尺、

サテ 棧橋 字大向にあり、土橋にて秋川に渡せり、長十
間、幅三尺、茅倉より大向への往來筋なり、

神社 愛宕社 社地百六十坪許、除地七畝、小名茅倉にあり、小
社なり、本地將軍地藏長七寸餘、例祭八月廿七日、
村民
持

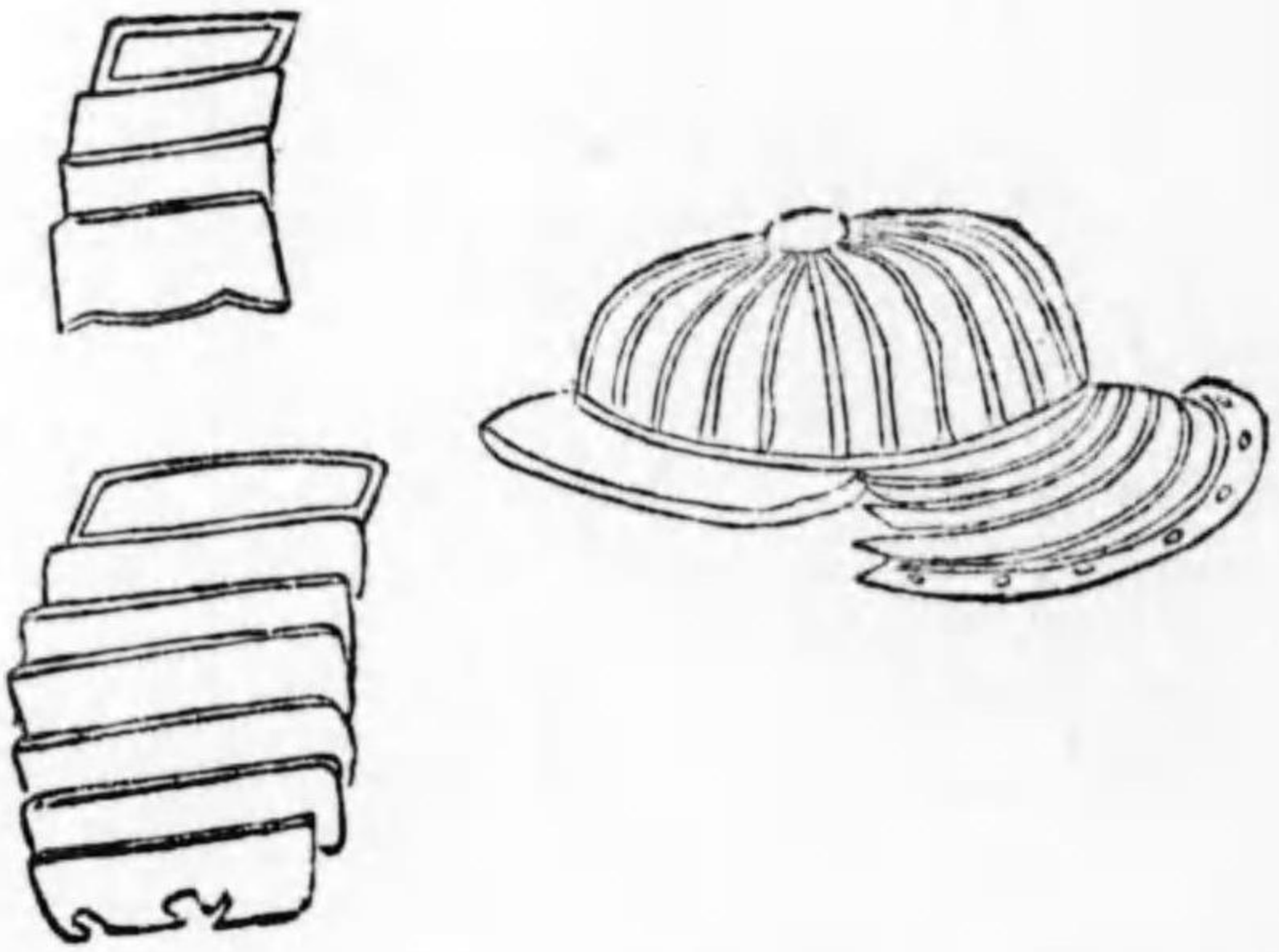
御靈社 社地凡百五十坪許、除地一段十六歩、小名千足にあり、
これも百姓持の小社なり、神體中央は鳥帽子を戴き直
衣をつけし木の坐像なり、長一尺一寸五分、向て右方なるは、
綿帽子などいたよきたる女形の坐像なり、長六寸五分、左方
なるもまた女體にて、帽子をいたよきたる坐像なり、長は前
に同じ、いづれも最古色の像なり、當社の祭神詳ならず、
或は云素盞鳴尊を祀れりと、或は平山某が靈をまつれりと
云、又大嶽山神職の説には、壇安媛命なり、神號を檜原大明
神ともいへりと、又の傳へに往古當所の領主宿邊少將橋高安
の靈をまつれりと、何れがその是なるかはしらざれど、と
にかくに古き社と
は見えるなり、

末社 稻荷社 疱瘡神社

寺院 長泉寺 除地八畝二十四歩、小名中里にあり、千足山と
號す、臨濟宗にて本村吉祥寺の末なり、開山僧

正虎寛永十二年七月廿二日歿す、客殿六間に五間半南に向ふ
本尊聖觀音木の坐像長五寸なるを安置す、この餘聖觀音の坐
像長一尺六寸なるを置く、この像は昔千足綾瀧の邊に平山氏
の老姫草庵をむすびて、そこに安置したるを、後當寺に移せ
りと云、當寺は寛政二年丙丁の災にかゝりて、古き記録も失
したれば、すべてのこと詳ならず、寛永年中境内を穿ちし時、
古き甲冑の朽損したるを掘出せり、恐らくはこの邊もとの領
主平山伊賀守が着領などにやあらんと云り、其圖上の如し、
鉢は後勝山形筋冑六十二間緒付鎖三つ、赤銅にて作る、惣體
鍔地と見ゆ、五枚鍔威糸は紺色と見ゆ、やつれてわづかに殘
れり、八幡座吹返しは、破壊してなし、袖七枚袖にや、冠
板覆輪赤銅、次の圖は下散かまたは旛壇のいたなどにやと見
ゆ、

天神社 客殿に向て左の方にあり、
木の坐像長五寸許り、



長福寺 除地一段八畝九歩、これも中里にあり、新義眞言宗、
權澤村大悲願寺の末、長榮山と號す、開山及び起立の
年代を知らず、中興の開山は快澄享保二十年十月廿八日示寂
せり、客殿六間に四間半、本尊聖觀音木の立像長一尺五寸な
るを安置

正覺院 除地二段四畝廿五歩、これも中里にあり、本山修驗木
曾村住善寺の觸下なり、小宮山萬藏寺と號す、起立の
年歴等すべて
詳かならず、熊野社 山腹によりたる一叢林の中にあり、
側に稻荷・疱瘡二神の祠あり、

山王社 これも山腹にあ
り、小祠なり、

舊跡 滿福寺遺蹟 字大向にあり、この寺は近き年、
戸倉新田の内へ引移せしと云、

○白倉組 白倉組は中里組の西に隣りて嶮山の間にあ
り、南は夏地組の内時坂峠をかぎりとし、北は大嶽峰に
接はり、西は大澤組なり、地形高低多くして、秋川の流
れ中間を東西へ貫ぬきてあり、その北にそひて一條の往
來あり、東の方中里より西の方神戶組に通ず、又この岐
路に小澤組へ通ふ往來一條あり、民家は十八軒にて、そ
の内二軒は大嶽山の社家なりと云、

小名 暮沼村の中 八割北の方に 白倉西により

山川 大嶽山 白倉組に屬する地なれど、別に一區を成たる山な
り、郡中第一の高山にして、藏王權現を鎮座す、

口の左右は險巖十餘丈時立し、瀧の幅一尺五六寸、長凡三十丈許、峻嶮にあたりて水烟騰騰として、冷やかなるによりて近視しかたし、それより水路五丁許を下りて、又わづかなる瀧あり、瀧の長五六間、こゝより一丁鈴を流れて鈴ヶ尾瀧の下流と合、鈴ヶ尾七瀧坂より湧出して、東へ流れ凡そ十丁餘を歴て大瀧の下流に合ひ、其末一里半ばかりへて養澤村の小指川に達す、飛流の中間險巖相へたて、七級にわかたればかくよ、長岩大瀧と七瀧の間にあり、山の崩れたる所あり、べり、長岩そこに長十餘丁、厚五六尺許の帯のごとくにあらはれ出づ、ゆへに 龍甲岩 鏡岩とも呼ぶ、本社より御嶽山帯岩とも呼べり、龍甲岩へ通ふ道の傍にあり、長二尺許の石にて、前面なめらかにしておのづか、構樹坂 東北の方に光澤あり、よりにて名となせるなり、構樹坂 東北の方に一の路にあり、長 親知らず岩 本社より路を左に取て上る事一丁ばかり、あり、長四三間幅四五尺の所な、髭すり岩 親知らずより少り、最危路なるにより名となす、髭すり岩 親知らずより少り、こゝはすぐれてけはしき地にて、藤葛を攀登るに髭をもすりつくる程なれば、かく名づけり、秋川 大澤組の方より流れ来り、東流して中里組へ達す、川幅三間許、平常の水深さ一尺五寸ほど、八割川 村の西北の方字瀧ノ上より湧出し、屈曲瀧流二ヶ所 一は村の西白倉にあり、東南の方へ凡十丁餘を中里と暮沼との境にあり、水路二丁許を流れ、末は秋川におちいれり、

瀑布 八割川の上流にあり、長凡三丈ほど、幅一尺餘なり、不動瀧 瀧口の西南にあり、長二丈幅一尺許、女夫石 暮沼の内にて秋川の北岸にあり、高四尺許、神社 日天神 除地六畝、暮沼の山の麓にあり、小社なり、祭神を神體とすれば、祭る所も三坐なるべし、百姓持、社前に掛たる鈴口の銘に、天和二戌八月吉日、暮沼村大屋丹波丞と鐫る、例祭は二月初日、六月十五日、村内修験正覺院持、不動社 村の西南にあり、小寺院 威徳寺 除地七畝十歩、暮沼にあり、日輪山と號す、臨濟本堂藥師木の坐像長六寸五分、藥師の銘に藥師觀造以來星霜二百年の後、元祿八年四月八日信男女等修補を加ふとあり、これよりも古き起立なること知る、四ツ堂 年貢地字堂ノ上にあり、二間四方、木の六地蔵長六寸の石の庚申、及び聖徳太子如意輪觀音を安置す、○大澤組 大澤組は本村の西北一里餘にあり、其四境は東の方白倉組にそひ、西は神戸・小澤の兩組に接し、南も小澤組にて北は大嶽山なり、東西の徑り七丁許、南北四

丁餘、組の内秋川にそひて一條の往還あり、東の方白倉組より西の方神戸組に達す、土性水利等のことはすべて前の組にことならず、民家は十七軒あり、小名 横吹 東により 伊奈戸 西の方 山川 秋川 西の方によりてあり、水上に神戸川・小澤川と云てく、夫より東流すること凡八丁許にし、て白倉組に達す、川幅は三四間なり、澗川 白倉組境にあり、其水源は大澤谷より湧出し、南へ流れて秋川に合す、一は北の方瀧口と云處より流れ出づ、是も南流となり末は秋川に落入れり、一は西南の方中むれ澤より湧出し、西北に流るゝこと凡一丁餘を過ぎて三丈許の飛瀑となり、其末又西北に走て秋川に落入れり、金堀岩 北の方なる丘上にあり、高九口許幅一丈許、南面に二の由は傳へず、伊奈戸坂 西境によりてあり、登り三町許なる險路なり、より橋梁 土橋 伊奈里の下にあり、辨天橋と名づく、寺院 觀音寺 除地一段十八歩、組の中間にあり、新義眞言宗、法印明和三年九月十九日示寂せり、客殿五間に四間半、本尊

正觀音を安置す、銅の坐像にて長六寸五分、不動堂 觀音寺除地の中なれど、別に一つの構をなしてあり、其地は山の中腹なり、わづかなる堂にて、前に木の鳥居を立つ、又四間餘の石階あり、本尊は木の坐像長三寸八分、脇士の二童子は立像にて各長三寸なり、村民の持、稻荷社 疱瘡神社 愛宕社 以上の三社ともに不動愛宕社 堂のかたはらにあり、○神戸組 神戸組は本村の西北に當りて四十二丁を隔てり、當組の名義は村の西北に神戸岩と稱するもの有を以て名づくと云、最嶮岨の地にして、水田はなく陸田も甚少し、民戸三十一軒神戸川の兩岸にそひて住居す、四隣は東北の方大澤組に接して峰通を境とし、南は小澤組、西は三田領にて、こゝも峰を限とせり、東西の徑り凡一里半、南北八丁餘、或は十二三丁の所もあり、檜原の内此組のみいかなる故にや、正月の飾に松の代として檜の枝を以門戸ことに立ると云、よりておもふにこれは檜原の名の由て起る所の古例なるべけれど、其ゆへは知らず、小名 下神戸 村の南に 前坂 中ほど 清水 西の方 大屋 舖 これも西 栃平 同じ邊 舖によれり

山川 神戸川 村の乾の方赤井澤と云所より流れ出て、東流し又
り、凡十六丁餘を過ぎて大澤組に達す、
石川にして水勢いと勵しき流なり、

迂り澤川 字すべり澤より湧出し、水路八丁許、
南流して神戸川におちいれるなり、

水戸澤川 大嶽山の麓字水ノ戸より流れ出、東に流る、
こと一里半許にして、これも神戸川に合す、

矢越澤川 矢越と云所より流れ出、南へをれて
神戸川に合す、水路凡八町許なり、

穴山一ヶ所 一は村の南の方穴坂にあり、山の高凡七十丈、
中腹東南の方に洞あり、入口の廣六七尺、奥へ入
こと七間許、最屈曲の所あり、その極りに聖觀音の石像長一
尺五寸許なるを安す、又側に享徳元年十月日と鐫たる古碑一
基あり、何のしるしなるや詳ならず、この洞より南によりて
一の洞あり、その奥入の限りを知らず、昔此所に木食の行者
住せしことありとて、法穴とも呼べりなど土人語り傳へり、
一は此山より西にあたりてあり、山の南面に洞あり、高三
尺幅四尺、洞中に入りては六七尺四方となれり、奥行は三間
ばかりにて、そこに柱間四尺餘の古き鳥居あり、又古井の跡
などもあり、この止りより左に折れて、なだれに下る穴あり、
行こと三間許にして、又右へゆく穴ありて、その奥に石の懸
魚あり、長七尺幅一尺五六寸、又長三尺許なる人の形を岩に
て造れる、その餘にも異形の像多くあり、洞中奇狀なること
云べからず、此より奥の方は最狭隘にて、匍匐せ
ざれば入べからず、故に逆穴とも呼べりと云、
鷹岩 東の方なる山の頂にあり、長十二三間、高七八間、山骨
のあらはれたるなれば、其土中へ入たる所の大きは知べ

から

蛇岩 字前坂土橋の側にあり、高さ三間、幅
四間に二間半、其名義定かならず、

鰐口岩 穴坂にあり、少澤を隔て長五間、幅三間許、
横たはりて並び立るにより名付しと云、

平岩淵 神戸川の下流にあり、水中平盤の巨巖にて、水の落口
に凸岩あり、その下流に淵あり、よりて平岩の名をよ
べりと云、

神戸岩 村の西北半里許にあり、その邊は最險峻の地にて、峻
は、水底より頂に至る、高さ凡三十丈許、幅は九尺程なり、
東南の方より出たる岩は、較卑く廿五丈許、幅は三十五六
丈、厚さは各五六丈許、山上より望めば其高さも對するに似
たり、形狀實に神戸とも謂つべし、岩間を東流せる巖川は、
幅二間深さ二尺許、水源は乾の方赤井澤より流れ出て、水路
曲折こゝに至り凡一里許なり、此岩戸より十五六間も上流に、
五尺ほどの飛流あり、其下に淵あり、しのはちと名く、深
きこと測り知らずと云、そこより僅に過て四尺許の飛流あり、
廣さ十歩許の淵をなせり、長(ナカ)澗(トロ)と呼べり、其下流
に又一尺許流れ落る所あり、其下十五六歩許の所を雨乞淵と
號す、即ち南の岩戸内なり、その岩に水より七尺許も高處に、
護摩壇と稱し、八間に五尺あまり、平坦削なせる如の所あり、
その傍四尺許高處に、南面の岩穴あつて、そこには龍神を石
宮に祀れりと云、古弘法大師護摩修法の所なれば、この名あ
りと云傳へり、此邊岩軍多く生ず、又陸蟹あり、是を採もの
親く物語れり、人たやすく近視することあたはず、只山上よ

り此をのぞむ
のみなり、

神社 春日社 小名神戸前坂にあり、大嶽山の末社にてこゝも社
立像長八寸許、入口、末社 稻荷社 小社 瘡瘡神社 小社
に木の鳥居を立てり、

山王社 除地一畝、穴山の邊にあり、百姓持、

枇杷社 除地二畝十八歩、神戸川の北岸にあり、祭神は詳にせ
し社なりと、もし然んには琵琶社
とかくべきか、小祠にて、百姓持、

寺院 德泉寺 除地七畝十歩、字清水の山麓にあり、龍巖山と號
年十一月朔日示寂す、客殿五間に十一間、本尊地
藏を安す、此餘藥師觀音の木像を堂内に置く、

十王堂 是も清水の内にあり、
九尺四方、德泉寺持、

○小澤 宮ヶ谷戸組 宮ヶ谷戸組は本村より西の方一里
餘にあり、當組及び夏地組は昔小澤組と稱せし地なるを、
後年二組に分れし時、古名をすて、新に名づけしと云、
よりて今も小澤某の組と呼べり、四境の大様は東南の方
秋川に限りて、對岸は夏地・小岩の兩組なり、西も小岩組
にてこゝは山丘の峰を境とし、北は神戸組に交はれり、
東西の徑り山をかけて凡二十五丁、南北十五丁餘なり、

民家は三十七軒、半は秋川にそひ半は湯窪と云ふところ
に住せり、

小名 宮ヶ谷戸 西北により 湯ノ窪 西の堺
たり、水路凡三町許を歴て、又右に折れて大澤組に達す、川
幅大抵四五間、平常は水かさ一尺四五寸許りより二尺ばかり、
噴澤 此れも西の方に、うたふ澤と云處より湧出し、東
芝地澤 西北の方字小中畑と云處より湧出し、わづかに
足駄挽澤 西北の邊にて、字あしたひきと云處より流れ出るに
合せり、

下大岩澤 これも西北の方より湧出し、東流して末
大岩 北の方神戸組の境なる山上にあり、
橋梁 板橋 宮ヶ谷戸より夏地へ通ふ路にて、秋川に架したる橋
許、

神社 神明社 除地二畝六畝二十歩、内社地七八歩、中央より少
祭神は天忍穗耳命なりと云、小澤夏地兩組の
産神にて、例祭は二月四日、村民の持なり、 末社 瘡瘡

神社 辨財天社

山王社 除地九畝二十歩、内社地三四歩、北の方字えんせの路傍にあり、小社なり、前に鳥居一基を立、例祭二月十五日、百姓持なり、

地神社 除地五畝十歩、山王社の邊にあり、祭神は詳かならず、自然石の前面に梵字と蓮華座を刻し、下に地神の二字を鐫れり、例祭は山王と同日にして、これも百姓の持なり、

愛宕社 年貢地二十歩許り、中央より少しく東北の方にあり、小社なり、本地將軍地蔵を神體とす、例祭正月廿四日、百姓持、

清峰權現社 除地五十坪許、字權現山の中腹五丁許にあり、五尺四方の社なり、祭神は大日貴命・木花開耶姫命・天兒屋根命・猿田彦命・清峯神の五座なり、清峯は藤氏の祖大職冠鎌足の靈なりと云り、もつとも疑はしき説なれども、しばらく傳ふるまゝを記せり、例祭二月四日、村持、

寺院 明珠院 除地七畝十四歩、小名宮ヶ谷戸にあり、桂林山と號す、新義真言宗にて、本郡横澤村大悲願寺の末なり、開山及び起立の年歴を傳へず、客殿二間に三間、本尊藥師の木像を安置す、當寺は近き年より無住となりしに由り、夏地組寶藏寺の持となる、

地藏堂 年貢地これも同邊にあり、長二尺五寸許の石像を安置す、側に櫻(ツキ)の大樹二本あり、一は五圍ばかり、

一は四圍餘りなり、共に岩上に託して生れたり、夏地組寶藏寺持なり、

○小澤 夏地組 夏地組は、宮ヶ谷戸組の東にあり、本村よりは一里餘の行程を隔つ、當組のことはすべて宮ヶ谷戸の條にしるす如く、山丘の地なれば五穀の生殖よろしからず、其四境の接界も山上或は山腹なるにより、定かに辨しがたけれど、大抵東の方上組・白倉組につき、西は秋川にそひ、對岸宮ヶ谷戸及び小岩組に隣り、南は出野・川乘の兩組にて、北は大澤組なり、東西山をわたりて二十五六丁、南北は十五六丁もあるべし、民家は二十軒、秋川の邊に住せり、

小名 夏地澤村の東北 うたふさ澤 東の方

山川 秋川 西南の方を流る、則宮ヶ谷戸組の境なり、當組にかゝること十五丁許り、

蘆澤 西南の方小岩組の境にあり、西北に流る、蘆澤川にて、水路纒に三丁を過て秋川に合す、

大瀬戸澤 南の方よりてあり、これも

小瀬戸澤 大瀬戸澤の東にあり、これも北流なり、

時坂澤 東南の方時坂山より湧出して西南に流る、

うたふさ澤 時坂澤の北に在、

小名 小岩平 東の方 桑原 中ほど 羽根付 西により、小

岩峰 西北の方

山川 秋川 西南の方横澤組より流れ來り、東北に流る、こと凡十五丁を過て夏地組に達す、川幅は二三間、平水のふかさは四五寸あまりなり、

唐澤 横澤組の

唐澤界にあり、

かまり澤 唐澤の並にて少しく

大江澤 かまり澤より又少

王子澤 大江澤のならばにて、字大木和と云處より流出、以上

程流る、細き澤川なり、流末は何れも秋川に落入れり、

湯窪澤 小澤組の内小名ゆくと云處より流れ出づ、當組北の境を東流して秋川にあへり、これもほそき流れなり、

橋梁 橋西の方字はねつきにあり、秋川に

神社 牛頭天王社 除地一段六畝十二歩、内社地十五六歩、南の方字玉子城の山上にあり、山下に調屋及び木の鳥居を建て、それより石階百級を上りて社前に至る、本社の高欄をうちまはせし宮造の小社なり、本地彌陀の木像長六寸許、最古色の像なり、縁起を關るに當社の神號を一に十二王子神社といへり、是は素戔嗚尊を十二王子と稱するに

夏地澤 うたふさ澤の西北なり、夏山の谷間より湧出し、西南に流る、以上の四流も末は秋川におちあへり、

障子岩 字横引にあり、高十四五丈、幅五六丈の岩にて、岩面が如く且筋ありて屏障の如く、直立する故にかく呼べり、岩の性は灰汁岩と云ものにて、白色を帯び、又少しく赤色なるあり、

神社 日天社 年貢地夏地澤の山上にあり、小社なり、鎮座の年歴等はつまびらかならず、

寺院 寶藏寺 除地六畝八歩、字うたふさ澤にあり、新義真言宗、横澤村大悲願寺末、金剛山と號す、開山頼憲坊は寛永年中の人といへど、其寂年は傳へず、客殿八間に六間、本尊不動木之立身長二尺許なるを安す、墓所に古碑多く立たれど、悉く斷碑となりて文字讀べからず、たゞ永和元年元亨三年十一月とかすかにみゆるのあり、此等をもて考ふれば、古き寺院の廢したるを、再興せしなるもしるべからず、

地藏堂 除地一段六歩、是もうたふさ澤にあり、二間四方西に向ふ、本尊木の坐像長八寸三分なるを安す、行基菩薩の作なりと云、百姓持、

○小岩組 小岩組は夏地組の西につゞきて本村中くと通にかゝれり、此邊は山丘の中にも少しくうち開けたる地にて、民家は秋川の岸通り及び山麓にそひて三十六軒住せり、其四境は、東の方夏地に接し、西は横澤組に限り南は上川乘組にて大峰を境とし、北は小澤組なり、大抵東西の徑り十五町、南北一里に餘れり、

よれりとなり、又縁起にふるに當社は人皇七十代後冷泉院の御宇、源義家奥州安部貞任兄弟を討せらるゝの時、當所檜原の城主たりし宿邊少將高安なるもの、行軍の押へたりしに、をりふし城中の兵士疫病をやみて死するもの多かりしかば、高安いたくこれを患ひて、其由きこえ上て、京都より申下して勸請せりといへり、此こと然らんに古き社なるべし、中古以來おとろへしにより、すべての傳へみな失へりと云、去にても疫病守護の神なるしは、寛保年中近郷大きに疫病行なはれし比、當社を鎮守とする農民のみ、曾て一人も其わづらひなかりしにより、近郷の人まで假に當社の氏子となれば、其人猶恙なかりしゆへ、いよいよたうとみ信心の輩最多しなどくはしく縁起にのせたり、例祭毎年二月十二日、乙津村住居の社家をむかへて、中臣の穢を修す、百姓の持、

山王社 年貢地、北の方秋川の邊なる山上にあり、小社、社地日なり、これも百姓の持なり、

愛宕社 年貢地、東の方字愛宕山にあり、小社なり、東光寺持、例祭は正月廿四日なり

寺院 東光寺 除地三段二畝八歩、小名平にあり、金秋山と號す、臨濟宗にて本村吉祥の末なり、開山の僧全嘉示寂の年月詳ならず、客殿五間に十間北に向ふ、閻魔堂境内に本尊藥師木の坐像長八寸なるを安置す、

長光寺 除地三畝六歩、同邊にあり、藥王山と號す、是も臨濟宗にて本村吉祥寺の末寺なりしが、近き年より廢寺と

なりて東光寺の持となれり、開山聖學體化の年代をうしのぶ、本尊の聖觀音なり、
○笹久保組 笹久保組は、小岩組の西につけり、本村よりは三里二十町の行程を隔つ、四隣の大やうは西南の方澤又組に邊し、東北は小岩組なれど、多く山丘の峰を境とすれば其かぎりたしかならず、民戸十三軒所々に散して住せり、

小名 芋子 澤又組の かし 芋子の東 川子石 かしの日陰 東南の から澤 日陰のならばにて、 竹ノ峰 西方澤 接地な つが立 東にあり とづら久保 つか立の又東 大 河原の並ひなり を子にあたり 横渡の南を云 中平組の東にあり、文字の如くに 下たれ澤 中平の東 笹久保 下たれさはよ 竹久保 笹久保の東にて、 又東に當る 小岩組の境なり、

山王社 除地二畝二十四歩、内社地八坪、中平にあり、小社、百姓持、
○澤又組 澤又組は笹久保組の西にあり、本村よりは四里の行程なり、四境の大概は西南の方倉掛組にまじはり、北は海澤村にそひ、東は笹久保組なり、東西の徑凡一里、家數三十八軒處々に散住せり、

神社 第六天社 除地一段五畝二歩、社地凡二段、見捨地、字間半、例祭は二月、六月、八月にて、いづれも八日を定式とす、本山修驗寶藏院持、
熊野社 除地二畝一畝十五歩、社地二畝五畝許、年貢地、上澤法院持、
山王社 除地二畝二十歩、日向平にあり、小社なり、百姓の持、
春日社 年貢地凡二畝許、字澤又にあり、小社にて上屋を建つ、寶藏院 末社 稻荷社 本社向にて左 瘡瘡神社 これも同 山神社 除地二十五歩、これも澤又 寺院 寒澤寺 除地二畝、境内に實地九間に十五間、字澤又にあ

八月八日、不動堂 長一尺三寸許なるを安す、大日堂 四方、木の坐像長七寸なるを安置す、

山王社 除地二畝二十四歩、内社地八坪、中平にあり、小社、百姓持、

澤又組 澤又組は笹久保組の西にあり、本村よりは四里の行程なり、四境の大概は西南の方倉掛組にまじはり、北は海澤村にそひ、東は笹久保組なり、東西の徑凡一里、家數三十八軒處々に散住せり、

小名 猿江 西北にあり、澤又 中ほどを云、こゝより少 日向 平なり

山川 秋川 北秋川ともいふ、水源は倉掛組風はり峠より湧出中より湧出する一流、及び毛手御林中より湧出せる流と落合て一條の流となり、其末笹久保組に達す、

溪川 二流あり、一は西北の方月夜御林の内より湧出し、東南へ流て秋川に合す、一は北の方毛手御林の内より、湧出し、これも東南の流れとなり、よけ落合橋の下を歴て、秋川におちあへるなり、

橋梁 下ヶ谷橋 秋川に架せる、簀子橋、よけ落合橋 毛手御林中より流れ來れる細流に架せり、長九尺幅三尺にて、これも簀子橋なり、

山川 秋川 西の方風はり峠より湧出し、東流して澤又組に達す、川幅三間より五間に至る、長さは屈曲しておよ

そ一里ほど
もあり、

神社 山神社 余地六畝二十五歩、宇倉掛にあり、小社なり、靈座の年歴等詳ならず、例祭は毎年三月十七日、持、百姓

寺院 阿彌陀堂 餘地二畝、宇白岩にあり、二間四方、山下より十三曲の坂なり、村民の持、

○養澤村 養澤村は、郡の西北にあり、高倉庄秋留郷に屬す、村名の起りをたづぬるに、養澤川の上流に花水といふ所あり、こゝは上古日本武尊東夷征討の日、御嶽山に陣營をなせしに、麾下の土人悉湯に及びし時、此山間の花水を飲で疲勞を養ひしにより、養澤の名は起れりと最疑しき説なり、其地は江戸日本橋より行程十六里あまり、村の四境、東は深澤村の峰に墾ひ、南は乙津村に犬牙し、西は檜原村の峰に限り、北は大久野村なり、東西山を亘りて三里許、南北一里半にあまれり、土人云この村及乙津・小中野の三村は、もと戸倉村に屬して一村たりしが、寛文九年より分け村となれり、地形四面に山嶺ありて中央卑し、されば日出は晚くして日没は早く、冬日の短景に至ては、日中ならされば日光を見ざる家居もあり、

民家四十八軒、山の半腹或は澤間に住す、土性は眞土・野土・石交はれり、檢地は寛文七年成瀬八左衛門・上坂安左衛門たゞせり、もとより御料の地なれど、御代官の遷替等は詳なることをしらす、今は小野田三郎右衛門支配せり、高札場村の中央、字木

小名 寺岡 村を離れて南の方乙津村の内、本集村の南、奴田畑にあり、當村の飛地なりと云、
中丸 東の方、神谷中央、田畑にあり、木和田平なり、
疏撃路 神谷を去ること二丁許にあり、こゝは巖石を鑿ひらき、往來を往來を通ずる所なれば、この唱おこれりとぞ、

山川 養澤川 水源は御嶽の南淵より涌出し、南流して隣村乙津の兩岸は磐岩高して、中流に巨石夥し、水勢逆激す、或は深淵あり、民居往々此川をばさみてすめり、平水の深さ五六寸あり、凡方一丈許、則ち村名のよつて起る所の淵なり、
杉ノ入川 村の西北大野山の窮谷より出づ、大平山の下にて花石に觸て水最あらし、

大指川 水源は光明山の麓より出て、東北に流れ小名・木和田平にて養澤川に合す、もとは小流なり、往々に深淵あり、

小指川 水源は大嶽の麓東南の淵より出て、東流し一里許を歴この餘細流八條あり、法澤川・菅澤川・三合澤川・大峯澤川・井戸入澤川・奴田畑澤川・大奈古良澤川・日影澤川等なり、これ等の流も末はみな養澤川に合す、

愛宕岩 村の中程小名神谷にあり、高さ二十餘丈屹峙せる險岩數十歩の間は、峨々たる岩燈にして、左右に老杉鬱茂す、山の半腹に日天子の祠あり、小名神谷大峯の民等が産神とする處なり、例祭年々二月十五日、村内樺權現の社司吉澤伊賀の持なり、

西ノ岩 或は立岩といひ、又具入道岩とも云、養澤川南岸に峙て、其高さ二十餘丈、地盤一丁許りもあるべし、
天狗岩 村の南乙津村の境にあり、故に兩村に出せり、其詳なることは已に乙津村の條にしるせり、

高岩 村の西北の山上にあ、高さ六十丈許、
鐘掛岩 高五十丈許、是も村の西北の山上にあり、

一ツ岩 高五丈許、村の西、北の山上にあり、
松葉岩 小名方澤と木和田平の間にあり、高さ三十丈許、幅一丁餘なり、

橋木岩 乙津村の境にあり、高さ二十丈許、幅は二丁程、
横根坂 村の東小名本集にあり、五日市村の方へ通ふ路の坂にて、登り八丁許の峠なり、

大野坂 村の西北散地の内にあり、これは御嶽への通路なり、

原野 散地を伐り出す所なり、木を多し、炭にやく木

茅野 處々にあれど、多くは西北の方にあり、

秣場 西北の方にあり、

橋梁 板橋 小名奴田畑と木和田平との間にあり、養澤川に架す、長六間半幅四尺あまり、

神社 樺權現社 社地見捨地、村の南小名木和田平にあり、二間に三間東向なり、祭神は伊弉諾尊・伊弉冊尊にて神體は直徑七寸許なる圓鏡なり、二面とも表に神像を鑄出し、鏡をもて社内に掲げり、社前に鳥居あり、その邊五六十歩の地は峨々たる岩石にて、三面を圍繞し、又雑木茂生せり、其中に神木と稱するもの一本あり、土人呼ていくの木と云ふ、其葉覆に似たるものなり、木和田平と中丸との生神にして、例祭は毎年二月十五日なり、神主吉澤伊賀つかさどれり、

牛頭天王社 年貢地、村の中程にあり、小社西向、村民の持なり、

山神社 年貢地、小名土養澤にあり、祭神は大山祇命なり、村民の持なり、

熊野社 除地三畝八歩、村の南小名本集にあり、小社にて上屋なり、例祭年々二月七日にて、村民の持なり、

八幡社 除地一段四畝二十七步、村の南小名奴田畑にあり、小幡社上屋九尺に七尺五寸東向なり、前に鳥居あり、當所の生神なり、例祭年々二月十五日、これも吉澤伊賀の持なり、アハ、キ、
門客人明神社 除地二畝三畝、村の北土養澤にあり、小社上盤間戸命・楠盤間戸命なり、社地に老杉陰森たり、村の生神なり、例祭年々六月十五日にて、村民の持なり、
地神社 除地二畝十二歩、村の南小名木和田平にあり、昔は社ものなり、村の民の持なり、

寺院 養澤寺 除地二畝八歩、小名奴田畑にあり、禪宗臨濟派、戸倉村光嚴寺末、龍峯山と號す、開山菊林寂年を傳へず、本堂六間半に七間南向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺三寸許、當寺に三疋獅子と稱する者あり、是は往古より村民の持傳ふるものなり、この寺に年々七月十六日、盆遊びと稱して鼓吹歌舞ありて村民の安全を祈る、又水旱にも是をもちて歌舞すれ、彌陀堂 表門の傍にあり、二間四方の坐像長三寸許、
常光寺 除地一段一畝五歩、小名木和田平にあり、梅園山と號す、臨濟宗にて當寺も光嚴寺の末なり、開山愚溪寂年一尺餘、客殿七間に五間東向、
慈眼寺 除地一段一畝十四歩、小名木和田平にあり、常光寺の兼帶持なり、本尊は聖觀音木の立像にして長一尺三寸

五分あり、この庵近き年廢して、いまだ再建におよばれず、
傳福庵 除地一畝十八歩、是も同邊にて常光寺の兼帶持なり、本尊は藥師木の坐像長一尺二寸なるを安置せり、
神谷庵 除地四畝二十歩、小名神谷にあり、こゝに常光寺の持なり、本尊釋迦木の坐像長八寸九分、
地藏堂 除地二畝二十歩、村の北地藏堂の方にあり、村民の持、
地藏堂 除地二畝、村の西小名神谷にあり、勝軍地藏の坐像長一尺三寸なるを安置す、堂は二間に二間半東向、村民の持、

○端村 寺岡 寺岡は、本村より十五丁南の方にて、乙津村の中にあり、此地の養澤に屬することは已に前條にも辨せし如く、戸倉・乙津・小中野・養澤の四村は、昔一村の地なるを分ちしゆへなるべしといへり、其廣狹をいはゞ東西四丁餘、南北十四五丁、高低ありて山林多き村なり、田畑は甚少し、養蠶の利もわづかなれば、戸ごとに紙を漉を業とし、又は炭を燒薪を採れり、其餘のことは總て本村に同じ、民家十二軒、土性は眞土に石交り、又赤き野土なり、御代官は本村と同じ、
山川 矢伏山 山の西北の方にて、光明坂三ヶ所一は二反坂と云、西の方にあり、一は乙津坂と云、是も同じ邊なり、一は矢伏坂、西北の方にあり、

新編武藏風土記稿卷之百十三

多磨郡之二十五 三田領

橋梁 板橋村の東の方にて養澤川に架す、長さ十一間、幅六尺許、橋上より水際に至るまで凡二丈餘、
神社 五大尊社 除地五畝、西北の方小名竹ノ花にあり、小祠鎮守なり、例祭二月二日、末社 瘡瘡神稻荷合社 本社の神主吉澤伊賀司とれり、野濱權現社 本社の向て左の方にあり、
寺院 東溪院 除地一段八畝十六歩、禪宗臨濟派、戸倉村光嚴寺の末山なり、長榮山と號す、開山南溪泉公元和六年正月廿三日寂す、本尊手親音木の立像、長二尺五寸許、客殿七間に四間半西向なり、藥師堂 境内に二間半に二間に西向、藥師は木の坐像長四寸許、
石地藏 二段坂の路傍にあり、是を岩舟地藏と稱す、纒なる上屋有り、

新編武藏風土記稿卷之百十二終

三田領は、郡の西北端にありて、此郡に屬する村數はすべて五十五村あり、其四境、西より北にめぐりては甲州都留郡及び秩父郡と高麗郡とに接比し、東の方は入間郡に界ひ、それより南西の方へかけては山口領・小宮領等の數村に跨れり、其廣狹の凡をいはゞ、東西十里に餘り、南北三里にたらず、抑三田領の名義いつの頃より唱初めけるや詳ならず、土人の傳へに承平の年間この地に平將門居館を構へて住せしゆへ、其子孫三田氏を稱し、こゝに住せしこと凡十六代彈正少弼綱秀に至るまで、連綿として領せし地なればかく唱ふるよし云へり、されど古き文書にも相馬保或は柚保の唱はみゆれども、三田領の唱あること曾て所見なし、既に國初の時、此邊の神社へ附せられし領地御朱印の文書にも、柚保とのみありて三田領のことなし、さればこれより後に起りし唱ならん

が、詳なること今より考べからず、とにかく古くより三田氏が領せしことは論なかるべし、因ていつしか領名とはなれり、

○友田村 友田村は、郡の西にあり、柚保長淵郷に屬せり、村名の起りは詳ならず、下にのする寛正の鰐口には共田とせるせり、この比はかく書しにや、江戸日本橋より行程十二里、村の四境、東は羽村にて、南は菅生村の峰に界ひ、西は下長淵村に及び、北は玉川を限て河邊村に隣れり、東西二十町、南北山を亘りて十五町に及ぶ、すべて土地東の方へや、卑く、南の方小山つゞきて高し水田少く陸田多し、旱損の患あり、土性は眞土野土まじれり、東西に貫きたる一條の路あり、民家はこれをさしはさみ川に背き山を負ひて散住す、總て九十五軒なり、正保の頃は御料所にて、御代官高室喜三郎支配せしが、夫より後延享四年田安殿領地となる、檢地は寛文八年竹村與兵衛たゞせりと云、秣場二ヶ所大荷田川をはさみて兩岸にあり、

高札場 小名後庭場

小名 方砂村の東南の 布駒 是も同じ邊 四ツ谷村の西の 芝原村の東の 中原 東の方にて少し南へ 豊坂村の東北の方を云、

湯本村の西南の 後庭場 中央より北

山川 方砂山村の南にあり、或は萬字峠とも云、八王子の往來り頗るかたし、すべて此山は松樹生茂れり、田安殿の御林なり、

阿須山 方砂山の續きにあり、山の東は羽村に及ぶ、長さ三町勝景の地なり、土人云關東七阿須の其一なりと、然れども七ヶ所の内六ヶ所は、何れの郡にありと云ことは知らざるなり、高麗郡阿須山など其一にてもあるか、

多磨川 村の北の方を流る、當村にそひて流ること凡二十町り、漁人この川にてすなり、

堀川 水源は村の西南の隅谷間より出て東流し、村内十町許を合す、僅かの堀なれど川の名をおへる故にこゝに出す、前に云大荷田川及び小川等あれども尤小渠なれば略してのせず、

渡津 渡 小名豊坂より羽村の方へ通る所にて、多磨川を渡る、冬より春まではかりに橋を架して往來を便せり、長十

神社 藏王權現社 社地四十坪許、村の中央にあり、小社にて木の立像にて、右の手に三鈷を持てり、長一尺二寸、例祭年々九月廿九日、獅子舞あり、社地諸木繁茂し、中にも神木と

稱する老松あり、其輪二圍許り、村内華藏院の持たり、この社も寛正の鰐口あるを以てみれば、古社なることしるべし、今鰐口は華藏院の所藏なり、



寺院 觀音堂 村の中央にあり、九間に七間、本尊は十一面觀音像にて、長四寸許、その年御朱印を附せら 別當華藏院 像にて、觀音五石の地を御寄附ありしと云

友田山と號す、新義眞言宗、入間郡鹽船寺末、開山許ならず、中興の僧宥賢元祿十五年四月十一日寂す、寺寶鰐口一口りと云、その圖右のごとし、

○長淵村 長淵村は、郡の西にあり、柚保長淵郷に屬せり、村名の起りを詳にせず、されど郷名にも唱ふるをみれば古き村なること知るべし、江戸日本橋より行程十二里なり、今村内を二つに分ち、西の方を上長淵といひ、東の方を下長淵と云、されど是は土人の私の唱へにて、公には長淵村とのみへり、村の四境、東は友田村にと

なり、南は峰をへだて、平井・菅生の二村にさかひ、西は大澤川をかきりて駒木野・畑中の村々に接し、北は多磨川に及び、川に向ひは河邊・千ヶ崎の二村なり、南北は山に亘りて、東の方は卑く、南より西にめぐりては小山つゞきにて高し、陸田は水田に比すればや、多けれど、此邊の山丘多きに對していへば、水陸ともに最少し、土性は眞土野土にて石交れり、樹木は柿・梅・松・檜・桐等あり、獸は猪・鹿最も多し、民家九十六軒、村内に東西に貫きたる一條の路あり、是をさしはさみて左右に散在す、秣場

そこはく村の南の方小名大荷田にあり、當村及び千ヶ崎河邊三ヶ村入會の地なり、檢地は寛文八年竹村與兵衛たせり、御入國より後御料所にて、久しく御代官高室喜三郎支配せしが、その後しばしば變替ありて、延享四年より田安殿の領地となれり、

高札場 小名中郷

小名 小山 上村の西、西におなじ方、品竹上村の東、中郷

同良の方 若御子 同北の方、大荷田 同東の方、高木和村

を云、の良の方 宮所 同東の方、湯本 同東の方、次高 同南の方、木

初 同邊を、中山 下村の西南、澤向 同西に、堀ノ内 同北に

寺ヶ谷 戸におなじ邊、平井ヶ谷 戸にあり、西北、中芝 同中

云、をこさあり、同北に

山川 多磨川村の北を流る、村内にかゝること凡二十一町にし

大澤川 村の西の方駒木野

小山川 水源は村の南小名赤坂と云所の谷間より流れ出て、北

瀧の所にて大澤川に合せり、川幅は九尺程もあるべし、

堀川 村の西の方より出づ、水路凡八町小渠なり、この水を以て水田に注ぐ、其下流は多磨川にながれ入れり、明王瀧のきはにて落る瀧なり、高さ二丈ばかり、幅三四尺、これも下流多磨川に入、

渡津 渡二ヶ所、一は上長淵の内、北の方より多磨川を越て、千ヶ崎村へ通ずる渡なり、冬より春までは橋

を架して往來に便す、長十二間、一は下長淵の内小名堀の内より多磨川をわたりて川邊村へ通ふ船渡なり、是も春冬は橋

を架す、幅十五間許り、

橋梁 土橋三ヶ所、一は宇瀧澤にあり、大澤川に架す長二間に

二間許幅三尺、一は小名小山にあり、長幅ともに若御子の橋と同じ、この二橋は小川に架せるなり、

神社 神明社 年賞地、四坪許、上村の南にあり、鎮守なり、例祭年々九月廿一日、村持、小社にて、上屋六尺に

九尺なり、南向の社なり、

鹿島社 下村の西にあり、小社にて、覆屋あり、二間に三間、北

せられ、社領二石八斗の地を賜ふ、例祭年々九月十九日、入間郡北野村神職栗原左衛門社事を司どれり、村の鎮守なり、

末社 牛頭天王社 小社にて本社、岩石高一丈餘、周圍は六抱ほど、名もなき石なれども、その状奇なり、

寺院 永福寺 境内年賞地、凡二十八坪、上村の西にあり、禪宗

は永福庵といひしを、いつの比よりか寺號となれり、開山古

長七寸許、蓮座に銘あり、その文に、

武州柚保長淵郷大澤村永福庵之事、

本尊三田備州太守性幸禪定門之代、爲靈行庵主開基

令建立奉造立、本尊而無相違所享德年中之依一亂絶

失候間、且那平憲清可致重而中興由度度被請候、先

本尊虚空薩摩之像奉作、永福庵欲爲致建立、且先師

所願爲師、且現當二世志竊者也、

寶徳丁丑十月十六日永福庵住持梵誓

大檀那平憲清 佛所大工 助法眼

脇土に不動、毘沙門あり、木の立身にして、長四寸許、客殿七

間に五間、南向なり、按するに右の蓮座にしるせし文に、享

徳年中の一亂に因て廢せしよしをのせて、後に寶徳の年號を

記せり、寶徳は享徳元年より三年の前にして、又寶徳年中に

丁丑の歲なし、丁丑は寶徳元年より九年の後長祿元

年にあたり、恐くは寶徳と記せしは誤なるべし、

玉泉寺 境内千三百坪、下村の北によりてあり、禪宗臨濟派、

鎌倉建長寺末、金剛山と號す、開山は建長寺第十七世

國一禪師なり、禪師諱は世源、號を大古と云、常陸國の人に

て佛光禪師に嗣法せり、元享元年癸酉九月廿五日八十九歳に

して示寂す、本尊觀音木の坐像、長一尺、本堂九間四尺に六

間、巽向なり、天正十九年御朱印を附せられ、村内にて寺領

三石の地を、寺寶 大般若經全部 寫本なり、跋に建曆二年

賜へり、源也、願主藤原氏とあり、建曆はこの寺創建より遙に前

なり、さればいつの比か外より持來り置きし者なるか、

門 南向なり、九尺に二間、釋迦堂 本堂の巽の方にあり、三

にて長二尺餘り、運慶の作なりと云、脇土文 白山辨天合

殊・善賢木の坐像にて、長おのおの一尺餘り、

社 釋迦堂の傍 辨財天社 本堂の前なる池中 石地藏三軀

門前の左右 鐘樓 三寸、銘文は左にのせたり、

武州多磨郡長淵郷、金剛山玉泉禪寺者、建長十七世

國一禪師開境也、往昔雖有巨鐘、亂寇之節沒焉、天

保因丁亥歲冬、前住 了庵畢公新鑄出而以備法器、

是亦逢風難樓倒鐘損、爾來弃置歲尙矣、予不忍弃捐

之心、勸化遠近緇素郎女等請助力、鑄直以再掛叢器

者也、仰冀 適佛天之冥慮、世界益晏清施者受者一切衆俱成正覺

必矣、 銘曰

衆願既成、再掛華鐘、無量功德、在百八聲、

惟時元祿五壬申年小春珠日、

現住傳法沙門太岩叟義峻謹誌焉、

大工 横川村

加藤六郎兵衛尉定次

寶林寺 除地、畑六畝二歩、内境内十六坪、下村の南にあり、
村内玉泉寺末、明見山と號す、開山夢窓國師なりと云
國師は京天龍寺の開山にて、足利將軍歸依の高僧なれば、此
邊の小寺を開きしと云は疑ふべし、その門流の人など起立し
て、國師を開山と唱へしはしるべからず、本尊虚空藏
木の坐像長二尺ばかり、本堂は七間に四間、東向ふ、妙見
社、此寺の續にあり、
免田六畝廿歩、

如意寺 除地、九畝十八歩、内境内十二歩許、下村の西にあり
祿三年五月十二日寂す、本尊地藏木の坐像、
長一尺許、本堂四間に三間南向なり、

瑞龍院 境内年貢地、十四歩許、下村の北の隅にあり、前寺と
同末なり、山號なし、開山權師威慶長八年十一月廿一
日寂す、本尊彌陀木の坐像、長一尺、辨財天祠にあり、
許、本堂四間に三間にて、東向、

勸藏院 除地、一段廿一歩、内境内十七坪許、下村の東にあり
本寺上と同じ、山號なし、基立詳ならず、本尊彌陀木
の立像、長二尺餘、本
堂二間四方、東向、

寶珠院 除地、畑六畝、下村の西にあり、本寺同じ、當時無住
寶珠院なるゆへ本寺の預りなり、開山功甫慶長十二年九月十
四日寂す、本尊虚空藏木の
坐像にて長八寸ばかりなり、

地藏堂 年貢地、上村の西にあり、九尺四方、地
藏は立像にて長三尺、村内永福寺持、

藥師堂 除地、五畝十歩、二間四方の堂なり、瑞龍寺
の續にあり、藥師は木の坐像、一尺許、

十王堂 上村の内に入り、除地、畑四畝廿四歩、二間四方の堂な
り、本尊地藏木の坐像長一尺許にて、寶珠院の持なり

○駒木野村 駒木野村は、郡の西にあり、長淵郷に屬し
て庄名は失へり、村名の由て起る處は詳ならず、或は云
當村古は駒絹といへり、それらいかにと云に、村の西の
方多磨川の北の岸なる澤井村の内に池田といふ沼あり、
往昔この沼の邊より一つの駒出て、日影和田・畑中二村の
境馬牽澤と云處を踏へて來りしに、土人等絹をおほひて
これをとらへ、鎌倉將軍家へたてまつりしが、この駒後
に生喰と名付て世にきこえたる駿馬なりしかば、よりに
村の名となれりと村民は語り傳へたれど、いとあやしき
説なり、されど駒絹と云ひ、又近きあたりに馬牽澤など
云地名あれば、いづれよしあることにて、馬にもとつき
たる地名なることは論なかるべし、江戸日本橋より行程
十二里、東は長淵村につゞき、西は畑中村に交はり、南
は大久野村にて山丘の峰を境とし、北は多磨川にのぞみ
川の向は青梅・千ヶ瀬の兩村なり、村の廣狹大抵東西へ七
町、南北十五町ありといへど、村内山丘多き地なる故其

山川 多磨川 村の北の境を流る、隣村長淵村の方より來り、村
川幅は二十間にいたる、この外村内山丘の間より出る處の細
流數條あり、大抵東北に流れて長淵村の邊にて多磨川に落い
れり、土人はこの細流の
ことを大澤川とよべり、

橋梁 土橋 小名山下と云所にあり、多磨川に架せり、長
葛蕨峠 村の南の方大久野村へかやう小徑なり、屈曲して長十
その邊に葛蕨石と云石あり、高三間幅六間餘、その名のおこ
りには詳にせざれど、峠の名は是石あるよりのとなへたるべし

神社 愛宕社 年貢地、村の南の方なる山上に
稻荷熊野社 年貢地、小名中嶋にあり、是も小社にして上屋
十五日、九月十九日の兩日
に行へり、百姓の持なり、

神明社 年貢地、小名天の間の山腹にあり、
寺院 壽香寺 境内除地、一段七畝六歩、小名駒木野にあり、臥
末山なり、開山九山整重和尚天正八年七月十三日寂す、客
殿六間に七間半、本尊釋迦の坐像、長一尺二寸を安置す、客
廣濟寺 境内除地、六畝廿歩、小名大澤にあり、大澤山と號す、
五日化す、本尊延命地藏木の坐像、長五寸、この腹籠に佛師春
日が造る所の像を安すといへり、客殿は七間半に五間なり、

定かたることは知りたし、土性は眞土がちにして野土
少し、當所は畑多を以、五穀野菜の外にも綿□烟草など
多く作りて生産の資とし、又多磨川の鮎をすなとり、或
は栗・柿・梨の類をも田間に植て其實をとりて江戸へ鬻け
り、因て近き比は貢米の外に、綿□鮎等の貢錢をも出せ
りと云、檢地は寛文八年竹村與兵衛がうけたまはりにて
たゞせり、この村御入國以來御料の地なれども、御代官
の遷替ありしこと詳にせず、正保年中は高室喜三郎支
配せしよし、近き比の田園の簿にも見えたり、其間のこ
と詳ならず、近き比は伊友之助あづかり奉りしが、それ
もかはりて今は小野田三郎右衛門が御代官所となれり、
民家は寛政のはじめまでは八十五軒ありしが、今は減し
て七十三軒になれり、

高札場 小名駒木野

小名 駒木野 村の北へよりてあり、こゝは村名の由て起るこ
じめにもいへること、駒木野 中島 長の方 瀧ノ澤
と名付しおこりは詳ならず、
も長によ 大澤 中央をい 天ノ間 同邊な 山下 西北の間
先戸 北の方

三座相殿祠 境内後の方であり、小祠にて上屋を立、春日・神
観音堂 年貢地、小名先戸にあり、二間半四方、馬頭観
音の木像、長一尺二寸なるを安置す、百姓持

○畑中村 畑中村は、郡の西にあり、長淵郷に属す、江
戸日本橋より行程十二里餘、村の四境、東は駒木野村に
隣り、南は駒木野・長淵・大久野の三村に及び、西は日影
和田村に界ひ、北は多磨川に限り、川より向ひは日向・和
田・青梅の二村なり、東西十餘町、南北五町許、すべて
土地の形、東北の方は漸卑くして、南は山続きなり、陸
田多くして水田は少し、土性は眞土にて小石交れり、民家
七十七軒、東西に貫きたる一すぢの小徑をはさみて民の
居宅をかまへり、當村古のことはすべて傳へず、正保の
比は御料所にて、御代官高室喜三郎支配せしよしものに
見えたり、その後のこともまた詳にせず、延享四年田安
殿の領知となりて今もかはらず、寛文八年竹村與兵衛檢
地せし繩を今に用ゆと云、秣場そこはく村の南の方上長
淵村・大久野村の間にあり、

高札場 村の中央
小名 宮地 村の東の方 下畑中村の東に 鍛冶ヶ谷戸 邊
な、上ノ谷戸 村の東に せにしよ井戸 村の東に 此、

寺院 地藏院 村の北長坂と云所にあり、禪宗臨濟派、下長淵村
十五日寂す、本尊地藏木の坐像長一尺三寸許、本堂六間に八
間半異向なり、門は南向にて寶珠山の額を掲ぐ、御朱印五石
の地に村内に 天満宮 本堂の傍にあり、小祠なり、上屋二間
て賜へり、 三間 神體は木の坐像長一尺ばかり、
り、この社の下より湧出する清水あり、 藥師堂 本堂の傍にあり
り、早敷にも水洞すること無と云、 藏院の持
す、何れも木の像にて長一尺許り、

普明庵 除地畑七畝、村の西戸田山にあり、三間に四間南向な
藏院の持
十王堂 年貢地、村の中央にあり、二間四方西向なり、十王は
木の坐像各長一尺許なり、村内修驗大宮寺の持なり、
地藏堂 年貢地、村の中央にあり、二間に三間の堂な
地蔵堂 年貢地、村の中央にあり、二間に三間の堂な

○日影和田村 日影和田村は、郡の西にあり、氷川郷の
内なり、土人云當村往古は日向和田と通じて一村なりし
が、寛文八年の檢地より二村になれりと、されど正保の郷
帳には已に二村に分ちてしるしたれば、寛文八年の分村
と云誤なるべし、按に昔は和田村とのみ唱へしなるべし、
其後日向日影の字をかふるらしめしは、此邊多磨川を限
りとして分ちし地理によれる故、山北水南を陰と云の意

か村の中央、長坂村の北、笹原村の西北、久保田村の西
戸田山にあり、佃村の中央、山越村の東、北林東北
の隅に、原村の西の、三階堂村の北東の、柳澤方にあり
あり、
山川 多磨川村の北の方を流る、村にかゝること十町あまり、
村に流達
小堀川 村の東駒木野村の境を流る、水元は村の巽柳澤と云所
渠なれば、やゝもすれば水涸ることありといへり、この
餘山澤川など云もあれば、最小渠なればこゝにはのせず、
橋梁 土橋 村の東駒木野村境にあ
水利 用水 小名久保間・戸田山・佃下・畑中の四ヶ所より出る清
す、
神社 伊勢能野三島相殿合社 除地畑一段二畝十八歩、村の東
間に三間西向なり、村の鎮守にして、
例祭年々九月十九日、神主左近持、
伊豆箱根権現社 除地畑七畝六歩、畑五畝十歩、村の中央に
作れる東帯の儀なり、長五寸許、村の鎮守なり、
例祭三月十五日、村内本山修驗大宮寺の持なり、

にて、名付しならん、江戸日本橋より行程十二里餘、村
の四境、東は畑中村にて川を境とし、南は北大久野村の峰
に限り、西は下村に及び、北は多磨川にそひて川の向は
日向和田村に隣れり、東西六町許、南北十町餘、土地す
べて東北へやゝ卑く、南の方は山つゞきなり、土性は眞
土野土にて山多く畑少く田は最少し、民家五十四軒、多
磨川の岸に住せり、秣場は村の南大久野村の境にあり、
近郷十八ヶ村入あひ持なり、當村もまた田安殿の領知に
て、御代官の遷替檢地の年代等すべて前村に同じ、

高札場 村の北小名下
小名 並木 村の西 下和田 村の北 大月 村の南 馬奈 村
東に 明王澤 中央 此ほき 同邊 赤土 入 隅を云 君ヶ
窪 これも西
山川 多磨川 村の北の邊を流る、當村にかゝること五町許、川
に流中村
馬奈澤川 村の東畑中村の境を流る、村にかゝること十三町餘
間、三

明王澤川 村内君ヶ窪より涌出す、水路八町許を経て明王澤川と云所にて多磨川に入る、川幅九尺許深さ二三寸、橋梁 橋二ヶ所 一は村の東畑中村塚にあり、土橋にて長四間五寸、これも土橋の並にあり、

水利 清水二ヶ所 一は馬牽澤、一は下和田にあり、下流小渠あり、

神社 稻荷社 社地二十坪、除地田畑合て一段七畝十三歩、二間、拜殿二間に五間長向、前に鳥居あり、社地諸木蒼鬱たり、石階を登ること三十級にして社あり、村の鎮守なり、例祭二月初

伊勢宮 社地十五六坪、外に除地九畝廿四歩、村の中央にあつて、二月初午にて、以上二社百姓持、

寺院 徳昌寺 村の中央にあり、禪宗臨濟派、同郡下長淵村玉泉寺門徒、法在山と號す、開山は眞山和尚文明三年三月廿九日寂す、本堂五間半に七間、本尊十一面觀音木の立像長二尺五寸、運慶の作なりと云、御朱印寺領五石の地は、村内にて賜 寺寶 釋兒文殊ノ畫像一幅 啓書記の 揚柳はれり、

觀音ノ畫像一幅 秋月の 鐘樓二尺一寸、銘文左にのす、

大日本國、武州多磨郡水河郷、和田村法在山徳昌禪寺者、眞山源和尚、初開榛荆構蘭若、令大雪叟主焉、興廢補弊修葺大完、然以無花鯨驚昏所、迺咨曩氏鑄鐘新成、夫聲之出、自鐘雖屬耳根、只以性聞聞性非有空相不味、迺脫根塵、眞常體露其勝因、神功欲使之貽永久不墜矣、

銘曰

傳乃祖宗、克肅禪宮、頑銅鈍鐵、融爐鑄中、成斯法器、證天圓通、聲揚曠啓、聞寂性空、霜夜鳴月、空響東風、覺離知覺、功到無功、厥施洽博、維徳昌隆、令音宣教、以靡有窮、延寶七歲舍己未佛涅槃日

水定菴 本堂の傍にあり、四間に二間半巽向、本尊地藏鑄佛の立像にて、長二尺許、治工木村將監が作る處なり、牛頭天王天滿宮合殿 門前にあり、

○下村 下村は、郡の西にあり、氷川郷柚保に隸す、當村古は下山村と唱へしを、後に山字をはぶきしなりといへり、この村頗る大村なれば、寛文八年竹村與兵衛が檢地せし比より上中下の三村に分ち、里正もその村ことに

淵以上は中村 澤下 關場 三室 杉平 堀之内 町 谷内上下村の

山川 多磨川 村の北境を流る、當村にそひて流る、こと凡六岸小名殘淵の邊にては、船車とて船中に水車を仕かけ、杵臼を置て舂かしむ、これ流の緩急をはかり、意のままに所をかへて、甚便利なるものなり、

澤川 村の西方柚木村の境をながれ、水源は村南の畚谷より流れ出、北流して多磨川におち入り、水路屈曲して凡二十町ほど、川幅三尺餘なり、又日影和田村の接界より流出するあには澤川と云ながれあり、是も同じさまに北流して多磨川におち入れり、この川の下流般若寺の境内にて、水車を設け、この餘村の中ほどより源をなせる的場川といふ細流あり、これも北流の水にて、末は多磨川におちあへり、

清水二ヶ所 一は小名五安坂より出、わづか許の流なり、一は小名町谷の坂下より出づ、是は前の流れに比すればや、廣し、いかなる早りの時もある、ことなしと云へり、村民多くはこの水を汲て炊爨の助とせり、

橋梁 萬年橋 村の東小名殘淵と云所にて、多磨川に架せり、長十八間餘、幅六尺許、是青梅へかよう大路なり、橋名のおこりは詳ならず、

土橋 これも村の東の方に、あには澤川に架せり、長五間幅六尺、御嶽への往來なり、

ありて、高札をも、三所に立たり、されど公に行はる、所は、この三區をすべともとの如く今も一村なり、江戸日本橋より行程十二里餘、東は日影和田村に隣り、西は柚木村につゞき、南は大久野村にて、こゝは山丘の峰を境とし、北は多磨川なり、川よりかなたは日向和田・二里尾の二村なり、大抵東西へ廿五町、南北十町餘、土性は野土多くして眞土も少しくあり、山丘の地なるを以水田は纔かに畚間の平地にひらけり、民家は上中下の三區を通じて百五十軒、大抵村の中ほど御嶽往來の兩側に住せり、當村は古より御料の地にして、正保年中は高室喜三郎が御代官所と、村内六ヶ所權現の領入會の村なるよしものに見えたり、其後近郷と同く田安殿に分ち賜はりしより、今もかはらず、この邊は梅樹多き地なるがゆへに、其實をとりて江戸へひさぐ、大抵年ごとに百駄以上を出せりと云、又花の比は所々の梅樹積雪のごとくにして、幽賞いと奇なりと云、

高札場 三ヶ所 一は上村の内小名梅ノ内にあり、一は中村の内寺内と云處にあり、一は下村の内小名町谷にあり、小名 梅ノ内 下組 森ノ腰 四角 とうつけはら 清水上村の内なり 六ヶ所 鍛冶屋ヶ谷 天神入 入 野谷戸 澤ヶ谷戸 五安坂 中道 寺内 的場 殘

神社 八幡社 小名六ヶ所にあり、則社領五石の内なり、本社二座の二座を相殿とす、寶曆五年造營の棟札に、長久二年二月鎮座のよしみゆれば、その比はなしかに傳へしことありしならん、小名下村の鎮守なり、神主は榑田要人とて、入間郡北野村天満宮の神主栗原左衛門が支配に屬せり、例祭二月六日、六月十五日、九月十九日、十二月十日の四日に執行せり、社前に神樂堂あり、又社を隔ること一町餘にして石の鳥居一基を立、末社 稻荷祠 本社に向て左

天神社 除地六畝、小名天神入にあり、中村の鎮守なり、小社に覆屋を立つ、神體は木の坐像にて長八寸、作しれず、例祭正月廿五日、村内天澤院持、當社の四邊にそこばくの梅林ありて、花の比は頗る賞すべし、

稻荷社 除地六畝廿歩、小名町谷にあり、これも小社に上屋あり、例祭二月初午、村内永泉庵持、

八幡社 除地一段五畝二十六歩、これ、稻荷社も町谷にあり、小社、百姓持、

稻荷社 小名杉平の山上にあり、小社にして上屋、村民持、

寺院 大聖院 梅香山と號す、古義眞言宗、青梅村金剛寺末、御朱印を附せられ寺領四石餘を賜へり、客殿四間に八間、本尊不動の坐像長一尺五寸なるを安置す、

般若寺 境内除地九畝十六歩、小名町谷にあり、瀧上山と號す、これも古義眞言宗にて金剛寺の本なり、開山開基および起立の年歴等詳ならず、客殿二間に五間、本尊彌陀の坐像長二尺なるを安す、

天澤院 境内除地六畝、小名天神入にあり、梅林山と號す、曹洞宗、二俣尾村海禪寺末、開山天江東岳天正十八年七月廿七日示寂す、客殿七間に五間、本尊釋迦の坐像長二尺四寸許、此餘藥師の立身長一尺許なるを安す、

新編武藏風土記稿卷之百十三終

清圓寺 境内除地八畝、小名杉平にあり、龍光山と號す、當寺の地なりと云、客殿七間に四間、本尊十釋迦堂として長三尺餘、作しれず、これも僧東岳が起立せしよしをいへり、いかなるゆへにや天澤院寺領は附せられざるに、かへりて釋迦堂免として四石の御朱印を賜はれり、則こも堂免地のう、別當竹林寺 釋迦堂の側にあり、金色山と號す、藥師堂 年長地、小名町谷の坂下にあり、二間に二間半、藥師は木の坐像長一尺三寸、作しれず、こも竹林寺持なり、

新編武藏風土記稿卷之百十四

多磨郡之二十六 三田領

○柚木村 柚木村は郡の西にあり、氷川郷柚保に屬せり、村名のをこり詳ならず、江戸日本橋より行程十二里餘、これ柚木領の本郷なるべきを、今三田領に屬するは地理にもよるべけれど、疑はしきことなり、大抵東西へ二十五丁、南北の徑り地形を見ればや、狭けれど、其間山丘多を以て路程迂曲なれば、其長は一里にすぎたり、村の四境、南は大久野村にて峰通りをさかひとし、北は多磨川に及べり、其對岸は澤井・二俣尾の二村なり、東は下村にて、西は御嶽村に接はれり、民家は百軒餘あり、所々に散住す、土性は野土多く、陸田がちの村にて、水田はわづかに谷間につきて開けり、すべて土地の産物貢税等のことも、前村下村にことならず、當村は古より御料所にして、寛文八年近郷と同じく竹村與兵衛檢地して、租米の數を定めりと云、其後そこばくの新田出來しにより、

明和三年伊奈備前守、安永五年同半左衛門等檢地せり、

高札場 小名木の

小名 筑瀬 村の西 門ヶ原 同なら 根岸 同も同

下村の中 大舟 これも中 淵尻 村の北の 石原 南の方山の

山崎 東へより 久戸澤 下村の接地なり 堂ノ下 西の方

山川 經ヶ峰 村の南にあり、麓より絶頂まで凡十町許も、

愛宕山 これも同邊なり、山上に愛宕の社あるを以

檜岩 或は岩露岩ともいへり、村の西南そば澤入と云所におり、

丸岩 これも多磨川の中流にあり、高さ三丈許、

多磨川 村の北境を流る、隣村御嶽の方より流れ來り、東流し

る、こと二十五町に餘れり、この川急流なるゆへ通船にたよ

りあしく、常に歩行渡して往來を通ず、又土人等農耕のいとま

あれば、この川にて鮎をすなと

りし生産のたすげとなせり、

筑瀬川 村の南の方山丘の間より流出、北流すること屈曲して水路凡十町許、その末は多磨川に入り、川の幅は七八尺もある

東澤川 これも村の南の方より流出する川なり、筑瀬川よりは少しく東によれり、川幅四尺許、水路凡七八町、この川も末は多磨川に入る

側澤川 東澤川の東の方によれり、この川も同じ山丘より出る流にして、末は多磨川に入り、川幅八尺、水路十五町と

寶出ノ澤川 これも大抵同じ流れの川にて、側澤川より又東によれり、川幅三尺、水路三町許、

愛宕下ノ澤川 村の東南愛宕山の下より流出する川なり、ゆす、これも末は多磨川に入れり、水

清水 五ヶ所あり、一は小名門ヶ原より出づ、又小名堂ノ下及小名山崎より出るものあり、この餘淵尻と云處より出るもの二流あり、いづれもわづかばかりの清水なれど、この邊の村は呑水の便よからざれば、これ等の水を汲飲の用とす、

神社 愛宕社 社地凡六十坪、村の南の方愛宕山の頂上あり、社小社にして上屋を建つ、神體は本地勝軍地蔵にて長一尺二寸許、當社は傳云、往昔相馬師門の後裔師秀なるもの、勸請せし處なりと云、按に師門師秀は其傳いまだ考へず、おもふに當所の舊領主にして、三田彈正が祖先にてやありけん、村内にて社領二十石を賜はり、御朱印を附られしは

り、樓門 本堂の前あり、竪二丈五尺、横二丈二尺、神仙置き、樓上の中央には聖徳太子の像長三尺許、持國の二像をなるか安す、又百觀音の木像を安置せり、鐘樓 本堂の乾九尺四方、鐘の圓徑二尺五寸、寛永七年時の住持覺珍が銘文を刻す、その略に曰、

武州多磨郡柚保内柚木縣、愛宕山即清寺明王院者、陽成天皇御宇、元慶中開闢之地也、本尊者智證刻彫之不空羅素大奮怒明王長丈餘之靈像、中略建久中征夷將軍源賴朝公歸依此尊、輒命畠山重忠、於于山腰再營殿堂數宇、山嶺再建愛宕社矣、是故西院法水澄湛于此處、宏教編流潺湲于此地、中興至于印融和尚、密燈高輝、鳳龍作群焉、然去大永季曆從國騷動、凶徒往來、而奪當寺鐘、自爾以往梵響斷而不續、鯨聲廢而無興矣云、

とありて、その末再興せしこと、藥師堂 本堂の西北にあり、をのせり、事ながければ略す、

山王社 本堂の南の十二神共に木の立身にて長七寸たり、

別當即清寺 義眞言宗、京仁和寺の末隔て、山の麓にあり、

山なり、古は眞言宗にはあらざりしよし云ひ傳へたれど、中葉丙丁の災にかゝりて、記録を失ひたれば何宗なりしや、又何の比改宗せしと云ことを詳に傳へず、たゞ改宗の後今の住僧まで三十二世に及べりとのみいへり、古き木牌二基を藏

慶安元年九月十七日のことなり、鳥居二基、一は南の方に立つ、柱間六尺、一は北の方にあり、これも同じ大きなり、村内の鎮守にて例祭正月廿四日、即清寺の持なり、

藏王權現社 小名根岸山の上にある、これも小社にて上屋を堂院持、

八幡社 小名木ノ下にある、則その地の鎮守とせり、小幡社にて上屋あり、例祭は二月十五日、村民持、

山神社 小名側澤川にあり、わづかば

稻荷社 小名大舟

稲荷社 小名山崎にあり、この二社も畿か

寺院 明王堂 村の南方下村の麓にあり、九間四面、本尊不空羅にして長五尺餘、この餘智意大師の作なりと云、木の坐像にて長三尺五寸許なる、彌陀の立像長三尺許なるを安置す、鐘の銘文によるに、當所は陽成院の御宇元慶年中の草創にして、建久の頃鎌倉右大將家の尊敬により、畠山重忠が再び造營し、又印融和尚中興せし靈地なりと云々、其の後のことはすべて詳ならず、別當寺に北條陸奥守氏照が木牌あれば、永祿・天正の比は八王子にて信仰せしとおぼゆ、御入國の後も古跡なるを以御朱印を附せられ、村内にて明王免三石の地を御寄附ありしと云へり、境内は最廣大にして、大抵五町四方ありといへど、山林を概していへば一里餘に徑りたるころな

す、一は權大納言征夷將軍源賴朝公、正治元年己未天正月十三日と彫す、一は青雲院殿透岳宗閑大居士、天正十八年度寅七月十七日とありて、背面に八王子神宮

寺寶 畫幅二軸 寺城主北條陸奥守氏輝としるせるなり、

忠堂院 境内餘地一段六歩、村の西小名根岸にあり、文珠山と號す、當寺も新義眞言宗にて即清寺の末なり、客殿三間に五間半、本尊藥師の坐像

觀音堂 客殿の南にあり、九尺長一尺餘りなるを安置せり、

圓光院 境内餘地二畝、村の坤の方堂ヶ下にあり、大悲山と號す、こゝも即清寺の末なり、客殿七間半に四間、本尊不動の坐像長一尺五寸、脇士に二童子あり、立像にて長一尺許なり、

稲荷社 境内東の方にあり、

古碑一基 小名木ノ下にあり、長二尺餘、幅七寸許の青石にて、ど漫漶して讀べからず、又何

人の碑と云ことも傳へず、

石燈籠一基 村の中央高札場の側にあり、惣高七尺許、火袋に文字あり、末に慶安第三層大日本武藏國水川郷云々の數字みえたり、いかなるゆへにて何人の建しと云ことを知らず、

舊家 百姓勘右衛門野村を氏とす、家の一軸その餘舊記を藏
 皇第八の皇子敦實親王より十六代、六角大膳大夫滿經の二男、
 野村左衛門大夫久綱より四代の孫、豊後守高貞が後裔なり、高
 貞故あつて江州を去て關東に下り、山角伊豫守に就て、北條氏
 康が扶助を乞しに、永祿元年五月高麗郡上我野に於て、五十
 貫の地を宛行はれて、使番をつとむ、其後國府臺合戦の時、
 火炮にあたり疵を被り、廢人となりしかば、澤井村大平と云
 所に隱居し、七十五或は八十五歳歿すと、法諡は雲溪道龍菴
 主と號す、其子左衛門尉貞常も父の跡を繼て、使番を勤て毎
 度働あり、天正十八年六月八王子籠城の時、近藤出羽守助實
 が手に屬して、山下の陣にて近藤と共に討死し、屍は由井の
 心源院に埋葬し、月窓道東と法諡す、貞常が子喜兵衛貞秀も
 使番を勤しが、此時父と共に討死を心がけしが、父頼に制止
 けるまゝ、圍みを出て、雨間川の邊まで落けるに、家人戸泉青
 木小山小河等に出合て、爾々の事共語るまに、南の方に火の
 手見えければ、今こそ貞常が最期ならんと、主従馬を雙べて
 見やりなくなく歸しと云、後年下山八幡の社内へ納めし貞秀
 が、舊の母衣近年までもありけるが靈朽し畢んぬと、扱又氏
 照自殺小田原も落去し、關東御分國となりて、大久保石見守
 御代官たれば、もし召出されん品もあらばうたてしと、蟄居
 し自らおき人のごとくにて、寛永五年十二月七十五歳にて歿
 す、悦翁道壽と法號す、これより子孫民間に下れりと云、左
 衛門尉が働の場所附書あり、これは大久保石見守が尋により
 て、喜兵衛より披見にいれしう
 つしなりといふ、左の如し、
 一 小山馬野野路口にて、結城ヨリ働之時、關隼人・宮寺
 四郎左衛門・神田與兵衛と立合、首壹ツ高名仕候

事、
 一新田へ働之時、於其表小幡主殿助・井上七兵衛と立
 合、首壹ツ高名仕、鎧も仕候事、
 一 小山木澤口にて、佐竹對陣之時、大極佐竹之陣江
 罷通候處を、小山より石原主膳門を開らき、大極
 を追崩し申候時、主膳と立合、首壹ツ高名仕候事、
 一 大田江働之時、三四ヶ之内、初日ハ宿城を被成、
 初日之時桑島萬喜と立合走廻り仕候、二日目ハ城
 根小屋迄御取之時、小幡玄蕃介・田邊清右衛門と
 立合走廻り仕候事、
 一 佐野小野寺谷にて働之時、山中勘解由・岸野重郎
 兵衛・高瓦玄蕃、其外貳拾騎にて鎧御座候時、敵跡
 先ヨリ取巻申候ニ付、中山勘解由指圖を以て、馬
 を入追崩引上申候事、
 一 皆川江働之時、富田大寺之下にて、金子十兵衛
 討死に及候所を、拙者馬を入、十兵衛を助ケ申候
 事、
 一 二年目働之時、彼表江敵出向申候時、關山城守・同
 伊賀守・拙者兩三人馬を出し、追崩申候事、
 一 皆川働之時、大平にて平山大學介・關山城守・同隼
 人立合申、其場之敵を追崩申候事、

一 結城より働之時、小山四ヶ布口にて、大平江敵掛
 り申候間、岸野重郎兵衛・宮崎助兵衛・我等三人に
 て追拂申候事、
 一 長尾輝虎寄候時、石巻下總守と私ニ物見被申付、
 御注進之時節、思召ニ叶御稱美ニ逢候事、
 一 小山清水にて、皆川衆掛合之時、加藤駿河守・岸野
 重郎兵衛と立合申、敵を追崩殊ニ走廻り仕候事、
 一 伊豆國土倉江働之時、城下之橋江出張申候ニ付而、
 金子十兵衛と二騎馬を入、敵を追崩申候、是ハ感
 狀所持仕候事、
 ○御嶽村 御嶽村は郡の西にあり、當所は古より御嶽權
 現の神領にして、往古は柚郡秩父嶽とも稱して、おのづ
 から一郡をなしたる地なりしと、社記を閲するに景行天
 皇四十年日本武尊東夷征伐の時、陣營を秩父嶽にとゞめ
 給ひ、凱旋の日武器を岩倉におさめ給ふと、紀に載たる
 は則當山のことなりと云云、この説もし然んには古はこ
 の邊まで知々夫の國に屬せしと見ゆ、或は金峰山とも
 呼べり、是は昔行基菩薩大和國の金峰山に擬して、藏王
 權現を當山に勸請せしよりの名なりと云、又三芳野とも
 唱ふれど、いかなるゆへと云ことは傳へず、江戸日本橋
 への行程十六里餘、村の廣狹大抵東西も南北も一里に餘

り、東は大久野村の峰つゞき、西は檜原分にてこゝも峰
 上を境とす、南は養澤村の地に犬牙し、北は琴澤川にか
 ぎれり、この地はもと御嶽の社地にして、後に田畑をば
 ひらきしなれば、民家はあづかに六畑ありて山下に散住
 す、この餘山上に茶店六ヶ所あるのみにて、多くは人跡
 たへたる山嶽なり、麓の瀧本より頂上まで凡三十六町、
 山下の一鳥居よりは五十六町ほどもあるべし、山上はす
 べて松杉檜のみにして、他の雜木なし、山下には榎梅栢
 椰白檀椴栗の類多して、或は樺櫻或は白櫻山櫻刺櫻など
 うちまぢりてあり、山中陰森として險阻の地なれど、猪
 鹿雉栗鼠の餘他の異獸なし、鶯鷓尤多く、又御祈禱鳥瑠
 璃鳥知更雀鶉など奇禽すめり、又奇石怪岩ことに夥し、
 その最奇狀にして名を得たるものは下に出せり、當村の
 枝郷瀧本・中野の兩村も御嶽の領地にして、昔はなべて御
 嶽村とのみ唱へたりしを、後年三村には分ちしなりとぞ
 猶、瀧本・中野のことは末にしるしたれば合せ見るべ
 し、正保の比のものには御代官高室喜三郎が支配せし所
 にて、金峰山權現の領も交れり、
 山川 御嶽山この邊の地名とする處なれど、御嶽山とさして
 に出せ

甲籠山 御嶽山の西の方にあり、則日本武尊の武器を藏め給ふ處なりと云傳へり、

富士峰 御嶽山の北にあり

貧乏山 御嶽山の東二十町許を隔て、あり、高さ一里餘にして、雑木繁茂する山なるにより、山下一鳥居の邊にて

はこの山にさいざられて、御嶽の山をのぞむことあたはず、故に里人あしざまに云んとしてかく呼べり、

鸚鵡石 御嶽山と甲籠山との間にあり、深谿に枕して峙する岩に向ひてよれば、その聲相應和すること、こたまたまのことし、よりて名とせり、

天狗岩 貧乏山の東面に孤立せり、

寶ノ瀧 御嶽山の南十町許にあり、水源は尾本より流出し、及び所々の窮谷より出るもの、おちあひて一條の流とな

り、七級に段をはこびて長さ凡二十丈にあまれり、ゆへに或は七流とも呼べり、その初の一瀑は凡一丈、第二瀑は二丈許

第三第四瀑は共に三丈ばかり、第四瀑の壺最深淵にして、その底を知らず、第五瀑の長凡四丈、こゝより第六瀑までの間

は兩岸より狭まり、六瀑の長凡五丈以上の瀑幅三四尺、第七級は兩岸より狭まり、水勢ことに急なり、こゝの長二丈餘、す

べて此瀑の左右は怪岩奇狀にして、最寂寥の地也、

瀧本の觀音堂の側にあり、白藤蔓生の間に、石の龍頭あり、瀧の口より流出せり、長一丈許瀑勢散亂して幅ひろく

流れり、この水東流して、杉本にて琴澤川におち合ひ、末は多磨川に入れり、瀧本村はこの瀧あるよりの名なりと云、

井三所あり、共に山上の人家の間にあり、この邊は家ごとに井澗水を汲て呑水とするゆへ、井を用ゆるもの少しと云、

神社 御嶽社 中央の山上にあり、東面にて八尺四方の檜皮葺を畫きたる網障子を設け、狩野探幽が筆なりと云、又内のそ

の左右に昇降の龍を彫りたる障子あり、これは左甚五郎が造る處なりといへど定かならず、元和八年に記せし社傳を閲る

に、人皇十二代景行天皇四十年に、日本武尊東夷征伐のため御下向ありしとき、相模國より渡海せられ陸奥を平げ給ひ、

それより常陸をしづめ甲斐の國に至り、猶信越の諸國を王化に歸せしめ給はんと、上州より當國に來り給ひて、この御嶽

山に陣營をすべられ、服するを賅ひ、背けるを誅し給ひて、東南の國々みな平均せしかば、ふたゝびこの陣營にかへり給

ひ、猶西北を志し給ひて山路の險阻を越、今の奥ノ院高良山武内大臣山の邊をすぎ給ひしに、深山の邪神大なる白鹿と化し

て、道路をふさぎける、尊太占を以山鬼なることをしり給ひ、山蒜をとりて大鹿の面に弾き給ひしかば、あやまたず眼にあ

たりて斃れけるとき、山谷鳴動して雲霧四方に起り、群臣路に迷ひしとき忽然として白狼あらはれ、前驅して西北に導き

まいらせけり、尊狼に告給ひてこれより本陣にかへり、火災盜難を守護すべしとありければ、獸ながらかしこまりし顔色

あらはれて、御嶽山に向ひて去りしとなり、これ當山火難盜難退除の守護神たることよしなり、さて尊は事成らきて再

びこの山にかへり給ひ、御身につけ給ひし御鏡をとかせられ、永く岩倉に納め給ふ、これ當國に名を得しことよしなり、

又の給ひしは此國千歳の後、萬代不易の治世あるべしと、これ當山を國の鎮護と仰ぐ基なり、後七百歳の星霜をへて人皇

四十五代、聖武天皇の御宇天平八年社稷安全の爲に、行基菩薩命を奉じて東國に下向し、この嶽は往昔日本武尊の陣營の古迹にして、東國治平の源なればこの地を卜して堂舎を立、御長一搦手半(今の三尺に准す)の藏王權現の像を彫り、是を銘かして金銅の像を治鑄して安置せり、抑この勅額の報慮は、東國の愚民等やもすれば聞評をなし、しかのみならず、去年病災に罹りて諸民困苦することを憂ひ給ひてより事おこれりとぞ、その後再び勅命下りて黄金を以鑄さしめ給ふ、是當今安置する所の神像なり、こゝに於て宮殿坊舎を並べて當國の靈場たりしが、建久二年の秋秩父庄司重忠奥州の軍に先鋒たるの功により、將軍家より此社を賜はり、御嶽山に城を築きて住居せしが、元文二年乙丑重忠二侯川にして戦死せし時、兵火の爲に宮殿以下ことごとく灰燼となれり、その後文暦元年前攝政道家卿祈念のことありて、四條帝へ奏聞して神社佛閣ことごとく故に復し、散位大中臣國兼を祭祀の司職と定めらる時に、鎌倉將軍頼朝より、神領として永錢三十六貫文の地を寄附せらる、由て司職國兼本迹縁起の神道を極め、佛道の制を換て神社の式に改め、行基が作りし藏王の像を垂跡とし坂本なる地主の神大坂止乃豆の天神に神祕一座を加へて二座合一の神社とし、御嶽山大權現と號せり、國兼は始め伊勢の大宮司にして、姓は大中原氏は大枝といへり、さきに承久年中新院人皇六十四代順德帝の命に應じ、佐々木廣綱と共に平義時を討せんとして利あらず、官軍ついに敗績して新院四國に遷され給ふの時、國兼は佐渡國へ遁れたりしが、己が舊跡なりし遠江國の住人濱名民部丞といふものゝ家に隠れ、濱名を以氏とせり、その後寛喜元年國家の騷亂を歎き、ひそかに帝都の平安に復せんことを祈り奉んとて笈を負て諸國を順行し、遂にこの山に來りしに靈夢の告を蒙りけり、果

して文暦中に至りて、當山の司職となれり、その後寶治元年三浦光村が逆意をくはだてしとき、國兼これに與するの流言あり、やがて鎌倉の管領より兵を發して、社殿を破壊し國兼を誅せんとす、たまたま不思議の神託ありて軍士神威に怖れて近づかず、依て國兼が罪なきこと自からあらはれて、兵革のこともやみぬ、建長七年二月十一日國兼司職二十一年高良山に登りて昇天せりと云、國兼昇天のことは壬生尼の置文に詳なりと云、これより後弘安三年北條時宗蒙古退治の比、祈願のことありて神體をしばらく鎌倉に迎へしが、いくばくもなく夷賊みなごろしとなりしゆへに、明る四年の八月惟康親王より元のごとくに神體を當山へかへしたまへり、延文四年三月八日足利義詮神馬を奉れり、ついに管領基氏より諸社堂塔修造のことあり、應永廿三年十一月上杉氏憲入道逆意のとき、管領憲基當山に陣をとりて京軍と共に氏憲を敗るの時、山の社家軍役に從ひ功あるにより、明る二十四年の八月社頭ことごとく造營あり、且今より以來武衛の事を兼へしとて、時の神主國房へ神領の外そこばくの地を賜へり、その後山内の靈實崇敬あさからずして、永享八年神領加増のことあり、この餘諸家よりの寄附祈願のことは枚擧するにいとまあらず、小田原北條家關東に威を振ふとき、當山の神領及び武衛の領知を削りしかば、宮社もやうやくおとろへたり、天正十八年御入國の後、東照宮より武衛の役を御ゆるしあり、且山上方一里の地と舊領三十餘石の御寄附ありて、御朱印を賜はり、ついで慶長十年大久保石見守に仰せて、本社以下の御再建あり、こゝに江城鎮護の御祈願として、古より南面の社なりしを、東向に建改められしとぞ、時に慶長十一年八月落成に及びしかば、太刀一振、神馬一匹を御奉納ありて、御當家繁榮のこと、祭

禮毎年十二月廿八日、武器をかざり神輿を渡す、是を陽祭とも花祭とも唱へり、又九月廿九日流鏑馬あり、これを陰祭とも合禮祭とも云、其餘春秋社日四月八日・七月七日・十一月十五日にも略祭あり、又近里遠村のものつといて、太々神樂を時々奉納するにより、**拜殿** 東面にたてり、八間に四間、左上常になぎはへり、**奥院** 籠山の中腹に特立せる盤岩にあり、是十五級あり、**本社** 西の方十八町許を隔て、甲を岩倉と唱へり、社地の内凡十五六歩、小社にて前に二間に九尺の拜殿を立、祭神は伊弉册尊・火産靈二座也、神體は圓徑八寸許の鏡にして、右手に劍を擁し、左手 奥之奥院の後に背なる絶頂にあり、社地凡二十坪許、石の小祠にて銅扉なり、**大天狗**・**小天狗**・**櫻坊**の三座をあはせ祀れりといふ、**寶物** 日本武尊御鎧一領 聖武帝の御宇、天平八年今の南小山に移せりと云、享保年中神寶上覽ありしとき、日本武尊の御鎧は、武藏國號の由て起る處の品なればしめをくべしとて、上箱を御寄附あり **秩父重忠** 鎧一領 高山重忠日本武尊の御しと云つとふ、**秩父重忠** 鎧を模して着領とせしが、後に奉納せりといへり、これも享保年中上覽の時、御具足師岩井定富に仰せて、御修理を加へられて返し給ふといひ傳へ、**寶壽丸太刀** 一振 重忠自筆の願書をそへて寄附する處とも云ひ傳へるなり、**空鞍** 一口 厚具にて蛇の、**鎧** 一口 鏡なり、**唐轡** 一口 年御馬を牽せられしときのものなりと、**正示太刀**

一振 武州入東郡安松所澤住人、齋藤主計佑 厄除久利加羅太刀 一振 天満自在天神の六字を鐫る、いつの比か山本源次郎と云、**源尊氏神領寄附狀** 建武元年甲戌年 經文 源信光卿書處なり、**御嶽山社頭由來記** 來由の大略は前に鈔出せり、卷末に元和八年戊戌年九月、濱名左京允兼胤大中臣吉 鳥居 貧乏山の下當村と柚木村との境にあり、郷とあり、鳥居 石にて作る、兩柱の間一丈、高さ一丈一尺、御嶽山の三字を扁す、これを一の鳥居と呼べり、こゝより社前までおよそ五六町程あり、**御嶽山碑** 一の鳥居の内にあ

武之金峰山在多磨川之源、蓋藏王權現之古靈跡也、相傳日本武尊征伐東夷、凱歌西歸之日、藏兜於此巖、武藏之名由是起矣、里人稱爲武藏國號之神社、然而垂跡之始、邈不可稽焉、天正十九年辛卯、神祖賜命改作祠宇、附以三十石、世世奉祭斯地也、峰巒鬱茂、形勝幽奇、三伏之候、云風凜々、冷氣逼人、厥途沿崖崖深谿而行、有瀑布百尋、飛流於怪巖邃竇之上、泉石可以洗昏蒙、松杉可以忘身世、雲影搖曳、飄空中之素練、松韻隨風、奏微外之冰絃、壁立之翠屏、巖滑、樛木之長蘿夾路、使躋攀者心垢頓

御嶽山圖



滅、塵襟清涼、無異到于補陀洛伽時也、俯視則清流澗激、碧色如鏡、仰瞻則大嶽峻嶒、樵者絕蹤躡、苔磴數百步而有鐵華表、高二丈餘、現若翠烟雲之中、來詣者無不蕭然生敬也、宮殿巍峨金碧焜煌、輪奐之美、茂以尙焉、其猶絳闕清都移于絕巖歟、予屢探勝跡、賞櫻花之故、友人請予作碑銘、徵之再三、辭不許、因暢超然之高情、聊記山壑之神秀、樹之共麓、系以辭曰、
多磨川之源、有山巖從高峻幽邃、號曰金峰、山壑奇勝、甲于關東、武尊高躋、藏王靈蹤、宮闕絢麗、丹青玲瓏、溪流清冽、喬木鬱尊、秦嶽神秀、瑞氣絃鐘、咨欽咨恭、螭首成功、不磷不緇、以垂無窮、
文化三年歲次丁卯春三月

青梅 岸鳳質文卿謹撰
東都 庫山人箕戲書

黒門四ヶ所 一は琴澤川の東岸にあり、一は北の口瀧本通り正養澤通り山の入口にあり、四ヶ所ともに、下馬札一の鳥居高さ一丈二尺、柱間一丈許の冠木門なり、
木鳥居一基下御修造の時あらためてたてられしと云、
社頭を隔ること凡二町ばかりにあり、長向に、
黒門二鳥居をて高さ一丈五尺、これを二の鳥居と呼べり、
黒門 入て正面

にあり、楡皮葺にて高さ二丈七尺、横六間半、幅四間半、左右に金剛力士二軀を置き、樓上に東國社稷總社御嶽山の九字を扁、銅鳥居樓門を入て正面にあり、高一丈二尺、兩柱のせり、銅鳥居間二間餘、武藏國號社の扁額あり、これを三の鳥居と、撞鐘樓樓門の左にあり、鐘の圓徑二尺二寸、近き呼べり、撞鐘樓年の鑄造なれば、銘文は略してこゝに載せず、鐘樓の本社より東北にあたりてあり、三間に三間半、鐘の長三尺、圓徑二尺五寸、銘文あり、左に載す、

敬白 金峰山

奉鑄金峰山槌鐘
右志者、爲天長地久、御願圓滿、乃至法界衆生平等利益也、
德治二年丁未十一月廿七日

大檀那壬生氏女納之
大工 行重
播磨權守利重

この鐘樓の背後に東照宮の御宮あり、楡皮葺高欄造りなり、すべて御紋散しにして、廻り三間四方朱塗の瑞籬を構へり、神輿殿半に三間、神輿は御紋散なり、二間、石燈籠一基、後背にあり、竿石に銘あれど漫滅して定かには讀がたし、福田次郎頼遠之末葉、武州三田領長測郷二又尾村住人、福田半兵衛遠世慶長三己丑五月吉日の數字ほのかにみゆ、されど三年は戌戌なり、疑ふべし、この石燈籠の邊に高さ五尺餘の石標あり、

奥院征、高祖御社、從是末社、地主社、本社の後により、十八町の十三字を刻す、出せる大麻止乃豆天神にして、神明を祀せりといへり、されば最古の神社にて、御嶽の鎮座以前よりの神なるにより、地主とは稱するなるべし、され、籠守明神社、本社右にあり、今は末社のごとくなりたり、神體は甲冑の女體、小兒を懷きし木の坐像長一尺八寸ばかり、神功皇后なりとも、或は句々幡淺々媛命なりとも云、勝手明神社、同じ並びにあり、神體は甲冑をつけし武夫の木、比須大黒相殿、本社左にあり、社前に鐵にてたはらの形にあり、そのかたはらに銅板を附て、それに武州柳郷金峯山神主濱名助六郎吉胤代、當國柏原大工神田圖書、作者齋藤六郎兵衛也、願主助左衛門、慶長十五年庚戌九月五日と鐫り、八所相社、同じ邊にあり、三風神、山神、役行者、宇賀神、辨天、三風神社、是も本社の後、嶋明神、春日明神の八座を祀す、火神社、同じ邊にあり、大國玉命を祀ひまつれ、前土を請持ゆきて、田畑へほどせば、必五穀豐熟すと云、又報賽には其郷里の土を持來り奉納せり、愛宕社、本社西一町許、稻荷社、樓門を入て右の方に三祠ならびにあり、小祠、稻荷社、立、一は金富理稻荷と號し、一は藤本稻荷、一は柳稻荷と號せり、其に稱號のおこりを詳にせず、瘡瘡神社、右の方にあり、祭神菊理姬命、木の坐像長一尺八寸、富士淺間社、本社の北八町許を隔て富

祭神は木花開耶麻命、木の坐像長一尺餘、源賴朝建立する社なりと云、例祭は四月初申の日を用ゆ、熊野社、本社東南大久野村の境にあり、小社にして上屋あり、山王社、樓門の右、釋迦堂、鳥居の下方にあり、三間半、觀音堂、鐘樓の左、大宮司、金井氏、御師三十三軒、大宮司の住居の邊より二の鳥居あり、崎、服部、久保田、黒田、馬場、片柳、須崎、橋本、秋山、勤矢、原、高名、岸野、林、尾崎、依坊を氏とせるものなり、この餘百姓にて禰宜を兼るもの十五人、いづれも山の下に住せり、寺院、正覺寺、境内凡一町四方村の西北にあり、金色山と號す、院殿光山國謙居士、建長元年二月十一日卒すと云、按するに御嶽の社傳にのする濱名國兼建長七年二月十一日登化せしよしをのす、則この人なるべし、元年七年いづれか誤あるべし、開山は徳光禪師慶長十八年七月廿七日示寂せり、按に開基の卒年建長なるに、開山は建長中の示寂なれば、年數最相隔れり、をそらくは禪師は後の中興開山なるべし、本尊釋迦木の坐像二尺二寸、

藏王權現堂、境内庫裡の前にあり、二間四方、世尊寺、御嶽社樓門の下なる釋迦堂の東の方にあり、金峯山、開山の僧源教は、建久八年三月十四日寂せりと云、その本尊とするものは不動木の坐像にて、長一尺五寸許、當寺天明中

に廢寺となりてより未だ再建に及ばず、古利なれども廢興ありしゆへ、すべて傳へを失せり、當山の社僧にて祭式及び配帳等の事にあづかれり、再建の間しばらく楠木村即清寺を兼帶せりと、地藏堂、本社東北二間四方、八大地藏と號す、木觀音堂、北の方瀧本にあり、の立像にて長一尺五寸ばかり、像長一尺五寸許なるを安、不動像、觀音堂の邊瀧口の岩石に彫てあり、文殊堂、東の方字坂本にあり、昔よりこゝに堂ありしが、寛政に於て長八寸許りなり、觀音像、御嶽社の東十町許にあり、岩石に彫刻せし、舊蹟、長者屋舖跡、御嶽社の西北十町餘を隔てあり、方一町許へず、今は茅野となれり、今も時々飲食の器物などまゝ掘出すことありと云、この屋舖跡の上の方に高さ二十丈餘の塚あり、是はかの長者が馬場跡、御嶽社の東十町許にあり、こゝも今茅野と稱す、柵跡、御嶽社の西南字尾本にあり、山谷の間凡十段許の平垣の營を構へし舊蹟なりと云、されど是は後人の構へし者なるべし、

社前に拜殿有 末社 稻荷社 水神社 疱瘡神社各小
二間に三間、

稻荷社 年貢地、一間に九尺、村の西にあ

山神社 村の中ほどにあり、

稻荷社 年貢地、一間四方、こ

第六天社 年貢地、一間四方、西

寺院 長福寺 除地一段三畝、境内二十坪、村の中ほどにあり、

末、開山秀慶慶長四年十一月十七日示寂す、客殿四間に

七間、本尊十一面觀音木の坐像長一尺八寸なるを安す、

地蔵堂 年貢地一畝一步、これも村の中ほどなり、

舊家 百姓新三郎 村の名主をつとむ原嶋氏なり、家の系圖を

主筆時の後裔にて、原嶋丹三郎友連と云、この友連より十餘

代の祖先、足立郡原嶋村に居住せしより在名を以て氏とせり、

友連も文明八年原嶋村にて出生せし人にて、小田原北條家に

奉仕して、後この邊を領し、天文年中に死せり、その子彌次

郎友乘も父と同じく北條家につかへしが、かの家没落の後落

魄して土民となりしよりこゝに土着し、子孫連綿としてこの

新三郎に至れりと云、或云友連が子孫土民となりしものち、當

村及び小丹波村を開墾せしと、按に前にのせし日向和田村の

百姓綱四郎が藏する永祿の文書に、すでに丹三郎村の名みゆ、

しかるにこの子孫の土民となりて此地を開きしと云は、天正

の末のことなれば、年代たがへ

り、此説誤れること知べし、

○海澤村 海澤村は、丹三郎村の西にあり、柚保庄の内

なりと云、江戸日本橋より行程十八里にあまれり、いつ

の頃よりか村内を分ちて二村となし、西の方を上海澤と

いひ、東の方を下海澤と云、村の四境、南は御嶽村及び檜

原村の内大嶽山の山腹に界し、北は棚澤・白丸の二村に

て、東は丹三郎村・小丹波村に接し、西は氷川・栃久保の

村々なり、東西凡一里二十町、南北は二里に餘れり、村

内山丘多くして平衍の地少し、土性は眞土野土相半し、

又砂利交りし處もあり、此所は古より御料の地にして、

正保の比は御代官高室喜三郎が支配所なり、寛文八年曾

根五郎左衛門檢地し租税の數をさだめしと云、近きころ

まで伊奈友之助が支配なりしが、それも替りて今は小野

田三郎右衛門支配すといふ、民家八十四軒なり、

高札場二ヶ所一は上村の中ほどにあり、一は下

小名 寺野 西の方に 大加 これも西 寒庭 同じつゞまきの地

邊をい へり、 上平 西北により 大海澤 村の東 上坂 大海澤よ

りよれ 柿平 北の方 一付 これも同邊を云、これま 下野

大加 下村の中央より少

は見えたり、 越澤 下村の東にあり、居村より山丘を

は見えたり、 大加 下村の中央より少

山川 川 宇水あい所といふ山の谷合より

川 宇西澤と云所の林中より流れ出し、川路三町程をすぎ

柿平川 下村の御林山の邊なる谷合より流れ出、屈曲して

御巢鷹山 當村にあづかり奉れりと云、

土産 山葵 この邊なべて村々より産するものなれど、當村の内

の盛んなること推して知るべし、

手作布 村の名品なりとて世にもてはやせり、

橋梁 柿平川橋 宇まこゝにあり、板橋

海澤橋 上村の方に長六間幅三尺、

板橋にて長十五間、幅三間餘、

海

海澤村澤海澤橋



神社 賀茂社 年貢地七畝十五歩、上村の中ほどにあり、鎮座祭正月廿一日、村民の持なり、社前に二間に三間の拜殿をつくれり、

八幡社 年貢地四坪、上村の西境にあり、

熊野社 年貢地十坪、小名寒庭にあり、小祠、百姓持

大山祇社 年貢地十坪、南の方なる山腹にあり、

山王社 年貢地十坪、上村の中ほど字西にあり、百姓持なり

大山祇社 年貢地五十坪、下村の東にあり、小社なり、社前正持なり、

月二十日、里

寺院 寶林寺 境内百二十坪、小名寒庭にあり、海澤山と號す、起立せりと云ふ、本尊釋迦木の坐像長一尺三寸容殿に安す

藏福菴 年貢地二十七坪餘、上村の西の方にあり、四間に二間長八寸なり、百姓持

藥師堂 年貢地六坪、上村の西北にあり、二間に一間半、木の坐像長一尺一寸を安す、これも百姓持

向雲寺 境内除地九畝六歩、下村の中ほどにあり、龍岩山と號す、曹洞宗、二又尾村海禪寺末、開山大古禪梁永祿九年

新編武藏風土記稿卷之百十四 終

年化す、客殿九間に五間、本尊釋迦木の坐像長二尺五寸ばかりなり、藥師堂 年貢地六坪、下村の中にあり、九尺四方、木の立像長一尺なるを安す

新編武藏風土記稿卷之百十五

多磨郡之二十七 三田領

○留浦村 留浦村は、郡の西にて國堺なり、小河内郷柚保庄に屬せり、村老の傳ふる所は留浦・川野・河内・原の四村は、いづれも小河内郷に屬し、其あたりを古はをしなべて小河内村と唱へ、又小河内原村ともいへり、此所は土地いとひろかりしゆへ、後世四村にわかちしものなるべしといへり、さもあるべし、既に元祿の比ははや四村にわかつてるよし、圖にもものせたり、されど今も古の唱によりて、近郷のもの當村及び下の村三をすべて小河内と號するものも多しといへり、江戸日本橋より行程二十三里餘、民戸百十九軒道の兩傍及び山中に散住せり、村の四境、東は河内村に隣り、南は川野村に接し、西は甲斐國都留郡丹波山、及同郡小菅の二村に境ひ、北は當郡原村の山を限りとせり、東西凡一里餘、南北も大抵同じ、村内嶮岨の所あれど多磨川に傍ひたる地なれば、多くは

平土なり、土性は砂利に眞土交れり、此村丙丁の災にかゝりたること二度に及び、記録を失ひたれば開墾の年代も詳ならずと、この邊なべて水田なく陸田のみ、其他は山林なり、御入國の後は御代官所にて、正保の頃のものには小河内一村にて、高室喜三郎御代官所とあり、寛文八年竹村與兵衛・高室四郎兵衛等檢地せり、それより引つゞき御料所にて、今も小野田三郎右衛門支配所なり、

高札場 小名留浦本村東の入口にあり

小名 留浦本村 村西の入口 小留浦 中ほどに 塔澤 小名程にて 坂本 東北の入口 狐屋敷 坂本の西に 雨降 北の中

峰 西北にて山の中央を云、元祿年中の圖には留浦村の内峯村とあれば、此頃は別に一村の如くなれど、正保の圖にはこの名をのせず、且今小名の内にあるをもて見れば、元祿年中峰村とあるも正しき一村にはあらで、今と同じく小名なりしことにや、奥 北の山際 三澤 村の中程谷 未詳にせず、

いらき 同邊を

山川 御巢鷹御林山 十四ヶ所 あり、

多磨川 西の方甲斐國都留郡丹波山村の内鴨澤と云所より入、村内を流るゝこと一里餘、川幅八間程、かの村にては

留浦村總圖



丹波川とよび、この邊より多磨川とよびて文字も改めたりと
土人云へり水源のことは總説に載たればこゝには略せるなり

芋川 村内を流るゝこと一里餘、川幅四尺
坪澤川 北の方峰ノ谷より南へ流
しほ窪澤 西の方鴨澤の谷より

鴨澤川 西北の方甲斐國小神山と云、谷間より流出、そ
瀧 小名ひあらきにあり、高二間
餘、幅四尺許、雨降瀧と云、

磐穴 鴨澤川の北岸にあり、洞中の
深さ及び廣狭は詳にせず、

産物 手作布 梨子 炭 鱈 鯨 川苔 椎茸

橋梁 板を以造れり、芋川に架す、外に土橋丸木橋等凡七ヶ
こゝに架せる板橋は、長五間に
幅一間なり、雨降橋と云ふ、

神社 貴布禰社の鎮守にて、本社七尺二寸、内殿六尺、拜殿四
間に三間、南向、前に鳥居をたつ、石壇二ヶ所あり、上階は二
十級下階は三十級、祭神高靈龍神命、木像長三尺許、例祭二
月十三日、六月十五日をもつて行へり、相傳ふ昔この所をひ
て井を穿ちしに、さしわたし九寸五分許の鐵鑿子を掘得たり
其内に永樂錢を充て、外に長三寸許の不動木佛の立像を入た
り、もとより年月等も見えず、何れの頃何ものか不慮の備な

寶福寺 除地、一畝五歩、同屋敷一畝廿五歩、小名峰にあり、
したれども何年と云ことは傳へず、本堂九間に五間、
東向、本尊藥師木の立像、長一尺八寸なるを置、

阿彌陀堂 除地、一畝十五歩、小名峰にあり、五間に二間半、
なりと云、
村民の持、

○川野村 川野村は、郡の國界留浦村の東隣なり、郷庄
の唱はこゝも前村に同じ、江戸日本橋より行程凡二十三
里、民戸八十一軒、東は檜原村内山峰は堺ひとし、南は
甲斐國都留郡小菅村に接し、西は留浦村の内小名竹ノ花
久保により、北は河内村の谷合を限りとなせり、東西二
里半、南北一里半、村内平地にして、南に多磨川をおひ
其川の北岸に民戸多く散住せり、土性眞土にて小石交れ
り、この邊なべて水田はなく陸田のみを闢き、其間には
山林交れり、御入國以來御料所にて承應の頃は高室四郎
右衛門支配し、寛文八年竹村與兵衛が檢地せしことあり
夫より御代官遷替はすべて二十一人にして、今は小野田
三郎右衛門支配所なり、
高札場 村の西より里正が
前につ、東向、
小名 川野村の中央、青木川あり、多磨 南同じ邊 岫
川野の向ひを云、

とにかくこゝへ埋めしにや、その事實詳ならず、それをば今
も神主の家に置り、神主は有竹長門が配下にて酒井對馬と云
この人は郡内の五日
市村に住居せり、

藏王權現社 除地、一畝二十歩、貴布禰社の並に在、社は南
鏡を置り、例祭二月八日・六月十五日なり、鎮座の
初めを傳へず、社地に松杉多く立り、村民持、

花入明神社 除地、五畝十歩、小名峯にあり、その邊の鎮守な
祭神とせしと云へり、本地佛十一面觀音、
木佛坐像五寸七分を置り、村民の持、

神明宮 除地、二畝三歩、小名小留浦にあり、わづかな
神明宮の祠にて東向、鎮座の初を傳へず、村民持、

天神宮 社地、六尺四方、小名坪澤にあり、わづかなる社に
天神宮で癒着神をも同社に祭れり、これも村民の持なり、

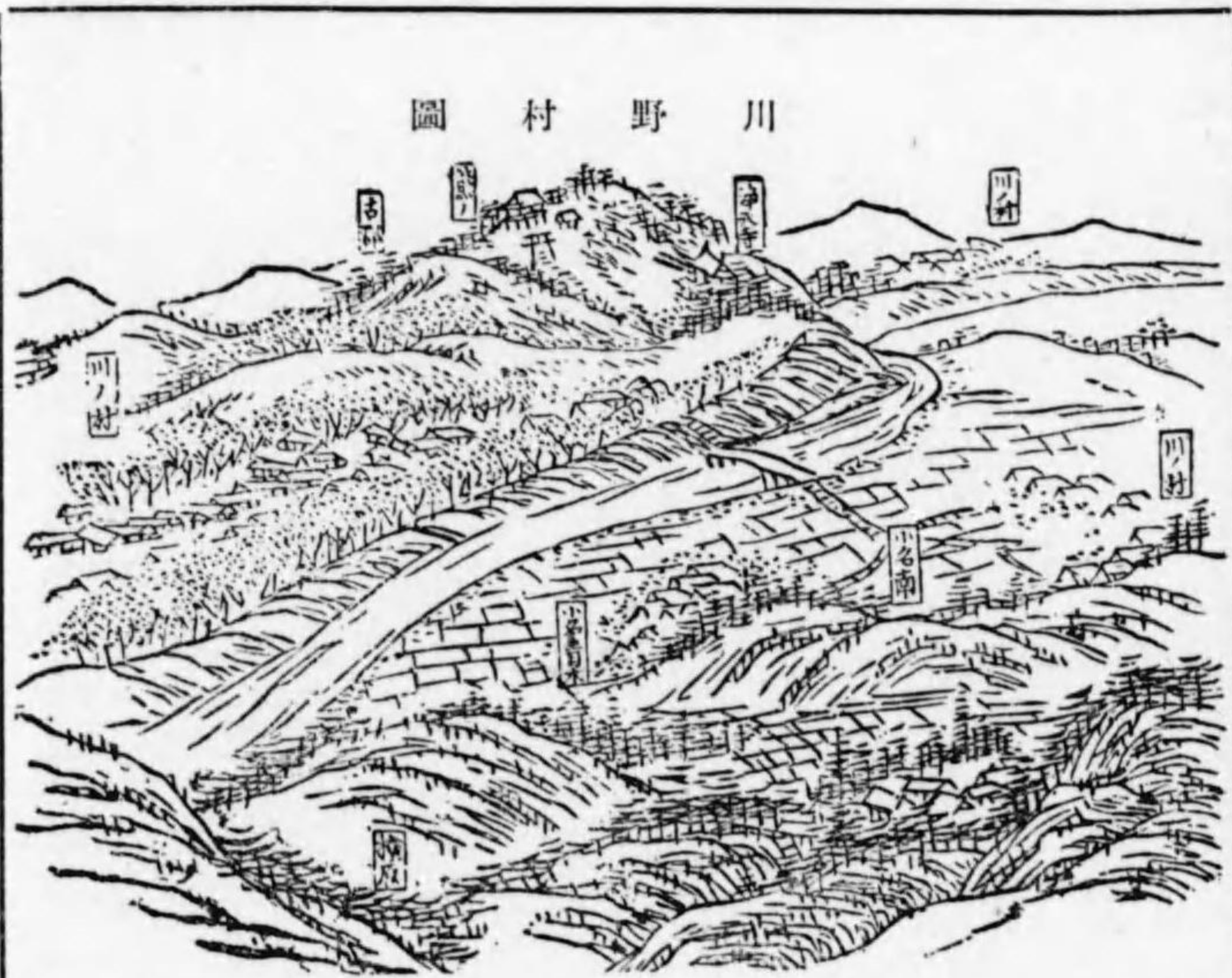
山神社 年貢地、五尺四方、小名峯にあり、
山神社わづかなる社なり、村民の持なり、

山神社 社地、五尺に三尺、小名坪澤の山際に
山神社あり、是もわづかなる祠、村民の持、

寺院 光徳寺 除地、六畝十二歩、小名留浦本村の中程にあり、
山を壁雲守全とのみ傳へて、いつ頃の人に遷化の年月をば
傳へず、本堂も有しにいつの頃か鳥有となり、今は九間に五
間半の假屋を造れり、本尊正觀音の木坐像を安す、この外に
十玉堂ありしに、これも本堂と、もに鳥有となりし後は造營
のことなく、今は礎
のみのこれるなり、

新編武藏風土記前卷之百十五 多磨郡之二十七

川野村圖



澤多磨川向ひ、麥山居村の北に
東南なり、
山川 多磨川内村に達せり、村内を經ること二十五町許、川幅
十四五間、若くは二
十間の所もあり、

蘆澤川 多磨川の南を通ぜり、小菅村邊の谷合より涌出
し、水源より凡二十町流れて多磨川に合せり、

小菅川 これも小菅村の岡谷より出、水源を距
ること一里餘にして多磨川に合せり、

藤澤川 留浦村界の谷間より涌出し、水源より
十町餘を經てこれ多磨川に入れり、

大津久澤 北の方谷内村界の溪間より出、十
町餘を流れて多磨川に入れり、

蘆山澤 是も北の方谷間より涌出し、水源よ
り五六町許を經て多磨川に合せり、

岫澤川 東の方檜原村の界山谷より流れ出、一里
許を通じてこれ多磨川につゞけり、

橋梁 二ヶ所、一は長十五間、幅五尺、多磨川に架せり、方
瀨橋と云、は長七間、幅三尺餘、岫澤橋と稱す、い
づれも板をもて作れり、この外に長さ四間、幅
四尺許の板橋一ヶ所あり、大倉渡戸橋と云、

神社 矢弓明神社 社三尺餘、東向、前に鳥居を建り、于安勝
手の二神を祭神とせりと云のみにて、勸請の年代を傳へず、
社地に松杉等多く林をなせり、例祭は二月初日、六月十五日の
兩日をもて行へり、五日市村の有竹長門
の配下にて、河村伯耆が持なりと云、

箱根權現社 除地、四畝十歩、小名岫澤にあり、わづかなる小
祭は六月十五日、これも前社
とおなじく河村氏の持なり、

御靈權現社 除地、四畝十五歩、箱根社の東にて巖の上小
松の森ある所に建り、これも小なる社なり、

熊野社 除地、四畝二十歩、村の北にあり、是もわづかなる社
にて巖に向へり、神體は石像にて、長九寸許り、勸請
の年歴を詳にせず、五日市村有
竹長門配下河村伊豫の持なり、

熊野社 除地、四畝一歩、小名青木にあり、是も鎮座の年代を
詳にせず、わづかなる社、西向、神體木像、例祭六月十
五日、村
民の持、

熊野社 除地、一段二十四歩、同所にあり、是
もわづかなる社にて西向、村民の持、

貴船神社 除地、三畝、小名大さすと云所にあり、これも小な
鎮座の年歴を傳へず、祭神は高靈命例祭
正月十八日、六月十
五日、是も村民持、

秋政明神社 除地、一段十九歩、小名岫澤にあり、祭神
を詳にせず、小なる社なり、村民の持、

天神社 除地、六畝、多磨川の傍にあり、わづか
なる社なり、南向、村内南陽寺の持、

寺院 淨光院 除地、二段九畝、村の西山際にあり、金剛山と號
す、禪宗臨濟派、鎌倉建長寺の末寺、弘安五年の
草創なりといへども、開山開基の人を傳へず、客殿五間に十
二間半、東向、本尊不動木の立像、厨子にをさむ、長一尺二

寸、留浦村界に阿彌陀免とて、一畝八歩の除地あり、この阿
彌陀堂昔は別にたちしが、今は堂も廢して當寺の持なり、木
の坐像にて長七
寸なるを安す、

南陽寺 除地、六畝十二歩、小名南にあり、金玉山と號す、禪
殿四間に七間、本尊正觀音、厨子に入、
木の立像、長一尺二寸なるを安せり、
壽泉寺 除地、觀音免二十七歩、小名青木にあり、堂二間半に三
間半、本尊正觀音木の坐像にて長一尺許なるを安せり
慶徳庵 除地、十七歩、村の東にあり、堂四間四方、南向、本
尊地藏佛立像、長一尺二寸、弘法大師の作なりと云
以上の二庵南
陽寺の持、

舊蹟 杉田某屋鋪蹟 村の西邊を云、北條氏の臣杉田某の屋鋪
跡なり、北條氏没落の後子孫民間に蟄居
せしよりこゝに居れり、今の農民次郎兵
衛は舊家なれば、猶舊家の條に辨せり、

舊家 百姓次郎兵衛 杉田氏にて村の里正なり、家系を問する
に住せり、この人杉田氏の始なり、按にこの邊柚保庄の唱あ
り、柚保は相馬保をかきかへたりと云ことは已に前に辨した
り、さあらばこの人の時よりこゝに居りしなるべし、其子次
郎兵衛尉入道淨泉北條氏直まで歴任して、いと長壽なりしこ
とも家系に見えたり、こは後にのする文書に入道殿とあるな
るべし、其子次郎後に越後守と稱せしもの相馬保三ヶ所知行
とあり、又杉田清兵衛富久後但馬守など云ものあり、この外
杉田氏を記せること連綿たり、杉田越後守及杉田清兵衛へあ

たへ、文書等三通、外に三田彈正への文書一通を合せて、家に蔵せるに後にのせたり、左の文書を見ても、舊くより間に居りしことしるべし、北條氏没落ののち民間に下りしことは舊跡の條并せ見るべし、

本領ニ候間、河野之義不及申、大木并原島左京亮分へ永代出置候、猶奉公簡要候、如件、

享祿四年なり
辛卯卯月十日

大藏少輔信教

杉田越後守殿

大途御弓矢立ニ候間、小河内衆之證人、此度被召上候、然者十二ニ成子所持申候由被問召届候、子を惣ニ御扶持可被下間、速ニ證人被進上、心易谷中之走廻可致之、此度抽候走廻ニ付而は、隨望知行可被下旨、被仰出者也、仍如件、

天正十五年なり
丁亥正月五日

奉大石四郎右衛門尉

横地與三郎

狩野刑部大輔

杉田清兵衛殿

御懇のふみ給候、依下うりのわらへ之儀、一人つけ申候處ニ、このはうへ御越なされ、あとへ御返し可有よし、うけたまはり候間、先へ兩四人あつけ申候、如何さまするかより罷歸候は、たんかうよろしくさかひめ之儀と申、重て此方より罷下候もの、御しやうにんになられ候は、しあん申被爲も可有之候、委く甚左衛門へ申付候、委曲重而恐々謹言、

返々後童申候儀、能々御談合可致候以上、

九月廿八日

喜多右親富(花押)

杉田入道殿

同右近承殿

平島七郎右衛門殿

同七郎左衛門殿

○河内村 河内村は、郡の西にて川野村の東隣なり、郷庄の唱はこゝも前村に同じ、江戸日本橋より行程二十二里、東は原村に境ひ、南は檜原村に接し、西は川野村の内字入間窪に交り、北は留浦村の内腰越と云へるあたりに連れり、東西凡十五丁、南北は一里にあまれり、民戸五十三軒、地形は總て夷かなり、土性眞土にて小石交れ

り、此邊なべて水田はなく陸田のみにて、其他は山林なり、此村御入國以來御料所にて、正保の頃の物には小河内一村にて高室喜三郎支配、御代官等の事は留浦村と同じ、寛文八年竹村與兵衛・高室四郎兵衛等檢地し、それより引つゞき御料所にて、今も小野田三郎右衛門支配所なり、

高札場村の中程西向にあり、

小名 上原 居村の西、寺下 居村の西、入間村の西境、馬渡

戸南を云、高洲渡場 南の方を、喜都 同じ邊、四十

二村の西南を云、此邊に塚あり、四十二と云所以は此塚より起りたるよしを云と、頗る虚誕の語なればもちせり、

經堂 多磨川の向の山上、眞光寺 同じ邊を云、此小名及前經堂にこの名あり、

山川 多磨川 西の方川野村より流れ來り、村内を經ること十六丁許、末流は東の方原村に沃けり、川幅十四五間及べる所あり、

若くは二十間に及べる所あり、

新編武藏風土記稿卷之百十五 多磨郡之二十七

瀧 西の山谷にあり、巖窟數回の所なり、そこに高三丈幅六尺の瀧あり、むれ瀧と云、水旱のころは土人こゝに來りて雨を乞へり、故に呼ばあまこひ瀧とも云、

橋梁 橋 幸川に架せり、長十三間幅五尺餘、

神社 藏王權現社 社地百坪、除地五段八畝二歩、村の西の方いたる、社は二間に二間半、東向、拜殿二間に五間、祭神廣國押武金日尊なり、當所の鎮守にて例祭二月八日、六月十五日の二日を以て行へり、末社小なる社一字あり、本社の傍にあり、是は吉野三十八末社をいひこめて一社と祀りしものなりと云、五日市村春日社の神主、有竹長門が配下に金丸全と云へるもの、つかさどれり、

八幡社 除地、八坪、村の南多磨川の向にあり、本社二尺四方の板にて作れる堅一尺五寸横一尺許の檼札あり、その表には八幡及辨天の形あるに似たれども、漫滅してさだかには分ちがたし、裏に享徳三甲戌年八月十五日、祭神神靈神南左京大夫源正平公也、子孫一家建之、河村河内守正輝と書し、下に七人の名あれどもそれも定かには讀がたし、されどこれらることなもて見れば、とにかく舊き世よりの造立なりしことしるべし、社務をばこゝも五日市村有竹長門が配下、河村采女と云へるが司る、末社 山神 神明 兩社いづれも小

寺院 普門寺 除地、二段六畝十二歩、境内二百五十坪、村の東寄にあり、禪宗臨濟派、鎌倉建長寺の末、金鳳山

と號す、開山物外正應二年に起立すと、又云左にはあらず、貞和年中足利尊氏開基せりと云、されど開山物外が示寂せしは觀應二年二月八日なりと云へば、觀應は正應を下ること六十年にあまれり、たとひ高德の僧なりしならんにも、六十年前一字を開闢せしは年齒のつひて合さるに似たり、しからば貞和年中開基せしと云もの、その實を得たるにや、本堂九間に六間、十一面觀音坐像八寸を安置、樓門尺にて、鐘は寛保年中の銘をほりたれ、樓門尺にて、鐘は寛保年中の銘をほりたれ、觀音堂四方、本尊正觀音坐像木にて作る、長八寸許り、

舊蹟 入間明神社蹟 除地、三畝十歩、村民の持、いつの頃か原となりたれば、今は唱のみをのこせるなり、

古屋敷蹟 南左京大夫源正照の舊地なりと云、今は圓き石を一つ置て弓八幡と唱へ、こゝの字を王八家と稱するなどいへど、考證となすべきことなし、

○原村 原村は、郡の西にて河内村の東隣なり、こゝも郷庄は前村に同じ、江戸日本橋より凡二十二里、民戸六十五軒、村の四境、東より北へわたりては境村に接し、南は檜原村に隣り、西は河内村に接し、東西一里餘、南北凡三里、この村及前の四ヶ村ともに何れも山中なれば、山谷多けれども四方はうちひらけたり、土性は砂利

眞土にて水田はなく、畑及び山林等分の地なり、以上河内・川野・留浦の數村を貫て街道あり、甲州大ぼさつ峠より江戸への往來にて、甲州裏道街道なり、この村舊きことは傳へず、寛文中曾根五郎左衛門が檢地せしことあり、御料所となりしはいつの頃なりや年歴は傳へず、御代官の遷替は前に同じく、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

高札場 村の中央里正が宅
小名 湯平 村の西、湯場の場をいふ、原村の中央、出野、中央より少しく、熱海村の東入、砂原を云、上のか、東により、

ひと 多磨川向にて、中澤 同じ邊、村の南なり、

山川 御巢鷹山御林山 字檜尾にあり、

くらと山 西北の方にあり、

は他の國にはまゝあれど、當國にはいとめづらし、

多磨川 西の方河野村より入り、屈曲して東北の境村に沃瀧、字室澤にあり、不動瀧と云、高さ二尺許幅一間、瀧こゝより一丁許を経て流末は多磨川に入れり、

湯澤 西北の谷合より流れ出、十丁湯澤許を経て多磨川に入れり、

室澤 同じ邊の山谷より流出し、十五室澤六丁を過ぎて多磨川に沃けり、

ひむら澤 是も同じあたりの山谷より出、凡五丁ひむら澤を経て前と同じく多磨川に合流せり、

大麥代澤 西の方山谷の間より流れ來り、村内水窪谷 一里許を流來り、是も多磨川に沃けり、

蛇澤谷 是も水源は同じあたりの山谷にて、村橋梁 水根澤川橋と云、村の東北水根澤川に架すればかく唱橋字笹原と云ふ所にあり、多磨川に架せり、長さ十五間幅三、橋間、板を以て造れり、檜原村往來の橋なり、以下の橋はいづれも多磨川に架せり、

橋字をいとにあり、長さ十六間、橋幅一尺五寸、丸木をもて架す、橋字前川にあり、これも丸木にて作、橋幅一尺五寸、長さ十八間、橋幅一尺五寸、

橋字西川にわたせり、長さ十六間、橋幅一尺五寸、丸木橋なり、

神社 熊野社 除地一段七畝十八歩、小名湯場にあり、社地入口、神體は幣帛、神鏡は徑八寸、中に當社の本地佛三軀の像をほり、裏に延文六年辛丑の文字見ゆ、且社傳にも延文六年十月廿九日の起立といへば舊社なり、例、祭正月六月共に十八日を用、村民持、末社 飛龍權現

社 丹生明神社 温泉場 當社除地の湯壺社 社の東石垣の湯壺は廣き四尺四方、内にたゞえたる湯平生は少しく温なれど、曉天午時黄昏の三次は日毎に煙出る許りに熱せり、是を汲來り居風爐となして浴せり、こゝに來りて浴せる人を止むる湯宿と云るは、當社の持百姓小十郎が家と、外に二三戸あり、後にのせたる古湯壺の水潤れてこゝに涌出せる頃、この所を掘ひらきしに藥師の銅像二寸許なるを得たるとて、今も小十郎が家に置り、彼古湯壺といへるは社の西の方にあり、一旦水潤たりしゆえんは、先年手負し猪いづくともなく來り、

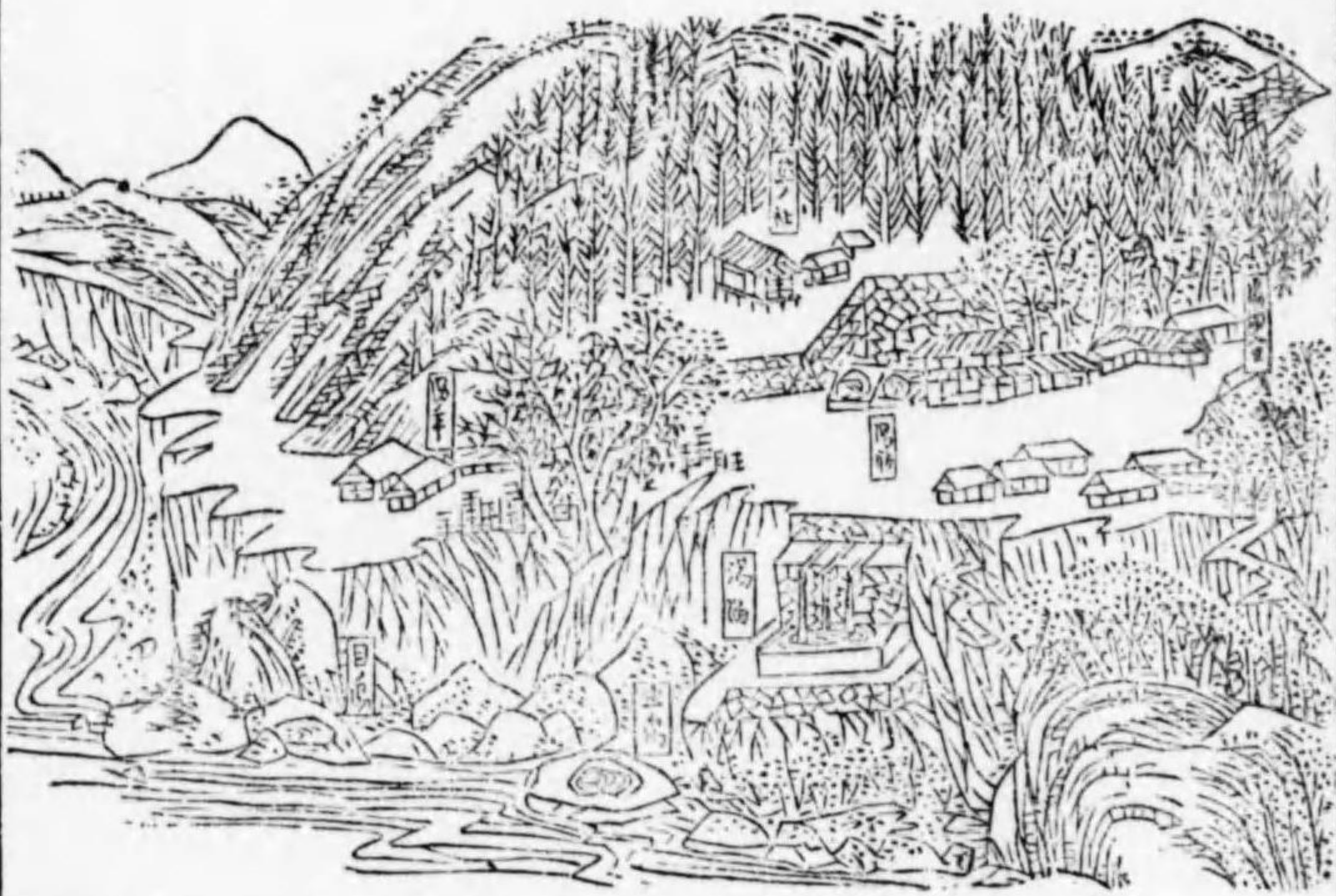
この中へ入り膿血にて穢せしゆへなるよし、されど、今は古湯壺より、もとの如くに涌出すといへり、虫湯の人多許も入て浴すべきなり、虫の湯と云ゆえんを知らず、

湯社より涌出すれども、前の湯に比すれば留りいと少し、

横地社 社地見捨一間に九尺、多磨川向十町許を隔て字蛇澤の所まで落來り、道にまよひて往方を失ひ、この谷の間にて自

八年六月、八王子城落去の時、北條氏照の家老横地監物この

原 村 温 泉 圖



盡したり、其時近きあたり栃久保村の村民、今の里正新四郎が祖先某行かゝりしに、かの横地氏のたのみをもて其人の屍をこゝに埋め、後祠を建て祠中に短刀一振を納め置しかど、近き頃盜のために奪ひ去られて失へりと、祠破壊し修理など加ふるときは、新四郎もその費用を出せること今も替らず、

天神社 社地四坪、宇熱海にあり、わづか

淺間社 前に見えたる熊野社除地の内にあり、

山神社 六ヶ所此は毎に山中に入り、獵など業とせるもの、古木の株上などへ置けり、いづれもわづかなる祠なり、

寺院 門覺寺 除地一段三畝六歩、村の西寄の入口山際であり、

山をば繁慶とのみ云傳へて、草創の年歴を記さず、されど中興開基は原生院長岩、永壽慶長四年己亥十月二日死す、これ原嶋謙岐と云しものなることを傳へたれば、これより舊く開けしこと論なし、彼の謙岐は村の里正小十郎が祖先なることは舊家の條に出せり、この外當寺はもと藥師堂なりしなりと云ことも傳へたれど、いつの頃か丙丁の災に罹り、記録をも失ひたれば詳なることをしらず、本堂八間に五間東向、本尊藥師木の坐像、長二尺なるを安置せり、

阿彌陀堂 除地四畝十二歩、門覺寺の境内につゞけり、東向、とするは坐像にて銅佛長サ一尺なるを安す、則門覺寺の進退なり、

れば猪鹿猿等多く出、耕作のものを荒せり、地形峻岨にて民戸六十軒は片さかりの所に散居せり、村内一條の道あり、こゝは甲州往來の要道なり、この村も舊きことは傳へず、正保の頃のものには高室喜三郎御代官所と見ゆ、寛文八年四月曾根五郎左衛門が檢地せしことあり、御入國以來は御料所にて、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

高札場 村内往還の傍

小名 三ノ木戸 東の方よりの入口を、瓜平 前の續きなり、

條に、小中り、山の中腹を云、檜村 村の入口東、梅窪

往還の端東、板小屋 同じつゞき、道所 同じつゞき、中山村

北にて西、水根 往還より西、朽寄 村の中央多磨川、橋詰

多磨川の向を云、

山川 山三ヶ所 一は水根山と云、一は檜木尾山と云、一はか

多磨川 西の方原村堺より入り、東の方水川村

水根川 西の方御林山の中腹より涌出し、

地蔵堂 除地一畝廿六歩、居村の東より入口にあり、堂九尺四寸、いづれも長八寸ばかり、これも門覺寺の持なりと云、

舊家 百姓小十郎 村の里正原島氏なり、この家に藏せる家系も合せ記せり、祖先是丹治比姓にて熊谷次郎直實が末流なりし丹次郎・丹三郎と云る兄弟の者、當國忍領原島村に居住せし故、今大里郡に原島村あり此所か、在名をもて氏とせり、明應三年北條早雲の幕下に屬し、世々其家の旗下たりしが、北條氏没落の後には郡内日原邊に籠り居しことは、其村の條に出せり、小十郎の先祖は丹次郎の第四子、名をば友景といへり、是も北條氏康に屬せしよし、夫より一代を隔て、原嶋謙岐重明なる者家系に見えたり、是こそ門覺寺中興の人なるべけれ、さはあれいつの頃より民間に下り、いづれの頃より爰に居りしなど云ことは定かに傳へず、かつ先祖より傳へしよし、銘は行光とえれる長さ二尺三寸五分の刀をも藏せり、この外寛文中の頃先祖居住せし宅地のうちをうがちしことあるに、茶器數品を得たるよし、これもこゝに藏せり、とにか

○境村 境村は、郡の西にあり、柚保庄に屬し、郷名は傳へず、江戸日本橋より行程凡十九里餘、村の四境、東は氷川村に堺ひ、南は檜原村を限り、西は原村に接し、北は日原村なり、東西一里餘、南北凡三里、土性は砂利眞土多く赤土の所もあり、この邊なへて水田はなく、十分の内七分は山林、三分は畑なり、もとより深山の村里な

境村眞景



析寄谷川 多磨川向ひ御林山の奥より出、一里餘を流れて多磨川に合す、
 鹽ノ澤川 西北の方村民持の山中より涌出し、村内二十町許を経て多磨川に沃く、
 した倉谷川 したくら山中腹より流、一里餘を経て是も多磨川に合せり、
 板小屋澤川 西の方御林山及村民持の山間谷々より出、二十町許にて多磨川に流れ入れり、
 指澤川 村の南多磨川向の山谷より流出、十七町許を過ぎてこれも多磨川にそゞり、
 中山澤川 村民持の山林なり、その中腹より出、十町餘を流れて多磨川に合せり、
 橋ノ澤川 村の入口多磨川向にて、ここも村民持の山間より流出、わづかに五六町許を経て多磨川に沃く、
 小中澤川 北の方小中山入口の谷間より出、一里餘を経てこれも多磨川に合せり、
 瀧ニヶ所 一は小名小中澤にあり、高さ二丈餘幅三尺許、不動瀧と呼ぶ、一は小名水根にあり、高さ一丈餘幅五尺許、或は髭貫瀧と號せり、
 橋梁 橋ニヶ所 一は水根川に架せる板橋なり、長さ六間幅四尺、原堀兩村より費用を出して修理を加へり、
 土産 椎茸 山葵 川苔 手作布 炭
 神社 白髭明神社 除地一段四畝六歩、村の中央山除にあり、本社三尺四方東向、前に數十級石階あり、

村の鎮守なり、勸請の年歴を傳へず、神體幣帛、例祭二日朔日、七月十六日の兩日を用ひて行へり、村内祥安寺の持、
 山神社 社地二間四方、村の中程にあり、
 熊野社 社地二間に一間、村の東よりあり、
 淺間社 社地二間四方、小名三ノ木戸にあり、前の二祠を合せいづれもわづかなる祠にて、村民の持、
 山王社 社地一間四方、小名三ノ木戸にあり、前の二祠を合せいづれもわづかなる祠にて、村民の持、
 寺院 祥安寺 除地七畝、小名梅久保にあり、境峰山と號す、禪宗曹洞派、當郡根ヶ布村天寧寺の末寺、開山は本郡の人にて、十一歳のとき瑞光の芝和尚に參じて桑門に入、
 其後郡中根ヶ布村天寧寺に至り、一華禪師に嗣法し、その寺二祖となれり、夫より晩年に及びて當國夏菟郷におひて、修廣寺を開き爰に住し、大永四年十一月十二日寂せり、當寺を起立せし年代は詳ならず、されど大永より遠からざること八日、丹姓原嶋氏とあり、山號もこの字を用ひたり、とにかく御入國前の草創なることしるべし、本堂七間に三間、本尊藥師木の坐像長八寸なるを安せり、
 十王堂 年貢地十二坪、小名梅久保にあり、
 不動堂 年貢地十坪許、小名水根にあり、九尺四方、不動は立像三尺、修驗柏尾山玉藏院の持、
 古蹟 城墟 この村と栃久保との堺の山を城墟なりと云へり、村内小名三ノ木戸と云所は、昔平將門が居住せし頃

新編武藏風土記稿卷之百十五 多磨郡之二十七

大手口なりしと、又瓜平と云小名のこれるも將門が硯の水を出せし所のおとなりと、此説もつともうけかひがたし、猶板條に云、
 舊家 百姓彌十郎 當村の里正にて原嶋氏なり、先祖は小田原こと前に見えたり、此彌十郎は日原村内右京が兄弟の家なりと云、其條を并せ見るべし、
 ○氷川村 氷川村は郡の西にあり、柚保庄に屬せり、村内に氷村社あり、これ舊き社にて村名もこれより起りしといへり、郡内海澤上下及この邊往古多磨川の里と云しよし、今も市布などを製するをもて業となせり、江戸日本橋より行程十九里、民戸百十一軒、村の四境、東は棚澤・白丸・海澤・大丹波の四村に接し、南は境・繪原・留浦の三村に堺ひ、西は日原村にそひ、北は秩父郡浦山及名栗の二村に交り、東西凡二里、南北一里半許、土性砂利眞土或は赤土の地交れり、こゝも平地の所は少く畑地山林のみにて、畑は二分山林は八分なり、此邊もけだもの多く出て耕作を荒せり、この地は日原小河内・青梅の三方へ往來せる巷なれば、日原及近きあたりの山中より日々こゝへ炭を負ひ來れり、又青梅邊よりも日毎に馬を引來りこの地の炭・白箸木履、其外山中よりつくり出せるさまざまの品を買とりてあきなふ、彼是交易の所なり、御入國以

來御代官所にて、正保の頃のものには以下二村を合せて高室喜三郎御代官所とあり、元祿の頃未だわかつたず、いつの頃かわかてりと云、寛文八年曾根五郎左衛門檢地して貢税の數を定めしより、今もかわらず、この村開闢の始を尋るに、多磨川の北にそひたる十村許をはじめとして、夫より青梅村の堺字楯の澤と云所までは、古え氷川郷と唱へしよし、以下の栃久保・日原もこの村に屬せし地なれども、そこに係る所の神社寺院も多くあれば、姑くかの栃久保・日原を當村の下に附録せり、又多磨川の南にそひたる七村を始め、和田村の邊までも氷川郷と唱へしよし、されど今は其郷名を唱ることなく、柚保庄三田領とのみいへり、その柚保と云は前にもいへるごとく、古へ相馬保なりしを柚保と書かへたるは舊きことなるべしと云、按に相馬を中略してそまと唱へしに、いつしか文字をも柚とかきかへしなるべし、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、

高札場 日原川の西にて、甲州道と日原道とのあひだにあり、

小名 除野 日原川の北山の、安寺澤 同じ邊、鍛冶屋 是もつゞき、寺地 日原川の、不用野 同じつゞき、不老 是も同じつゞき

山際 宮ノ平 日原堺、峰畑 同じつゞき、南 多磨川北岸字宿なり、小留浦 多磨川より南境村の堺をいふ、正保年中の圖にはこの村の高も氷川村に合したれば、正しく氷川村、鳥角木に屬せし地なるべきも、今は村内小名となる、多磨川の、長畑 多磨川の南にて東よりなり、是も正保の圖と記したるは、田を畑と書かえしのみにて、則このことならんか、されど栃久保村内にも同じ小名あるは、兩村入交りたる地、留計 同じ邊の、日向 多磨川の、川北の北なり、氷川本村と云、

山川 山三ヶ所 一は字曲尾にあり、一は十谷戸にあり、一は里、氷川郷久保兩村の預りなり、

日原川 西の方日原村堺より入、一里許を流れて多磨川に合せり、川幅凡十間、

多磨川 西南の方境村より入れり、村内を流るること凡半里餘、川幅十五間許り、川苔川 村の東瀧澤村内大峰谷より涌出して當村に川苔川入、村内一里餘を経て日原川に合せり、

氷川村風景



新編武藏風土記稿卷之百十五 多磨郡之二十七

いや入ノ澤 小名大澤及大平の山谷より出、十峰畑寺池澤 村の南峰畑と云所の山谷より出、安寺澤 字長石津の山谷より出、十町餘を、子神川 字網笠と云山谷より出、八九丁よげ澤 村の北にた山より出、十町許大澤 多磨川の南小留浦の南より流出、こ蘆澤 此水字城より出、凡七町井戸入澤 小名南より出、四町許を瀧ノ澤 栃久保白丸の山谷より出、三町餘橋梁 橋四ヶ所 一は甲州道の内日原川に架せり、板をもて造、長さ十一間幅三尺、是も板にて造れり、一は長さ八間幅一尺餘、丸木をもて造る、多磨川に架せり、一は長さ五間幅二尺五寸、多磨川に架せり、土橋なり、土産 川苔 手作布 鯿 神社 氷川明神社 除地五畝十歩、甲州裏道の傍にあり、村内

神妻雄尊、稻田姫命、拜殿六間に三間、この内に大己貴命、少彦名命の二祠あり、本社の前に石階あり、下に鳥居を建、其下に又石階あり、村名もこの神社より起りしと云へば、舊き社なるべけれど、鎮座の年歴を傳へず、例祭正月五日・四月十七日・八月朔日の三日を以て行へり、神主河邊數馬、神明宮の後背にあり、祭る所も、かへつて是を奥神殿と稱す、稻荷社、蛭子社、疱瘡神社、いづれも本社の東にあり、わづかなる祠なり、この外に大社、已貴命を祭れる祠及少彦名命を祭れる祠あり、この二神は舊き神なればとて、本社とはいはずして攝社と稱せり、

羽黒權現社、除地一段二畝二十七步、小名南にあり、往來の許にして本社にいたる、鳥居と石階との間に二間に四間半の隨身門を建てり、本社東向、一丈二尺四方、拜殿四間に二間、祭神は倉稻魂命なり、社内に穴澤天神を合せ祭れり、この祭神は高皇產靈尊・天穗日命にて、八角鏡を神體とするよし、當社の神主河邊伊織が家にこの社の略記を納めたり、それを閱するに、貞觀二年土師朝臣行基といへるが、穴澤天神とは崇めたるよし、その後天慶年中平將門の子良門が軍を起せしとき、故有て八角の鏡をこの社へ納めしと云は、今の神體なるべし、後又永正元年に將門十六世の孫、三田彈正忠平次秀新願のことありて、社を改め作れるよし、穴澤社は式内の神社なれども、郡中矢ノ口・棚澤の二村及びこゝにもその名あり、その内いづれの社式内なるべきや定かならず、猶かの村に井せ見るべし、是より以前後宇多帝の御宇、建治三年出羽國羽黒山の神を、この邊元集ノ森と云所に祭りして、永祿九年

年六月穴澤天神の社内に合せ祭れるよしをいへり、され、今は羽黒權現を本殿とし、穴澤天神を合殿せりと、例祭六月十五日、神主河邊伊織、

兩輪宮、社地十六間に七間、小名大氷川にあり、日月を祭神とせり、わづかなる祠にて南向なり、鎮座の始を傳へず、神體幣帛、例祭六月八日村民の持、

羽黒社、年貢地社地九尺四方、小名寺地にあり、本社三尺四方、覆屋六尺四方東向、祭神倉稻魂命、鎮座の年代をしらず、例祭は六月十五日にて村民の持、

山祇神社、年貢地、一間に九尺、小名峰如にあり、わづかなる祠なり、祭神は大山祇命なり、これも鎮座の時代をしらず、村民の持、

寺院、周慶院、除地山林畑地三段五畝十三步、寺地四畝十二步、小名南にあり、琉璃山と號す、曹洞宗、根布村天寧寺の末なり、開山桂順祖全文明十一年に起立、本堂十間半に五間東向、本堂は樂師の立像木にて作る、長二尺三寸、鐘樓七尺四方にして、鐘は圓徑二尺一寸、高さ五尺三寸、銘は正徳二年のものなり、銘文考證にたよりなければ書さず、

稻荷社、寺の南にあり、境内の鎮守、慈眼寺、年貢地二十四步、小名小留浦にあり、廣養山と號す、曹洞宗にて是も天寧寺末寺なり、前に同じ、開山水菴長淳天文元年の起立なり、本堂は八間に五間北向なり、

福壽菴、除地一段九畝七步、小名峯如にあり、峯如山と號す、これも天寧寺の末、本堂二間半四方東向、本堂正觀音木の坐像にて七寸許を安す、

成就菴、除地二段六畝十九步、小名よけのにあり、向岩山と號す、前と同寺の末、本堂南向、庫裡を合せて七間半に四間半、本堂釋迦の坐像木にて造る、長七寸二分なるを安置せり、

東林菴、年貢地境内共三畝六步、小名安寺澤にあり、これも前同寺の末、開山の名を失ふ、石雲山と號せり、本堂愛宕地藏立像木にて造る、長一尺七寸、本堂はいつ頃の頃か丙丁の災にかゝり、未だ再造せず、

壽清菴、年貢地の内寺地一畝二十步、小名とけにあり、光翁山庫裡共五間半に二間半、本堂樂師木の立像長二尺一寸なるを安せり、開山開基の年歴を詳にせず、

舊家、百姓峰次郎、今村の里正なり、明應年中相州小田原の城にかの城にをり、次男宗頼は小田原の小峯と云所に住せり、其後北條新九郎氏茂がために亡されて、兄弟共に没落せしとけり、宗頼が子肥後守頼定は此地へ落來り、田村氏の舊跡をつき、されど此時氏をば小峯と改めたり、此人は永祿十一年に死せり、是を初代として今の峯次郎は十一代に及べりと云、按に小田原城主大森式部少輔氏頼は、大和守源頼親の遠裔年老て後寄栖菴と號し、明應三年八月廿六日に卒せり、其子式部少輔實頼同き九年北條氏茂のために没落せしことは、正しき者に見えたれど、峯次郎の家に傳ふ所とはや、違ひあり、しかの、ならず此家も明和年中丙丁の災にかゝり舊記を失

ひ、外に記しとすべきことなけれども、明應年間こゝへ土着せしと云こと正しきならんには、とにかく舊き家なることは知ら

○氷川村枝郷析久保、析久保は、郡の西にて氷川と同じ事と、日原を合せて氷川村内に係りし事は前に辨せり、江戸日本橋より行程十九里、民戸七十六軒、東は白丸村に堺ひ、南より北へ亘ては氷川本村に接し、西は境村なり、東西凡一里、南北亦同じ、この邊なへて片下りの所多く、土性は砂利眞土にて赤土も交れり、この村及日原の二村は前に云へる如く、氷川村に屬したれば、氷川・析久保の二村は民戸も入會、境界も定かに分ちがたし、山間の寒村なれば耕作もさまで勤るに及ばず、炭川苔を製し手作布などを織る、食物も甚だ不自由にして、ことに魚類は鱈など云ものを谷川に産するのみ、元祿二年設樂勘左衛門御代官たりし時、分村せしといへば、今の如く一村の名となりしは、この時なるべし、これより前のことは寛文八年曾根五郎左衛門繩入ありしなど云のみ、この外のこととは語り傳へず、されどこは他村に屬せし内のことならん、正しく一村となりし後も御料所にて、夫より引つゞき御代官は十八人遷り替りありて、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、

小名 初繩田 白丸村より 日向 同 邊多磨川 上橋久保

村の東 長畑 この名あり兩村入會の地なり 留計 トケ同 留計なり

南ノ上 日原川の 能指 山寄なり 城 境村の限り 衣笠

將門 この所にて金の笠をすてしゆへ、地名をきんかさと名

つけしをあまりて、きぬかさととはとのふるよし、土人は

いへ、新澤 西よ 向寺地 日原川 不老 西にあり 白岩 同

川の北 清田 同じ川の あり

山川 日原川 西の方日原村の内より流れ来り、

橋梁 橋二ヶ所 共に日原川に架せり、一は向寺地へ往來の橋

神社 愛宕社 年貢地十二坪、多磨川向高き十丈許の山上に、

座の始を傳へず、村内小名留計、長畑兩所の持

子神社 除地三畝、村の西堀にあり、この所の鎮守なり、小社

末社 風神祠 山神祠 病瘡神祠

寺院 十王堂 年貢地二間に三間、村の入口にあり、二間半四

像長一尺

許、村持

藥師堂 小名清田の疇にあり、殊にわづかなる堂なり、

古蹟 古城蹟 小名城と云所を云、岩を以て築地を構へ、其上

場の迹とおぼしき所見えたり、前にのせたる境村の内小名三

ノ木戸と云所は、この地のつゞきにて、昔は大手口なりと云、

舊家 百姓新四郎 田草川を氏とす、新左衛門といひしもの甲

十一年東照宮より御朱印を賜へり、其外信玄及北條氏照の朱

印の文書あり、後にのせたり、この所に土着せしはいつと云

ことを定かにせずといへども、と

定

一御分國諸商、一月ニ馬堂疋之分役等御免許之事、

一本棟別登間之分、御赦免之事、

一向後拘來候田地、如軍役衆可被停檢使之事、

一郷次之人足普請被禁之事、

以上

於今度深澤之城、別而致奉公候之間、被加御褒美者

也、依如件、

元龜二年辛未二月十三日武田家印あり

山縣三郎兵衛尉

奉之

田草川新左衛門尉

分國諸商、一月ニ馬堂疋之役、並本棟別登間分、抱

來田地、如軍役衆、檢使郷次之人足普請役等事、

右向後、別而可致奉公之旨言上候間、任先證、免許

不可有相違候狀、如件、

天正十一年卯月廿四日

(朱印)

日下部兵衛門尉

成瀬吉衛門尉

奉之

田草川新左衛門尉

明日之合戦、從出之上大石可落、一度ニ其時北之門

ヨリ可各々入亂、此旨可相守者也、仍而如件、

八月三日

氏照花押

○水川村枝郷日原

日原は、郡の西の限にあり、郷庄等の

名のことは前に辨せり、江戸日本橋より行程二十二里餘、

村の四境、東は水川村に隣り、南は留浦・境・氷川の三村に

接し、西は秩父郡大皿川村より同郡浦山村の峰につゞけ

り、されど此間は往來の道もなく山谷をもて限とせり、

村の廣さ東西四里にあまり、南北は三里にすぎず、この

地は郡の西北のきわまりにて、平地なく嶮岨のみなれば、

民戸七十畑山の中腹に散在せり、四方けわしく牛馬の往

來もかよはず、他村より此村へ入れる所はたゞ一方の道

にて、いとも邊境なれば自ら盜賊の患もなく、舊くより

戸さしも忘れぬ、かゝる所に家居をなせし初をいかにと

尋るに、村内原島氏の先祖は北條氏に仕へ、原島丹次郎

友一といひしが、天正年中の亂を避けてこゝに來りしよ

り、やうやく民居いてきしと云ひ傳へたり、されど下に

のする如く文安二年の鰐口をかけし古社も二つまであ

り、又文明年中の鰐口ある藥師堂もあれば、古くより人

家も多かりしことおもひしらる、土性は砂利眞土又赤土

砂利の交りたる所もあり、土人これを赤され土と云は土

地の方言なり、この邊山上の雜木を伐り倒し、やゝかわ

きたるをりをうかゞひて焼拂ひ、其跡へ稗・粟・大豆・蕎

麥の類をうえれば、外に糞培の功を待ずして生熟す、こ

れを燒畑といへり、農業のいとまには男子は山へ入て木

を伐り炭をやけり、もとよりこの邊牛馬のかよひなけれ

ば、山にて燒たる炭を二俵或は一俵脊負ひ、水川村まで

負ふて出、是を女子の業となせり、この村往古は氷川村

の内に屬し、分郷に定りしは延寶四年高室喜兵衛御代官

たりし時のことなるよし、其頃分郷檢地帳には大藍小菅

日原村とあり、村内の伽藍明神の社に掛たる文安二年の

鰐口に、武州柚保野上郷小菅村とあり、又大神宮の鰐口

に武州柚保野上郷藏澤とあり、これも文安二年云々とえ

橋梁 橋長八間幅三尺、日原村へゆ

橋長七間幅三尺、倉澤往來の

橋一石山へ詣るの橋なり、長さ八

土産 炭 白箸 木履 椎茸 手作布 川苔 鯉

神社 一石山権現 窟穴を一石山大権現と稱す、磐石數百回、

一石なればこの名あり、且窟中にはさまざ

まの名をなせし窟あり、左に歴舉せり、本宮窟はく假て

行くこと十間許にして四方廣く、この内には池あり、池中に

大日の像を安す、其形半は水面に見はる、右の傍に荒神の窟

あり、新宮窟 これも入口せはく縫に八間許あるべし、中には

胎内窟 此窟を入れば右の方 二王岩室 本宮の窟より左の方

口ひろき 愛染窟 仁王の窟を出て一丁許も山 地獄窟 穴の

至て 社家原島右京 丹治姓にて、先祖原島太郎直友と云し

嶋を以て氏となせり、此人天文年中までは關東の管領上杉憲

房に屬し、後古河公方成氏の旗下となれり、其子丹二郎友一

は文明五年原嶋村にて生れ、弟丹三郎友連は文明八年是も同

く原嶋村にて生る、明應年中兄弟ともに小田原北條に仕へし

に北條たえしよりかの兄弟ともに民間に下り、友一は當村を

開發し、友連は郡内小丹波丹三郎の二村を開發せしことは、

その村舊家の條下に辨せり、友一の孫右源太友兼、村内一石

山麓窟社家職となりしより子孫今に至れり、後分家せしは淡

路守友則とて、これも村内倉澤嚴窟の社家職とな

り、されば原嶋二家共に今は村内の社家職となる、別當大

寶寺 除地一畝十歩、一石山と號す、東叡山の末なり、寛文年中

倉澤權現 向ひて高さ七尺幅五尺ほど、少し入れば左の方新宮

の窟と云、廣き二間及三間ばかりの所 社家原島淡路も右

あり、この外に役行者窟など云あり、 京と同支配にて、除地屋敷九畝八歩、其外のこととは右

京が家と同じければ、詳なることは前にのせたり、

山神社 社地二間に九尺、大日谷の方道上にあ

丹生明神社 年貢地二間に九尺、小名西にあり、村内の鎮守な

兄弟の像なりと、

稻荷神 小名西にあり、社南向三尺

白髭明神 雨風童子 疱瘡神合社 右京屋敷の後の山にあ

社地の廻りに杉樹多くむら立り、社は四尺に三尺、神體幣

帛、例祭毎年正月七日、流鏑馬を執行せり、是も右京の持、

熊野社 除地一畝十歩、村の西の山際小名西にあり、杉樹の類

窟、藍明神社ともいへり、本社二尺八寸五分に一尺八寸南向、

上屋九尺四方、拜殿三間に二間、祭神は事代主命にて、小菅

の鎮守、例祭正月九日、小菅村百姓持、當社に鰐口一口を掛

たり、表に武州柚保野上郷小菅村、奉掛伽藍宮御前、裏に

文安二年乙丑七月日、且那彦七敬白とえれり、是を見れば舊

くよりの社なることはしるるべし、爰に小菅村とえりたれば、

古へはこの唱へありしにや、今は村内小名に残れり、猶村名

の條にも辨

しなけり、

太神宮 年貢地二間に九尺、居村の西の方山の中間にあり、平

名倉澤の鎮守なり、倉澤權現の下社家の持、こにも舊き鰐

口を掛たり、表に武州柚保野上郷藏澤村神宜鰐口とえり、裏

に文安二年十二月十日敬白、且那法性とあれば、こにも舊き

社なるべし、倉澤の唱は今も小名にのこれり、猶村名の條小

菅と合せ

辨せり、末社 疱瘡神祠

山神社 年貢地 間に九尺、小名倉澤にあり、社地九尺四方、

持の

寺院 德藏寺 除地屋敷一畝一歩、小名西にあり、龍雲山と號す、

日原村倉澤谷巖窟圖



關魔堂 年貢地一間に九尺、小名西にあり、二間四方南向、間二寸、前に見えたる
右京・淡路二人持、

瑞雲寺 年貢地二段一畝廿一步、小名小菅の山際にあり、北峰山は本秀とのみ傳へて寂年はしらず、本堂四間半に四間南向、本尊釋迦木の坐像一尺を安せり、こゝも鐘は本堂に掛たり、近き頃鐘たりし鐘なれば銘をのせず、

藥師堂 年貢地堂地四間に三間半、小名大澤にあり、堂二間半、本尊は木像にて長五寸、この外愛宕地藏木の坐像六寸、二軀共に厨子に入、この堂にも表に表掛口、一面武州柳保大澤村藥師堂、裏に文明二十年九月吉日、且那淨全と云ふ口あり、これをもて見れば舊き堂なれど、いつを草創と云ふことは詳にせず、こゝの大澤と云ふも舊き地名なることは論なく、今も小名にのこせり、村民の持、

愛宕地藏堂 年貢地二間に九尺、小名倉澤村居の後山の半腹にあり、堂七尺に九尺、地藏は木の坐像九寸二分、この外地蔵三途河婆々文珠跋陀大士風神等をも堂内に安せり、倉澤權現下社家の持、

舊蹟 大寶寺蹟 除地一畝十歩、東嶽山末一石山と號す、一石より、江戸芝如來寺兼帶なり、今は蹟のみ小名西にのこせり、
寶藏寺蹟 除地一畝九歩、村内大寶寺の末なりしが、これも享保年中廢寺となり、前に云同寺兼帶なり、舊地は村

高札場 村の中程にあり、

小名 抽入村の西に、くさぎ川の東寄多磨、西平方の四

をへヶ 前につ、清水 西北の山をき野 同じ邊云 峽田 きたり、

山川 白水山村の北棚澤村、

つくま山 白水山の續根岩 村の西

こんざす山 つくま山の西にあり、

數馬山 前に續中目き山 多磨川の向なり、

くわ山 同じ邊、小舟波村

じやう山 小舟波・棚澤・白丸・海澤・海村よりこの山に來りて

と書けるゆゑんは、村の總説及び郡内棚澤村に辨せり、

多磨川 西南の方海澤村より東方棚澤村の境迄二十町を

瀧澤村より北清水と云所の山間の中程より、

瀧澤 南方へ四町許り流れ多磨川に落入、

内の小名西にあり、

○白丸村 白丸村は、郡の西にあり、柚保庄に屬し郷名は傳へず、江戸日本橋より行程十七里餘、村名のことを尋るに、村内なるしやう山は昔の跡なるべく、されば元は城山とかきしに、いつの頃かこの邊巡檢ありしとき、城のありしと云もたしかならざれば、しやう山と書すべしとして、城の字をば改めたりしよし、かゝるちなみあれば白丸も元は城丸と書きしならんたと土人語れり、正しともをばはれず、四方の境界、東は棚澤村に接し、南は梅澤村、西は氷川・栃久保の二村、北も棚澤・氷川の二村に及べり、東西八町、南北も二十町許あり、この邊水田はなく陸田のみなり、高山嶮岨溪間の所多く、猪鹿猿等出て耕作を荒せり、土性は野土にて石交れり、地形もかくけわしく、多くは片下りの地石垣を築き、しばらく平土となし、そこに各居を結び、民戸三十一烟、この村いつの頃より御料所となりしと云ふことも定かには傳へざれど、正保の頃は高室喜三郎御代官所なること其頃のものに見ゆ、寛文八年曾根五郎左衛門が繩入ありしよし、御代官の遷替もあまたゝびなるべけれど、これも傳へず、今は小野田三郎右衛門信利の支配所なり、

くさぎ澤 村内白水山より流れ出、多磨川へ沃けり、長さ五町許り、

山入澤 流れて多磨川に入れり、

橋梁 橋 村の北寄なり、長さ五尺幅三尺、土橋、瀧澤に架せり、

橋梁 橋 上橋なり、長さ六尺幅三尺、抽入澤に架せり、

神社 大天狗社 年貢地五間に三間、わづかなる社なり、西方の境岩の上により、例祭毎年七月初日獅子舞を執行せり、高磨郡笹井觀音堂の別當泊山寺配下、本山修驗正源院の持、

熊野社 年貢地二間に二間半、村の中程多磨川より、わづかなる社なり、村民の持なり、

元柄明神社 年貢地二間に三間、これも村の中程にあり、例祭正月廿日・六月十五日の兩日獅子舞をなせり、これも村民の持なり、

寺院 本源院 境内年貢地七間に十三間、村の中程小名清水にあり、禪宗曹洞派、白水山と號す、開山天江慶長十九年遷化せり、本堂七間に四間半南向、

觀音堂 年貢地五間四方、小名抽入にあり、十一面觀音弘法大觀音堂師の作、長五尺横四尺の厨子に納れり、秘佛にて見ること許さず、

新編武藏風土記稿卷之百十五 終

新編武藏風土記稿卷之百十六

多磨郡之二十八 三田領

○棚澤村 棚澤村は、郡の西にあり、石井郷相馬保庄に屬す、江戸日本橋より行程十七里にあまれり、村名の起りを尋るに村内多名澤の社あるにより唱へはじめ、其後いつの頃よりか棚の字を用ひ來れりとなり、なほ神社の條下を合せ見るべし、又相馬保の庄と云は保と庄との義をしらず、後世あやまりてならへ唱へしなるべし、其實は保にして前にのする柚保とをなじかるべし、村の四境は、東北は小丹波村に接し、西は白丸村に隣りて、南は海澤村・御嶽村の二村に堺ふ、東西二十丁餘、南北三十六丁許、山間の村にして南は低く、北は高し、土性眞土石砂交り、山林七分陸田は僅に三分に及びり、土民各おのが構への前に石垣をたゝみて田廬を結び、農業のいとまには材木を伐り出し、或は炭をやり或は漁獵し生業の資をなす、ゆへに里近き村よりは却て土地に比すれば民家多

く合て九十三軒あり、尤炭竈及び漁獵のこと其分に應じて運上錢を税す、村の中程を東西に貫ける街道は、甲斐國へ往還の道なり、此所御入國よりこのかた御料所なれど、誰が支配せしや詳ならず、其後寛文八年竹村與兵衛檢地し、高室四郎兵衛支配せり、それより御代官交る交る支配して今は小野田三郎右衛門信利が預り奉る所なり、高札場村の中ほどに見捨地二坪餘あり、そのとこにあり、

小名 上棚澤 當村にては東を上とし西を下とす、下棚澤 是は西の 坂下 家のある所なり、天目差 前のつゞき方なり、こへて南の 垢離 是も前の並にて

山川 御林山村の北の方に大丹波・氷川兩山あり、御林山のつゞきにて少しく西によ

龜甲山 御林山のつゞきにて少しく西によ、城山 多磨川の向ひにて小丹波・白丸・海澤・當村入會の地な間ほどの池あり、相傳ふ平將門當所に來りしとき、磐にかまへたる所なりと、其詳なることをしらず、今は秣山となる、多磨川 西の方白丸村より來り、村の中程を流るゝこと凡十八丁、川底にはあらかし多石多く、水勢至てはげし、川幅は僅に十間許なり、

入川 北の方大丹波・小丹波兩村の谷間より流れ來りて、夫より村内御林山の下をへて不動瀧又明玉瀧へかゝり、末は多磨川へおち入る、此川は岩間を流るゝ川なれば、幅大抵二三尺より五六尺に至れり、廣狭はこゝかしこ區々にして宛め難し、下二流も同じ、

西川 龜甲山の半腹より流れ出で、海澤藥師澤など云小澤おち南へ流れ又瀧にあり、末は多磨川へ入る、

船川 宇佐の久保山と云所の谷間より湧いて、村の中程を北より南へつらぬくこと凡五丁、是も多磨川におち入るなり、雨具戸澤 宇赤石といふ所の山間より流れ出で、堂ノ澤に

穴澤 天神山の中程に谷あり、水常にたゞいていかなる久旱に穴澤も潤ることなし、是を御手洗水と云、この所より流れ出るゆへにかくよべりと、水路凡五丁あまりにして、多磨川へ流れ入る、

靱澤 村の東の方谷間より流れ出、三丁餘な、魚留瀧 村の中程にあり、高さ二間半餘幅三間許、壩間よりそ

小麥の花盛なる時、鱒の魚下流より上り來り、瀧つぼにあつまり跳りこえんとして飛あがること頻りなり、此時土人四五尺許りなる網を竹にむすび、それを縮て丸くなし、かの飛湯るをうかひひ網を出してすくひとるに、大なるは一尺六七寸小なるも八九寸より下らず、此魚をひさぎて少しく生産の資をなす、

棚澤村眞景



棚澤村魚留瀧圖



二重瀧 小名瀧口と云所にあり、水元は龜甲山より流れ出、高き五丈餘幅五尺あまり、二級に飛流するゆへ名とせり、

臈瀧 西川谷往還の土橋のほとりにあり、高き五丈餘幅六尺許、前の瀧の末なり、

靱瀧 靱澤の流れにて是も往還のほとりにあり、高き二丈餘幅八尺餘りなり、

速瀧 宇峰といふ所にあり、入川の流れなり、兩崖を立る如き岩のひまより湧出て、其勢至てはげし、此下には舟も通路しがたし、高十丈幅五尺餘、末

流は御林山の麓にて布瀧となる、

銚子瀧 速瀧の下流にあり、銚子の口より注ぎ出すか如く、

外道瀧 前の瀧の又末なり、高三尺餘幅六尺、

布瀧 御林山の下にあり、水音なく布をさらすが如くなればか、高き三丈餘幅八尺、此ほとりに長さ八丁餘幅一

丁餘の池の迹あり、今は水かれて木立其ほとりを廻る、中に辨天の小祠をたつ、

不動瀧 當村と小丹波村との境にあり、速瀧布瀧の末なり、高き二間許り幅は五尺あまり、

童子瀧 前の瀧の末なり、高き二丈餘幅四間許、以上棚澤村十瀧と云、

橋梁 板橋三ヶ所、一は入川に架す、字垢離藪の内なり、長さ十間餘幅二尺許、又一ヶ所は東の方

にあり、長さ十二間幅二尺餘、

神社 多名澤神社相殿平將門靈像 除地三段四畝、村の中央

それより一丁許山を登りて本社にいたる、五尺に六尺南に向ふ、上屋二間に三間半、是は將門の社にて多名澤社は却て奥の院と稱す、神體は神靈にして箱におさめ秘封せり、多名澤元穴澤といひしを、音の近きによりいつとなく唱へかへたるものなりと傳へ云、昔人皇五十代桓武天皇の御宇、延暦年中鎮守府將軍利仁陣中擁護の神なればとて、八千支の神を崇め祀れる所に於て、則「延喜式」に載る所多摩郡八座の一なりといへど、「神名帳」には穴澤天神とあり、ことに下に載る所の穴澤天神の社は、當社より古く鎮座せしものなれば、「神名帳」にのせる所はかの社の事なるべし、然るに當社は將門の嫡子將軍太郎、天徳年中父の遺跡をしたひて當所に来り、其肖像を彫刻してこれを納め、其後遙の星霜をへて永正年中、それが子孫當村の領主三田彈正忠平次秀等が信仰の餘り、惣領守となしければ、次第に衰微になりゆきて、後には誤りてかく式内の神社とせし神なるか、又彌當社を式内とせば、かの天神は末社などにもありしを、幸ひ天神の社なれば穴澤の號をおはせしものなるか、何れにも式内の社一村の内に二社あるべき謂れなければ疑ふべし、其上同郡矢の口村に天澤宮の社あり、是式内穴澤の神社にして、孝安天皇四年に鎮座せし二千餘年の舊社なりといひ、其上矢ノ口村古老の説などを以て考ふるに、これぞ式内にもあるべきか、また神主兵庫が家の記に、永承四年源賴義朝臣宿願のことによりて、武相兩州の舊社へ神田を寄せしことあり、其後年歴て又延元二年後醍醐帝の御宇にも神供寄附のことあり、又永正元年に至りて領主三田彈正忠年穀豐徳を祈りて神額を納め、社頭を再修し總領守となし、御入國の後慶長十九亥年大坂の役に、東照宮



武州大小の神社へ御祈誓ありしとき、當社も其内にあづかれり、此等のこと委くしるしたれど、古く記録せしにもあらば、又此こと誠ならんには式内の社にあらずとも古き社なれば、かゝることあるべし、さればこれを以て式内の證ともいひかたし、尙下天神の條下及び矢ノ口村神社の條合せみるべし、例祭は一ケ年に五たびあり、正月五日、二月十四日、六月十五日、八月朔日、九月十九日なり、其内時によ、神劍元正流鎗馬のさま或は祇園會獅子舞等をなすと云、神劍元正子年領主三田正忠平次秀が納る所なり、長さ九寸三分、中心長さ三寸五分、その圖並に鯛口の圖ともに上に出せり、寛永十五年の棟札あり、文中考證によしなればこれを略す、

穴澤天神社 除地百坪、將門社より山をこへ五丁程北の方にしてあはせ祀れり、神體は是も神靈にして箱にをさめ人の見ることゆるさず、傳へ云當社は日本武尊東國の夷賊を伐し給ふとき、暫く此所に軍旅を屯し給ひしが、夜中なにとなく光明かゞやきければ、これ正しく神靈降臨の地なりとて、一紙の幣帛を納め穴澤天神とあがめたるものといひ、主人の傳へのみにて正しく記録せしものあるにもあらず、うけかひがたし、事は多磨澤の條下に辨したれば合せみるべし、其後遙の星霜をへて鎌倉の右大將、國家平安の爲め式内の神社へ神供をよせられしことあり、此時當社へも三百戸を附せられしが、後争亂しばしばつゞきて、それらのことも欠ひたりと云、是また疑ふべし、例祭は三月十五日、

熊野社 除地三畝九歩、村の西北の邊にあり、神主を若林主馬能野社と云、京都吉田家の配下なり、社は三尺八寸に五尺南

向、祭神は伊弉諾尊・泉津事解男命・速玉男命をあはせ祀れり、社前に鳥居をたつ、當社は文安三丙寅年清水某・禰原某立願成就に因て、其かしこまりに鎮座せしものなりといふ、此二人の名さへ失ひたれば、その詳なることは傳へず、例祭は正月七日、

若宮社 除地一畝九歩、村の北の方にあり、小祠、例祭八月十五日、

地神社 除地廿歩、多磨川の向ひにあり、祭神は埴安命なりと云、石を立て神體とし、是を降臨石と名付、村民持、

山祇社 年貢地十坪、村の西堺にあり、小祠東向、例祭正月十日、神主を宮崎求馬と云、入間郡北野村栗原左衛門

が配下なり、

水神社 見捨地三十坪、魚留瀧の傍にあり、小祠にて南向、神主兵庫が持なり、

熊野社

日月宮

春日社

摩利支天社

愛宕社

秋葉社

稻荷社

痘瘡神

辨天社

天神社

山神社 右の神々山上或は如のほとりに祭りてあり、何小祠なればことごとく在所をばいたさず、

寺院 正法院 除地八畝六歩、村の北寄にあり、禪宗曹洞派に五間南向、本尊釋迦の坐像を安す、長七寸、春日の作と云、脇土文殊・普賢なり、開山詳ならず、開基は山宮氏の女法諱を瑞操貞龜大姉と云ものなり、愛宕社 本堂の前、白山祠 前所、

法正院 除地五畝二十六歩、村の中程にあり、龍泉山と號す、前と同じく同本寺、本堂七間に五間南向、本尊釋迦の像長九寸許なるを安す、開山は本寺第七世徳光禪師慶長十八年八月二十七日示寂、開基はつまびらかならず、宗心寺 除地一畝、村の西の方にあり、同宗にて前寺と同末、その堂中に移し置り、

瑠璃光佛堂 西の方坂の上にあたり、堂二間四方其中に本尊長七寸許なるを安す、木の坐像なり、勸請の年代詳ならず、村民治兵衛持なり、

彌陀堂 西の方往還のはたにあり、堂九尺四方、本尊坐像にて長一尺五寸、村民の持、

○小丹波村 小丹波村は、郡の西寄りにあり、柚保庄に屬す、江戸日本橋より行程十七里あまり、村内はすべて谷間多く平地少し、土性眞土或は砂交りにして、又山をひ

の方は野土なり、民家九十四軒、甲斐國都留郡への街道村の中程をつらぬく故に、宿驛をなして旅人をとどめて生業を資くる家もあり、或は炭をやき、或は魚獵をなして是も亦少しく家産をたすく、尤其分に應じて運上錢を出す、村の四境、東は川井村の往還を堺とし、西は棚澤村小つゞき、北は大丹波村に隣りて、南は丹三郎村に接す、村内小名寸庭といふ所は、南に山をうけ、北は多磨川に接す、東西十二町、南北一里許にして、陸田四分山林六分、やゝもすれば早損の患あり、村内多磨川の邊に秣場あり、其地を鈴野山と呼べり、當村は小田原北條家に仕へし原島丹三郎友連が子孫の開墾せしよし云傳ふ、猶舊家の條に辨じたれば併せ見るべし、御入國よりこの方御料所なれど、誰が支配せしや其姓名を詳にせず、寛永八年竹村與兵衛檢地し、即ち預り奉り、夫より御代官かはるがはるに支配して、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、

高札場 甲州街道の中程にあり

小名 中丸 村の東の方、小本戸 是も東の方、先谷戸 前の

にあ、横塚 南のほと、古宿 村の中央より少しく、西ヶ谷 北へよりてあり、

戸前の續き 高田 西北の方 横根 西の村、根水 前のつて西へより 大上 西のほとり 寸庭 多磨川の向ひにて村

山川 多磨川 西の方 棚澤村境より来り、東へ流る、こと凡十四川幅十五間許、深さは三尺より四尺許に至る、年ごとに鮎の魚をとりて公に奉ること、當村を以て限とし、此より川上は其流しといひて、一二本づゝ流し出し、當所にて筏に編立をく

不入川 當村と棚澤村との堺を流れ、末は多磨川へおちいる、なを棚澤村の條下にいたせり、不動瀧 前の川の流にあり、高さ一丈餘幅九

大倉澤 大丹波村境の山間より流れ出、南の方をふる、こと凡橋梁 板橋二ヶ所 下の往還なり、一ヶ所は村内寸庭へ通ふ橋にて、多磨川に架す、長さ十九間幅三尺、柱を用ひず、兩涯よりはれ出して造れる者なり、

神社 熊野社 除地一畝二十二歩、村の北の方山の麓に在、本社六尺四方、神體は圓鏡なり、拜殿二間半に六間、前に鳥居をたつ、顯司が先祖を和泉と云、彼が畫する所の縁起をみる

像 木佛長六寸四分、開山を天江東岳と云、本寺第七世にて慶長十八年八月廿七日寂す、開基は百姓市郎兵衛が先祖なりと

福壽院 除地二十歩、村の西の方にあり、萬年山と號す、本寺像長八寸八分なるを安す、開山上にをなじ、開基詳ならず、

地藏堂 年貢地三間に四間、村の北の方にあり、愛宕地蔵と稱地蔵堂す、堂二間に二間半、本尊は立像にして長三尺許、村

民 持、舊家 百姓藤兵衛氏を原嶋と稱す、代々村の里正をつとむ、先祖を丹治郎友一と云、其弟を丹三郎友連と云、北條の家臣にて天正年中まで此邊を領せしが、北條家没落せしより子孫土民となりて暫く此所に跡をかくし、其後一村をひらきおのが名を負せて丹三郎村と云、夫よりして後又當村を開發せりと、村人は初めに此村をひらき、後かの村に及びしなりと云、いづれが是なりや未だ詳にせず、なを丹三郎村舊家の條下合せみるべし、彼が家に古刀及び古き鞍など所持するをもて見れば、舊家なることは疑ひなかるべし、

養善 百姓彌一右衛門 此村の百姓にて、今の兵藏が父なり、を恵みけるに、其後巡國使此地に至りし時、其奇特を賞し、酒杯を賜ふといふ、

○大丹波村 大丹波村は、小丹波村の北にあり、氷川郷

に、昔し人皇五十九代文德天皇の御宇、仁壽三癸酉年十二月某日、靈夢の告ありて栢樹の下にて神鏡を感得せしかば、即ち小社を造建して鎮座する所なりと云、其餘奇異の事とも煩しく記せし縁起にして、うけかひがたきこと多ければ、たゞそのあらま

山王社 除地一畝、村の北の方にあり、社は五尺四方、拜殿二間、鎮座の年代詳ならず、神主若林主馬が持にして、例祭は正月二十日なり、

八幡丹生明神合社 年貢地一間に一間半、名主藤兵衛が構へ丹生明神は吉野丹生川上の神社にして、祭神阿蘇女神なるべし、茲の丹生の社は古へ丹治氏宮内卿家義と云人、弘法大師を導て高野山を開き、後此人を祀りて高野山地主神とし、丹生明神と號す、藤兵衛は丹治姓にて、且此邊丹治姓の者多ければ、此神をこゝに祀りて鎮守とせしものならん、

寺院 西光寺 除地五畝十歩、甲州街道の中程にあり、禪宗曹洞九間に六間、本尊正觀音坐像にて長六寸二分許なるを安す、開山は藝室慈俊と云、天文十五年六月廿六日寂す、開基は村の名主藤兵衛が先祖、彌陀堂門を入て西の方にあり、堂二間丹三郎なりと云、彌陀堂半に三間、本尊立像にて長二尺許、外に秩父十四番の觀音を移し安す、

丹叟院 除地一段二畝、村の北の方山ぎはにあり、梅石山と號す、本寺前に同じ、本堂五間に七間、本尊は正觀音坐

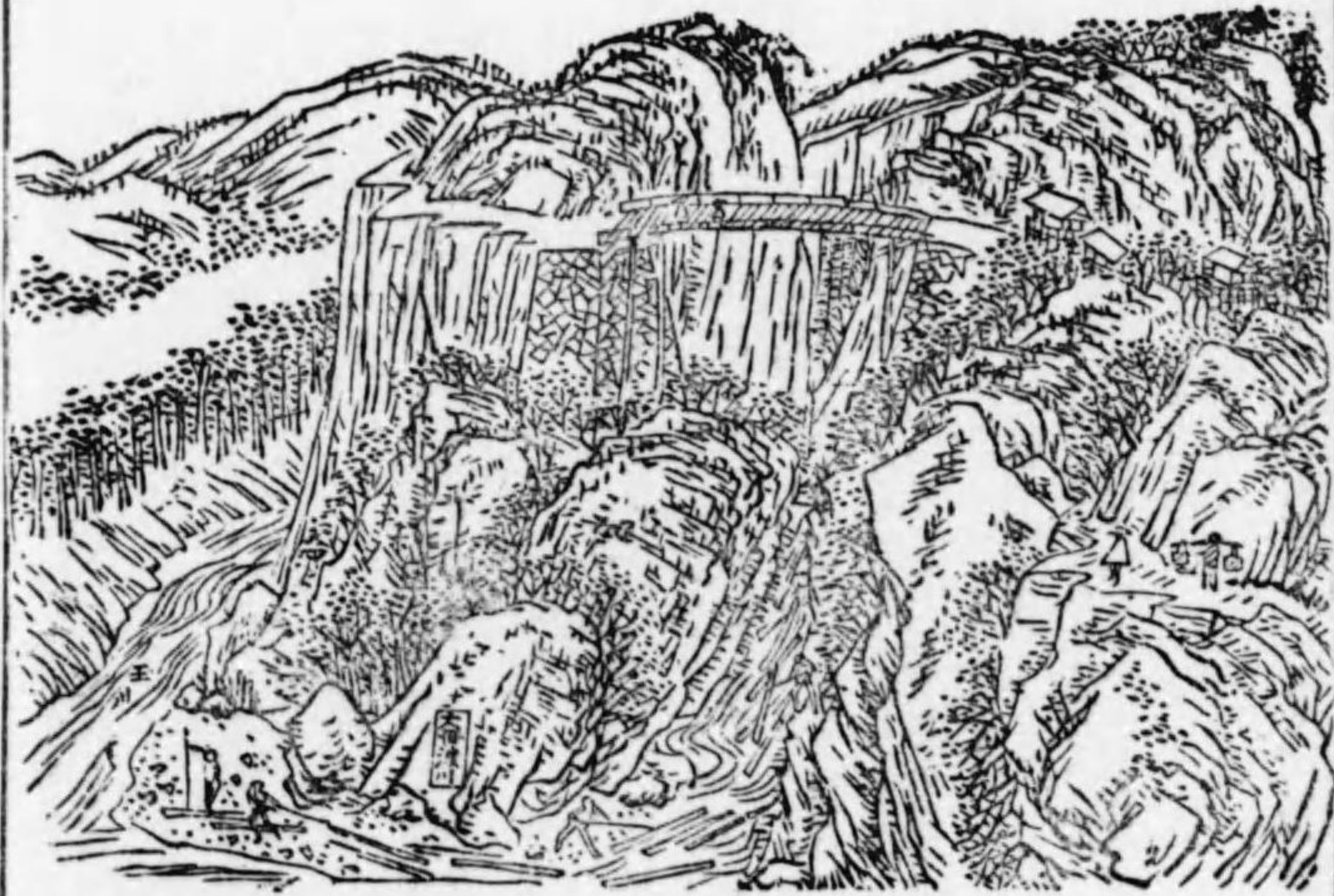
柚保庄に屬す、江戸日本橋より行程十七里餘、民家六十八軒、當所も平地少く山谷多し、土性眞土にして砂交り、東西十八丁餘、南北一里半、東は澤井・二俣尾の二村に隣りて、南は川井村の峰境をかぎり、西は小丹波・棚澤・氷川の三村につゞき、北は秩父郡大澤・入名栗の二村に接す、御入國よりこのかた御料所にして、寛文八年曾根五郎左衛門檢地し、其後伊奈半左衛門某支配の頃、延享年中田安殿へ賜はりしと云、

高札場 村の中程御判坂と小名 中居谷戸 村の中程 入屋谷戸 西の方にて山北の方山ぎ 熊澤東の方に はなり、

山川 御林山村の北にあり、廣き凡大丹波川 秩父郡名栗村の山間と當村御林山の谷々より流れ出、村内をふること一里半許にして、末は多磨川へおちいる、川幅は六間ばかり、

澤七ヶ所 一は字せみ澤と云所より流田、村内をふること三丁は、澤と云所より一町程ながれ、一は字名坂澤より五町ほどながれ、一は字中々澤より流れいで、長二町半許、一はあまめ澤より二町ほどながれ、一はまなひ澤より流れいで、五町許り、一は大笹澤より流れいで三町許、一は柚木澤より一町半

大丹波村懸崖圖



程流る、末流は何れも大丹波川へおち入る。

橋梁 土橋五ヶ所一はせいとう橋といふ、村の西の方にあり、方大丹波川にわたす、長さ六間幅三尺、一はせみ澤橋といふ、長二間、東の村はづれにあり、川井村の境なり、一は北川橋とよぶ、村の中間にあり、長八間幅四尺、一は名坂澤にわたす、是も中間なり、長六間に幅四尺なり、

神社 子權現社見捨地十五坪、村の南の方にあり、祠は三尺祭二月十五日、日村民持、

熊野社 年貢地十二坪、村の中程にあり、小祠なり、

宗嶽社 年貢地九尺に二間、村の西の方山の下にあり、權現なり、

白髭社 年貢地一間四方、村の中程にあり、小祠なり、

寺院 輪光院 除地二段二十八歩、村の中間にあり、禪宗曹洞派にて、二役尾村海禪寺末なり、覺雄山と號す、本堂五間半に九間、西向にて本堂釋迦の坐像長一尺三寸なるを安す、開山を天江東岳と云、本寺第七世にて慶長十八年八月二十七日示寂、開基詳ならず、

常雲庵 年貢地三間に四間、村の北の方にあり、堂二間四方、本堂は將軍地藏の木像長七寸許、輪光院の持なり、藥師堂 除地一畝二十二歩、村の西の方にあり、堂二間四方、本堂立像にて長一尺五寸、是も同寺の持なり、

○川井村 川井村は、郡の西の方にあり、柚保庄に屬す、江戸日本橋より十六里の行程なり、村内平地すくなく片下りにて南はひくく北は高し、土性は眞土又は砂利交りて野土なり、山林田畑相半ばせり、村の四境、東は澤井村の内、小名丹繩といふ所の澤川をかぎり、西は小丹波村につゞき、南は多磨川をもて堺とす、川を隔て、向ひは丹三郎・龍壽寺の二村なり、東西三十町餘、南北七町許、民家五十六軒、農業の間には炭を焼材木をきり出し、或は多磨川にて夏の間は鮎をとり、是等をもて生業の資をなす、尤其分に應じて運上錢を納む、甲州への街道多磨川に添て東西に達す、當所も御入園よりこのかた御料所なれど、御代官の姓名を失ふ、其後寛文八年曾根五郎左衛門檢地し、夫より御代官交る支配して、今は小野田三郎右衛門信利が御預所なり、

高札場 村の西の方

小名 丹繩村の東澤井村 尾崎 前のつゞき 神塚 是も東の沼平 是も同じ所にして、大 桐窪 村の中ほど 高島 前の

山川 大丹波川 北の方大丹波村より流れ來り、村内をふるること八町許にして多磨川へおち入る、川幅は三間ばかりなり、

新編武藏風土記稿卷之百十六 多磨郡之二十八

かりな

沼平澤 是も大丹波村の谷間より流れ出、村内にかゝること十町餘にして多磨川へおち入る、

丹繩澤 隣村澤井村の山間より流れ出て、當村に入、村内を流るゝこと凡八町許、末は是も多磨川に落入、幅二間餘、

橋梁 板橋して造りたるものなり、柱を用ひず、兩岸よりはれ出、橋上にて架す、兩涯丸き石にてた、みあげ、其

土橋 沼平澤に架す、兩涯丸き石にてた、みあげ、其橋上にわたせる橋なり、長さ二間に幅四尺なり、

神社 榛名社 年貢地、二間に三間、村の北方山に傍奉日社 年貢地、三間に四間、村の中央より社は少しく南に

置、例祭正月五日、是も山城の持、

牛頭天王社 年貢地十間四方、村の西の方往還にあり、社は五間、前に鳥居をたつ、村内の鎮守、例祭六月十五日、村内萬松院持、

寺院 蟠龍院 除地二段二十歩、村の中間より、少しく南にあり、禪宗曹洞派、二役尾村海禪寺末、天照山と號す、本堂五間に八間巽に向ふ、本尊大日の坐像長一尺五寸の木像を安す、開山靈室慈後と云、天文十五年六月

廿六日示寂、開基詳ならず、

萬松院 除地四畝二十四歩、村の西の方往還にあり、水松山と號す、本寺前におなじ、本堂三間に六間巽に向ふ、本

尊如意輪觀音を安す、坐像にて長八寸、開山天江東岳と云、大丹波村輪光院と同開山にて、示寂年月彼條に載たれば合せ見るべし、開基詳ならず、

地藏堂一ヶ所 年貢地、一は四間に三間半、一は五間に三間、尊は立像にて長一尺四寸、村民の持なり、又一は小名尾崎にあり、二間四方の堂にて、本尊は立像長一尺六寸あり、村民の持なり、

薬師堂 年貢地三間に四間、村の中間にあり、堂は二間四方、本尊立像にて長一尺餘厨子に入、外に十二神を安す、木像なり、各長五寸餘なり、

舊蹟 柵跡 上澤井村堀にて小名尾崎と云所にあり、相傳ふ昔承とあるよし、其頃將門が從者尾崎十郎と云者、此所に柵をかまへて警衛せしよし、故に今に至るまで字して尾崎と云、又御嶽村にも小名濱竹といふ所あり、是も將門が從者濱竹五郎といへる者の居りし所なりと、尾崎及び濱竹が事外に傳ふる所なければ、其正しきことをしらず、なを御嶽村の條下に合せ見るべし、

澤井村 澤井村は、上下の別ちあり、郡の西寄にて柚保庄に屬す、江戸日本橋より行程十四里にあまれり、村名の起りは村内所々に澤ありて水にとほしからず、故に村民等井の水をたのみず、朝夕の用水竹を樋として各所の近きほとりの澤より引用ゆ、故にかく唱へしなるべし

と云、土地の様かた下りにて平地少なければ、土性は膏腴なり、田のくろ或は路の傍に柚樹をうゆるに、土地に應ぜしにや力を費さずして繁衍して、實のりよきゆへ柚樹多く、熟せしころ馬に負はせて江戸へ出し生産の資となれり、南に多磨川あり、此邊すべて石あらくして水勢はげし、夏の間は鮎をとり又やもめ魚といふものをとり少しくたすけとせり、街道一條あり、上下の村内を東西に達し、多磨川に沿てあり、是甲州への裏道なり、東の方は下澤井にして、西は川井村に隣りて、北の方も又川井・大丹波の二村に接し、東西二十五町、南北十町餘、民家七十七軒、寛文八年會根五郎左衛門が檢地せしは上下の村も同じく、それより前のことは詳ならず、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なることも上下ともに同じ、下澤井村は上澤井村の東の方にあり、江戸より行程、或は村名の起り、並に地形等は上澤井村と同じ、民家七十二軒山の前通りに散住す、東より北は二俣尾村に隣りて、南は多磨川に接し、川の中央を以て境とす、其向ひ御嶽村・柚木村なり、西は上澤井村にさかふ、東西凡二十町、南北十町許、御入國以來御料所なれど、御代官の姓名を詳にせず、寛文八年檢地ありしより、御代官しばしば遷替し、今は前に載る同支配所なり、

多麻川萬年橋圖



高札場 上の分は下澤井村の境にあり、下の分は小名塚瀬にあり、

小名 横尾子 山つゞきの方にて、横尾の西の方往還 丹繩

川井村の境にあり、以上 平溝 二俣尾村と當村と 軍端 東上上澤井村の小名也、方にて上のつゞきな 關谷 東の邊り 塚瀬 村の中ほどに又軍畑ともかく、 大平 北の山ぎしなり、以上 下澤井村の小名なり、

山川 横尾子 澤村の北の方山間より流れ出、凡五六町を

丹繩 澤川井村境の谷間より流れ出、是も五六町ほど流れて多奥澤川に二俣尾村入合の地なり、其村の谷々より流れ出、村内にあり南より東へ流る、こと凡十二町にして末流は多磨川へおちい、川幅四間許、

久保澤川 北の方山ぎしより流出、五町程にして是も

鎧塚 街道の傍にて小名軍場にあり、塚高さ一丈餘、周圍十五神と號す、二俣尾の城永祿六年落城のとき、討死の者の兵器を埋し塚なりと云、鎧器の破れ又は刀劍の折たるものを土人穿出せしことありと云、

兜石 同じ所の島の畔にあり、大き斗桶ほどにて徑一尺二寸許、縁の厚さ三寸程、石の性かた

き石にあらざ、多く黒き石にて内を掘たるものなり、

橋梁 板橋 多磨川にわたす御嶽村へ通ふ所なり、長二十一間幅四尺、洪水の砌も通行せり、兩岸より大木をなげ出し柱なく架せし長橋なり、土人名付て萬年橋と唱ふ、常に牛馬を通せず、

神社 青渭神社 除地山林一町五段四畝廿二歩、村の北大丹波曲折す、社説に云、總嶽は山の名なり、故に總嶽山青渭神社と號すと云、門は道のほとりあり、神主を宮野若狭といふ、入間郡北野村栗原左衛門が配下なり、本社六尺に九尺巽に向ふ、昔は拜殿及び鳥居などありしも、先年火災にかゝりしより今に至るまでなを再立に及ばず、抑當社は「延喜式神名帳」に載る所にして、祭神は大己貴尊と云、されど古き記録の徴とすべきことあるにもあらざ、又たしかに口碑に残りたることもあらざれば、正しくそれとも云がたし、承平四歳次甲午仲春十八日記せしと云、縁起あれど、年代あはずうたがはしきことのみにてとるにたざれど、古きものなれば全くすてんもほいなし、其中青渭と社號を命ぜしよしあり、是もうけかひがたき説なれど、暫くそのあらましを記して一説にそなふ、昔人皇六十一代朱雀院の御宇、下總國にて平將門王命にそむき、自借して親王と稱す、ときに鎮守府將軍源經基武州の守護たりしかば、追討の勅をうけたまはり、軍旅を發して當國に下り、先多磨川の邊りをすぎたまふとき、水色俄に變じて藍の如くなりしかば、將軍奇異の思をなし、此所に暫くたゞみたまふに、此神社のほとりより忽然として一人の童女現はれ出、將軍に向て君此度東國の逆亂を追討したまふ靈神の擁護あるなれば、勝利疑なしと云、それより進發して遂に將

門を退伏したまふ、しかるに當社いまだ定まれる社號なければ、かの河水の瑞兆にとりて、青渭神社と崇めたまふと云々、されど「延喜式」は延長五年十一月、左大臣藤原忠平等が上りし所なれば、天慶三年將門誅伏の年よりは十年餘も前のことなるに、此縁起によつて見るときは、此時始めて社號を命ぜしと云、且この縁起いよいよ承平四年に撰せしものなれば、是亦將門追討より前に記せしものなり、かゝる信じたきことのみを取にたらざれば、其全文を略しぬ、「式内神社考」には青渭の神社は、澤井村にありといへり、今按に渭の字多くぬまを訓するときはあをぬまといふにや、又あをぬの神社といふべきにや、土人は青なみと號すといふ、郡中深大寺村深大寺境内に青波天神といふあり、是青渭の神社なり、然るに青波と稱する謂れば、社前に池ありて青波常に社邊にたゞよへば、いつとなく彼の字に書かへたるなりと、これもうきたる説なれば信じたし、かくまちなれど、いづれも明證なれば、いかにとも今よりは定めがたし、例祭は十八日にて、二月・六月・九月、一ヶ年に三度あり、

神明社 年貢地八坪、村の中程にあり、社は三尺、拜殿二間、村持なり、此二社は上澤井にあり、

天王社 年貢地八坪許、村の西の方道の傍にあり、村の鎮守、八幡社 年貢地五坪許、北の方山ぎはにあり、小八幡社 祠、村民の持、此二社は下澤井にあり、

寺院 慈恩寺 除地一段十二歩、小名横尾にあり、新義眞言宗にて七間南向、本尊十一面觀音を安す、坐像にて長九寸二分、今は住僧もなく甚衰微せし寺なり、開山開基はつまびらかなし、長二尺なる坐像なり、西國三十三所の觀音の寫を安す、木像にて長九寸餘、白山祠 堂後の丘、小祠なり、

ざら、

東林菴 除地九畝十歩、村の西の方にあり、禪宗曹洞派、二俣尾村海禪寺末、是も今住持なく殊に小菴なり、開山開基も詳ならず、菴は五間に二間南向、本尊釋迦の木像を安す、長八寸許、

藥師堂 年貢地九坪、西の方山ぎはにあり、堂は九尺四方なり、本尊木佛にて長六寸許、村民持、

大日堂 年貢地十一坪、小名横尾にあり、三間に三間半の堂なり、南に向ふ、本尊は木佛にて長七寸許、

彌陀堂 年貢地九坪、小名丹繩にあり、四間に二間半の堂なり、本尊長一尺五寸許の木像なり、

十王堂 年貢地十坪、下澤井村の境にあり、堂三間に二間半、本尊木像にて長九寸、

大仲寺 年貢地十二歩、村の東にあり、清瀧山と號す、本山修驗にて高麗郡藤井村白山寺の配下なり、

東國院 年貢地三畝、村の中程にあり、愛宕山と號す、本山修驗にて同郡鹽船村觀音堂別當杉本坊の配下なり、以上上澤井の地あり、

雲慶院 除地境内二百坪許、小名塚瀬にあり、太平山と號す、禪宗曹洞派にて、根ヶ布天寧寺の末、寺領七石を賜ふ、客殿九間半に六間南に向ふ、本尊釋迦の坐像一尺五寸なるを安す、開山を整重九山と云、天正十四年七月十三日に示寂せり、御朱印もありて古き寺なれども、寺鐘樓門を入て右の傳を失ひたれば詳なることを知らず、鐘樓方にあり、九尺四方、鐘のわたり二尺、觀音堂 本堂の西の方にあり、堂寶永二年に鑄しものなり、

○二俣尾村 二俣尾村は、郡の西にて日向和田村につゞけり、氷川郷柚保庄に屬す、俣の字或は又とも書り、當國と相模國の境なる二又川を引て、此地は則島山重忠が戦死せし所なりと云、是牽強附會せしものなり、二俣川は自ら別なり、村内奥澤橋と云を東の方より渡れば街道あり、其道左右にわかる、左は甲州大菩薩峠へ通ふ道にて、東西に通ず、右は小曾木村成木村を経て秩父郡へゆく道なり、ゆへに二俣尾の唱おこれりと、當所は古へ三田彈正忠が居城とせしより、子孫代々この地に住すと云、村民七兵衛が家に藏する記録を見るに、三田彈正少弼綱秀は、平將門十六代の後胤三田の領主、初は鎌倉管領上杉顯定の幕下なり、然るに天文年中上杉氏をとろへ、北條氏康關東に威を振ひ、大半これに従ひけるに、綱秀長

尾輝虎に従ひ、上杉をたすけて北條をうたんとす、其後成田下總守長康、故あつて長尾と牟耜に及びしかば、關東の諸士、いよ／＼輝虎をそむきて氏康に屬するもの多し、然るに綱秀は是にもなびかず、尙輝虎に屬し、三田に籠城せしかば、永祿六年氏康これを攻けるにぞ、綱秀力さへがたく三田の城を落して岩槻におもむき遂に自害す、年七十四、高山淨源菴主と號す、子息二人ありと、是海禪寺の過去帳にのする重五郎・喜藏等が事にて、當所に居住せしなるべし、又日向和田村百姓彌四郎が藏する所の、かれが先祖刑部丞へ北條氏照より賜ひし文書に、二貫文下村二俣尾屋敷とあり、されば元龜・天正の比は刑部丞が領せし所ありしことは疑ひなし、村の四境をいはゞ東は日向和田村に隣り、西は澤井村に接し、北は小曾木村につゞき、南は多磨川を限とし、川の向は柚木村なり、東西一里半餘にて、南北はわづかに五町許、横に長き村なり、地形平にして膏腴の地なれば五穀生殖して土民富る者多し、民家百四十三軒、山林畑地相半し水田至て少し、江戸日本橋より行程十四里半に及び、當所は田安殿の領地なり、賜はりしは延享四年よりと云、檢地は寛文八年御代官曾根五郎左衛門うけたまはりて糺せしことあり、

高札場小名宿にあり

小名 平溝村の方に澤井 蜂窪村の境にて是も澤井出ノケ谷戸前のつ 田入西の方に往 西城寺のほとりにあり、峽田村の南の方に 石神東のはづ 深澤日向和田ひなり古は 宿村の北よりにて山わきなり、街道凡三四町横吹と云、宿許ありて左右に民戸あり、甲州への古街道なり、古へは城下町にてもありしと云、

山川

奥澤川 水源隣村澤井村の穴間より流れ出て、當村に至る多磨川へおちいり、川の幅凡三間許り、

石神澤村北の稜山より流れ出、凡二十一町餘ながれ、小名と澤の名となす、

唐澤村の西の方古城迹のほとりなる谷間よ、唐澤り流れ出、末流はこれも多磨川へいる、

橋梁 板橋 甲州街道の橋なり、奥澤川へ架す、故に奥澤橋と云、橋長さ六間幅四尺、外にも土橋及柴橋など六七ヶ所あり、れども、何れも小橋なれば略しぬ、

神社 石神社 見捨地四畝許、村の入口東の方にあり、村の鎮守なり、鎮座の年代詳ならず、社三尺五寸四方、上に

奥澤村橋頭圖



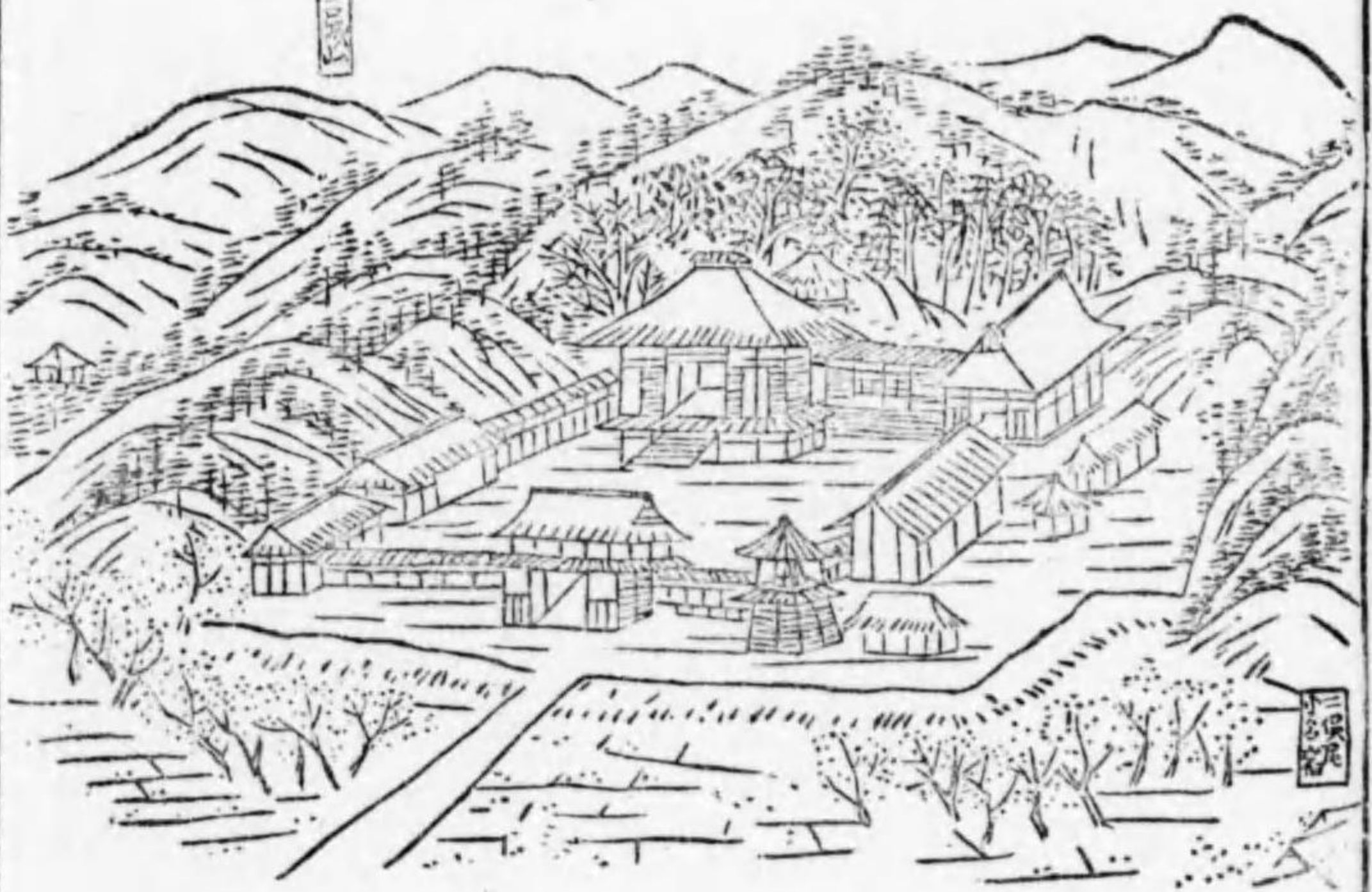
屋あり四間半四方、拜殿二間に五間 神鏡を安す、村持、

雷神社 見捨地二畝許、北の方にあり、小祠、村民の持なり、

寺院 海禪寺 村の中心にて南寄にあり、瑞龍山と號す、禪宗寺領十五石を賜ふ、師朱印御文面に海禪寺と書し賜りしに依りて、今の寺號に改め、山號も又此時より是も今の山號に改しと云、末寺四十二寺あり、開山を一州正伊と云、周防國熊毛郡の人稻田氏なり、十三歳にして薙髮し、長享元年十一月四日示寂す、本寺第二世の僧なり、當寺第二世益芝永謙と云、明應六年三月十八日寂す、寺傳に云寛正年中僧益芝當所に來り、小院を營み號を長勝といひ、おのが師一州を以て開山とし、自ら其二世に居れり、久からずして退隱せしかば、明應元年其弟子雪菴なる者、師の遺跡を慕ひ、又當所に來り堂宇を建立し、師の號をとりて山號とし寺を海禪と云、五世太古の時に至りて、當所の城主三田彈正少弼綱秀住僧とばかり、當寺を再興せり、然に永祿六年三田氏落去せしかば、遂に兵火にかゝりて諸堂ごとく焼失せしを、天正十七年第七世天江東岳はさきに徳光禪師の號を賜ひし人にて、此僧の時に至りて諸堂悉く修造せしが、其後又回祿に罹り、今又諸堂建り、當寺は綱秀が中興せしなれば、其鼻祖平將門の位牌を置り、是は將門が家臣野口氏の末孫刑部少輔秀房が納むる所なり、表に將門平親王親王三田代々尊靈とありて、裏に其をさめし謂れを書せり、させる考證ともならず、ことに寛永四年に納めしものにて、古きことにもあらざれば其全文を略せり、

猶青梅村金剛寺の條下を合せ見るべし、又開基綱秀が位牌あり、福禪寺殿前臺又高山淨源庵主、三田彈正少弼平綱秀、

海禪寺境内圖



永祿六年癸亥十月十三日とありて、過去帳に妻及び子孫の法
諱あり、青龍院殿玉安妙峯大姉、綱秀内室、永祿三庚申年八
月六日、長善院殿貴山道富居士、嫡子三田重五郎、永祿六癸
亥年十二月廿四日、仁叟院殿儀山道廊居士、次男三田喜藏、
永祿七甲子年八月廿六日、法性院殿明岑道三居士、三男三田
五郎太郎、豆州而生害、元龜三壬申年三月十一日としるせり、
又天正三年勅願所及び徳光禪師昇殿勅
許の繪旨二通を識す、則左にのす、

當寺事、爲 勅願所、宜專佛法之紹隆、奉禱聖運之
長久者、

天氣如此、悉之以狀、

天正三年六月廿三日

福禪寺

左中將花押

當寺可爲勅願所事、則繪言如斯候、尤珍重候、可被
抽 朝家安寧之精祈候、殊下國殿別而馳走之由、神
妙思食候、彌諸檀那之助縁可被專宗統之再隆候、隨
而出世之地之事得其意候、猶西堂可有演說候、恐々
謹言、

六月二十三日

福禪寺

充房(裏花押)

勅、徳者依道自彰、名者隨行惟貴、天成美世之所恭
東岳和尚傳鷲峰心印續少林妙訣、凌寒避暑參謁江湖
之諸老焉、積雪增氷經歷曹溪之三路矣、歛眸擬見竺
教之東漸既離是非、傾耳要聞胡僧之西來、豈求名句
肆舉者宿賞以震章特賜關州徳光禪師、

天正十三年十二月廿七日

第十五世保禪の時、寶永五年正月十六日隨意會下號免許
あり、本尊は釋迦の坐像にて長一尺五寸、脇士文殊、普賢、作
しれず、客殿十三間に九間通廊 門一丈に九尺五寸、鐘樓
あり、十五間と十三間なり 山門の前にあり、鐘樓
門を入て右の方のあり、一丈四方、鐘の 禪堂山門を入て左
徑二尺三寸、貞享年中鑄治せしなり、 禪堂の方のあり、
五間に四 山門三間四方、横一丈五尺、 開山堂 本堂の後に
間七尺、 山門 本堂の正面にあり、 開山堂あり、二間
半に三間半、 長泉院 除地九畝十歩、小名西城にあり、金花
土藏なり、 禪宗曹洞派にて、前寺の末
なり、客殿八間に五間南向、本尊釋迦の坐像を安す、長一尺
九寸、開山を雪菴と云、本寺の第三世天永三年四月八日示寂、
開基つまびら
かならず、

高源寺 除地七畝六歩、小名平溝にあり、天徳山と號す、是も
す、長二尺餘、開山を家山東傳と云ふ、本寺
第十世示寂の年月を失ふ、開基詳ならず、

慶徳寺 除地六畝十五歩、高源寺の並にあり、永昌山と號す、
是も本寺同前、客殿五間半に三間半南向、本尊釋迦の

坐像にて長一尺五寸、 御靈社地は、この社のために免除せ
開山前寺に同じ、
ざれば其詳なることをしらす、

正明院 除地三畝十歩、小名峽田にあり、月光山と號す、新義
の畫像を掲ぐ、開山
開基は詳ならず、

泉藏院 除地五十四坪、小名宿にあり、水澤山と號す、正明院
同宗にて、是も金剛寺の末なり、本堂四間半に四間、
本尊如意輪觀音を安す、坐像にて
長一尺五寸、開山開基詳ならず、

藥師堂 小名宿にあり、堂は二間半に四間、本尊
藥師堂 坐像にて一尺五寸厨子に入、村民の持
藥師堂 小名西城にあり、堂二間四方、本尊坐像にて長一尺餘
藥師堂 厨子入、村民の持、此二ヶ所の堂地、各年貢地にて四
間に五間

接引堂 見捨地五間に六間、小名奥深に在り、堂二間四方、本
尊正觀音立像にて長一尺四寸なるを安置す、村民の持
り、

舊蹟 古城蹟 古へ城のありし頃は幸垣城と云、村の北境にて海
登り五六町許、習傳ふ三田彈正忠代々居城せし所なりと云、
山の頂に堀のあととこれり、南の方中腹に壇ありて、こゝに
馬場迹存せり、幅三間餘にて長さ一町許、小名平溝の邊は古
への大手口にして、西城といふは城主居館のありし所なりと

云、今は名主勘左衛門持なり、先年杉の木を植んとて、山の片はしを掘穿ちければ、矢の根鎗の穂など出しことあり、近年石炭を焼とてこゝかしこ、餘ほどほり平けしかば、其形もうせしといふ。

古屋敷 小名宿と云所より北の方、山際までを其かまへなりと居住すといふ、此人は三田彈正綱秀が一族たりしに、綱秀没落の後北條家の旗下に屬せしが、小田原落城の後御當家へ召出され、旗下の士に列せられ、子孫神田三右衛門が時、寛文中中江戸へ移り、此屋敷地は村民作兵衛なる者に與へたりと、今尙其子孫藤兵衛が構なり、この地に永祿より元祿の頃まで、神田氏が世々の墓碑あり、將高が碑面海性院月浦道舟居士、元和六年庚申十一月廿七日と彫れり、又海禪寺過去帳にもこの法諱を記せり、平四郎が家召出されたる年月等詳かならず、舊家 百姓七兵衛氏を谷合と稱す、代々里正を勤む、先祖は

へず、系圖舊記等をも所持せざれば、其來歴を詳にせざれど、かれが先祖が慶長の初に筆記せしものに、三田綱秀が城永祿六年落去し、其後三田父子没せしことを記したるものを所持し、並に上杉顯定より三田彈正忠への書簡一通、外に豊臣家の文書及び傳馬御朱印を藏せり、みな左に出せり、

就向其口敵相動注進只今戊刻到來火手見候迄無心元候間長尾修理亮其外至于高倉差越候處敵入馬候由告來候間、至于酉刻歸陣今日刷之次第被露紙面候無是非候、柗田事大切候、彼地へ動候者則被馳籠堅固之

備肝要候、恐々謹言、

三月晦日按に永祿七年か

顯定(花押)

三田彈正忠殿

京大坂よりなこや迄つき馬次夫之事

一京よりは

關白殿御朱印

一大坂よりは

北政所殿御をして

一なこやよりは

太閤様御朱印

一右之所々一文つかひの精錢百貫文ツ、被置候條、

次馬つき飛脚如御定可相渡候事、

一馬ニ者一里ニ付而精錢拾文ツ、十里之分合百文

哉之事、

一次夫一人一里ニ付而四文ツ、十里之分合四拾文

哉之事、

一馬之荷一駄拾貫目たるへき事、

一人夫之荷物一荷拾貫内たるへき事、

一御朱印御遣して遣候條、任其旨相渡追而可遂算用

事、

一次馬次夫之事、右之御朱印御遣して無之、其かり

ことにて可有之候間、一切不可許容候事、

一駄賃馬人足かり候においては上より被下候ごとく、駄賃の高下なく貸可申事、

右條々堅被相定置訖、若於相昔者可被處嚴科者也、

天正廿年八月 印

大坂よりなこやへ次舟

一大坂よりは

北政所殿御印

一なこやよりは

關白殿御朱印

一右浦々に一文遣之精錢百貫文宛被置候者次舟に可被下定に候、但奉行相紛惡錢を遣候は、御定こと

太閤様御朱印

く、何錢にても増を入可請取事、

一次舟四たんほたるへく候、壹艘一里に付て右之公用廿文宛、十里之分合貳百文哉事、

一御定之御朱印御印めい、請取置、次舟に公用遣

之追而算用可仕候、自然御朱印御印無之族、次舟

之儀雖申付不可許容事、

右條々若違犯輩忽可被處嚴科者也、

天正廿年八月日豊臣氏の印あり

兵庫

傳馬五疋可出之旨被仰出者也、仍如件、

文祿二己年 丑卯月十五日

自北山 くり橋迄

○日向和田村 日向和田村は、郡の西二俣尾村の東隣にあり、古は氷川郷に屬せしが今は用ひず、江戸日本橋より行程十三里餘、當村もとは日影和田村を合せて一村なりしが、後に今の如く二村となりしよし、年歴は傳へざれど正保中のものには分ちて二村をのせたれば、この以前分村せしことは論なし、猶日影和田村の條下を合せみるべし、家數六十五軒、東西二十町、南北十五町許り、東は青梅村に接し、西は二俣尾村を限り、北は黒澤村に隣れり、南は多磨川を以て堺とす、川の向ひは日影和田村なり、畑六分山林四分にして水田なし、土性眞土或は野土なり、古は當村と青梅村との堺に楯の澤といふあり、是村内の小名にして、天正の前より田邊清右衛門惟良と云もの住居せし所なりといへり、其後宇大夫と云へるが寛文以前まで住せし所なりとて、今も土人其所を屋敷迹といふ、下に出せり、尙其條下を合せみるべし、寛永二十一年正月十八日檢地ありといふ、其人の姓名を傳へず、今は小野田三郎右衛門が支配所なり、

日向和田村



高札場村の西寄街道

小名 岩下 西寄二俣尾村 小原 是も西寄 白倉上、矢毛
 立村の中程 芝原 上中の堺なり、以 細田 多磨川附、濱
 矢場村の中程 茶堂 東寄な 狸澤 村の中程を云、以 長
 坂村の東寄 楯右の二ヶ所は東の方
 山川 巖穴一ヶ所 村の中程より北の方山の半腹にあり、堅は
 灰汁石にて日原山中の窟と同じ、
 橋梁 橋三ヶ所 一は村の入口橋の澤にあり、板橋長さ五間許、
 に架す、古へあやうき橋ありしより名とすれども、今は石橋
 架せり、長さ九尺幅一間許、一は多磨川に架す、板橋長さ十
 九間幅三尺、水際まで四丈餘、洪水の患なく通路せり、是も
 澤井村の萬年橋とおなじく抛わたしの橋なり、當村と二俣尾
 下村柿木と四ヶ
 村にて造れり、
 神社 三鳥社 除地一段七畝二歩、村の東の方にあり、神主を岩
 本社は三間四方南向、上屋二間に三間、拜殿二間に四間半、
 神體は童子形にて胸に跨れり、木像長さ八寸許、相傳ふ古は此
 邊り甚幽僻の地なれば、人も多く通ざるに、ある時童子馬に
 乗てすぎけるを、土人何故にか打殺けり、其後しばしば祟を

なして村民を懼しければ、神に祭りて其冤魂をなだめんとて、
 三嶋明神と崇めしより、祟り忽にやみけるとぞ、此説うけか
 ひがたきことなれど、土
 人の話なれば記をきぬ、

寺院 明白院 除地二畝十一歩、三嶋社のならびにて少しく西へ
 村海禪寺末、本堂五間に七間半、本堂將軍地藏長三尺五寸の
 木立像を安す、開山天江東岳と云、慶長十八年八月廿七日示
 寂す、開基は松月良永と云、村民彌四郎先祖野口刑部承がこ
 となり、寛永六年二月十二日没す、なを下齋家の條に出せり、

舊蹟 屋敷蹟 青梅村と當村との境にて、小名楯澤と云所にあ
 るまで住居せし所なりと、其後年月詳ならず、武家に召出さ
 るると云、名主彌四郎が家に田邊氏より此地をあづけおける
 よしの書簡ありと云、寶曆十一年三月豊嶋庄七うけ
 たまはりて抛入をせしより、今は畑地となりたり、

舊家 百姓彌四郎 氏を野口と稱す、先祖を刑部丞秀房といひ
 臣なり、綱秀永祿年中岩槻にて自害せしとき、秀房からふじ
 て命たすかり、遂に當所に来り民間に土著し、寛永年中八十
 九歳にて没せしと云、其後のこと詳ならざれど、かの子孫た
 ることは疑ひなし、北條家よりの文書八通を所持す、其寫し
 こゝに出
 せり、

書出

一五拾五貫文

高麗郡内 平澤之郷

一拾壹貫文

駒久野 丹三郎 横吹

一二貫文

下村 屋敷 二又尾

一小會木郷御代官所如前々
 右今度師岡與今同時御嶽山致籠城、抽而依走廻本領
 被下置候、彌々可令忠信者也、仍如件、
 十二月廿八日

氏照(花押)

野口刑部承殿

本わ爲御普請小田原之御馬來十六日御出馬候、各致
 其支度可罷立、然者くわ貳くなわ四房可爲持旨被仰
 出候也、仍如件、
 鍵こはた如本着到可持之者也、
 寅正月十二日(虎印あり)

野口刑部殿

未進之麥八依明日御陣着比引ミへ迄必々付可申、此
 上就致無沙汰者足輕衆へ被遣候間、直ニ郷中ニ指越

牛馬を可被爲引者也、仍如件、
戊六月五日

平澤百姓中

右爲漆買錢代物壹々四百文被下之間、□漆七ツ相調
十二月十日を限可納之由被仰出者也、依如件、
亥十一月十二日(象朱印あり)

駒木野兩分百姓中

□□□候令啓候□□瀧山□中上候處、大筑御馳走
就之貴邊別而爰元ニ御入魂之御取成之由候忝次第ニ
候、於向後も當日隨身之所用不可有異儀候、又御且
方御前任入候巨細生雲ニ申候條不具候、恐々謹言、
十一月四日

德雲齋周日(花押)

野口殿

參る

如仰以□在府大儀至候、可過□□□當地へ可有參府
上之儀候、爰許御手透候は尤候、御所様御煩氣以之
外候間、更御隙無之候惣別一切之申事はや及廿日餘

候得共、一事も我人不申上得候、一日も大切之地ニ
と御越候て不可有共曲候、御歸城之時分を可被相待
候、月合邊を必々可爲御歸城候間談合可申候、兼又
紙給候祝着之至ニ候事々可申述候、謹言、
七月十日

一雲花押

野助十御報

今日御出陣候、然者來七日如前々矢楯馬一疋好馬を
撰み、河越にても又野陣へ成共承合、御陣着所へ必
々七日ニ引來太田豊後代可渡之、致無沙汰付者則令
打散永可被爲山野旨被仰出候、仍如件、
九月七日(虎印あり)

平澤百姓中

出書

一永廿貳貫五百八拾四文、同所巳年金錢釘買代、
一永七拾四貫百拾八文、同所年金錢大鋸作料、
一百五石三斗五合、 同扶持渡、

是ハ大鋸六千七百七十九人、此外百貳十人は御國
役并兩扶持鹽噲之代共、

一五拾四石五斗四升、 人足扶持、

是ハ人足壹萬九百八人、材木運并大鋸番匠小屋
夫共、

米合八百七十四石六升七合

永合百四拾九貫九百卅貳文

慶長十一年丙午六月吉日

神主

濱名助六郎

大野善八郎

當代官

鈴木孫右衛門

右巳午兩年之御造營、三奉行野口刑部少輔走廻番匠
大鋸衆御算用共ニ致之付而、向後までの覺ニ如是等
書置者也、

藤原 秀房

新編武藏風土記稿卷之百十七

多磨郡之二十九 三田領

○青梅村 青梅村は、郡の北にあり、古えは青梅町とい
へり、柚保小曾木郷と稱す、今土人柚保を以て庄名とす
るは後世の唱なり、或は云此地【古檢地帳】には長淵郷と
ありしと云、東は西分村に隣り、西は日向和田村に接し、
北は嶺續きにて黒澤村に及べり、南は多磨川を踰て畑中・
駒木野・上長淵の三村に墾ひ、又地續きて千ヶ瀬村にも入
會へり、東西十五町餘り、南北五町程、村の中央東西へ
の往還一條東西へ貫き、民戸四百二十軒餘、大抵籾を並
べ左右に連綿し又は他所にも散住せり、街道にはあらざ
れども甲州へ往返の旅人多くこゝに路をとれり、故に甲
州裏道と云、本道よりは二里程近き故なり、されど官事
をおひし旅人は必ずこの塗によらずと云、村内及び此邊
の土人常に青梅縞を織出せり、當村は其本原たるにより
て、他村より出すものといへども私に賣買をゆるさず、

新編武藏風土記稿卷之百十六終

毎月四度の市日を立て、近郷より悉く爰に持來りて交易す、是を縞市と名く、相傳ふ此市嘉吉元年に初りて今に連綿し繁昌せしといふ、元來月ごとに二七の日を用て六度の定市なりしが、故有て七日・廿七日の兩度を當郡新町村へ譲りしより、月に四度となりしか、別に五日・廿五日の兩日を建て其代日となす、此日は絹布の交易を禁じ、たゞ日用の諸品を賣買す、是を名けて間の市と云、故に他國の人も常に寓居し、郡中に於ては八王子の市町につける者なり、村氏も耕織の外に或は商買の業をなして生産をなすもの多し、抑この土地の開けし年歴を尋ぬるに土人相傳ふ、承平以前よりの村落にて、平將門が住せし舊地なり、よりて其子孫三田某世々の領地なり、然れども古への村落は南に有て、今金剛寺境外に千ヶ瀬村よりの通路ある邊を青梅村と云り、今の町は寛永の頃より開けしよし、當村の市も古えは千ヶ瀬村の市なりしとぞ、永祿六年三田彈正少弼綱秀が卒せし後、其家廢滅に及び、それより後の沿革さだかならず、御當代となり、正保の頃には金剛寺領の外皆御料所にして、高室喜三郎昌成が御代官所なりしが、後田安殿の領地に附せらる、今に同じ、檢地も古きことは傳へず、寛文八年曾根五郎左衛門紀す、又青梅新田と云あり、凡五段七畝六歩延享四年伊奈半左

衛門檢地す、是は御代官所にして今小野田三郎右衛門支配す、此地は百姓儀兵衛一人の持なり、此所は享保の頃まで御代官の陣屋の跡なり、當村の地形半は平陸にして西の方は漸々に卑低なり、北に山丘あり、南は多磨川に臨めり、土性砂利眞土或は黒野土、陸田多くして水田少し、天水を仰ぐの外僅に澗水を引て灌漑とす、江戸日本橋迄の行程十三里にあまれり、

高札場 村の中央にあり

小名 笹門 村の東西分村の界にあり、土人此所を呼て御嶽山の所に御嶽山を遙に拜せんとて、有あふ笹を結合せて假に鳥居となせしより、御嶽のこの鳥居とよべり、今に此所に笹あり、下宿 前宿の並、中宿 前宿の、溝端 並、森下 並、うら宿 森下より西にして、往還家並の内ならず、竹木の梢をうらと呼が如く、村の端頭といふ義なりとぞ、以上皆往來にかゝれる小名なり、東より數へて西に至る、桐窪 村の西の方、天ヶ瀬 村の南に、大柳 駒木野村の南にあり、瀧ノ尻 中宿の後、瀧ノ上 千ヶ瀬村の境なり、中西 上宿の口なり、田向 中西の西並にあり

青梅驛圖



山川 坊主山 村の北の方権岩寺の背後にあり
青梅山 黒澤村への往來にあり、三島坊 金剛寺の前より大柳への往來にあり、三多磨川 日向和田村堺より來り、千ヶ瀬村に達す、村内を經る流の水岩壁を衝て激沸鳴動す、往來の筏誤て激流に觸るゝときは忽に顛敗す、故に爰をいつて多磨川第一の難所となす、それより東に渡船場あり、大柳の渡といふ、駒木野村への往來を渡す、冬春の間土橋を架して往還す、又五右衛門不動澗など云所あり、皆天ヶ瀬澗續きにあり
別當澤 住吉明神の東の方山間にあり、是より清泉湧出して小渠あり、みな所々の山間よりいづ、桃澤 秋葉山と山王山と、小渠なり、日向和田村の内三田彈正古壘の蹟なる橋臺と楯澤 いへる所より出、日向和田と當村との接際をへて多磨川に入る、土産 梨子 土地に應じて味亦佳、家々神社 住吉明神社 社地餘、一段三畝廿七歩、小名笹門にあり、本社六尺四方、彩色の彫刻あり、幣殿二間

に二間半、拜殿二間に五間半、神體木像長一尺餘、本地十一面觀音、傳教大師の作、もと村内延命寺の本尊、故ありて當社に納めて本地佛とす、社前に凡九十級の石階あり、村内の鎮守、例祭毎年三月廿七八の兩日を用ゆ、村内修驗吉祥院持、末社 辨天祠稻荷祠 共に小

金毘羅社 社地年貢地、十二歩許、村の北山嶺にあり、麓より凡三十級の石階を躋り社頭に至る、本社九尺に一丈二尺、鳥居の傍に東西南北の方位を配し、又近郷勝地の里程を記せし石標を建、近來好事者壺の碑に擬して造りしものと見ゆ、村民彌左衛門持、熊野社 社地除三畝二十四歩、一間半に二間の熊野社覆屋、陣屋跡の鎮守、村民の持なり、

七星權現 秋葉權現兩社合殿、梅岩寺○御朱印地の山上にあ七折して十級の石階あり、それよりなな十八級の石階を攀

て頂上に至り、社あり、一間半四方、拜殿一間半に二間半、愛宕社 年貢地、前社より西の山上にあり、石階凡二百五十級を躋り社前に至る、九尺四方の社なり、金剛寺持、

寺院 金剛寺 小名天ヶ瀬にあり、青梅山無量壽院と號す、眞言宗新義山城國御室御所仁和寺の末、天正十九年十

一月御朱印寺領二十石を附せらる、末寺二十五院を統、縁起に據に承平年中平將門この地に佛縁を結び、一枝の梅をさして我願成就あらば榮ふべし、しからずんば枯よかしと誓ひしに、其枝果して新芽を抽て枝葉年々逐て繁茂せり、將門誓ひの驗ありしを喜て、當村に佛閣を觀立し、京洛蓮臺寺の寛空僧正を請て開山にあてられしとせしかど、寛空頗にこれを辭し、

弘法自作の遺像を此地に下して開祖に擬し、寺を金剛と名け、又更に將門護持の彌陀を安置して、無量壽院と號せしとぞ、かのさす所の梅實を結て後、成熟の時を歴るといへども常に青色を存して標落せず、世人奇異の思をなし、是より地をも青梅と呼べりと、本堂に將門平親王朝臣代々尊と題せし位牌あり、その背に新王の輿を立られしは、山中棚澤なり、因て其地に宮を置て先代より敬禮す、三田の先祖七十四代まで恙なかりしに、永祿六年彈正少弼綱秀死して後滅亡し、野口許りは生殘り、今八十九歳に及ぶ、ま、靈牌を作りて三田の菩提所に納るよしを、俗文にて筆し寛永四年八月吉日野口刑部少輔秀房松月題せりとあり、秀房この位牌を納るとき、凡三基を作り、餘の二基は二俣尾村海禪寺、根加布村天寧寺に置、皆一様のものなり、本堂七間に八間、本尊不動を安す、村民白不動と云、十方正面不背の畫像、智證大師の筆、寛空の所持せしものと云、常に秘して人に 護摩堂二間四 辨財天社小、鐘樓八尺四方寛文六年 青梅一株庭前にあり、五間四方に及ぶ、枝たれて地を距ること纒に三尺餘、往古の梅樹は枯て現在のものは其葉にて、村民瀧上の長右衛門と云る舊家の農人が庭にありしを移せしものと云、今其跡へは古株の朽たるにて神體をきざみ稻荷社を置り、昔は傳説の如く梅實常に青色をおびて標落せず、翌年花の時に及てなを恙なく、新に實結ころ始めて枝を辭せしが、近來保ちあしくして散落するもの多しと云、

武藏國多摩郡青梅里金剛寺の境内に、年ふる一株の

青梅村金剛寺圖



梅昔より今にいたりてむすふ實の枝に熟すれとも、其色青くてかわることなし、此里を青梅村とも稱するは、ひとへに此一樹の名譽によれりとぞ、凡比類あるまじき珍木そのことものと、ゆへあらむこと必せり、

むすふ實のかわらぬ色の名もよ、に青梅のむらの梅の一もと、正二位資矩

寺寶 弘法大師自刻木像一軀 坐像長五寸許、寛空おくりて 當山の開祖に擬するもの、

彌陀一軀 平將門守護の本尊、 四所明神四軸 弘法大師の筆 或は狩場明神ともいふ、一は丹生明神丹生津妃、 如意輪觀

音一軸 上宮太子 般若十六善神一軸 筆者詳ならず、相傳へ

ふい、 兩界曼荼羅一軸 筆といふ、 四面器一顆 五鈷

一顆 縁起に據に、この二品は弘法大師唐山より持來りしもの

於て僧良深に命じて護魔修行有し時、神護寺よりこひて其具

に用ひしといふ、良深は當山の住職たりしによりて寺寶とな

鉢形北條の文書 一通

寺領之事如前々寄進申候、就中鹽船寺青梅兩寺之門内不入定置候者也、仍如件、

○氏照朱印文「如意成就」

永祿五年 六月廿日

金剛寺

梅岩寺 村の北山下にあり、龍光山と號す、臨濟の禪宗、村内半に七間、本尊虚空藏、開山開基詳ならず、

扇松 山上にあり、

東光寺 境内除地、五畝、小名田向にあり、大柳山と號す、村内金剛寺末、客殿三間に五間、本尊地藏木像一尺五寸立身なり、

西福寺 境内除地、二畝四歩、天ヶ瀬にあり、天瀬山と號す、村内金剛寺末、本尊如意輪觀音木の坐像長一尺餘、近來堂宇廢類して、寺務は盡く本山の預となれり、

來迎寺 境内一畝許、年貢地、村の西にあり、瑞雲山と號す、本尊彌陀、二間に五間の客殿に安す、今住職なし、以上共に金剛寺持、

常保寺 境内除地、六畝廿八歩、小名瀬上にあり、瀑布山と號す、禪宗濟門或は白瀧山といふ、境内小瀑布あり、名づけ

て富士向きの瀧といふ、正しく富嶽に向ふを以てなづく、山號の起りも此小瀧あるを以て名づく云、當郡長瀧村玉泉寺末、本尊釋迦を安す、木の坐像長一尺餘、客殿五間に八間南向、開山吹峯宗蔭嘉吉元年八月朔日遷化、一年鬱攸の災にかゝり縁起を失ひ開 赤神チャクシン社境内にあり、祭神はすなはち基等詳ならず、神武天皇なりといへどうけかひがたし、咳嗽を患るもの、社頭にある所の杓子を假て家に置ば必平愈すと云、愈て後一を添て返す、例祭毎年八月朔日、此日大般若を執行なせり、

延命寺 境内除地、一畝十五歩、笹門にあり、住吉山と號す、是も玉泉寺の末、客殿六間半に五間、本尊釋迦の木像にてたけ一尺五寸立身、開山奉峯遷化の年月をつたへず、當院もとの本尊は十一面觀音なりしが、故あつて村内住吉明神の神體に納めしにより、その因みをもつて住吉山と稱せりといふ、

瑞龍菴 見捨地、二間に五間半、一に源上菴と云、桃澤山と號す、彌陀の木像を安す、長二尺餘、村の持、
藥師堂 千ヶ瀬村の界なる空地にあり、二間に一、間半、立身の木像長一尺五寸、常保寺持、
觀音堂 見捨地、四間に二間半、十一面觀音木の坐像長九寸餘、同寺持、

○西分村 西分村は、郡の中央より西北にあり、古は勝沼村と云、小曾木郷柚保に屬せり、村の名義は古此邊は總て勝沼と云しが、後分村となりし時西の方なる故に西の分と名付け、其外乘願寺村はかの乘願寺と云る舊寺の

べきなり、

名によりてなづけ、上下師岡の二村は師岡某と云る人の居城せしによりて稱し、根ヶ布村は此あたりより谷合へ入て山の根にあればかくなづけたりと、ことに乘願寺を勝沼山と號する類、とにかく此邊中古以前總名勝沼なりしことしるべし、江戸日本橋より行程凡十三里、民戸三十一軒、四隣、東は乘願寺村に隣り、西北の方は青梅村に接す、南は千ヶ瀬村の山をもて境となせり、東西二丁餘、南北へ一丁許、土地平なり、土性は眞土にて皆畑の地なり、正保年間のものには高室喜三郎御代官所とあれば、この頃は御料なりしことしるべし、其後いつの頃よりか私領所となりし年歴は傳へず、今は大久保加賀守忠眞領分にて、檢地は寛文八年三月會根五郎左衛門たゞせり、

高札場 村の中央にあり、

神社 妙見社、村の西にあり、御朱印三石、鎮座の年歴を傳へず、村内の鎮守なり、本社二尺五寸南向、上屋一間半、神體丈六寸、

別當宗徳寺 社の傍にあり、臨濟宗、多磨郡長瀧村玉泉寺の末、厨子にをさめたり、

妙見山と號す、本堂は近き頃丙丁の災にかゝりし後、造營の企あれども未だ其功をおはらず、本尊地藏木の坐像にて長さ一尺二寸、開山一菴光林は永享五年寂せりと云へば、この寺も舊くより草創せしことにて、妙見の社の鎮座もをしてしる

○北小曾木村 北小曾木村は、郡の北の端にあり、江戸よりの行程凡十四里程、前村にをなじ、民戸六十九軒、村の四境、東は峠を隔て黒澤村に境ひ、又川に續て上成木村に至れり、西は二又尾村の山を堺となし、南は日向和田村に隣り、北は峠を隔て、上成木村上下分の山に續けり、東西へ一里餘、南北はわづかに六七丁に餘れり、村内山谷相連り、土性は小石交りの處多し、又眞土赤土の處もあり、村を平均していはゞ七分餘山林、其餘は皆畑の地なり、この村にて石灰を製せり、されば村役をもなさざるゆえんは産物の條に出せり、御入國の後寛永・正保の比高室四郎兵衛・同喜三郎が御代官所なりしものに見えれば、この頃は御料所なりしなるべし、寛文年中は會根五郎左衛門が支配所なりしよし、それより數度の變遷ありて、今は小野田三郎右衛門信利支配所なり、

高札場 字吹上峠の下にあり、

小名 白屋 東方成木村、坂下 前の嶺、東寄に、赤新

田 北寄に、栗平 南の界を、漆尾 北寄赤新田のつ、正澤